

平成 23 年度版

青森県の男女共同参画の現状と施策

～ 男女が わかち合い ささえ合う 青森県 ～

青 森 県

発刊によせて



青森県知事 三村 申吾

少子高齢化の進行や、社会経済情勢の急激な変化に対応し、活力ある地域社会を維持していく上で、女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら、支え合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、非常に重要です。

国では、これまで男女共同参画が十分に進んでこなかった反省を踏まえ、「実効性」をキーワードに、昨年度、「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

県においても、平成19年3月に、第2次計画となる「新あおもり男女共同参画プラン 21」を策定し、青森県がめざす男女共同参画社会像として「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」を実現するため、様々な施策を展開しています。

今後とも、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、誰もが多様で柔軟な生き方、働き方を選択しながら、いきいきと暮らせる環境整備に取り組むとともに、市町村、各種団体等と連携をとって、男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。

本書は、青森県男女共同参画推進条例に基づく報告書として、「新あおもり男女共同参画プラン 21」の基本目標、重点目標及び施策の方向等に沿って、本県における男女共同参画の現状と具体的な施策について記述しています。

この報告書が、一人でも多くの県民の皆様に、男女共同参画社会についての理解と関心を深めていただく機会となり、今後の更なる取組に役立つよう期待いたします。

平成23年10月

目 次

第1部 男女共同参画の状況

序 章	男女共同参画施策の推移	2
第1節	国際的な動き	2
第2節	我が国の動き	4
第3節	青森県の動き	8
第1章	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	10
第1節	政策・方針決定過程への女性の参画促進	10
第2節	女性の人材養成と情報の提供	17
第2章	職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	19
第1節	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	19
第2節	農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進	29
第3節	男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援	33
第4節	高齢者等が安心して暮らせる環境づくり	44
第5節	青森県男女共同参画センターの充実	47
第3章	男女の人権が推進・擁護される社会の形成	50
第1節	女性に対するあらゆる暴力の根絶	50
第2節	メディアにおける男女共同参画の推進	57
第3節	生涯を通じた男女の健康支援	58
第4章	男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	65
第1節	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	65
第2節	多様な選択を可能にする教育・学習の機会の充実	70
第5章	国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	75
第1節	国際交流・国際協力の推進	75
第2節	地球環境保全活動の推進	76
<資料>	青森県の人口	77

第2部 平成22年度推進状況及び平成23年度推進計画

第1章	男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進	82
第1節	県の推進体制の充実	82
第2節	市町村との連携強化	83
第3節	関係機関等との連携	83
(1)	新あおもり男女共同参画プラン21の体系図	84
(2)	新あおもり男女共同参画プラン21に関連する指標	92
(3)	新あおもり男女共同参画プラン21に係る関連事業一覧表	93
第2章	施策の内容	104
基本目標Ⅰ	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	104
重点目標1	政策・方針決定過程への女性の参画促進	104
重点目標2	女性の人材養成と情報の提供	104
基本目標Ⅱ	職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	105
重点目標3	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	105
重点目標4	農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進	108
重点目標5	男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援	110
重点目標6	高齢者等が安心して暮らせる環境づくり	120
重点目標7	青森県男女共同参画センターの充実	123
基本目標Ⅲ	男女の人権が推進・擁護される社会の形成	136
重点目標8	女性に対するあらゆる暴力の根絶	136
重点目標9	メディアにおける男女共同参画の推進	138
重点目標10	生涯を通じた男女の健康支援	138
基本目標Ⅳ	男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	144
重点目標11	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	144
重点目標12	多様な選択を可能にする教育・学習の機会の充実	145
基本目標Ⅴ	国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	149
重点目標13	国際交流・国際協力の推進	149
重点目標14	地球環境保全活動の推進	149

第3部 資料編

1 市町村における男女共同参画の状況	156
(1) 市町村議会議員の状況	156
(2) 市町村行政委員会の登用状況	157
(3) 市町村における男女共同参画の取組状況	158
(4) 市町村男女共同参画行政担当窓口の状況	158

<以下省略>

2 参考資料	160
(1) 青森県男女共同参画推進条例	160
(2) 青森県男女共同参画推進本部設置要綱	162
(3) 青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例	165
(4) 青森県附属機関に関する条例（抜粋）	168
(5) 青森県男女共同参画審議会委員	170
(6) 男女共同参画社会基本法	171
(7) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）	177
(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	183
(9) 次世代育成支援対策推進法（抄）	196
(10) 少子化社会対策基本法（抄）	198
(11) 男女共同参画の推進に関する年表	200
(12) 男女共同参画関連相談窓口一覧表	203

第 1 部

男女共同参画の状況

序章 男女共同参画施策の推移

第1節 国際的な動き

1945年(S20)10月に発足した国際連合(以下「国連」という。)は、翌1946年(S21)に「婦人の地位委員会」を設置し、以来、「国連憲章」「世界人権宣言」(1948年、S23)、「婦人の参政権に関する条約」(1952年、S27)さらに「婦人に対する差別撤廃条約」(1967年、S42)等女性にかかわる宣言や諸条約を相次いで採択するなど男女平等と女性の地位向上を促進するための積極的な取組を続けてきた。

この間、各国においても、制度上の男女平等には顕著な進歩が認められたが、現実面ではその取組が概して遅れており、女性の能力が十分に活用されていないことが指摘されるようになった。

このような状況を背景として、1972年(S47)の第27回国連総会において、国連の目的とする基本的人権の尊重に基づいて、あらゆる分野への女性の全面参加を掲げ、全世界が男女平等を目指す国として1975年(S50)を「国際婦人年」とすることが決議された。その目標として「男女平等の推進」、「社会、経済、文化の発展への女性の参加」、「国際友好と協力への女性の貢献」を掲げ、女性の地位向上のため、世界的規模の行動を行うことが決定された。

1975年(S50)7月、メキシコシティにおいて開催された「国際婦人年世界会議」は第1回目の世界女性会議であり、133か国の政府代表が集まり、国際婦人年の目標達成のために各国のとるべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択された。

また、同年に開催された第30回国連総会では、国際婦人年世界会議で採択された世界行動計画等を支持するとともに、1976年(S51)～1985年(S60)を「国連婦人の十年」とし、そのテーマを「平等・開発・平和」とすることが宣言され、国際婦人年の目標達成のための努力を継続することを提唱した。これを受けて世界各国等において世界行動計画の趣旨を取り入れた諸施策が積極的に推進された。

また、1979年(S54)の国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための具体的かつ包括的な法的国際文書である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「女子差別撤廃条約」という。)」が採択された。

「国際婦人の十年」の中間年である1980年(S55)7月には、第2回世界女性会議である「『国際婦人の十年』中間年世界会議」がデンマークのコペンハーゲンで開催され、世界145か国の政府代表が参加した。同会議では、世界行動計画の前半期における実施状況の評価に基づき「国連婦人の十年後半期行動プログラム」が採択され、また、女子差別撤廃条約の署名式が行われ、我が国も署名した。

「国連婦人の十年」最終年である1985年(S60)7月には、ケニアのナイロビにおいて第3回世界女性会議である「国連婦人の十年ナイロビ世界会議(以下「ナイロビ世界会議」という。)」が開催され、157か国の政府代表が参加した。この会議では、国連婦人年の目標達成のために、これまで行われてきた多様な活動の成果及び目標を達成する上での障害が検討され、その結果、2000年(H12)に向けて、女性の地位の一層の向上のために、各国等が効果的措置をとる上でのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(以下「ナイロビ将来戦略」という。)が、全会一致で採択された。

1990年(H2)には、国連経済社会理事会において、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が採択された。

世界各国等はナイロビ将来戦略の要請に沿い、2000年（H12）に向けて、新たな活動を着実に推進してきたが、冷戦の終結、民主化の動き、貧困の増大など国際情勢は激変し、1992年（H4）の環境サミット以来、人口、開発、貧困など地球規模の問題を考える上で、女性問題の解決がカギとなるという認識が広まってきた。

1995年（H7）9月、「平等・開発・平和への行動」をテーマに、「第4回世界女性会議」がアジアで初めて北京で開催された。政府間会議には190か国の政府代表ら17,000人が参加し、ナイロビ将来会議の第2回見直しと評価が行われ、「北京宣言及び行動要綱」が全会一致で採択された。行動要綱は、「女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）」と位置付けられており、2000年（H12）に向けて女性の抱える問題の解決のため取り組むべき貧困、教育、健康等の12の優先行動分野を示した上で、その実施に向けて、可能ならば1996年（H8）末までに各国政府が自国の行動計画を策定し終えることを求めている。

また、政府会議に先立ち、北京市郊外の怀柔県でNGO（非政府組織）フォーラムが開催され、日本からの約5,000人を含めて世界各国から約31,000人が参加した。行動要綱に民間の女性の意見を反映させるため、各国政府に対してロビー活動が行われ、さらに3,300余りのワークショップやシンポジウム、各種イベント等が開催され、女性の抱える問題について活発な意見交換が行われた。このように「女性のエンパワーメント」や「パートナーシップ」を合い言葉に開催された第4回世界女性会議は、国連史上最大の会議となった。

2000年（H12）にニューヨークで「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択された。

「成果文書」は北京女性会議で採択された「行動綱領」の実施状況を分析するとともに、北京会議後に出現した新しい課題を踏まえて、「行動綱領」の更なる実施に向けて、取るべき行動指針を示している。

2003年（H15）7月、国連女子差別撤廃委員会第29会期において、我が国の第4回・5回実施状況報告が審議された。我が国は1985年（S60）に女子差別撤廃条約を批准したが、条約締結国は、条約の実施状況に関する報告を4年ごとに国連事務総長に提出することになっており、今回の審議は、1994年（H6）1月の第2・3回報告審議以来、9年半ぶりの審議となった。

2005年（H17）3月には、第4回世界女性会議（北京会議）から10年目にあたることから、男女共同参画に関する最も重要な国際会議である第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」がニューヨークで開催され、15年目にあたる2010年（H22）3月には、第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」が、同じくニューヨークで開催された。

また、2011年（H23）には、「国連女性地位向上部」（DAW）、「国際婦人調査訓練研究所」（INSTRAW）、「国連ジェンダー問題特別顧問事務所」（OSAGI）、「国連女性開発基金」（UNIFEM）の4機関を統合して設立された、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women」（United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women）が発足した。

第2節 我が国の動き

1945年（S20）11月、公職選挙法が改正されて女性の参政権が認められ、翌1946年（S21）4月10日に行われた第22回衆議院議員総選挙において、女性が初めて参政権を行使し、初の女性代議士39名が誕生した。また、同年11月3日、憲法が公布されて男女平等が法文化され、翌1947年（S22）5月には新憲法が施行されて、男女平等が保障されることになり、女性の法的地位は飛躍的に向上した。

1975年（S50）の国際婦人世界会議（第1回世界女性会議）以降、女性の地位向上を目指す政府及び民間の活動は活発になり、政府は女性問題を総合的に扱う国内機関として、内閣総理大臣を本部長とした「婦人問題企画推進本部」を設置した。さらに、内閣総理大臣の私的諮問機関として「婦人問題企画推進会議（1986年（S61）2月「婦人問題企画推進有識者会議」に改称）」を設置し、これらの事務局として、総理府に「婦人問題担当室」を設置して1977年（S52）1月には世界行動計画を国内施策に取り入れた「国内行動計画」を策定した。

国内行動計画は、政治、教育、労働、健康、家庭生活等に関して、憲法が保障する一切の国民的権利を女性が男性と等しく享受し、かつ、国民生活のあらゆる領域に男女が共に参加貢献することが必要であるという基本的考え方に立って、その後10年間にわたって総合的な施策を展開することとした。

1981年（S56）5月には、国内行動計画目標達成のための後期重点目標を設定した。この中で女子差別撤廃条約を批准するための国内法制等諸条件の整備を特に重点課題として取り上げ、民法、国籍法、男女雇用機会均等法の制定等多くの改善、充実を見た。

女子差別撤廃条約については、1985年（S60）6月24日、批准承認案件が国会で可決され（7月25日条約発効）、我が国は世界で72番目の締結国となった。

婦人問題企画推進本部は、1987年（S62）5月、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、次の基本目標を設定した。

- （1） 男女平等をめぐる意識改革
- （2） 平等を基礎とした男女の共同参加
- （3） 多様な選択を可能とする条件整備
- （4） 老後生活等をめぐる女性福祉の確保
- （5） 国際協力及び平和への貢献

さらに、婦人問題企画推進本部は1991年（H3）5月、「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」を策定した。この改定は、1990年（H2）の「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」の趣旨を生かしながら、1987年（S62）に策定された新国内行動計画の成果も踏まえ、具体的施策1991年～1995年度（H3～H7年度）と基本施策（2000年度（H12年度）まで）の中・長期両面の女性関係施策を示している。

新国内行動計画（第一次改定）は「男女共同参画型社会の形成を目指す」をテーマとして、1987年（S62）に策定したときと同じ基本目標を掲げている。

このうち、「(3) 多様な選択を可能とする条件整備」の中の育児期間における条件整備の充実の一つとして、企業で働く男女労働者を対象として「育児休業等に関する法律」及び男女公務員を対象とした「地方公務員の育児休業等に関する法律」

「国家公務員の育児休業等に関する法律」が1992年（H4）4月に施行された。

1994年（H6）6月「総理府本府組織令の一部を改正する政令」公布・施行により、総理府本府に「男女共同参画室」が設置され、それまでの婦人問題担当室の事務を引継ぎ、男女共同参画社会を一層促進していくこととなった。また、婦人問題企画推進有識者会議を廃止して「男女共同参画審議会」（政令）が設置され、男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ包括的な事項について調査審議等を行うこととなった。

さらに男女共同参画社会の実現に向けて国が一体となった取組をするため、婦人問題企画推進本部を廃止し、内閣に内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする「男女共同参画推進本部」を設置することを1994年（H6）7月の閣議で決定した。

1994年（H6）8月、内閣総理大臣は男女共同参画審議会に「男女共同参画社会の形成に向けて、21世紀を展望した総合的ビジョン」について諮問し、同審議会は、広く国民各層の意見を求めつつ、1995年（H7）の第4回世界女性会議の成果を視野に入れて調査審議を進め、1996年（H8）7月に「男女共同参画ビジョン～21世紀の新たな価値の創造～」を答申した。

この答申を受けて男女共同参画本部では新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画～」を策定したが、この計画では新たな課題として社会制度・慣行の見直し、暴力の根絶、メディア、生涯を通じた健康支援を重点目標として掲げており、政府が男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策を総合的・体系的に整備した。

1997年（H9）4月、それまでの政令に基づく男女共同参画審議会に代わり、男女共同参画審議会設置法に基づいて、内閣総理大臣及び関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議する「男女共同参画審議会」（法律）を設置し、推進体制の整備が行われた。

1998年（H10）、国は、男女共同参画社会の実現に関し基本的な方針・理念等を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした、男女共同参画社会基本法（仮称）の検討を行った男女共同参画審議会からの最終答申を得た。1999年（H11）2月には、通常国会に法案を提出し、同年5月参議院、6月衆議院で可決・成立し、6月23日に男女共同参画社会基本法が施行された。

この法律は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国・地方自治体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めたものである。

国においては、男女共同参画審議会の答申（「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方—21世紀の最重要課題—」（平成12年9月）及び「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（平成12年7月））を受け、女性2000年会議で採択された「成果文書」も踏まえて、2000年（H12）12月、「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、2010年（H22）までを見通した長期的な政策の方向性を記述するとともに、2005年度（H17年度）末までに行政（国、地方公共団体）や国民が取り組むべき具体的施策などが示された。

2001年（H13）1月6日、中央省庁等改革に伴い、内閣府が新たに設置された。

男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であることから、各省庁にまたがる機能を政府として取りまとめていく国内本部機構の整備・強化のため、内閣官房長官を議長とし、関係大臣や有識者で構成する男女共同参画会議が新設された。

男女共同参画局においては、男女共同参画会議の事務局としての機能を担いつつ、行政各部の施策の統一を図るために必要となる男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案・総合調整等を所掌事務としている。また、施策を推進していくにあたり、地方公共団体・民間団体とも連携を取りつつ、社会全体の気運の醸成にも努めていくことにしている。な

お、内閣府設置法に基づく特命担当大臣として男女共同参画担当大臣が置かれ、内閣官房長官が男女共同参画担当大臣に指定された。

2001年（H13）4月、議員立法により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立、同年10月13日一部施行され、2002年（H14）4月1日から完全施行された。配偶者からの暴力は犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済は必ずしも十分には行われてこなかった。個人の尊厳を害し、男女平等の実現を妨げる暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要であることから、この法律で配偶者暴力相談支援センターが制度化され、被害者の申し立てにより裁判所が加害者に対し接近禁止や退去を命じる保護命令制度が新設された。この法律は、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省の4省庁で共管している。また、官民を問わず関係者が力を合わせて法律の円滑な施行のために努力することが求められている。

2003年（H15）7月、次世代育成支援対策推進法が公布・一部施行され、2005年（H17）4月から完全施行された。同法は2015年（H27）3月までの時限立法である。我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するとしている。また、2003年（H15）7月、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念となる少子化社会対策基本法が公布された。

2004年（H16）6月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正され、退去命令期間の延長や被害者と同居する未成年の子への接近禁止制度等が盛り込まれた改正法が同年12月2日から施行された。さらに、改正法では、国が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本的な方針を定め、都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における基本的な計画を定めることを義務付けた。

2004年（H16）7月、内閣総理大臣は、男女共同参画会議に対し男女共同参画基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、政府において男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方を諮問した。これを受けて男女共同参画会議から2005年（H17）7月答申がなされ、政府は答申を踏まえて基本計画の改定案を作成し、同年12月27日に男女共同参画基本計画（第二次）が閣議決定された。

2007年（H19）4月1日に、改正男女雇用機会均等法が施行された。今回の改正では、男女双方に対する性別を理由とする差別的取扱いに禁止範囲を拡大し、間接差別の創設、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いの禁止、男女労働者を対象とするセクシュアルハラスメント防止措置の拡充、均等法に基づく報告をしない又は虚偽の報告をした事業主に対する過料の創設等がなされた。

2007年（H19）7月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正され、保護命令制度の拡充（生命・身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令、電話・ファクシミリ・電子メール等を禁止する保護命令、被害者の親族等への接近禁止命令等）、基本計画の策定を市町村の努力義務とすること、市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることを努力義務とすることを盛り込み、2008年1月11日に施行された。

2007年（H19）12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、2008年（H20）1月には、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」を設置した。

2009年（H21）3月、内閣総理大臣は、男女共同参画会議に対し第二次男女共同参画基本計画の改定に向けて、男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について諮問した。これを受けて男女共同参画会議から 2010 年（H22）7 月答申がなされ、政府は答申を踏まえて基本計画の改定案を作成し、同年 12 月に男女共同参画基本計画（第三次）が閣議決定された。

第3節 青森県の動き

国際婦人年に始まる国際的な動きと国内行動計画策定を背景に、青森県において1977年（S52）、女性行政担当窓口を生活福祉部児童家庭課に設置し、女性に係る施策の調整を図ることとした。

また、1979年（S54）には、青森県婦人行動計画を策定するための検討機関として県内各界各層の有識者からなる「青森県婦人問題対策推進委員会」を設置した。

1980年（S55）4月、女性行政の調整を図る窓口として企画部に「青少年婦人室」を設置し、同年5月、「青森県婦人行動計画」を策定して本県における女性に係る施策の基本的方針を明らかにした。

1980年（S55）6月には、女性問題に関する本県行政の各分野における施策の総合的推進を図ることを目的として女性行政関係課で構成する「青森県婦人問題行政連絡会議」を設置した。

1981年（S56）4月、青少年婦人室は企画部から生活福祉部へと移管となり、同年6月、婦人行動計画の具体的施策を進めるための「青森県婦人行動計画推進計画」を策定した。

1986年（S61）3月、青森県婦人問題対策推進委員会から青森県婦人行動計画の計画期間終了後も、引き続き計画目標達成のための女性行政の推進が図れるよう、「青森県の婦人対策に関する提言」が県に出された。

1989年（H元）7月、県は1980年（S55）に策定した青森県婦人行動の基本的な考え方を継承しつつ、青森県婦人問題対策推進委員会から提出された提言及び新国内行動計画の趣旨を踏まえ、高齢化の急速な進行、技術革新、情報化、国際化の進展など2000年（H12）に向けて社会環境の変化に対応する「新青森県婦人行動計画」を策定した。

1993年（H5）4月、女性の地位向上、青少年の健全育成の推進を一層強化するため、青少年婦人室を「青少年女性課」に改組した。

1996年（H8）4月、男女共同参画社会づくりを一層推進していくため女性に関する行政を専門に担当する専管課として「女性政策課」が新設され、女性人材バンク整備事業、市町村女性行政支援事業等がスタートした。

1996年（H8）4月には、青森県婦人問題行政連絡会議を「青森県女性行政推進連絡会議」に、同年7月には青森県婦人問題対策推進委員会を「青森県女性政策懇話会」に改称した。

1997年（H9）4月、組織再編に伴い女性政策課は生活福祉部から環境生活部に移管となった。

2000年（H12）1月、それまでおおむね順調に進捗してきた新青森県婦人行動計画を見直し、新たに「あおり男女共同参画プラン21」を策定した。

この見直しは、国の「男女共同参画2000年プラン」策定（平成8年12月）及び「男女共同参画社会基本法」の施行（平成11年6月）並びに平成9年2月策定の「新青森県長期総合プラン」に「男女共同参画社会推進構想」が戦略プロジェクトとして掲げられたこと等に対応し、これらとの整合を図ることとしたものである。同プランに基づき、毎年度「推進計画」を作成し、その推進状況を点検しつつ、施策の効果的な推進を図ることとしている。

2000年（H12）4月、女性政策課から「男女共同参画課」へ改組したことに伴い、青森県女性政策懇話会を「青森県男女共同参画懇話会」へ、また、青森県女性行政推進連絡会議を「青森県男女共同参画推進連絡会議」に改称した。

2001年（H13）6月、青森市に男女共同参画の活動拠点施設として「青森県男女共同参画センター（愛称：アピオあおり）」を開館した。同センターは情報、啓発・学習、交流、自主活動支援、相談などの機能を有しており、県民の多様な活動の支援に努めている。

2001年（H13）7月、男女共同参画の推進について基本理念を定め、県の施策の基本となる事項を示すとともに、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、それぞれの連携・協力した取組を促すため、「青森県男女共同参画推進条例」を公布・施行した。

2002年（H14）6月、国の「男女共同参画基本計画（平成12年12月制定）」及び青森県男女共同参画推進条例との整合性を図り、法定計画として位置付けるため、「あおり男女共同参画プラン21」を改定し、推進体制の強化などを明記した。

2002年（H14）9月、平成15年度重点施策に「男女が共に家庭や社会に参画できる環境づくり」を選定した。環境生活部関係では青少年・男女共同参画課の「男女が共に創るあおり推進事業」及び「DV防止啓発事業」が、健康福祉部関係ではこどもみらい課の「DV被害者支援事業」及び「共に育てる妊産婦健康支援事業」が、農林水産部関係では「女性フロリストフォローアップ事業」の計5事業が推進特別事業となった。

2003年（H15）10月、庁内推進体制の一層の強化を図るため「青森県男女共同参画推進本部」を設置し、これまで推進本部の役割を果たしてきた青森県男女共同参画推進連絡会議を廃止した。

2004年（H16）12月、県の基本計画である「生活創造推進プラン」において、男女共同参画の推進が、生活創造社会を支える5つの社会像（①青森の豊かさを知り、夢をもって未来を拓く社会、②いきいきと働ける豊かな社会、③健やかで安心して暮らせる社会、④環境と共生する循環型社会、⑤安全・安心で快適な社会）を実現するための仕組みづくりに位置付けられた。

2005年（H17）4月、DV基本計画の策定に向けて、庁内関係課による会議とワーキンググループを設置し、原案を作成し、また、DV被害者支援にかかる民間団体代表者や被害者支援現場関係者、学識経験者等をメンバーとする検討委員会を設置・検討をして、同年12月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定した。

2005年（H17）12月には、青森県男女共同参画推進条例第11条の規定に基づく苦情処理について、同年7月の青森県男女共同参画審議会からの答申を受けて青森県男女共同参画推進本部において「青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等の苦情・意見の申出に係る処理要綱」を定めた。これにより、2006年（H18）4月1日から、青森県男女共同参画審議会に設置した苦情等部会で調査審議を行うこととして、苦情処理制度がスタートした。

2007年（H19）3月、新たな基本計画として「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」を大目標に「新あおり男女共同参画プラン21」を策定した。

2007年（H19）4月には、組織再編に伴い、「DV防止広報事業」を含む配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する一連の事務は、健康福祉部こどもみらい課の所管となった。

2007年（H19）には、男女共同参画社会の実現に向けて顕著な功績のあった個人及び団体を称える知事表彰制度を創設した。

2008年（H20）12月、県の新しい基本計画である「青森県基本計画未来への挑戦」において、この基本計画が目指す「生活創造社会」を実現するための4つの分野にまたがる重要な視点として、男女共同参画の推進が位置付けられた。

2009年（H21）1月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正に伴い、「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を改定した。

第1章 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女が共にあらゆる分野に参画し、主体的に活動する必要があることから、政策・方針決定過程への女性の参画の促進や女性のエンパワーメントを支援している。

- 1 県議会議員に占める女性の割合は平成23年4月10日の一般選挙で4.2%（2人）から6.3%（3人）へ増加。
- 2 市町村議会議員に占める女性の割合は平成23年4月1日現在6.0%で0.6ポイント上昇。
- 3 県が設置する審議会等の女性の登用率は平成23年4月1日現在、委員の9割以上が法律等による充て職となっている審議会を除くと40.0%で0.7ポイント上昇。（全審議会では32.7%で1.1ポイント上昇。）
- 4 市町村が設置する審議会等への女性の登用率は、平成23年4月1日現在19.8%で0.2ポイント上昇。
- 5 県職員の課長級以上の女性職員は平成23年4月1日現在5.7%で0.8ポイント上昇。課長補佐級に占める女性の割合は平成18年度11.2%から平成23年度13.3%に上昇。
- 6 農業委員に占める女性の割合は平成23年4月末現在1.8%で0.2ポイント上昇。
- 7 V i C・ウーマン認定者は平成23年4月1日現在409人で9人増加。

第1節 政策・方針決定過程への女性の参画促進

1 選挙と投票率等

女性の参政権は、昭和20年12月の衆議院議員選挙法の改正により、男性と同じ条件で認められた。その後、この参政権が行使されたのは、昭和21年4月10日に行われた第22回衆議院議員総選挙からである。

最近の各選挙の投票率をみると、平成21年8月30日に行われた衆議院小選挙区選出議員選挙では、女性が68.02%、男性が69.08%、平成22年7月11日に行われた参議院青森県選挙区選出議員選挙では、女性が53.33%、男性が55.95%、平成23年4月10日に行われた青森県議会議員一般選挙では、女性が51.35%、男性が52.07%、同年6月5日に行われた青森県知事選挙では、女性が41.29%、男性が41.77%となっている。

国会議員で青森関係の女性議員数は、衆議院比例代表選出議員が3名である。（平成23年6月末現在）

過去15回の県議会議員一般選挙においては、第1回（昭和22年4月）、第8回（昭和50年4月）、第11回（昭和62年4月）、第12回（平成3年4月）及び第15回（平成15年4月）に女性が1人ずつ当選している。また、第9回（昭和54年4月）、第10回（昭和58年4月）、第13回（平成7年4月）及び第16回（平成19年4月）には女性が2人ずつ当選しており、第14回（平成11年4月）及び第17回（平成23年4月）には女性が3人当選している。

なお、女性候補者数については、第10回が最多で7人となっている。

表1 最近の県議会議員一般選挙における候補者数及び当選者数

回	選挙執行年月日	候補者数 (人)	女性の 候補者数 (人)	男性の 候補者数 (人)	当選者数 (人)	女性の 当選者数 (人)	男性の 当選者数 (人)	女性 比率 (%)
10	昭和 58 年 4 月 10 日	83	7	76	52	2	50	3.8
11	昭和 62 年 4 月 12 日	75	1	74	51	1	50	2.0
12	平成 3 年 4 月 7 日	76	3	73	51	1	50	2.0
13	平成 7 年 4 月 9 日	72	3	69	51	2	49	3.9
14	平成 11 年 4 月 11 日	78	3	75	51	3	48	5.9
15	平成 15 年 4 月 13 日	72	2	70	51	1	50	2.0
16	平成 19 年 4 月 8 日	69	4	65	48	2	46	4.2
17	平成 23 年 4 月 10 日	67	3	64	48	3	45	6.3

資料：青森県選挙管理委員会

2 女性の登用状況

(1) 議会議員

平成 23 年 4 月 10 日の一般選挙により、県議会議員は 48 人、うち女性は 3 人で、女性の割合は 6.3%となっている。

また、平成 23 年 4 月 1 日現在の市町村議員総数は 650 人で、女性は 39 人 (6.0%)、男性は 611 人 (94.0%)となっている。内訳は、市議会議員は 267 人で、女性が 24 人 (9.0%)、男性が 243 人 (91.0%)、町村議会議員は 383 人で、女性が 15 人 (3.9%)、男性が 368 人 (96.1%)となっている。

(市町村ごとの詳細は、P156 第3部1「(1)市町村議会議員の状況」参照)

図1 県議会における女性議員の割合

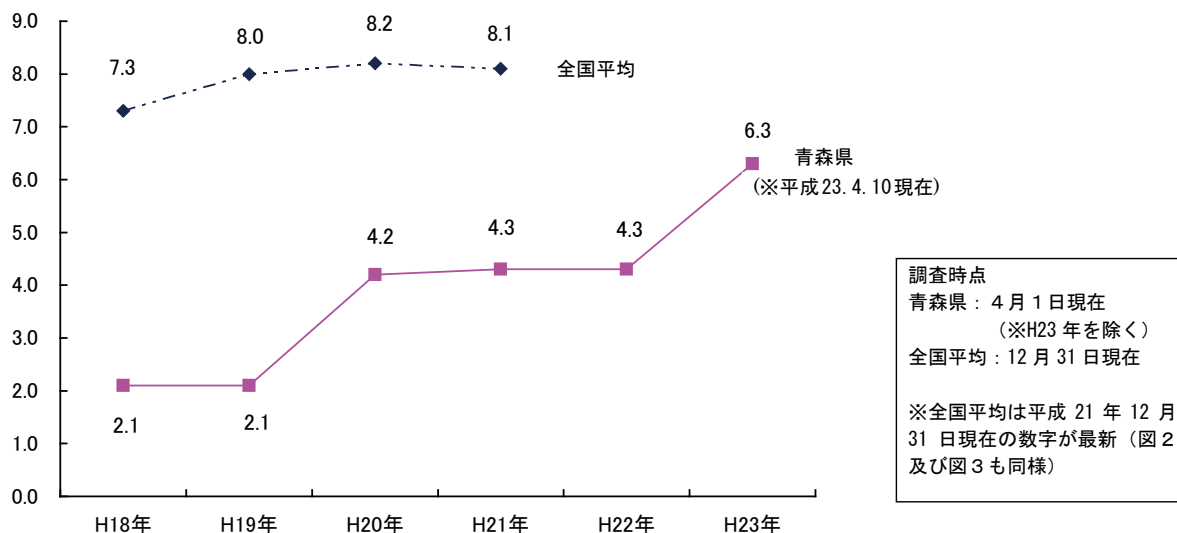


図2 市議会における女性議員の割合

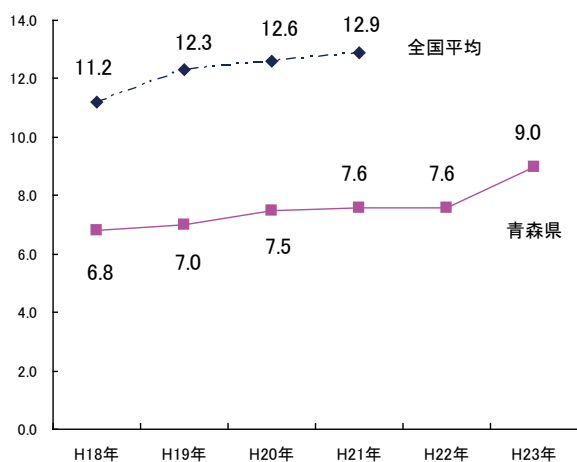
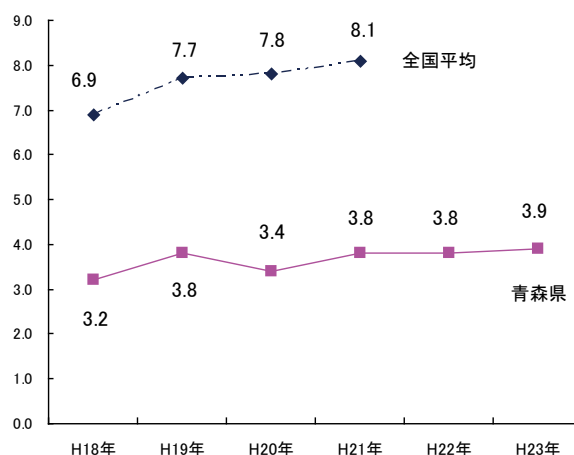


図3 町村議会における女性議員の割合



(2) 行政委員会

平成23年4月1日現在の県の行政委員会数は9で、委員数は82人となっており、女性は18人(22.0%)、男性は64人(78.0%)となっている。

また、平成23年4月1日現在の市町村の行政委員会数は201となっており、女性委員を含む行政委員会数は65(32.3%)、委員総数は1,325人で、女性は79人(6.0%)、男性は1,246人(94.0%)となっている。

(市町村ごとの詳細は、P157 第3部1「(2)市町村行政委員会の登用状況」参照)

表2 市町村行政委員会の女性登用状況

(平成23年4月1日現在)

区分	委員会数			委員総数		
	合計	女性を含む 委員会数	男性のみの 委員会数	合計	女性(人)(%)	男性(人)(%)
市計	51	22(43.1%)	29(56.9%)	467	28(6.0%)	439(94.0%)
町村計	150	43(28.7%)	107(71.3%)	858	51(5.9%)	807(94.1%)
合計	201	65(32.3%)	136(67.7%)	1,325	79(6.0%)	1,246(94.0%)

資料：青少年・男女共同参画課

(3) 各種審議会等委員

平成23年4月1日現在、県が設置する審議会等数は70であり、うち63審議会が女性委員を登用しており、その割合は90.0%となっている。また、委員の9割以上が法律等による充て職となっている審議会等を除いた審議会等数は53となっており、うち50審議会が女性委員を登用しており、その割合は94.3%となっている。

女性委員の登用率は、委員の9割以上が法律等による充て職となっている審議会等を除くと40.0%（委員総数705人中、女性が282人）、全審議会では32.7%（委員総数921人中、女性が301人）となっている。

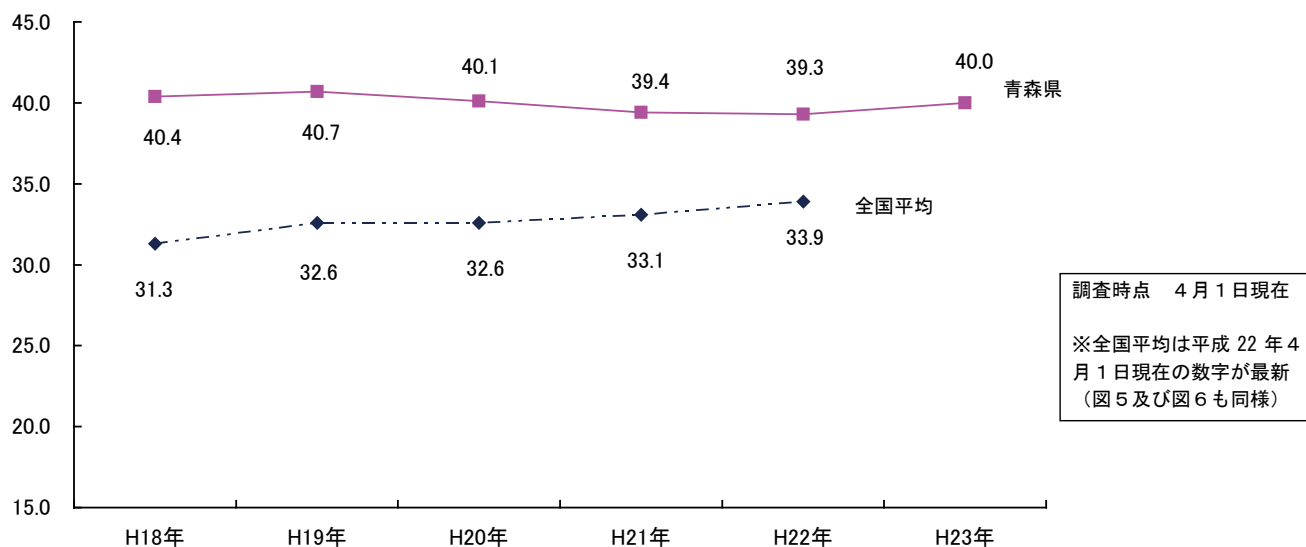
表3 青森県における各種審議会等への登用状況

調査時	区分	機関数	左のうち		委員数 (人)	左のうち	
			女性を含む 機関数	女性を含む機関 数の比率(%)		女性(人)(比率%)	男性(人)(比率%)
	元・12・1	96	46	47.9	1,522	102(6.7)	1,420(93.9)
	5・12・1	92	49	53.3	1,439	122(8.5)	1,408(92.8)
	10・3・31	89	77	86.5	1,562	298(19.1)	1,264(80.9)
	15・3・31	82	78	95.1	1,317	478(36.3)	839(63.7)
	16・4・1	76	72	94.7	1,162	417(35.9)	745(64.1)
	17・4・1	78	73	93.6	1,144	404(35.3)	740(64.7)
	18・4・1 (9割以上充て職 を除いた場合)	55	55	100.0	778	314(40.4)	464(59.6)
	(全審議会の場合)	72	66	91.7	999	326(32.6)	673(67.4)
	19・4・1 (9割以上充て職 を除いた場合)	54	53	98.1	730	297(40.7)	433(59.3)
	(全審議会の場合)	71	64	90.1	946	308(32.6)	638(67.4)
	20・4・1 (9割以上充て職 を除いた場合)	54	53	98.1	711	285(40.1)	426(59.9)
	(全審議会の場合)	71	65	91.5	926	299(32.3)	627(67.7)
	21・4・1 (9割以上充て職 を除いた場合)	56	55	98.2	724	285(39.4)	439(60.6)
	(全審議会の場合)	73	65	89.0	939	295(31.4)	644(68.6)
	22・4・1 (9割以上充て職 を除いた場合)	53	50	94.3	704	277(39.3)	427(60.7)
	(全審議会の場合)	70	62	88.6	919	290(31.6)	629(68.4)
	23・4・1 (9割以上充て職 を除いた場合)	53	50	94.3	705	282(40.0)	423(60.0)
	(全審議会の場合)	70	63	90.0	921	301(32.7)	620(67.3)

※平成18年度から委員の9割以上が法律等により充て職となっている審議会を除いた場合と全審議会の場合の2パターンの集計を行っている。

資料：青少年・男女共同参画課

図4 県の審議会等における女性委員の割合



また、平成23年4月1日現在の市町村の審議会等数は651となっており、女性を含む審議会等数は489で、その割合は75.1%となっている。委員総数は8,205人となっており、女性は1,625人(19.8%)、男性は6,580人(80.2%)となっている。

表4 市町村における各種審議会等への登用状況

(平成23年4月1日現在)

区分	審議会等数			委員総数		
	合計	女性を含む 審議会等数	男性のみの 審議会等数	合計	女性(人)(%)	男性(人)(%)
市計	254	215(84.6%)	39(15.4%)	3,228	700(21.7%)	2,528(78.3%)
町村計	397	274(69.0%)	123(31.0%)	4,977	925(18.6%)	4,052(81.4%)
合計	651	489(75.1%)	162(24.9%)	8,205	1,625(19.8%)	6,580(80.2%)

資料：青少年・男女共同参画課

図5 市の審議会等における女性委員の割合

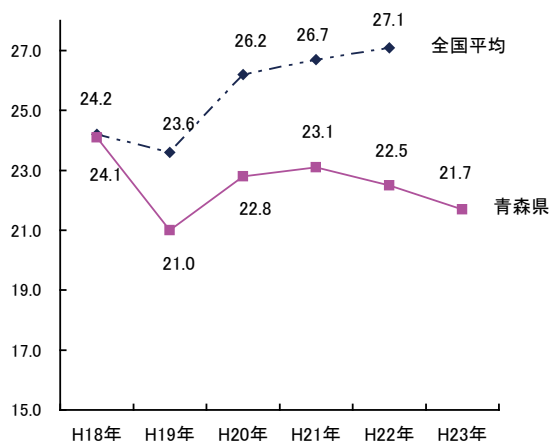
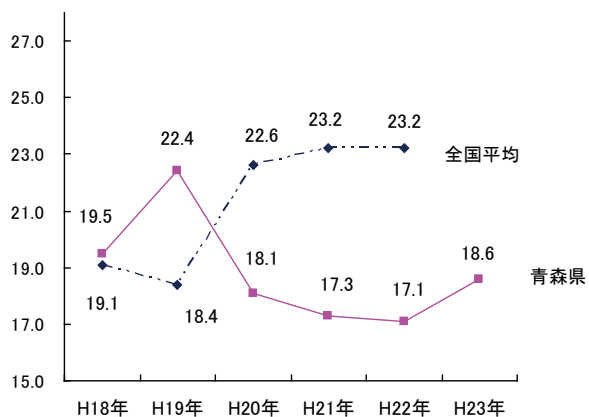


図6 町村の審議会等における女性委員の割合



(4) 県職員

教育・警察関係を除く本県職員の状況は、表5のとおりである。

平成23年4月1日現在の総職員は4,696人で、女性は1,555人(33.1%)、男性は3,141人(66.9%)となっており、女性の割合が増加している。役付職員についてみると、全役付職員のうち、女性は773人(24.0%)、男性は2,446人(76.0%)、また課長級以上の役付職員については、女性は29人(5.7%)、男性は478人(94.3%)となっている。また、課長補佐級に占める女性の割合は、平成19年度11.1%から平成23年度14.1%に増加している。

平成23年度も引き続き、予算編成、人事管理、農林・土木現場監督等の業務へ配置し、職域の拡大を図っている。

表5 知事部局等県の職員の状況

区分	職名	課長級 以上		課長 補佐級		主査級		役付		一般職員		合計	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
19年度	男女計	715	—	1,645	—	1,579	—	3,939	—	1,753	—	5,692	—
	女性	37	5.2%	183	11.1%	608	38.5%	828	21.0%	755	43.1%	1,583	27.8%
	男性	678	94.8%	1,462	88.9%	971	61.5%	3,111	79.0%	998	56.9%	4,109	72.2%
20年度	男女計	648	—	1,635	—	1,470	—	3,753	—	1,659	—	5,412	—
	女性	25	3.9%	182	11.1%	590	40.1%	797	21.2%	746	45.0%	1,543	28.5%
	男性	623	96.1%	1,453	88.9%	880	59.9%	2,956	78.8%	913	55.0%	3,869	71.5%
21年度	男女計	571	—	1,530	—	1,304	—	3,405	—	1,551	—	4,956	—
	女性	28	4.9%	189	12.4%	574	44.0%	791	23.2%	807	52.0%	1,598	32.2%
	男性	543	95.1%	1,341	87.6%	730	56.0%	2,614	76.8%	744	48.0%	3,358	67.8%
22年度	男女計	529	—	1,495	—	1,275	—	3,299	—	1,502	—	4,801	—
	女性	30	5.7%	199	13.3%	559	43.8%	788	23.9%	788	52.5%	1,576	32.8%
	男性	499	94.3%	1,296	86.7%	716	56.2%	2,511	76.1%	714	47.5%	3,225	67.2%
23年度	男女計	507	—	1,469	—	1,243	—	3,219	—	1,477	—	4,696	—
	女性	29	5.7%	207	14.1%	537	43.2%	773	24.0%	782	52.9%	1,555	33.1%
	男性	478	94.3%	1,262	85.9%	706	56.8%	2,446	76.0%	695	47.1%	3,141	66.9%

(注) 1 いずれも各年度4月1日現在の数値である。

2 対象は、知事部局、議会、県土整備部（公営企業担当）、病院局及び各種委員会等事務局の定数内職員である。

3 「一般職員」には、技能労務職員も含んでいる。

4 「課長補佐級」には「課長補佐級」（総括主幹）と「班長級」（主幹）が含まれている。

資料：人事課・病院局

第2節 女性の人材養成と情報の提供

1 政策・方針決定過程へ参画できる人材の養成

(1) あおもりウィメンズアカデミー

男女共同参画に関する様々な課題の解消に向けて問題意識を持って政策・方針決定の場に参画し、即戦力として活躍できる女性人材の養成を目的としている。これまで行ってきたあおもり女性大学の上位の講座として、平成22年度は「農林水産」、「自然環境」の分野に重点を置いた講座を実施し、6名が修了した。

平成23年度は、男女共同参画の涵養や地域課題の把握・分析に重点を置いた講座を実施し、地方自治体の審議会等の委員として活躍できる人材の育成を目指す。

表6 あおもりウィメンズアカデミー修了生の活動状況 (平成23年6月1日現在・重複あり)

修了者数	県審議会等委員	市町村審議会等委員
33人	12人	17人

資料：青少年・男女共同参画課

(2) 農山漁村女性リーダーの資質の向上

農林水産政策課及び地域県民局地域農林水産部では、農山漁村女性リーダーが女性の声を地域に反映させることができるよう、各種セミナーや関係機関・団体長等との懇談会の開催などにより、人材育成を行っている。

表7 農山漁村女性の登用状況及びリーダー等の育成状況

項目		年度				
		H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
方針決定の場への登用	農業委員	※H19年4月 12人 (1.0%)	※H20年4月 12人 (1.0%)	※H21年4月 11人 (1.4%)	※H22年4月 12人 (1.6%)	※H23年4月 14人 (1.8%)
	県農政審議会委員 (女性の割合)	35.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%
女性リーダー等の認定	農業経営士	5人 (3.4%)	5人 (3.4%)	4人 (2.6%)	4人 (2.5%)	4人 (2.5%)
	青年農業士	2人 (1.4%)	2人 (1.4%)	1人 (0.8%)	2人 (1.6%)	2人 (1.5%)
	V i C ・ ウーマン	※H19年4月 371人	※H20年4月 385人	※H21年4月 393人	※H22年4月 400人	※H23年4月 409人

資料：農林水産政策課

* 「V i C ・ ウーマン」とは、Village Conductor of Woman の略称で、「地域のよりよい『農林水産業とくらし』を指揮するリーダー」を意味する。平成23年4月1日現在で409人がV i C ・ ウーマンに認定されている。

表8 V i C ・ウーマンの審議会等への登用状況（兼任あり）

区 分	審議会等の委員（人）		内 訳				
	全認定者数に対する割合（％）	市町村議員（人）	農業委員数（人）	農協理事（人）	審議会委員等		
					県（人）	市町村（人）	
平成18年度 （5月現在）	104	27.9	6	6	3	25	64
平成19年度 （5月現在）	109	29.4	4	6	3	34	62
平成20年度 （5月現在）	108	28.0	3	5	3	31	66
平成21年度 （5月現在）	100	25.4	2	6	1	20	71
平成22年度 （5月現在）	87	21.8	2	7	1	19	58
平成23年度 （5月現在）	79	19.3	2	8	0	16	53

資料：農林水産政策課

2 女性人材情報の充実と活用

（P104 第2部第2章 基本目標Ⅰ 重点目標2 「2 女性人材情報の充実と活用」参照）

第2章 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、家事・育児・介護などにおける男女共同参画を促進するため、普及啓発や支援等の充実を図っている。

- 1 一般労働者の平成22年の所定内給与額は、女性が男性の約69.4%。産業別にみると最も男女間格差が少ないのがサービス業の70.4%、最も格差が大きいのが金融・保険業の53.2%。
- 2 平成22年度青森労働局雇用均等室によせられた相談件数は308件で昨年度より31件増加。最も多いのはセクシュアル・ハラスメント防止対策についての168件。
- 3 家族経営協定を締結している農家は平成23年3月末現在886戸。平成10年度(58戸)の約15.3倍に増加。

第1節 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

1 労働力人口

本県における15歳以上の人口(平成17年国勢調査)は1,237,418人で、女性は659,938人、男性は577,480人となっている。

女性労働力人口(15歳以上人口のうち就業者と完全失業者の合計)は、326,517人で、労働力人口総数に占める割合は43.6%である。

女性15歳以上人口は、平成12年から平成17年までの間に3,402人(0.5%)減少した。女性労働力人口も4,940人(1.5%)減少し、女性労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、平成17年は49.5%と前回に比べ0.5ポイント減少している。

表9 15歳以上人口、労働力人口、非労働力人口

男女別	年次	15歳以上人口 (A) 人	労働力人口 (B) 人	非労働力人口 人	労働力率 (B) / (A) %	労働力人口の 男女別構成比%
総数	7	1,228,056	775,411	451,323	63.1	100.0
	12	1,251,760	771,302	472,373	61.6	100.0
	17	1,237,418	748,122	475,552	60.5	100.0
女	7	653,545	328,610	324,218	50.3	42.4
	12	663,340	331,457	328,432	50.0	43.0
	17	659,938	326,517	327,845	49.5	43.6
男	7	574,511	446,801	127,105	77.8	57.6
	12	588,420	439,845	143,941	74.8	57.0
	17	577,480	421,605	147,707	73.0	56.4

(注)「労働力人口」と「非労働力人口」の計が「15歳以上人口」と一致しないのは<不祥>分があるためである。資料：総務省「国勢調査」

(1) 女性の就業状況

①女性就業者の年齢構成

女性労働力人口を年齢階級別にみると、平成12年に比べ、30～34歳、35～39歳、55～59歳、65歳以上の階級で増加しているが、他の階級では減少している。

表10 女性の年齢階級別労働力人口

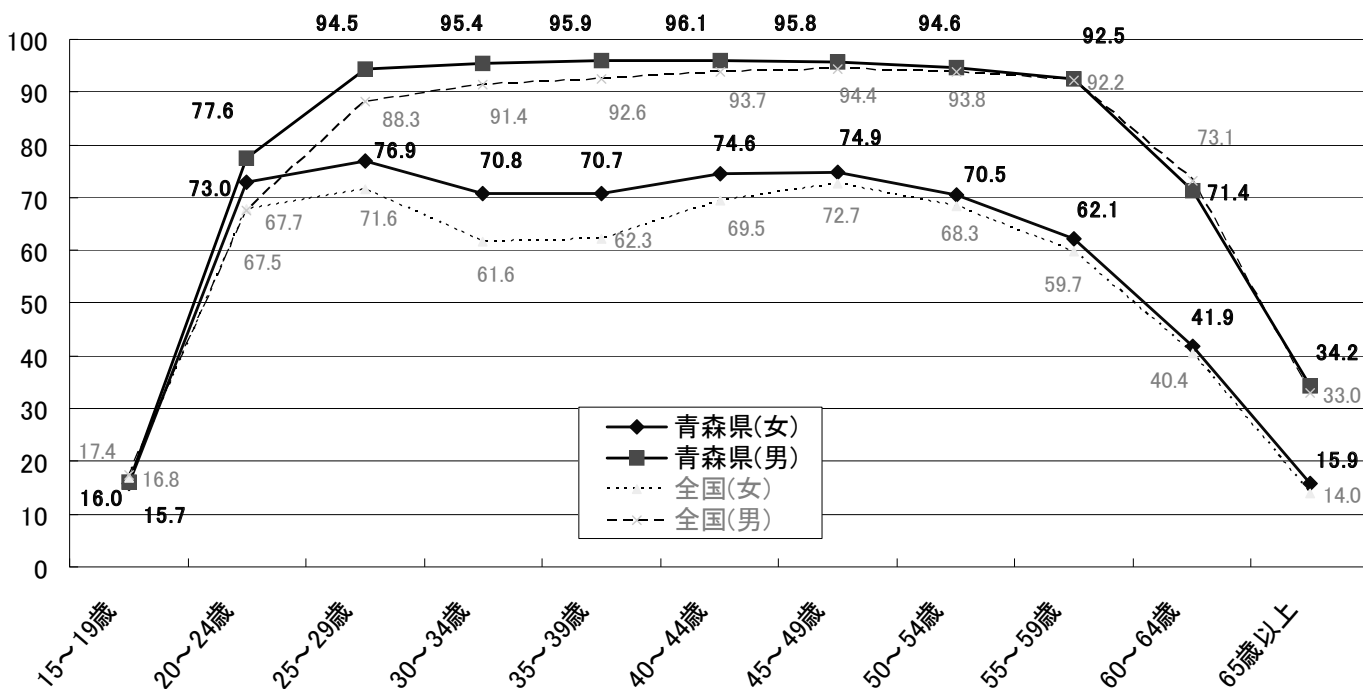
年次 年齢階級別	平成7年		平成12年		平成17年	
	労働力人口 (人)	割合 (%)	労働力人口 (人)	割合 (%)	労働力人口 (人)	割合 (%)
総数	328,610	100.0	331,457	100.0	326,517	100.0
15歳～19歳	7,718	2.3	6,646	2.0	5,840	1.8
20歳～24歳	33,100	10.1	29,865	9.0	25,850	8.0
25歳～29歳	29,353	8.9	32,920	9.9	30,387	9.3
30歳～34歳	27,828	8.5	28,876	8.7	31,906	9.8
35歳～39歳	33,660	10.3	31,529	9.5	31,272	9.6
40歳～44歳	42,494	12.9	36,848	11.1	34,524	10.6
45歳～49歳	44,823	13.7	42,703	12.9	37,252	11.4
50歳～54歳	34,230	10.4	42,235	12.8	40,092	12.3
55歳～59歳	29,954	9.1	30,296	9.1	37,403	11.5
60歳～64歳	22,624	6.9	21,399	6.5	20,934	6.4
65歳以上	22,826	6.9	28,140	8.5	31,057	9.6

資料：総務省「国勢調査」

男女別の年齢階級別労働力率をみると、男性が20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描くのに対し、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描いており、これは本県のみならず、日本の女性労働力率の特徴となっている。

本県の女性の労働力率は、20歳以上の年代においては全国の女性より高く、M字カーブも緩やかである。本県の男性の労働力率は、20歳代において全国の男性よりも高くなるが、全国の男性の労働力率が徐々に上昇し、本県の男性に近づいている。

図7 本県における性・年齢階級別労働力率 (平成17年)



資料：総務省「国勢調査」

②女性就業者の推移

平成17年の本県女性労働力人口は326,517人で、女性就業者は304,052人、完全失業者は22,465人となっている。

従来、女性の労働は農業を中心とした家族労働が大きな部分を占めていたが、近年の産業構造の変化、高学歴化などにより、卸売業、小売業、サービス業を中心とする第3次産業に従事する割合が大きくなっている。

表11 女性就業者の推移

区分	就業者数(人)			増加率(%)		産業別割合(%)		
	7	12	17	7～12	12～17	7	12	17
総数	736,263	729,472	685,401	△0.9	△6.0			
女	314,651	315,474	304,052	0.3	△3.6	100	100	100
第1次産業	56,229	47,729	43,348	△15.1	△9.2	17.9	15.1	14.3
第2次産業	63,163	58,927	43,890	△6.7	△25.5	20.1	18.7	14.4
第3次産業	194,721	207,339	214,158	6.5	3.3	61.9	65.7	70.4
分類不能	538	1,479	2,656	—	—	0.2	0.5	0.9

資料：総務省「国勢調査」

③女性労働者の賃金状況

平成22年の賃金構造基本統計調査によると、本県の女性の所定内給与額の平均は178,400円となっている。

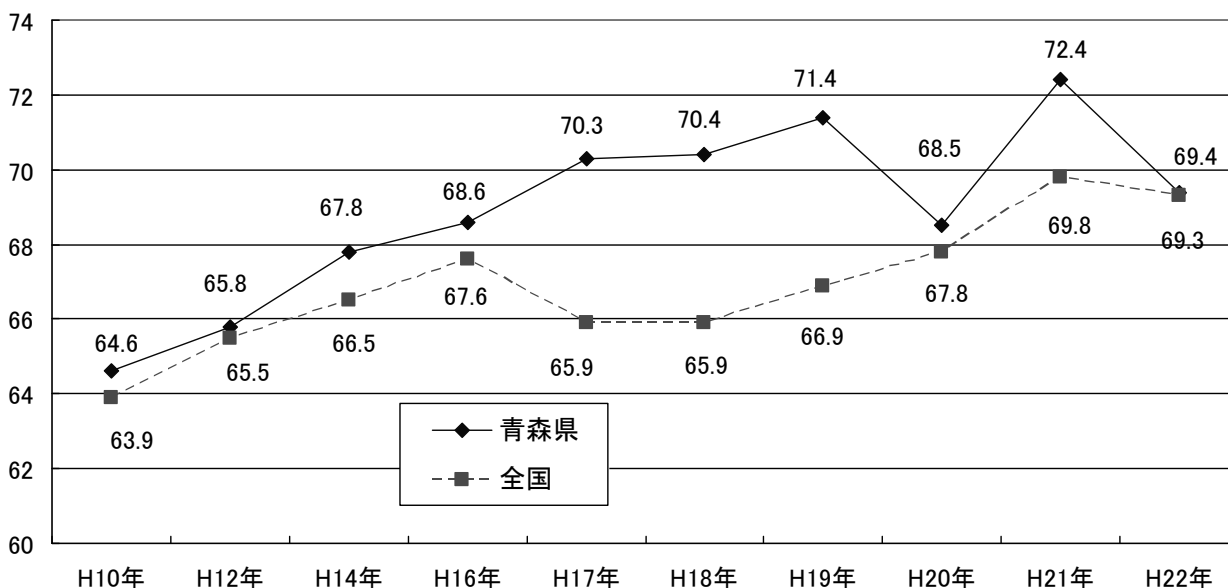
表 12 男女別一般労働者の所定内給与額（平均）

（平成 22 年）

区 分	青森県		女子の水準 （男=100） （%）	全 国		女子の水準 （男=100） （%）
	所定内給与額			所定内給与額		
	女（円）	男（円）	女（円）	男（円）		
産 業 計	178,400	257,100	69.4	227,600	328,300	69.3
建 設 業	167,300	255,400	65.5	215,300	320,900	67.1
製 造 業	147,700	239,600	61.6	199,400	318,600	62.6
卸売・小売業	169,100	267,300	63.3	217,800	333,500	65.3
金融・保険業	222,600	418,300	53.2	252,000	467,100	53.9
サービス業	149,500	212,400	70.4	201,800	273,200	73.9

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

図 8 一般労働者の男女間所定内給与額格差の推移（男性=100として算出）



(2) 雇用における男女の機会均等の動き

男女雇用機会均等法（以下、「均等法」という。）が施行されて 25 年が経過し、この間女性の雇用者数の増加、勤続年数の伸長、職域の拡大等女性の就業に関する国民一般の意識や企業の取組も変化した。

しかし、妊娠・出産を理由とする解雇・退職勧奨などの不利益取扱いや職場におけるセクシュアル・ハラスメント等、均等法違反が疑われる事例も依然としてみられ、一方、管理職に就く女性の割合は低い等、雇用の分野における男女間の格差が未だみられるところである。

このような状況の下、労働者が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することを目的に男女雇用機会均等法が改正され、平成 19 年 4 月 1 日より施行されている。

平成22年度、青森労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法の相談件数は308件であり、均等法第29条に基づく是正指導を行った件数は205件であった。

相談事項で多かったのは、「セクシュアル・ハラスメント防止」関係で168件、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱」関係が43件、「母性健康管理」関係が24件であった。相談者の内訳は、女性労働者が130件(42.2%)、男性労働者が20件(6.5%)、事業主が70件(22.7%)、その他が88件(28.6%)であり、女性労働者からの相談が最も多くなっている。

均等法第29条に基づく是正指導は「セクシュアル・ハラスメント防止対策」関係が全体の65.9%を占めていた。

表13 男女雇用機会均等法の相談、指導等状況

事 項	平成21年度		平成22年度	
	相 談 (単位：件)	均等法第29条に 基づく是正指導 (単位：%)	相 談 (単位：件)	均等法第29条に 基づく是正指導 (単位：%)
募集・採用関係	1	0.9	7	1.5
配置・昇進・降格・教育訓練関係	0	0.0	9	0.5
福利厚生関係	0	0.0	1	0.0
定年・退職・解雇・労働契約の更新等関係	1	0.0	4	0.0
間接差別	0	0.0	3	0.0
ポジティブ・アクション関係	1	—	0	—
妊娠等を理由とする不利益取扱	46	0.9	43	2.0
セクシュアル・ハラスメント防止対策関係	142	64.0	168	65.9
母性健康管理関係	26	34.2	24	30.2
深夜業に従事する女性労働者に対する措置	0	0.0	0	0.0
その他	60	—	49	—
計	277	100.0	308	100.0
女性労働者	150		130	
男性労働者	7		20	
事業主	50		70	
その他	70		88	

資料：青森労働局雇用均等室

2 職業紹介（平成22年度）

(1) 一般職業紹介状況

①新規求職

新規求職者（パートタイム除く）は99,098人となり、対前年度比5.7%減少した。女性は37,478人で同4.6%減少した。

②新規求人

新規求人数は（パートタイム除く）は47,665人となり、対前年度比17.8%増加した。また、常用求人数は同17.8%の増加、臨時・季節求人数は同17.9%の増加、パート求人数は同12.6%の増加となった。

県外からの受入求人数（パートタイム除く）は同3.4%減少の193,496人となった。新規求人倍率（パートタイム除く）は0.48倍で同0.09ポイントの上昇、有効求人倍率（パートタイム含む）は同0.10ポイント上昇の0.39倍となった。

③就職

就職者数は24,111人となり、前年度より8.1%増加した。女性は10,421人で同10.6%増加した。

また、常用就職者数は同9.5%の増加、臨時・季節就職者数は同3.2%の増加、パート就職者数は同0.9%の減少となった。また、就職率（パートタイム除く）で同3.1ポイント上昇の24.3%、女性では同3.8ポイント上昇の27.8%となった。

表14 一般職業紹介状況（パートを除く総数）

年度	新規求職申込件数			新規求人数 (人)	就職件数				
	総数(件)	女性(件)	男性(件)		総数(件)	女性(件)	男性(件)	県内(件)	県外(件)
21	105,078	39,300	65,582	40,456	22,300	9,419	12,845	19,646	2,654
22	99,098	37,478	61,427	47,665	24,111	10,421	13,645	21,589	2,522
対前年比	94.3%	95.4%	93.7%	117.8%	108.1%	110.6%	106.2%	109.9%	95.0%

資料：青森労働局職業安定部

表15 臨時・季節労働者職業紹介状況

年度	新規求職申込件数			新規求人数 (人)	紹介件数 (件)
	総数(件)	女性(件)	男性(件)		
21	24,902	5,659	19,243	7,293	16,141
22	22,920	5,457	17,463	8,602	14,946
対前年比	92.0%	96.4%	90.7%	117.9%	92.6%

就職件数			県内の就職者数			県外の就職者数		
総数(件)	女性(件)	男性(件)	総数(件)	女性(件)	男性(件)	総数(件)	女性(件)	男性(件)
4,907	1,426	3,468	4,018	1,202	2,803	889	224	665
5,063	1,574	3,482	4,249	1,355	2,887	814	219	595
103.2%	110.4%	100.4%	105.7%	112.7%	103.0%	91.6%	97.8%	89.5%

資料：青森労働局職業安定部

表 16 パートタイマー職業紹介状況

項目 年度	新規求職者数 (人)	新規求人数 (人)	就職件数 (人)
21	27,808	30,075	15,724
22	27,904	33,852	15,576
対前年比	100.3%	112.6%	99.1%

資料：青森労働局職業安定部

表 17 県内外別求人・求職の構成（パートを除く）

年度	求職者数 (人)	求人数		就職件数		求人構成		就職構成	
		県内(人)	県外(人)	県内(人)	県外(人)	県内(%)	県外(%)	県内(%)	県外(%)
21	105,078	40,456	200,310	19,646	2,654	16.8	83.2	88.1	11.9
22	99,098	47,665	193,496	21,589	2,522	19.8	80.2	89.5	10.5
対前年比	94.3%	117.8%	96.6%	109.9%	95.0%	—	—	—	—

資料：青森労働局職業安定部

(2) 新規学校卒業者職業紹介状況

高等学校卒業者は、前年度 14,371 人に比べて 13,890 人と 3.3%減少し、就職内定者（平成 23 年 3 月末現在）は 3,122 人に比べ 3,280 人と 5.1%増加した。求人は前年度に比べ 3.2%減少しており、地域別では県内が 19.9%増加し、県外が 21.8%減少した。また、就職希望者の地域別内訳では県内が 8.7%の増加、県外が 5.2%の減少となり、比率は県内が 57.3%（前年度 53.9%）と 2 年連続で県外を上回った。女性をみると就職希望者数は 1.6%増加し、地域別比率では県内が 65.2%と県外を上回った。

表 18 新規学卒求人就職状況（高等学校）

卒業年月	求人数			就職希望者数			県内の就職希望者数			県外の就職希望者数		
	全数	県内	県外	全数	女性	男性	全数	女性	男性	全数	女性	男性
21年3月	6,268	2,256	4,012	3,980	1,800	2,180	1,884	918	966	2,096	882	1,214
22年3月	4,283	1,919	2,364	3,533	1,577	1,956	1,906	991	915	1,627	586	1,041
23年3月	4,148	2,300	1,848	3,613	1,602	2,011	2,071	1,044	1,027	1,542	558	984
対前年比	96.8%	119.9%	78.2%	102.3%	101.6%	102.8%	108.7%	105.3%	112.2%	94.8%	95.2%	94.5%

資料：青森労働局職業安定部

3 公共職業能力開発

平成 23 年度における県立職業能力開発校は、青森市、弘前市、八戸市、むつ市に各 1 校の計 4 校あり、中卒者、高卒者及び離転職者を対象として訓練科延べ 13 科、訓練定員 470 名で職業訓練を実施している。

また、弘前市には県立障害者職業訓練校があり、訓練科は 3 科、訓練定員 40 名で職業訓練を実施している。

その他、独立行政法人雇用・能力開発機構立の職業能力開発施設として、東北職業能力開発大学校附属青森職業能力開発短期大学校（五所川原市）と雇用・能力開発機構青森センター（青森市）が設置されている。

4 女性パートタイマーの状況

パートタイム労働者と通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保などを目的とする「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」と同法に基づく「パートタイム労働指針」では、事業主が行うべきパートタイム労働者の適正な労働条件の確保など、雇用管理の改善を図るための措置について定めている。

本県の女性パートタイマーの実態をみると、平均年齢 45.1 歳、平均勤続年数 6.8 年、1 日当たり所定内実労働時間 5.3 時間、1 時間当たり所定内給与額は 826 円となっている。

表 19 短時間労働者の労働実態

	産業計		製造業		卸売・小売業		宿泊業・飲食サービス業		サービス業(他に分類されないもの)	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
平均年齢（歳）	45.1	46.2	46.3	55.1	45.5	44.8	41.0	28.7	51.4	51.0
平均勤続年数（年）	6.8	7.5	9.0	3.2	7.6	5.8	4.4	2.2	6.1	6.4
実労働日数（日）	20.3	19.3	19.8	17.5	21.9	23.8	18.9	16.8	18.4	13.2
1 日当たり所定内実労働時間数（時間）	5.3	4.8	6.1	7.4	5.0	3.5	4.9	5.2	4.8	6.4
1 時間当たり所定内給与額（円）	826	965	733	892	821	967	758	832	812	942
年間賞与その他特別給与額（千円）	31.5	24.4	23.1	20.6	39.6	19.3	3.6	8.8	22.8	19.0

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成 22 年）

5 出稼労働者の状況

平成 22 年度の本県出稼労働者は 4,080 人で、前年度に比べ、率にして 23.1%、実数で 1,226 人の減少となった。これを過去 5 年間の推移で見ると、平成 18 年度と比較して 53.6%、4,715 人も減少となっている。

表 20 出稼労働者数

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
女性（人）	733	640	525	456	335
対前年比（％）	85.6	87.3	82.0	86.9	73.5
男性（人）	8,062	7,172	5,854	4,850	3,745
対前年比（％）	92.1	89.0	81.6	82.8	77.2
計（人）	8,795	7,812	6,379	5,306	4,080
対前年比（％）	91.5	88.8	81.7	83.2	76.9

資料：青森労働局職業安定部

6 年間総労働時間

平成 22 年毎月勤労統計調査結果（事業所規模 5 人以上）によると、本県の年間総労働時間は 1,855.2 時間で、全国の 1,754.4 時間に比べ 100.8 時間多くなっている。

所定内労働時間は、1,744.8 時間で、全国の 1,634.4 時間に比べ 110.4 時間多くなっている。

所定外労働時間は、110.4 時間で、全国の 120.0 時間に比べ 9.6 時間少なくなっている。

年間出勤日数は、247.2 日で、全国の 228.0 日に比べ 19.2 日多くなっている。

表 21 年間労働時間・出勤日数（事業所規模 5 人以上）

（単位：時間、日）

区 分	青 森 県			全 国		
	平成 21 年	平成 22 年	増減	平成 21 年	平成 22 年	増減
実労働時間	1,850.4	1,855.2	4.8	1,732.8	1,754.4	21.6
所定内労働時間	1,752.0	1,744.8	△7.2	1,622.4	1,634.4	12.0
所定外労働時間	98.4	110.4	12.0	110.4	120.0	9.6
出勤日数	244.8	247.2	2.4	226.8	228.0	1.2

資料：平成 22 年 毎月勤労統計調査

7 育児休業制度の利用状況

厚生労働省「平成 22 年度雇用均等基本調査」によると、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 1 年間に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、平成 22 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者の割合は、女性 83.7%に対し、男性は 1.38%であった。

表 22 男女別育児休業取得者割合

(単位：%)

区 分	年 度						
	14	16	17	19	20	21	22
出産した者に占める割合(女性)	64.0	70.6	72.3	89.7	90.6	85.6	83.7
配偶者が出産した者に占める割合(男性)	0.33	0.56	0.50	1.56	1.23	1.72	1.38

資料：雇用均等基本調査（厚生労働省）

なお、青森県内の事業所における平成 22 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの育児休業制度の利用状況は、青森県中小企業等労働条件実態調査（労政・能力開発課）によると、出産した女性の 81.1%が育児休業を利用したのに対し、配偶者が出産した男性の利用率は 0.8%であった。

第2節 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進

1 農林水産業における女性の経営参画のための条件整備

農林水産業は生産と生活が結びついていることから、農林漁家経済全体の把握が必要である。家計運営を担当する女性が、パソコン活用等により経営簿記・分析や労務管理を行い、データに基づく経営改善を主体的に実践してきている。

このような経営における女性の役割と位置づけを明確にするために、「家族経営協定」を文書で締結する農家が増えており、家族間で就業条件等の取り決めを行う家族経営協定締結農家数は、平成23年3月31日現在で886戸となっている。

また、平成22年度中に新規締結した56戸のうち、39歳以下の女性がいる農家は12戸となっている。

表23 家族経営協定締結戸数 (単位：戸)

年 度	H20.3	H21.3	H22.3	H23.3
締結戸数	715	773	830	886

資料：農林水産政策課

2 農山漁村における女性起業活動による地域の活性化

農山漁村女性による加工・直売や農家レストラン、各種体験受入等の起業活動が地域活性化や農林水産業振興の大きな原動力となっている。平成22年の女性起業数は353件(うちグループ208件、個人145件)に増加した。

ここ2～3年で、家族経営協定の締結等により女性が加工部門の導入にとどまらず、農家民宿の開業や各種体験受入などに取り組む事例が増えている。

また、過去1年間の売り上げ金額で、1千万円以上の起業は81件で全体の23%となっている。一方、百万円未満は92件で全体の約26%となっている。

表24 農山漁村女性の起業経営体数 (単位：件数(％))

年 度	形 態	個人経営	グループ経営	合 計
H18		80(28.3)	203(71.7)	283
H19		123(37.2)	208(62.8)	331
H20		125(36.0)	222(64.0)	347
H21		133(38.2)	215(61.8)	348
H22		145(41.1)	208(58.9)	353

資料：農林水産政策課

表 25 農山漁村の女性起業の過去一年間の売上金額

年度	金額							
	100万円未満	100～300万円未満	300～500万円未満	500～1,000万円未満	1,000～3,000万円未満	3,000～5,000万円未満	5,000万円以上	不明
H18	75(26.5)	63(22.3)	36(12.7)	39(13.8)	34(12.0)	17(6.0)	18(6.4)	1(0.3)
H19	94(28.4)	87(26.3)	39(11.8)	45(13.6)	30(9.0)	14(4.2)	22(6.7)	0(0.0)
H20	88(25.4)	100(28.8)	37(10.7)	42(12.1)	37(10.7)	17(4.9)	24(6.9)	2(0.5)
H21	89(25.6)	95(27.3)	36(10.3)	44(12.6)	40(11.5)	14(4.0)	29(8.4)	1(0.3)
H22	92(26.1)	100(28.3)	36(10.2)	43(12.2)	39(11.0)	12(3.4)	30(8.5)	1(0.3)

資料：農林水産政策課

3 漁業における現状

(1) 漁業就業者数

漁業就業者を男女別にみると、女性は2,337人（構成比20.4%）、男性は9,132人（同79.6%）となり、女性の割合が増加傾向にある。また、平成15年に比べ女性は106人、男性は306人それぞれ増加した。

なお、漁業における女性の役割は大きく、特に陸奥湾におけるホタテガイ養殖経営体では、女性をはじめ家族が重要な働き手となっている。

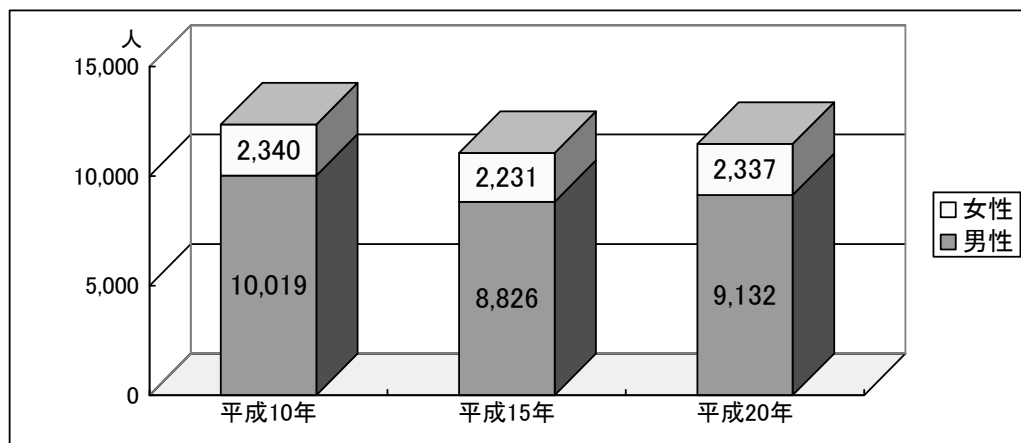
表 26 漁業就業者数

年 度	項 目	女 性	男 性	計
平成10年	人数(人)	2,340	10,019	12,359
	構成比(%)	18.9	81.1	100.0
平成15年	人数(人)	2,231	8,826	11,057
	構成比(%)	20.2	79.8	100.0
平成20年	人数(人)	2,337	9,132	11,469
	構成比(%)	20.4	79.6	100.0

注) 平成20年の漁業就業者数には、非沿海市町村に居住している漁業雇われの者が含まれる。

資料：農林水産省「漁業センサス」

図9 漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」

(2) 漁村における状況

漁村では、漁協の女性部を中心として生活改善、魚食普及、植林等多岐にわたる活動を展開しているほか、伝統文化の継承の担い手として、将来の後継者に対する教育、家族の健康管理等の面でも女性が重要な役割を果たしている。また、水産物の直販、地域特産品の一次加工による販売活動を通じ、水産物の付加価値向上に努め、漁家所得の向上にも寄与している。

平成20年度水産業協同組合統計表（水産庁水産経営課）によると、本県正組合員数は9,594人、女性は525人（構成比5.5%）、男性9,069人（同94.5%）となっており、女性の割合が増加傾向にある。漁村における漁業就業者の高齢化の進行や、後継者不足が深刻化する中、地域に密着し多様な活動をしている女性の意見を漁業協同組合等の運営に反映させていくため、今後とも女性の正組合員化の推進や役員への登用を積極的に行うことが重要である。

(3) 組織活動への参加

各漁業協同組合には女性部が組織され、またその上部団体として青森県漁協女性組織協議会が組織されており、各地において単協女性部ごとに、あるいは地域連合組織や県レベル組織である協議会において魚食普及や環境保全に係る各種の活動が展開されている。

4 林業における現状

山村では、過疎化・高齢化が進行し、このことが林業の担い手の減少・高齢化に大きく影響している。このままでは、森林の手入れが十分できなくなり、森林の持つ多様な機能を高度に発揮できなくなることが懸念されている中で、地域に密着し多様な活動をしている女性の意見を林業経営に反映させていくことが重要となっている。

このため県では、意欲ある女性で構成する林業研究グループを立ち上げて、山村ならではの山野草や山菜・キノコ等の地域資源を活用した特産物の生産・展示販売による林業の複合経営で林業経済の長期性を補完するための短期の現金収入源とし、山村地域の活性化を図っている。

表 27 林業研究グループの男女別構成員数一覧

(平成 23 年 4 月 1 日現在 (単位: 人))

区 分	グループ数	女 性	男 性	合 計
女性だけで組織するグループ	2 グループ	91	0	91
男性・女性で組織するグループ	4 グループ	10	45	55
男性だけで組織するグループ	13 グループ	0	237	237
合 計	19 グループ	101	282	383

資料: 林政課

表 28 女性林業研究グループの活動状況

(平成 22 年度)

活 動 項 目	活 動 内 容	備 考
山菜、手作り食品の加工・販売	三戸町「SAN・SUN産直ひろば」において串もち等の実演販売	貝守やまゆり会 交代制で常時販売
草木染め講習会の開催及び製品の製作・販売	講習会を開催し制作した作品を町内の観光施設等で販売	白神レディス

資料: 林政課

5 自営業及び家族従事者の状況

平成 17 年女性自営業者についてみると、第 1 次産業は 4,821 人、第 2 次産業は 2,501 人、第 3 次産業は 18,654 人で女性就業者総数の 8.6%を占めている。

女性家族従事者は、第 1 次産業においては 33,362 人、第 2 次産業は 2,572 人、第 3 次産業は 13,260 人で女性就業者総数の 16.2%を占めている。

女性自営業主を産業別にみると、農業、卸売業・小売業・飲食業、サービス業に集中し、75.6%を占めている。また、家族従事者についても同業種でみると 86.6%を占めている。(数値は平成 17 年国勢調査)

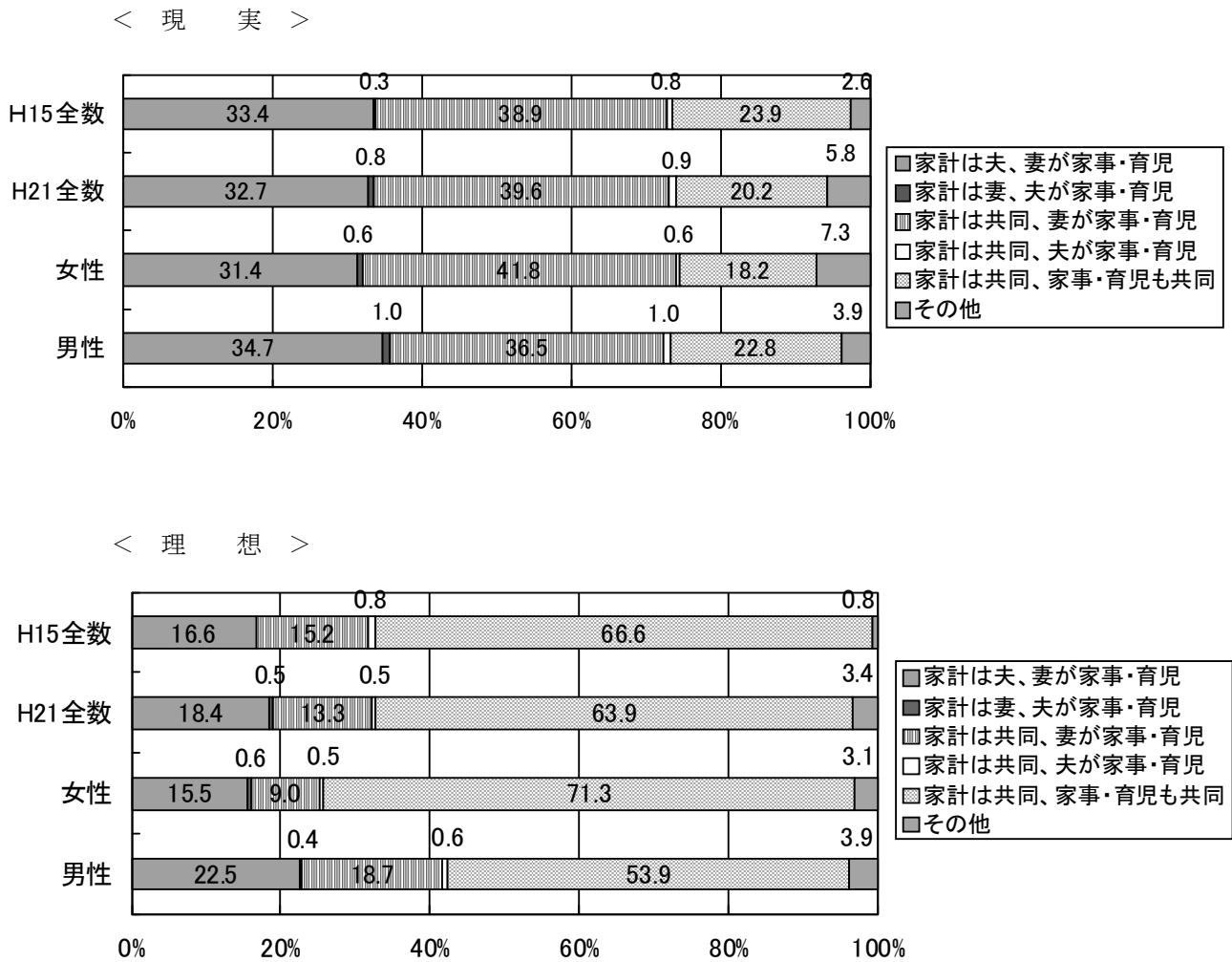
第3節 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

1 家事・育児の理想と現実

平成21年に県が行った「青森県男女共同参画に関する意識調査」によると、家事・育児に関わる家庭内での夫婦の役割分担について、実際に「家計は共同、家事・育児も共同」であるとした人は回答者の20.2%（女性回答者の18.2%、男性回答者の22.8%）であり、前回（平成15年）の調査より3.7%減少している。また、家事・育児は妻が行っているとしたのが72.3%（女性回答者の73.2%、男性回答者の71.2%）で前回調査と同数であり、家事・育児は夫が行っているとしたのが1.7%（女性回答者の1.2%、男性回答者の2.0%）であり、前回調査より0.6%増加している。

一方、理想とする状態については、回答者の63.9%（女性回答者の71.3%、男性回答者の53.9%）が「家計は共同、家事・育児も共同」が理想としており、理想と現実には大きな差が見られ、その差は女性のほうが男性よりも大きい。

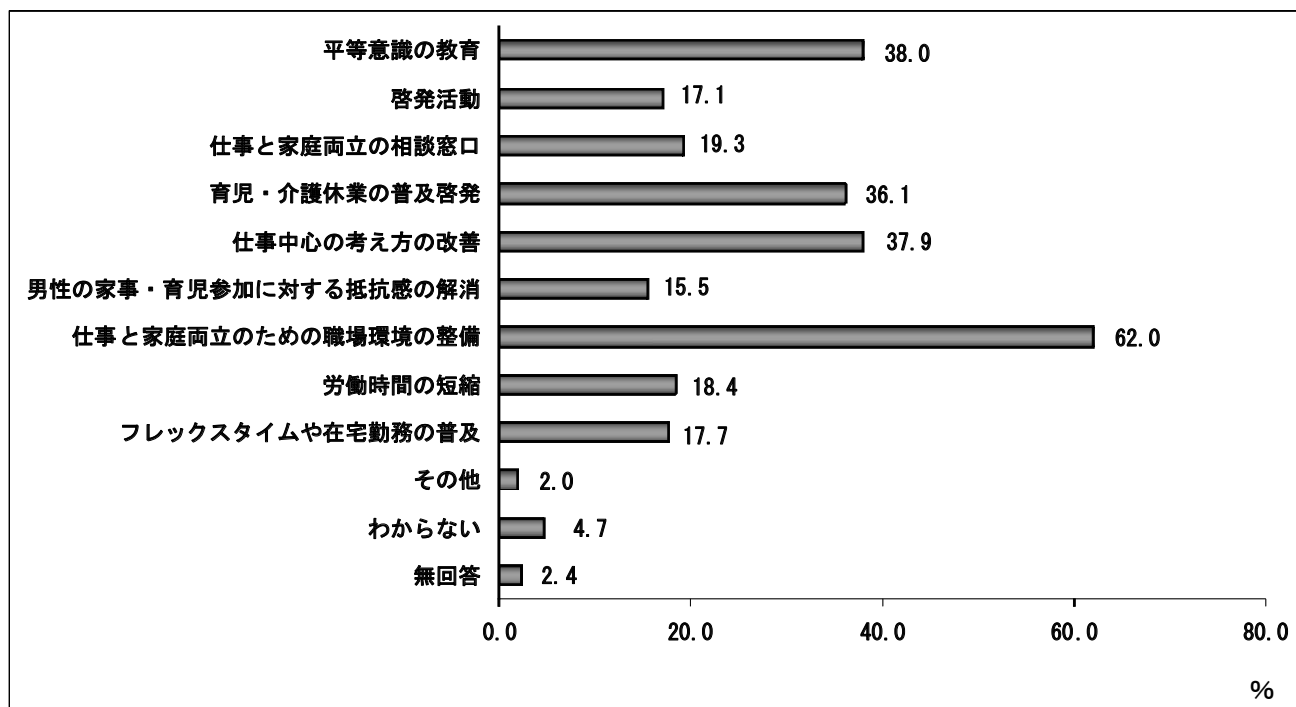
図10 夫婦の役割分担の理想と現実（全数・男女別）



資料：青少年・男女共同参画課

また、同調査で「男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか」という質問では、「仕事と家庭両立のための職場環境の整備」が 62.0%で最も多く、次いで「平等意識の教育」が 38.0%、「仕事中心の考え方の改善」が 37.9%、「育児・介護休業の普及啓発」が 36.1%となっている。

図 11 男性の家事等への参加に必要なこと



資料: 青少年・男女共同参画課

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の現状

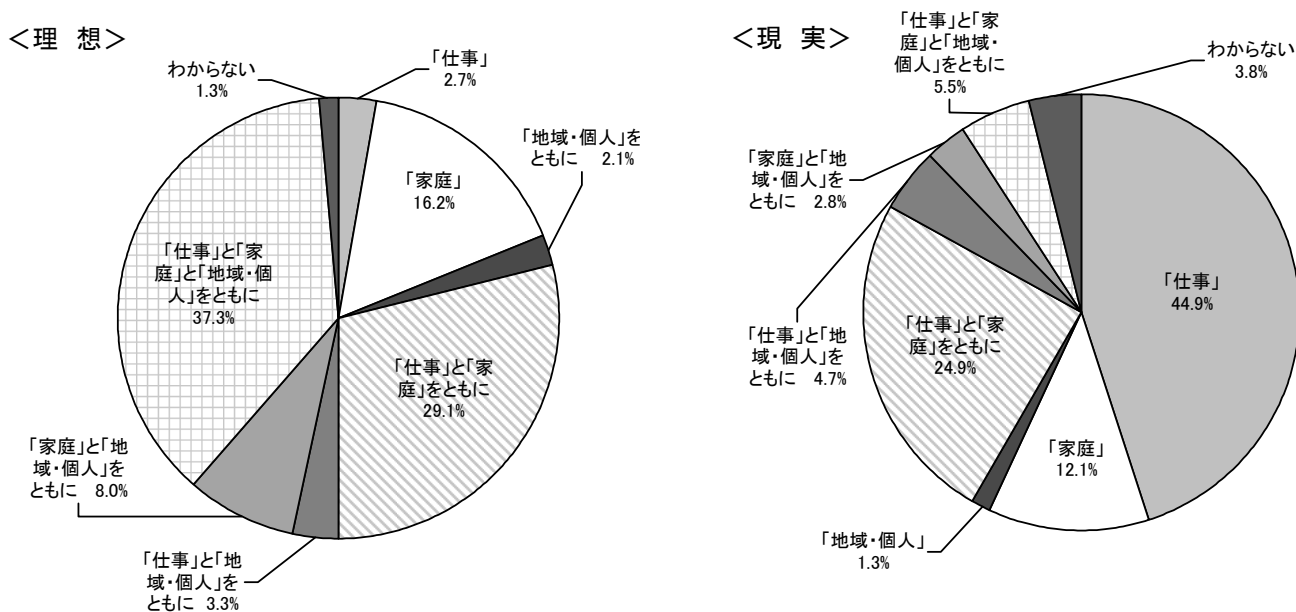
(1) 仕事、家庭生活等の優先度、理想と現実

平成 21 年に県が行った「青森県男女共同参画に関する意識調査」によると、生活バランスの理想は、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」の三位一体が 37.3%と多く、次いで、「仕事と家庭生活をともに優先」29.1%が多かった。

一方、生活バランスの現実をみると、「仕事優先」が 44.9%を占め、「仕事と家庭生活をともに優先」が 24.9%、「家庭優先」が 12.1%となっている。これらに対し、「仕事と家庭と地域・個人をともに優先」の三位一体は 5.5%、「仕事と地域・個人をともに優先」4.7%と、ともに少なく、「家庭と地域・個人をともに優先」「地域・個人優先」はさらに少ない。

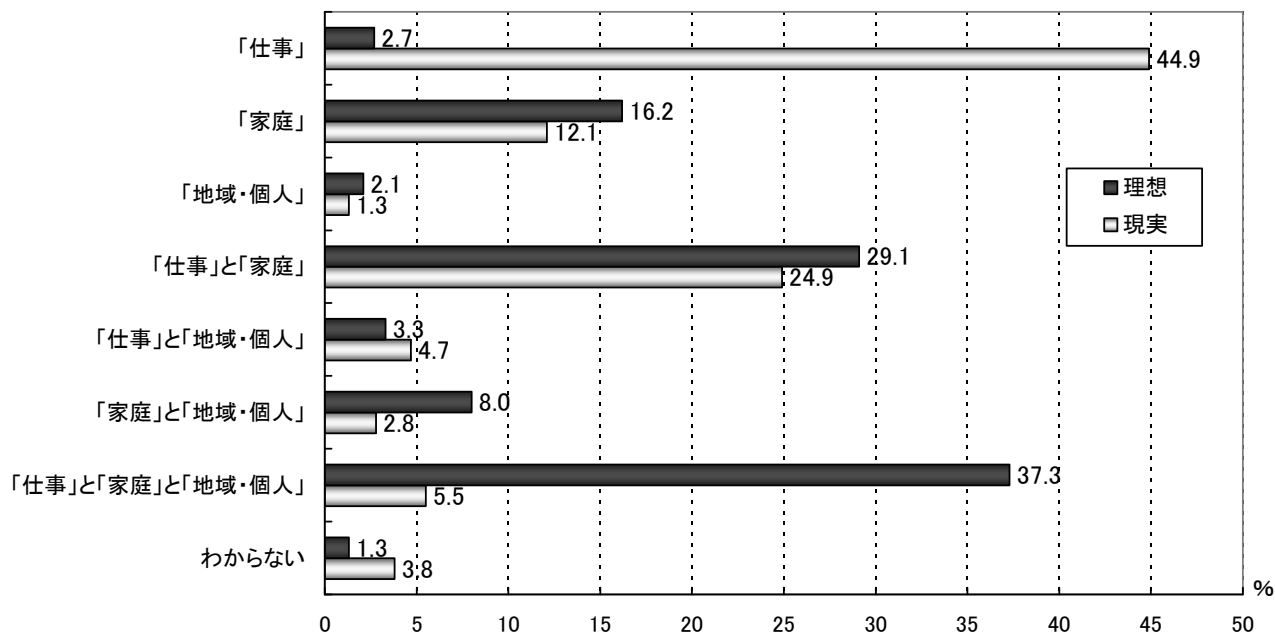
「仕事と家庭と地域・個人をともに優先」の三位一体を願う『理想』と「仕事優先」の『現実』との落差は大きい。

図12 優先度についての理想と現実



資料：青少年・男女共同参画課

図13 理想と現実の対比



資料：青少年・男女共同参画課

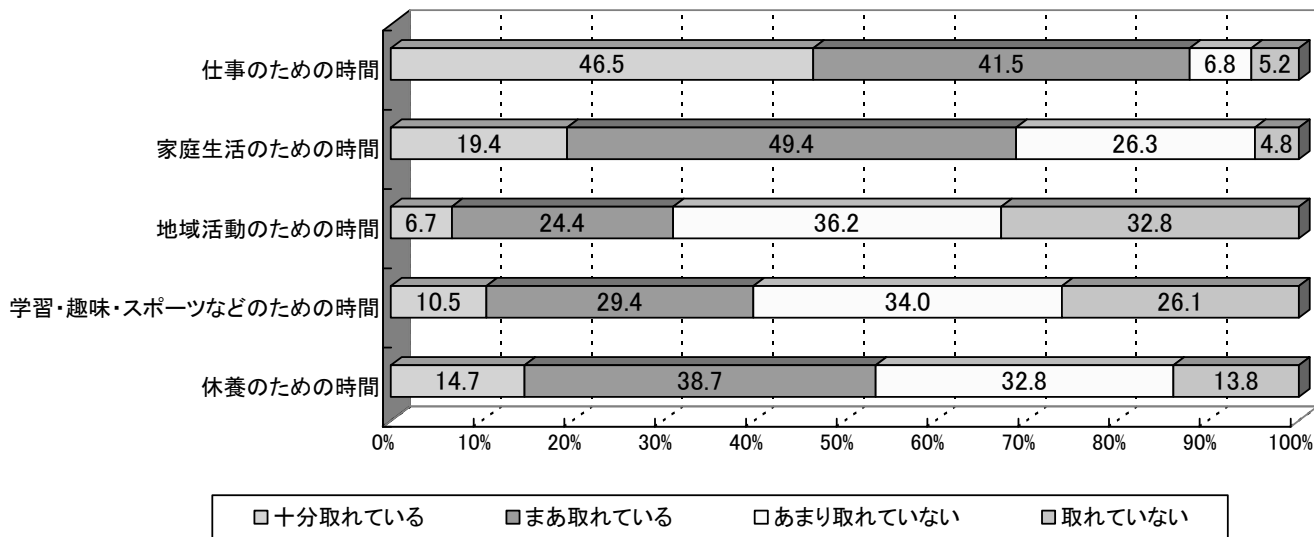
(2) 割当時間の認識

生活の中での割当時間の認識を見ると、「仕事」の時間が最優先され、次いで「家庭」の時間となっており、「休養」「学習・趣味・スポーツ」「地域活動」の時間は十分でない。

「十分とれている」「まあ取れている」の合計を見ると、「仕事のための時間」は88.0%が取れており、「家庭生活のための時間」も68.8%が取れている。時間が取れている比率を、回答者を10としたとき、「仕事」9：「家庭」7：「休養」5：「学習・趣味・スポーツ」4：「地域活動」3である。

一方、時間が「取れていない」「あまり取れていない」の合計を見ると、「地域活動」69.0%、「学習・趣味・スポーツ」が60.1%となっている。時間が十分でない比率は、回答者を10としたとき、「地域活動」7：「学習・趣味・スポーツ」6：「休養」5：「家庭」3：「仕事」1となっている。

図 14 生活の中での割当時間



資料：青少年・男女共同参画課

3 仕事と家庭の両立支援

少子高齢化、核家族化が進む中で、労働者の仕事と育児・介護といった家庭責任を両立させる職場環境づくりが重要な課題となっている。

平成 22 年 6 月 30 日改正施行の育児・介護休業法に基づいた、企業における就業規則等の整備や育児休業等各種制度が利用しやすい職場環境の整備が求められる。

また、上記改正法の一部が平成 24 年 6 月 30 日まで適用猶予となっている常用労働者数 100 人以下の企業に対し、同 7 月 1 日からの適用についての周知が重要である。

平成 21 年 4 月改正施行の次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代支援対策に取り組むための「一般事業主行動計画」（以下、行動計画）の策定、公表、労働者への周知及び届出が義務とされている労働者 101 人以上の事業主については、平成 23 年 3 月末現在青森労働局への県内の事業主からの届出は 9 割を超える。

また、県では県職員が育児・介護休業制度を円滑に利用できるよう、育児・介護休業制度の周知徹底を行うとともに休業中の代替職員を確保するなど、制度を利用しやすい職場環境づくりに努めており、平成 22 年度は 137 名（教育・警察職員を除く）が育児休業を取得し、3 名が介護休暇を取得した。

4 子育て支援

(1) 保育所の利用状況

平成 23 年 4 月 1 日現在の保育所数は 469 カ所、定員は 31,571 人となっており、31,557 人が入所している。

なお、保育所の待機児童は、平成23年4月1日現在で0人（平成22年4月1日現在5人）となっている。

(2) 保育対策等促進事業等

①延長保育促進事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴って生じる保育需要に応えるため、早朝・夕方を延長する延長保育を進め、平成22年度は29市町村、386カ所で実施した。

表29 延長保育促進事業実施状況（中核市分を含む）

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村数	29	27	28	28	31	31	29
カ所数	302	322	335	346	375	393	386

資料：こどもみらい課

②一時預かり事業

専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の疾病や災害等により、一時的な保育需要に対応するため、平成22年度は24市町村、157カ所で実施した。

表30 一時預かり事業実施状況（中核市分を含む）

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村数	18	20	23	25	25	24	24
カ所数	100	116	136	154	172	136	157

資料：こどもみらい課

③特定保育事業

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、平成22年度は2市町村、2カ所で実施した。

表31 特定保育事業実施状況（中核市分を含む）

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市町村数	—	2	2	2	2	2	2
カ所数	—	2	2	2	2	2	2

資料：こどもみらい課

④地域子育て支援拠点事業

地域に密着した児童福祉施設としての育児ノウハウを蓄積している保育所等を活用し、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援など、地域の保育所が連携して、子育て支援事業を総合的に実施している。平成22年度は29市町村91カ所で実施した。

表 32 地域子育て支援拠点事業実施状況（中核市分を含む）

年 度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
市町村数	32	29	29	29	29	29	29
カ 所 数	85	93	97	103	103	101	91

資料：こどもみらい課

⑤休日保育

日曜・祝日等の保護者の勤務等により保育に欠ける乳幼児に対する保育需要に対応し、休日保育の実施を進め、平成 22 年度は 16 市町村 86 カ所で実施した。（中核市分を含む）

⑥病児・病後児保育

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、平成 22 年度は 6 市町村 9 カ所で実施した。

(3) 保育所保育料軽減

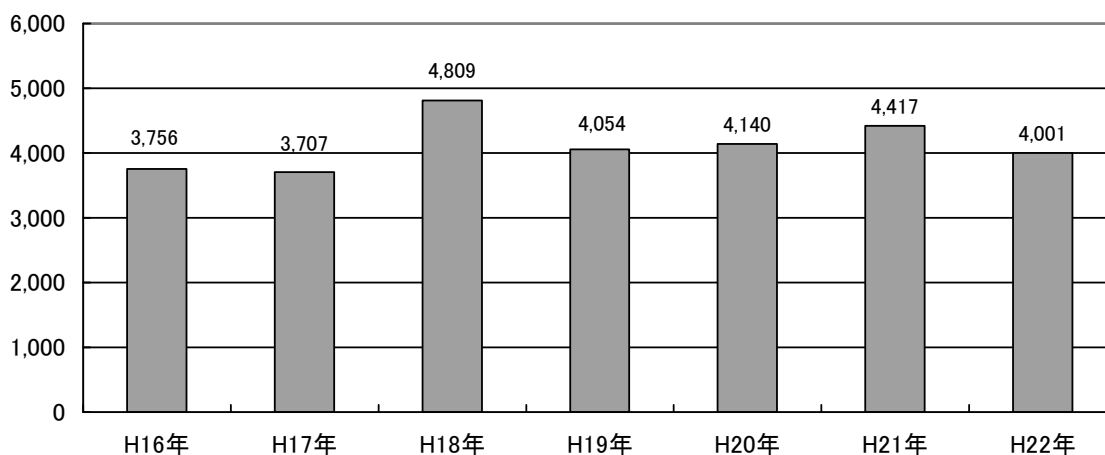
出生率の向上及び安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めるため、保育所、へき地保育所、認可外保育施設に入所している第 3 子以降の児童（平成 19 年度からは、3 歳未満に限る。）に係る保育料の軽減を行っている。平成 22 年度は 40 市町村で、2,240 人を対象に補助を行った。（中核市分を含む）

5 子育て相談支援

(1) 児童相談所の利用状況

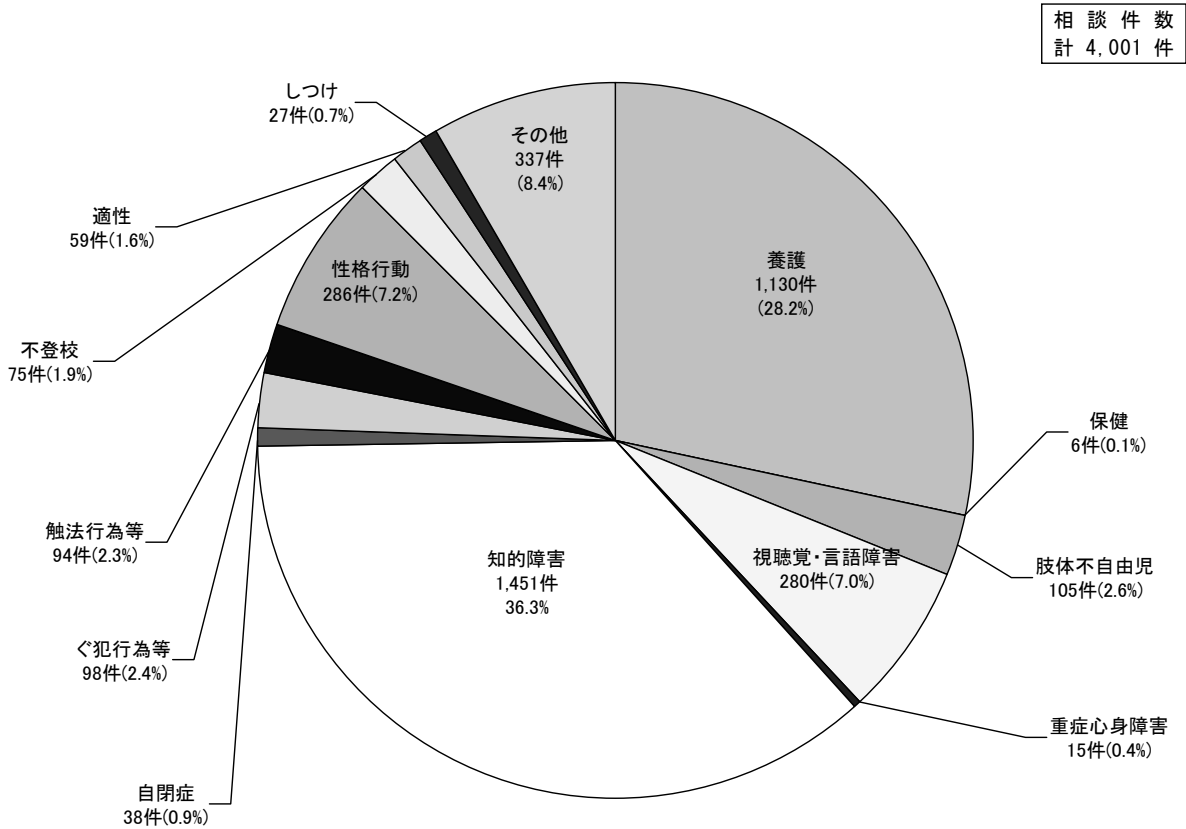
児童の問題について、家庭、学校等からの相談に応じ、必要な調査のほか、医学的、心理学的、教育学的及び精神保健上の判定並びに一時保護による行動観察等を行い、それぞれの診断に基づいた援助活動を行っている。

図 15 児童相談所相談対応件数



資料：こどもみらい課

図 16 平成 22 年度相談種別円グラフ



資料: こどもみらい課

(2) 子どもへの虐待防止対策

児童相談所への虐待相談対応件数は、平成 18 年度まで 300 件程度で推移してきたが、平成 19 年度に 400 件を超え、平成 22 年度は前年度より大幅に増加した。虐待の要因としては、近年の都市化や核家族化により、家庭が地域から孤立しがちな状況の下に、育児不安や育児の負担感等に起因する虐待そのものが増加していることと、従来は家庭内に潜在化していたものが、相談という形で顕在化してきたことなどが指摘されている。

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすものであり、社会全体が取り組まなければならない課題であることから、児童相談所の体制強化を図るとともに、マスメディアを使った広報、研修会の開催などの啓発事業、ボランティアの養成等に取り組み、子どもへの虐待未然防止について、県民総ぐるみで取り組む気運の醸成を図ってきた。

なお、平成 17 年 4 月からは、児童福祉法の改正により、市町村が児童家庭相談の窓口となり、平成 22 年度は 163 件の児童虐待相談を受け、そのうち 26 件は市町村における対応が困難として児童相談所に送致されてきている。

また、全ての市町村に関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会が設置され、虐待を受けている子どもの情報交換や支援内容の協議を通じて、早期発見や適切な保護が行われている。

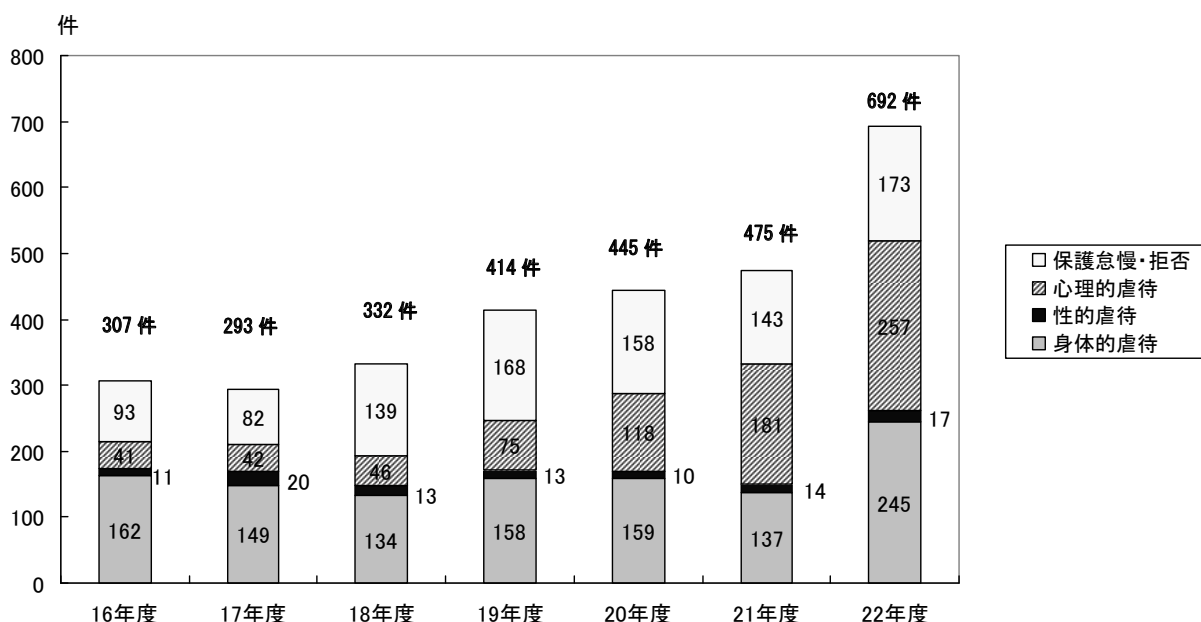
なお、平成 22 年度から 2 カ年事業として、「青森県基本計画未来への挑戦」の戦略キーワード 5 の『子ども』総合支援の事業の一環として、市町村要保護児童対策地域協議会をより実効性のあるものへと強化するため、「子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業」を実施している。

表 33 児童虐待相談対応件数

年度	相談種別				計
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	
16年度	162	11	41	93	307
17年度	149	20	42	82	293
18年度	134	13	46	139	332
19年度	158	13	75	168	414
20年度	159	10	118	158	445
21年度	137	14	181	143	475
22年度	245	17	257	173	692

資料：こどもみらい課

図 17 児童虐待相談対応件数の年次推移



(3) 青森県子ども家庭支援センター

青森県子ども家庭支援センターは、「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」を推進するため、平成 13 年 6 月 1 日、青森県男女共同参画センターとの複合施設「アピオあおもり」に設置され、平成 18 年 4 月には、民間事業者のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度を導入した。

同センターでは、情報提供、活動支援、総合相談、学習・体験、普及啓発、調査・研究に係る様々な事業を実施している。

6 児童健全育成

(1) 小型児童館・児童センター

小型児童館、児童センターは、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、及び情操を豊かにすることを目的とする施設である。平成23年4月1日現在、小型児童館は17市町村に78館（休館中のものを含む）、児童館に体力増進機能を付加させた児童センターは7市町に28館設置されている。

表34 児童館・児童センター設置数

(平成23年4月1日現在)

		児童館			児童センター		計	備考
		公立公営	公立民営	私立民営	公立公営	公立民営		
市 部	青森市		16			1	17	
	弘前市		17			9	26	
	八戸市		6			9	15	
	黒石市		2	2		2	6	
	三沢市		4			4	8	
	むつ市	3					3	
	つがる市	3					3	2カ所休止中
	平川市		3	0			3	
	(小計)	6	48	2	0	25	81	
東 郡	平内町		1				1	
	(小計)		1				1	
南 郡	大鰐町		1				1	
	田舎館村	1					1	
	(小計)	1	1				2	
上北郡	野辺地町	1					1	
	七戸町	1					1	
	横浜町					1	1	
	おいらせ町	2			2		4	
	(小計)	4			2	1	7	
下北郡	東通村	6					6	1カ所休止中
	(小計)	6					6	
三戸郡	三戸町	2					2	
	南部町	7					7	5カ所休止中
	(小計)	9					9	
	計	26	50	2	2	26	106	8カ所休止中

資料：こどもみらい課

(2) 放課後児童対策

○ 放課後子どもプラン

市町村において、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、すべての児童に対する総合的な放課後対策事業（放課後子どもプラン）を実施している。

放課後子どもプランは、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」で構成される。

○ 放課後児童健全育成事業

共働き等により昼間保護者がいない家庭の小学生低学年の児童等の健全育成を図るため、小学校の授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を確保する。

本県における放課後児童クラブの設置数は年々増加している。また、平成 23 年 3 月末における年間開設日数は 291 日～300 日が 16 クラブで最も多く、開設時間は 18 時までが最多で 78.0%を占めている。

○ 放課後子ども教室

すべての児童を対象として、学校の校庭や教室等を利用して、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の大人の参画により、放課後や週末における様々な体験活動や交流活動、学習支援等を実施する。

なお、「放課後子ども教室」のうち平日の放課後に活動している教室は「放課後児童クラブ」と同様の機能を合わせ持つ。

表 35 放課後児童クラブ実施市町村数及びクラブ数

年 度	市町村数	クラブ数
16 年度	44	205
17 年度	32	200
18 年度	28	213
19 年度	28	219
20 年度	27	215
21 年度	27	219
22 年度	29	222
23 年度	31	257

表 36 放課後子ども教室実施市町村数及び教室数

年 度	市町村数	子ども教室数
20 年度	25	93
21 年度	26	99
22 年度	27	101
23 年度	26	103

※中核市分を含む。

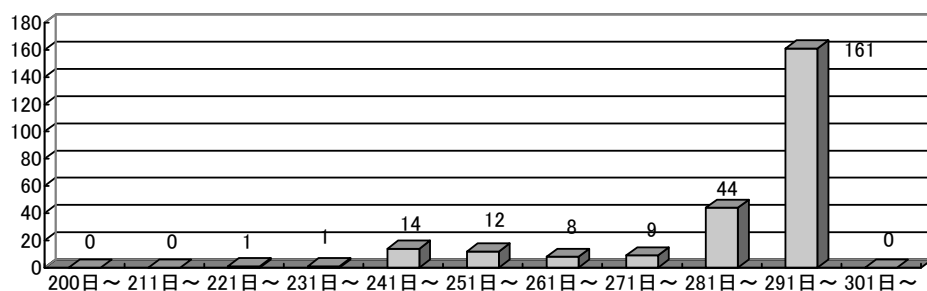
資料：生涯学習課

*各年度 4 月 1 日現在

*放課後児童健全育成事業（国庫補助）及び放課後児童クラブ育成事業（県補助：平成 16 年度まで）の合計（中核市分を含む。）

資料：こどもみらい課

図 18 年間開設日数別（平成 23 年 3 月 31 日現在）



資料：こどもみらい課

表 37 開設時間別（平成 23 年 3 月 31 日現在）

開設時間	クラブ数
～17：00 まで	10 (4.0%)
17：01～18：00 まで	195 (78.0%)
18：01～19：00 まで	45 (18.0%)
計	250 (100.0%)

資料：こどもみらい課

(3) 地域組織活動

児童の健全育成を図るための地域組織として、児童の事故防止、家庭養育に関する研修活動等地域の実情に応じた活動を行う組織として、母親クラブによる活動がある。平成 23 年 4 月 1 日現在、19 市町村に 119 クラブ、会員数 7,087 人となっている。

7 子どもの豊かな心を育む環境づくり

(P118 第 2 部第 2 章 基本目標Ⅱ 重点目標 5 4 「(29)命を大切にすることを育む環境づくり普及啓発業務」参照)

8 ひとり親家庭の生活の安定と自立支援

家族形態の多様化、離婚に関する意識の変化等により、離婚件数は長期的に見て増加している中で、母子家庭等ひとり親の下で監護、養育される子どもたちが増えている。子どもの健全な育成は少子高齢社会の中で大きな課題となっているが、特に母子家庭については、母親の就労等による収入をもって自立できること、そしてその上で子育てができることが子どもの成長にとって重要であり、子どもを地域や社会全体で育てていくことが必要となっている。

このような状況の中、母子家庭に対する福祉対策は、母子家庭等に対する生活意欲の助長と経済的自立を促進するため、福祉事務所に母子自立支援員を配置して行う各種相談指導、母子家庭等就業・自立支援センターにおける各種の相談、就業支援講習会、就業支援バンク事業等の実施、児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭等医療費助成事業、母子家庭等介護人派遣事業、母子自立支援プログラム策定事業などの福祉施策を実施している。

第4節 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

1 高齢者の現状

平成22年度高齢者人口等調査（平成23年2月1日現在市町村報告）によると、本県の65歳以上人口（高齢者人口）は353,731人で、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は25.3%となっている。

また、本県の平均寿命は、平成17年において女性84.8歳（全国平均85.8歳）、男性76.3歳（78.8歳）となっており、男女とも全国最下位である。

何らかの介護を必要とする要介護者等（要支援を含む）の高齢者人口に対する割合（要介護認定率）は、平成22年11月で18.9%（全国平均17.3%）となっている。

総じて見れば、本県の高齢者の健康状態は芳しいとは言えず、男女共同参画を推進するためには、高齢者がすこやかで、かつ自立した生活を送ることが出来ることは重要なことである。

表38 平均寿命、健康寿命、要介護認定率

区 分	青森県	全 国
平均寿命（女性）平成17年	84.8歳（全国47位）	85.8歳
平均寿命（男性）平成17年	76.3歳（全国47位）	78.8歳
要介護認定率	18.9%	17.3%

※要介護認定率（要支援を含む。）は平成22年11月末現在

資料：健康福祉政策課、高齢福祉保険課

2 保健・予防事業の推進

高齢者がいつまでもすこやかでいられるために、①生涯を通じた「健康あおもり21」、②壮年期からの健康づくり事業、③効果を見極めた介護予防事業、を積極的に進めていく必要がある。

まず、平成13年1月に「健康あおもり21」を策定し、生涯を通じた健康づくりを目指し、食生活の改善、身体活動の改善、喫煙対策等の各種事業を実施して、健康の保持、増進に努めている。

また、脳卒中などの後遺症などにより寝たきり状態になってしまうことが多いため、壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図ること等を目指して、健康づくり事業を推進している。

平成21年3月、「あおもり高齢者すこやか自立プラン2009」を策定し、基本目標として、「高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる環境づくり」を目指している。また、①「生涯現役で活躍できる社会づくり」、②「地域生活支援体制の整備」、③「介護予防の取組」、④「介護サービスの充実と質の確保」を推進戦略とし、市町村と連携しながら計画的に推進していくこととしている。

平成20年度から、生活習慣病を予防するための新しい健診制度である特定健康診査・特定保健指導が始まっている。市町村に対し、特定健康診査等に要する費用の一部を負担するとともに、取組が効率的かつ効果的に実施されるよう支援している。

3 福祉サービス・介護保険サービスの効果的な活用

高齢者が住み慣れた地域や家庭の中で、自立して暮らすことができるよう、①福祉サービスや、②介護保険サービスが効果的に活用されることが必要である。

(1) 福祉サービス

①在宅介護支援センター

在宅での生活をしている高齢者やその家族からの相談に応じ、これらの介護等に関するニーズに対応し、各種の保健・福祉サービスが、総合的に受けられるように、市町村等関係行政機関、サービス実施機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行っている。

県内の各地域に平成23年4月1日現在で149か所の在宅介護支援センターがある。

②施設サービス

環境上及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人については、養護老人ホームを利用することができる。

(2) 介護保険サービス

介護保険制度は、住民みんなで介護を支える制度であり、可能な限り在宅において、高齢者の持つ心身の能力を活かした自立した日常生活を営めるよう、保健医療と福祉の両面から総合的・一体的に必要な給付を行うものである。原則として、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するサービス計画（ケアプラン）に基づき、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止が図られるよう行われる。本県の介護保険サービスの利用者の高齢者に占める割合は、高い要介護認定率を反映して、居宅サービスで12.2%（全国平均10.4%）、地域密着型サービスで1.7%（全国0.9%）、施設サービス（介護老人福祉施設等）で3.1%（全国2.9%）と極めて高い水準となっている。量的には相当程度充実しており、これを次の段階に進め、サービスの中身・使い方を効果的なものにしていくことが必要である。

表 39 介護保険サービスの利用状況

区 分	青森県	全 国
居宅サービス	12.2%（全国第7位）	10.4%
地域密着型サービス	1.7%（全国第2位）	0.9%
施設サービス	3.1%（全国第28位）	2.9%

※65歳以上人口に対する平成22年11月のサービス受給者割合

資料：高齢福祉保険課

①居宅サービスの効果的な活用

居宅サービスの利用状況は全国を大きく上回る水準となっており、真に在宅生活を支えられるようなサービスの組み合わせや中身となるよう指導・助言を行っていく。

表 40 居宅サービスの利用状況（第1号被保険者1人当たり給付費月額）

（単位：円）

区分	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所サービス	福祉用具・住宅改修	特定施設入居者生活介護	介護予防・居宅介護支援	合計
青森県(A)	2,803	180	442	23	59	3,396	1,559	1,034	632	186	1,351	12,664
全国(B)	1,904	151	375	66	112	2,994	1,120	994	674	820	1,045	11,256
差(A-B)	899	29	67	△43	△53	403	438	39	△42	△633	306	1,409

※介護保険事業状況報告月報（厚生労働省）を基に作成

資料：高齢福祉保険課

（平成22年11月サービス提供分に係る給付費）÷（平成22年11月末現在の第1号被保険者数）

②施設・居住系サービスの原則に立ち返った活用

居宅サービスを利用しても在宅生活が困難な場合、施設・居住系サービスを受ける必要性が高いと認められる者が優先的に施設等に入所できる体制の構築を目指し、平成18年度において、施設・居住系サービスにおける入所等指針を策定した。

4 高齢者の社会参加と地域コミュニティによる支え合い

高齢者が住み慣れた地域や家庭の中で、いつまでもいきいきと生活できるよう社会参加を進めていくことが必要である。また、介護を必要とする高齢者を支えていくため、福祉サービスや介護保険サービスだけではなく、高齢者自身も福祉ボランティア等の社会参加を行うことができるよう、地域で支えていくことも重要である。

また、今後、高齢者の仲間入りをする、「団塊・ポスト団塊世代」も視野に入れ、これらの世代が魅力を感じるような自由度の高い活動等を創出し、スムーズに地域活動できるような環境づくりを進めることも重要となる。

この他、自立意欲旺盛な高齢者の組織として、青森県長寿社会振興センターでは平成14年7月に「あすなろ友の会」を発足し、自発的に健康づくり活動やボランティア活動を行っている。

また、老人クラブにおいても、友愛訪問活動等を通して、高齢者が地域福祉の担い手として活躍している。

表 41 老人クラブの会員数

年 度	会 員 数
平成18年度	85,975人
平成19年度	81,510人
平成20年度	76,868人
平成21年度	72,572人
平成22年度	68,766人

資料：高齢福祉保険課

第5節 青森県男女共同参画センターの充実

県は、平成13年6月に、男女共同参画推進の一環として青森県男女共同参画センター（愛称：アピオあおもり）を設立した。

平成18年4月からは指定管理者に管理・運営を委託しており、現在は指定管理者ASTAC・G（アスタクグループ）（構成員「株式会社阿部重組」、「芝管工株式会社」、「青森コミュニティビジネス株式会社」）と協定を結んでいる。

センターは、情報機能、啓発・学習機能、交流機能、自主活動支援機能、相談機能、文化活動機能の6つの機能に基づく事業を体系的、総合的に推進するとともに、市町村や県民の取組を支援している。

1 事業概要（平成23年度）

(1) 情報事業

男女共同参画に関する情報を幅広く収集、整理し、利用者に提供する。

①情報ライブラリーの整備・運営

男女共同参画や女性、子育て関連の図書、資料、ビデオ等を整備し、それらの閲覧、貸出及びレファレンスを行う。

②インターネットによる情報提供

青森県男女共同参画センターのホームページを作成・更新し、主催事業や図書等の検索ができるようにするとともに、来館者が自由に県内市町村及び各都道府県の情報を検索できるパソコンを設置する。

③ビデオ上映会（アピオシアター）

ビデオ映画を観ることで、自分の生き方を考え、多様な生き方が存在することを知る機会とする。ワークショップやアンケートの回答を通して、自分の考えを表現することや他者の意見を聞くことを学び、自分の生き方を考えながら、自己実現につなげる「気づき」の場とする。

④ライブラリーニュースの発行

テーマをもった特集及び関連の図書等の紹介、及び情報ライブラリーの活用についての紹介をする。

⑤展示パネルの作成及び貸出

男女共同参画に関するテーマに沿ったパネルを作成し、館内での展示及び市町村等への貸出を行い、啓発活動に役立てる。

⑥テーマ展示及びテーマ本のリスト作成

男女共同参画の視点に立ったテーマを設定し展示することで、関心を持ってもらう。

⑦出前貸出

オープンカレッジ等の事業に合わせ、アピオあおもり館外の場所においても所蔵図書の貸出を行い、県内における男女共同参画の推進に結びつける。

(2) 啓発・学習事業

男女共同参画に関し、男性を含め広く県民の理解を深めるとともに、女性のエンパワーメントを図るため、啓発・学習及び自主的な学習活動の支援を行う。

①オープンカレッジ

広く県民を対象に、男女共同参画社会の実現に向けて意識啓発を図る様々な講演会等を市町村と共催で実施する。平成 23 年度は 7 回開催予定。(うち、5 回は市町村で開催)

②啓発・情報誌「クローバーあおもり」発行

県民向けの啓発・情報誌「クローバーあおもり」を年 2 回発行する。

③あおもりウィメンズアカデミー

男女共同参画に関する様々な課題の解消に向けて問題意識を持って、政策・方針決定の場に参画し活躍できる女性人材の養成を目的とし、講座や参加型学習を実施する。

・開催日 平成 23 年 6 月 25 日～平成 23 年 12 月 計 16 講座

④企業啓発事業<自主事業>

個性を尊重し、性別にこだわらず能力が発揮できる男女共同参画の 21 世紀の働き方について、企業の方々に理解してもらおうよう、企業啓発の一環として、情報提供や講師派遣を実施する。

(3) 交流事業

性別、年齢、地域等の枠を超えた多くの方が交流し、男女共同参画に対する理解を深め合う場を提供する。

①パートナーセッション

男女共同参画になじみの少なかった県民を多く呼び込むことにより、一人でも多くの男女が男女共同参画の必要性を実感し、行動に移してもらうことを目的に講演会等を実施する。

・開催日 平成 23 年 11 月 5 日

・主催は青森県男女共同参画センター

②登録団体活動パネル展示及びワークショップ

アピオあおもりの登録団体を中心に、男女共同参画社会の実現を目指し活動している団体が、活動紹介や研究発表等を行うことで、団体間の交流・ネットワークづくりと、県民への啓発へとつなげていく。

・開催日 平成 23 年 11 月 5 日

(4) 自主活動支援事業<自主事業>

男女共同参画社会づくりに取り組む団体・グループ等の活性化とリーダー養成を支援する。

①ステップアップセミナー

男女共同参画社会づくりを推進するために活動を行っている県内の団体・グループがより目的のある効果的で効率的な活動を展開し成果を上げられるよう、様々な情報提供、すぐに役立つ具体的なスキルアップの機会を提供する。

第 1 弾：コミュニケーションセミナー

第 2 弾：Web 広報セミナー

②市町村担当者情報交換会

男女共同参画に関する各市町村間の情報交換の場を設定し、男女共同参画の推進における活性化、相互協力の可能性を拡大していく。

③活動支援事業

男女共同参画社会の形成を目的として、アピオあおもりを会場に実施する事業等に対して、企画募集し、広報面等において支援していく。

(5) 相談事業

男女共同参画の視点に立った総合相談窓口として、情報提供及び問題解決の助言等を行うとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づく配偶者暴力相談支援センターの業務を行う。

一般相談、専門相談の他、平成23年度は「ミニ講座(法律と制度)」を実施する。

(6) 文化・活動支援事業

○ビデオ上映会(アピオシアター)

ビデオ映画を観ることで、自分の生き方を考え、多様な生き方が存在することを知る機会とする。ワークショップやアンケートの回答を通して、自分の考えを表現することや他者の意見を聞くことを学び、自分の生き方を考えながら、自己実現につなげる「気づき」の場とする。

・開催回数 年6回

2 県民参加による事業の推進

ホームページや事業終了時のアンケートにより、県民の意見やニーズを把握し、県民が主体的に事業運営に関われるようにパートナーシップを図っていく。

3 市町村や国、各都道府県の女性センターとの連携

(1) 市町村や国、各都道府県の情報

市町村や国、各都道府県の情報をホームページに積極的に取り入れるとともに情報提供を行う。

(2) 事業の連携等(平成23年度)

○「男性の家庭・地域への参画促進に関する全国調査」の協力

独立行政法人国立女性教育会館で実施する調査研究及びプログラム開発に協力することで、「男性・子どもにとっての男女共同参画」の推進を図る。

○女性就業促進・健康保持増進支援バックアップ事業

女性就業支援センターと連携し、働く女性の支援講座を実施する。

第3章 男女の人権が推進・擁護される社会の形成

女性に対する暴力を許さない社会環境づくりを推進するとともに、固定的な役割分担意識にとらわれない表現の普及に努めている。また、生涯を通じた女性の健康づくりを支援している。

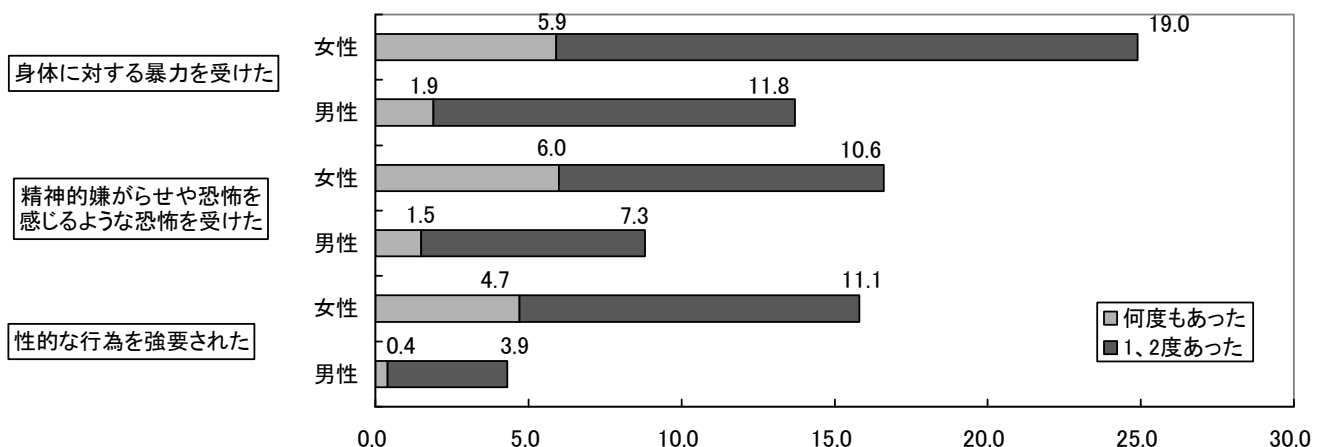
- 1 平成22年度に配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は684件。
- 2 平成22年に警察に寄せられたDV相談件数は383件。検挙件数は、刑法犯等53件。
- 3 平成22年に警察に寄せられたストーカー行為等相談件数は169件。検挙件数は、刑法犯等15件、ストーカー規制法違反0件。
- 4 女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう母子保健医療対策の促進を図る指標として掲げている乳児死亡率（概数）は、平成22年2.2（出生千対）。〈全国率2.3（出生千対）〉
- 5 人工妊娠中絶実施率（女子人口千対）は、25～29歳が最も多く、平成21年度で15.3、20歳未満は8.4。総数は平成20年度9.6から平成21年度9.2に減少。

第1節 女性に対するあらゆる暴力の根絶

1 女性に対する暴力

内閣府が平成20年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、女性の24.9%が配偶者（事実婚、別居中を含む）から身体的暴力を受けたことがあり、また、女性の16.6%が心理的攻撃（精神的な嫌がらせや自分の家族に危害が加えられるのではないかという恐怖を感じるような脅迫）を受けているという結果になっている。

図19 配偶者からの被害経験



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」

表 42 配偶者（内縁関係含む）による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数

	殺 人	傷 害	暴 行
平成 19 年	107/192 件 (55.7%)	1,255/1,346 件 (93.2%)	870/933 件 (93.5%)
平成 20 年	126/200 件 (63.0%)	1,268/1,339 件 (94.7%)	975/1,045 件 (93.3%)
平成 21 年	99/152 件 (65.1%)	1,212/1,282 件 (94.5%)	1,013/1,082 件 (93.6%)
平成 22 年	114/184 件 (62.0%)	1,437/1,523 件 (94.4%)	1,376/1,452 件 (94.8%)

* 分母は検挙件数、分子は総検挙件数のうち夫を検挙した件数（%はその率）

警察庁

2 配偶者暴力相談支援センター

平成 13 年 4 月、配偶者からの暴力の問題を総合的に規定した最初の法律である「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）が成立し、同年 10 月 13 日（一部は 14 年 4 月 1 日）から施行された。

この法律では、県が設置する女性相談所等が、「配偶者暴力相談支援センター」として被害者からの相談に応じ、指導及び一時保護、情報提供、その他の援助を行うことや、被害者がさらなる配偶者からの暴力により、生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときには、被害者からの申し立てにより、裁判所が一定期間、加害者を被害者から引き離すための保護命令を発することが規定されている。平成 16 年 12 月には改正法が施行となり、配偶者からの暴力の定義が拡大され、元配偶者に対しても保護命令を発することが可能となり、また、加害者に対して被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令を発することが可能となるなどの改正がなされた。

さらに 2 回目の改正法が平成 20 年 1 月に施行された。その主な改正内容は、市町村における DV 基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置の努力義務と、保護命令の拡充（生命又は身体に対する脅迫行為にも対象が拡大、被害者に対する電話等の禁止、被害者の親族等への接近禁止命令の発令）、裁判所から配偶者暴力支援センターへの保護命令に関する通知等である。

本県においては、平成 14 年 4 月から女性相談所、6 ヲ所の各地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉子ども総室、青森県男女共同参画センターの計 8 ヲ所で「配偶者暴力相談支援センター」の業務を始めている。

平成 22 年度に配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は 689 件（女性 684 件、男性 5 件）となっている。

女性相談所では、これまでも、婦人保護事業の中核機関として、様々な支援を必要とする女性からの相談に広く応じ、必要な保護、指導等を行い、問題の解決に向けての支援を行ってきたが、配偶者暴力防止法の施行により、県内 8 ヲ所の配偶者暴力相談支援センターの基幹センターとして関係機関の調整や一時保護等の業務を行っている。

さらに、県が女性相談所、各地域県民局地域健康福祉部福祉総室、福祉子ども総室に配置した 8 名の婦人相談員と、市が設置する 7 名の婦人相談員が、様々な支援を必要とする女性に対して、相談・指導・援助を行っている。

表 43 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数

	青 森 県	全 国
平成 14 年度	436 件	35,943 件
平成 15 年度	917 件	43,225 件
平成 16 年度	1,485 件	49,329 件
平成 17 年度	1,314 件	52,145 件
平成 18 年度	1,194 件	58,528 件
平成 19 年度	1,088 件	62,078 件
平成 20 年度	1,090 件	68,196 件
平成 21 年度	1,194 件	72,792 件
平成 22 年度	684 件	※未公表
累 計	9,402 件	442,236 件

資料：こどもみらい課、内閣府

表 44 配偶者暴力相談支援センターにおける性別相談件数（平成 14 年度～22 年度）

	青 森 県	全 国
女 性	9,387 件 (99.9%)	439,130 件(99.3%)
男 性	15 件 (0.1%)	3,106 件(0.7%)

資料：こどもみらい課、内閣府

3 青森県女性相談所

女性相談所は、婦人保護事業の中核機関として要保護女子、配偶者からの暴力被害女性及び日常生活を営む上で何らかの問題を有する女性について広く相談に応じ、必要な保護、指導等を行うとともに婦人保護事業の啓発活動を行っている。

①相談

来所相談、電話相談及び巡回相談を実施し、指導、助言を行っている。

②調査及び判定

本人及びその家庭環境について、その実情を把握するため、本人の了解を得て調査を行うとともに、必要に応じて医学的、心理学的、職務的判定を行っている。

③指導・援助

相談、調査及び判定の結果に基づき、各種制度の活用等の指導・援助を行っている。

表 45 経路別相談受付状況

(単位：件)

区分	年度	経路 総数	本 人 自 身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	福 祉 事 務 所	そ 福 祉 の 相 談 機 他 関	縁 故 者 ・ 知 人 等	そ の 他 (医 療 ・ 教 育 機 関 含 め)
総 数	10年度	1,298 100%	899 69.3%	6 0.5%	8 0.6%	12 0.9%	158 12.2%	160 12.3%	54 4.2%	1 0.0%
	18年度	3,924 100%	3,353 85.4%	92 2.3%	18 0.5%	20 0.5%	140 3.6%	59 1.5%	187 4.8%	55 1.4%
	19年度	3,739 100%	3,255 87.1%	63 1.7%	14 0.4%	3 0.1%	93 2.5%	85 2.3%	176 4.7%	50 1.3%
	20年度	3,472 100%	3,058 88.1%	40 1.2%	8 0.2%	16 0.5%	121 3.5%	67 1.9%	132 3.8%	30 0.9%
	21年度	3,040 100%	2,633 86.6%	34 1.1%	13 0.4%	29 1.0%	76 2.5%	57 1.9%	153 5.0%	45 1.5%
	22年度	2,191 100%	1,828 83.4%	37 1.7%	2 0.1%	6 0.3%	95 4.3%	52 2.4%	126 5.8%	45 2.1%
相 談 所	10年度	67 11.5%	36	4	2	0	18	4	3	0
	18年度	1,392 35.5%	1,236	26	1	1	19	16	79	14
	19年度	1,274 34.1%	1,131	28	0	0	15	9	85	6
	20年度	1,274 34.1%	1,147	11	1	1	4	8	72	7
	21年度	1,098 36.1%	978	13	0	0	10	8	76	13
	22年度	1,089 49.7%	932	24	0	0	31	5	83	14
相 談 員	10年度	1,231 88.5%	863	2	6	12	140	156	51	1
	18年度	2,532 64.5%	2,117	66	17	19	121	43	108	41
	19年度	2,465 65.9%	2,124	35	14	3	78	76	91	44
	20年度	2,221 64.0%	1,911	29	7	15	117	59	60	23
	21年度	1,942 63.9%	1,655	21	13	29	66	49	77	32
	22年度	1,102 50.3%	896	13	2	6	64	47	43	31

資料：こどもみらい課

表 46 女性相談所一時保護所主訴別入所状況

(単位：人)

年度	区分 総数	本人の問題							家庭の問題						その他			
		生活 困窮	借金・ サラ金	未婚 の母	不純 異性交遊	男女 問題	帰宅 先なし	その他	計	夫の 暴力・ 酒乱	そ夫 の 他問 の題	離 婚 問 題	子 供 の 問 題	家 庭 不 和	親・ 親族 の 問 題	計	住 居 問 題	計
18	56						9	1	10	39	1	1	4		1	46		
19	42						7		7	33			1		1	35		
20	36						6		6	27			3			30		
21	42					1	4		5	29			4		4	37		
22	25						5	1	6	17			2			19		

資料：こどもみらい課

4 警察におけるDV被害状況

平成 22 年に警察に寄せられたDV相談件数は 383 件に及んでいる。

また、検挙件数は、刑法犯等（傷害、暴行など）が 53 件である。

なお、配偶者暴力防止法の保護命令に基づく保護対策の件数は 7 件で、うち接近禁止命令が 1 件、接近禁止・退去命令 1 件、接近禁止・電話等禁止命令が 5 件となっている。

表 47 DV相談取扱状況

(平成 22 年)

取扱件数	検 挙 件 数		計	保 護 命 令 件 数			
	刑法犯等	配偶者暴力 防 止 法		接近禁止 命令	接近禁止・ 退去命令	接近禁止・ 電話等禁止 命令	接近禁止・ 退去・電話 等禁止命令
383	53	0	7	1	1	5	0

資料：県警生活安全企画課子ども・女性安全推進室

DV事案は、被害者のほとんどが女性であり、暴力行為が長期間に及ぶことが多いため、被害者の早期相談が望まれる。

5 ストーカー行為の実態

平成22年に警察に寄せられたストーカー行為等に関する相談件数は169件に及んでいる。

また、検挙件数は、刑法犯等（傷害、脅迫など）が15件、ストーカー規制法違反が0件である。

なお、ストーカー規制法に基づく警告件数は11件、被害者に対する警察本部長等による援助件数は4件となっている。

表48 ストーカー相談取扱状況

年	取扱 件数	措 置 状 況					
		行為者への 注意指導・ 被害者への 防犯指導	検挙・警告 ・援助事案	検挙・警告・援助事案件数内訳			
				検 挙		警 告	援助の実施
				刑法等	ストーカー 規 制 法		
平成19年	148	132	16	9	0	0	7
平成20年	212	188	24	15	1	3	5
平成21年	190	174	16	6	1	3	6
平成22年	169	179	30	15	0	11	4

資料：県警生活安全企画課子ども・女性安全推進室

表49 被害者と行為者の関係

(平成22年)

面 識 あ り					面識なし	その他 (行為者不明等)
配偶者 (元含む)	交際相手 (元含む)	知人友人	職場関係	その他		
6 (3.6%)	104 (61.5%)	16 (9.5%)	20 (11.8%)	1 (0.6%)	11 (6.5%)	11 (6.5%)

資料：県警生活安全企画課子ども・女性安全推進室

被害者と行為者の関係では、面識のある行為者が全体の87.0%、面識なし・その他（行為者不明等）が13.0%となっている。

面識のある行為者の内訳は、交際相手（元含む）が61.5%、知人友人が9.5%、配偶者（元配偶者を含む）が3.6%、職場の同僚等の職場関係が11.8%、その他が0.6%となっている。

ストーカー事案は、行為そのものが徐々にエスカレートする傾向が強いため、警察への早期相談が望まれる。

なお、被害者のほとんどが女性である。

6 セクシュアル・ハラスメント

平成21年に実施した「青森県男女共同参画に関する意識調査」によると、セクシュアル・ハラスメントの被害経験の中では、「性的ジョーク（嫌がっているのに性に関する話やジョーク、冗談を聞かされた）」（29.7%）、「差別的な言い方（をされた）」（28.4%）、「容姿の中傷」（18.7%）、「結婚や出産の話題」（15.2%）となっており、このうち平成15年実施の調査から大きく増加したものは「性的ジョーク」（9.3%増）、「結婚や出産の話題」（7.3%増）であり、「差別的な言い方」は4.1%の減少となっている。

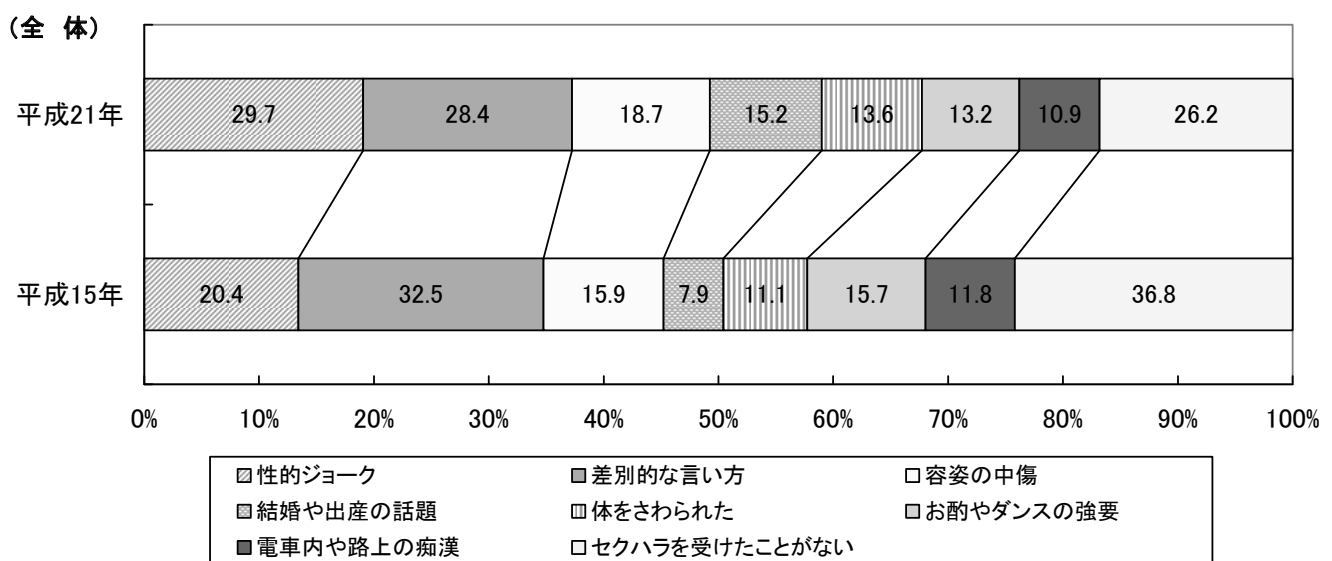
「セクシュアル・ハラスメントを受けたことがない」は、平成15年では36.8%であったが、平成21年では26.2%であり全体で10.6%の減少となっているが、特に男性ではその差が大きく、19.0%の減少となっている。

表50 セクシュアル・ハラスメントの経験（複数回答あり）（平成21年実施）

被害経験	率 (%)					
	全体	平成15年	女	平成15年	男	平成15年
性的ジョーク	29.7	20.4	34.1	24.3	24.3	15.1
差別的な言い方	28.4	32.5	29.2	38.8	26.4	24.6
容姿の中傷	18.7	15.9	20.6	19.7	16.5	11.4
結婚や出産の話題	15.2	7.9	18.2	10.2	11.5	5.0
体をさわられた	13.6	11.1	21.5	17.0	3.2	3.5
お酌やダンスの強要	13.2	15.7	19.2	22.5	5.4	7.0
電車内や路上の痴漢	10.9	11.8	17.9	18.8	1.4	2.7
セクハラを受けたことがない	26.2	36.8	23.2	27.7	30.4	49.4

資料：青少年・男女共同参画課

図20 セクシュアル・ハラスメントの経験（複数回答あり）



資料：青少年・男女共同参画課

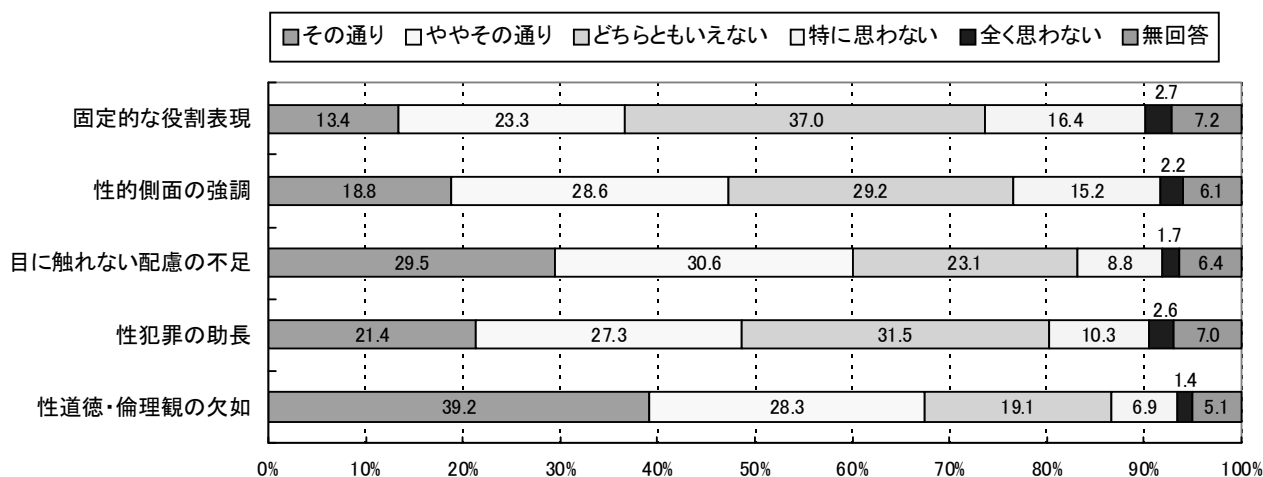
第2節 メディアにおける男女共同参画の推進

1 女性の人権尊重の表現推進のためのメディアへの取組

「青森県男女共同参画に関する意識調査」（平成21年）で、テレビ、映画、新聞、雑誌など、メディアにおける男女の表現に関する意識を尋ねた結果、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」を「その通り」「ややその通り」と思う人は67.5%であり、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮の不足」については、「その通り」（29.5%）、「ややその通り」（30.6%）を加えると60.1%が同感している。

前回の平成15年実施の調査では、「その通り」「ややその通り」と感じていたのが過半数を占めていた「女性の性的側面を強調しすぎるなど、行きすぎた表現が目立つ（前回60.2%）」及び「性犯罪の助長（女性に対する犯罪を助長するおそれがある）（前回60.3%）」については、それぞれ47.4%及び48.7%となり、同感している人が減少している。

図21 メディアにおける男女表現についての意識



資料：青少年・男女共同参画課

活字・映像をはじめとするメディアは、人々の意識形成に様々な形で影響を与える。表現の自由は尊重されるべきではあるが、表現される側の人権も尊重されなければならない。性の商品化や暴力表現が女性の人権侵害を助長する可能性があることに留意する必要がある。メディアが自主的に人権に配慮した表現に取り組むとともに、男女共同参画社会づくりに寄与することが求められる。

2 行政の作成する広報・刊行物等における性にとらわれない表現の促進

平成13年7月に公布・施行した青森県男女共同参画推進条例第9条第2項においては、「県は文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。」と定められている。

このため、職員一人ひとりが男女共同参画の意識を持って県の文書・刊行物等を作成できるよう、平成14年度に作成した「公的広報表現ガイドライン」を知事部局、教育庁、警察本部、各種委員会、県内市町村、都道府県、関係機関等に配布している。

第3節 生涯を通じた男女の健康支援

1 生活習慣の動向と対策

医学、医療技術の著しい進歩に伴い、感染症の疾患による死亡が減少する一方で、生活習慣病による死亡が人口の高齢化とともに増加しており、特にがん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患の三大疾患による死亡が1位から3位までとなっている。また、三大疾患による死亡の総死亡数に対する割合も約6割を占めている。

がんによる死亡を部位別に見た場合、女性は大腸がんが1位であり、肺がん、胃がんの順である。一方、男性では肺がんによる死亡が1位であり、胃がん、大腸がんの順となっている。

県では、国の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を受け、健康の増進と発病を予防する「一次予防」に重点を置き、壮年期の死亡を減少させ、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）を延伸させることなどを目標に「健康あおもり21」を平成13年1月に策定し、平成18年度には中間評価を行い改定した。また、平成19年度には、医療制度改革に伴う計画の見直しを行い、新規指標の追加等を行った。

今後とも個人の努力と併せて、社会全体で個人の健康づくりを総合的に支援する環境づくりを推進し、生活習慣病対策を進めることとしている。

表51 生活習慣病による死亡率（人口10万対）の推移（青森県）

区分	年次	平成18年		平成19年		平成20年	
		総数		総数		総数	
		死亡率	死亡全体に占める割合	死亡率	死亡全体に占める割合	死亡率	死亡全体に占める割合
がん		313.9	30.2	327.7	30.7	334.7	30.2
心疾患		171.2	16.5	167.6	15.7	173.1	15.6
脳血管疾患		134.8	13.0	134.3	12.6	136.2	12.3
小計		619.9	59.7	629.6	59.0	644.0	58.1
高血圧症		4.1	0.4	3.7	0.3	4.3	0.4
糖尿病		13.6	1.3	16.9	1.6	16.9	1.5
五疾患による死亡の合計		637.6	61.4	650.2	60.9	665.2	60.0

区分	年次	平成21年				平成22年（概数）			
		総数		女性	男性	総数		女性	男性
		死亡率	死亡全体に占める割合	死亡率	死亡率	死亡率	死亡全体に占める割合	死亡率	死亡率
がん		328.4	29.3	247.3	420.0	349.1	29.8	271.0	437.3
心疾患		179.9	16.1	169.5	191.6	192.3	16.4	182.0	204.0
脳血管疾患		133.7	11.9	128.9	139.0	137.4	11.7	132.9	142.6
小計		642.0	57.3	545.7	750.6	678.8	57.9	585.9	783.9
高血圧症		5.5	0.5	7.5	3.1	5.8	0.5	7.3	4.0
糖尿病		15.3	1.4	13.9	17.0	16.5	1.4	14.7	18.5
五疾患による死亡の合計		662.8	59.2	567.1	770.7	701.1	59.8	607.9	806.4

資料：厚生労働省「人口動態統計」

表 52 がんの部位別男女別死亡率（人口10万対）の推移

区分	年次	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年 (概数)	構成比(%)	
							男女別	計
胃がん	女	32.0	35.6	32.8	32.1	35.2	13.0	14.8
	男	63.4	71.0	65.8	67.0	69.8	16.0	
肺がん	女	26.3	31.9	30.2	29.8	36.6	13.5	19.8
	男	90.1	96.1	94.8	99.9	105.6	24.1	
肝臓がん	女	16.0	18.3	19.9	14.4	17.2	6.3	7.6
	男	37.0	35.6	35.4	35.0	37.2	8.5	
膵臓がん	女	20.3	25.1	26.3	25.1	28.1	10.4	8.5
	男	26.6	31.5	30.2	26.3	31.6	7.2	
食道がん	女	2.1	2.4	2.0	2.3	2.5	0.9	3.1
	男	20.3	20.7	19.8	20.6	19.9	4.6	
大腸がん	女	39.5	37.7	43.4	39.1	44.0	16.2	14.5
	男	51.6	55.2	59.4	55.7	58.0	13.3	
子宮がん	女	9.1	8.5	10.1	9.7	8.9	3.3	1.4
乳がん	女	21.6	20.6	20.3	19.2	21.2	7.8	3.2
	男	0.1	0.0	0.5	0.3	0.2	0.0	
その他	女	71.4	64.6	70.9	75.5	77.3	28.6	27.1
	男	109.0	110.8	117.8	115.4	115.1	26.3	
合計	女	238.5	244.7	255.8	247.2	271.0	100.0	100.0
	男	398.2	420.9	423.6	420.0	437.4	100.0	

※ 大腸がんは、平成7年から取扱部位が変更となり、平成6年までは「直腸・直腸S状結腸移行部及び肛門」を、平成7年からは「結腸と直腸S状結腸移行部及び直腸」を示す。

資料：厚生労働省「人口動態統計」

図 22 がん部位別死亡率（人口10万対）の年次推移（女性）

(人口10万対)

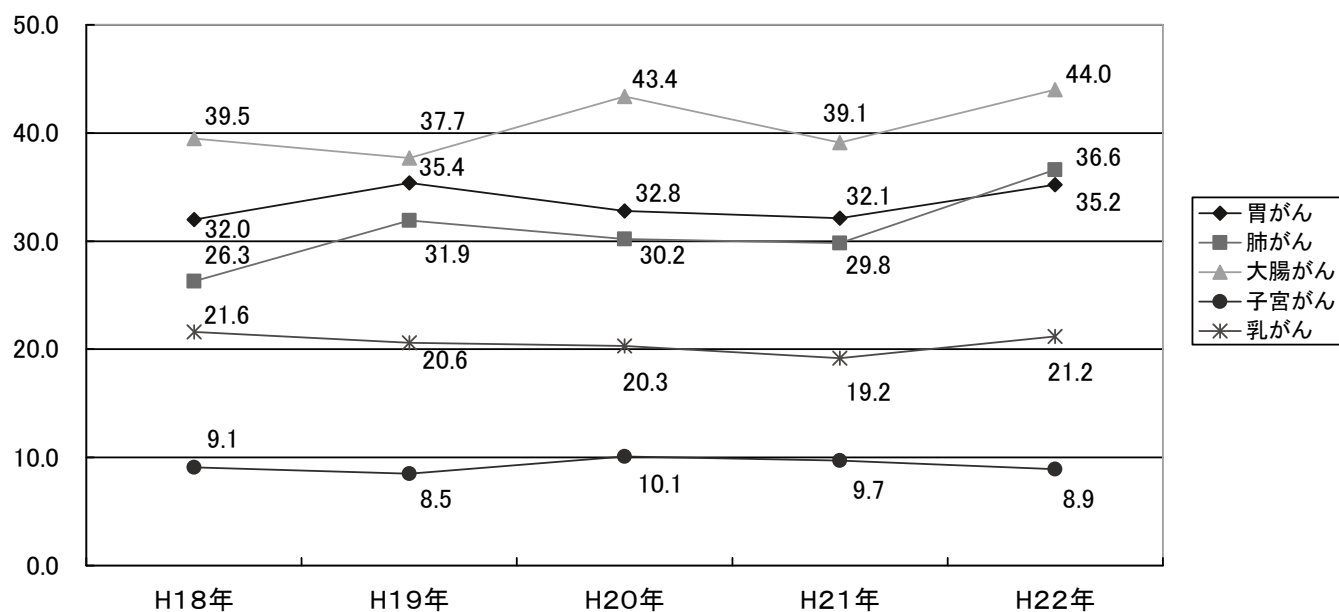


表 53 がん検診受診率の推移（男女計、青森県分）

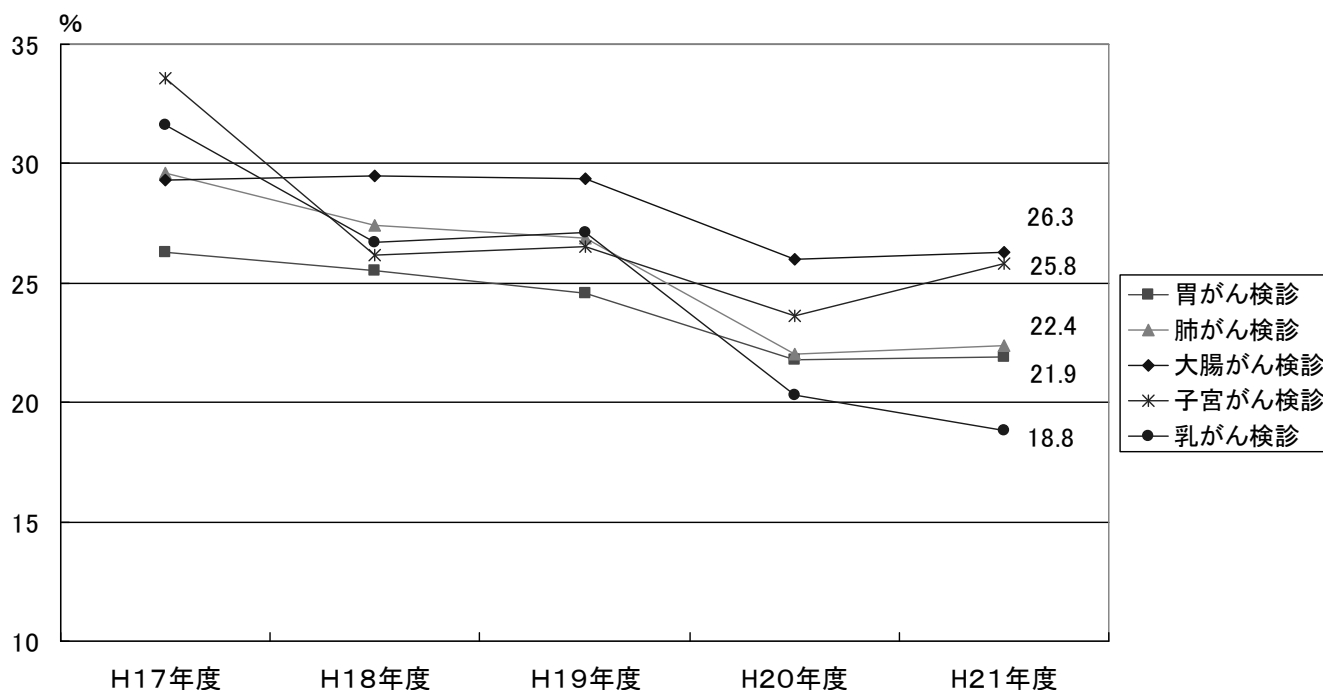
（単位％）

区分 \ 年次	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
胃がん検診	26.3	25.5	24.6	21.8	21.9
肺がん検診	29.6	27.4	26.9	22.0	22.4
大腸がん検診	29.3	29.5	29.4	26.0	26.3
子宮がん検診	33.6	26.2	26.5	23.6	25.8
乳がん検診	31.6	26.7	27.1	20.3	18.8

※ 平成 16 年度から子宮がん検診の対象は 30 歳以上から 20 歳以上に、乳がん検診の対象は 30 歳以上から 40 歳以上になり、いずれも隔年実施となった。

出典：平成 19 年度まで 厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」
平成 20 年度から 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

図 23 各種健診（検診）受診率の年次推移



2 不慮の事故・自殺

平成 22 年における不慮の事故による死亡者数を男女別にみると、女 213 人、男 339 人と男性が女性の約 1.6 倍となっている。年齢階層別にみると、男女ともに 50 歳以降での死亡が多くなっている。

自殺による死亡者数を男女別にみると、女 106 人、男 297 人と男性が女性の約 3 倍となっている。年齢階層別にみると、女性では 60 歳以上の死亡が多く、男性では 50 歳代をピークとした壮年期の自殺が多くなっている。

表 54 男女別・年齢階層別の不慮の事故・自殺死亡者数

(平成 22 年)

死因	年齢	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～	総数
	性別										
不慮の事故	女	2	2	3	5	4	5	26	51	115	213
	男	3	5	15	14	21	39	59	71	112	339
	総数	5	7	18	19	25	44	85	122	227	552
自殺	女	—	2	4	17	11	16	12	21	23	106
	男	—	2	22	34	65	58	55	44	17	297
	総数	—	4	26	51	76	74	67	65	40	403

資料：厚生労働省「人口動態統計」

3 健康づくりスポーツ・レクリエーション

(1) スポーツ活動の機会充実

スポーツは、「こころ」と「からだ」の健全な発達を促すとともに、明るく豊かで活力に満ちた、生きがいのある社会の形成に寄与するものであり、県民一人ひとりが、日常の中で「する」「みる」「ささえる」というスポーツとの関わりの中で、生涯にわたってスポーツに親しむことができるようスポーツ活動の機会充実を図ることは重要である。

このため、県では、広く県民にスポーツ・レクリエーション活動の場を提供し、スポーツ活動への参加意欲を喚起するとともに、県民の生涯を通じたスポーツ活動の推進を図るため、平成 3 年度から「青森県民生涯スポーツフェスティバル」を開催してきた。平成 19 年度からは見直しを図り、「青森県民スポーツ・レクリエーション祭」を開催し、平成 22 年度の第 3 回祭典においては、県内から約 7,700 人が参加した。

また、毎年開催している県民駅伝競走大会には約 700 人、県民体育大会には約 6,000 人が全市町村から参加している。

(2) スポーツ指導者の資質の向上

県民が、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を作るためには、年齢やレベル、目的に応じた指導ができるスポーツ指導者の育成が重要である。

このため、県では、指導者として必要な知識の習得や指導技術の向上を図るため、関係機関・団体等と連携し、「体育指導委員地区研修会」等各種研修会を毎年実施しているほか、平成 22 年度は青森市において「青森県体育指導委員中央研修会」を開催した。

なお、平成 22 年度現在、青森県内の体育指導委員数は次のとおりとなっている。

表 55 青森県内の体育指導委員数

(平成 22 年度)

全登録者	女	男
584	168(28.8%)	416(71.2%)

資料：スポーツ健康課

表 56 スポーツ指導者の資質向上に係る研修会参加状況

(平成 22 年度)

事業名	全体参加者	女性参加者数	男性参加者数
青森県体育指導委員中央研修会	100	37 (37.0%)	63 (63.0%)
体育指導委員地区研修会	225	63 (28.0%)	162 (72.0%)

資料：スポーツ健康課

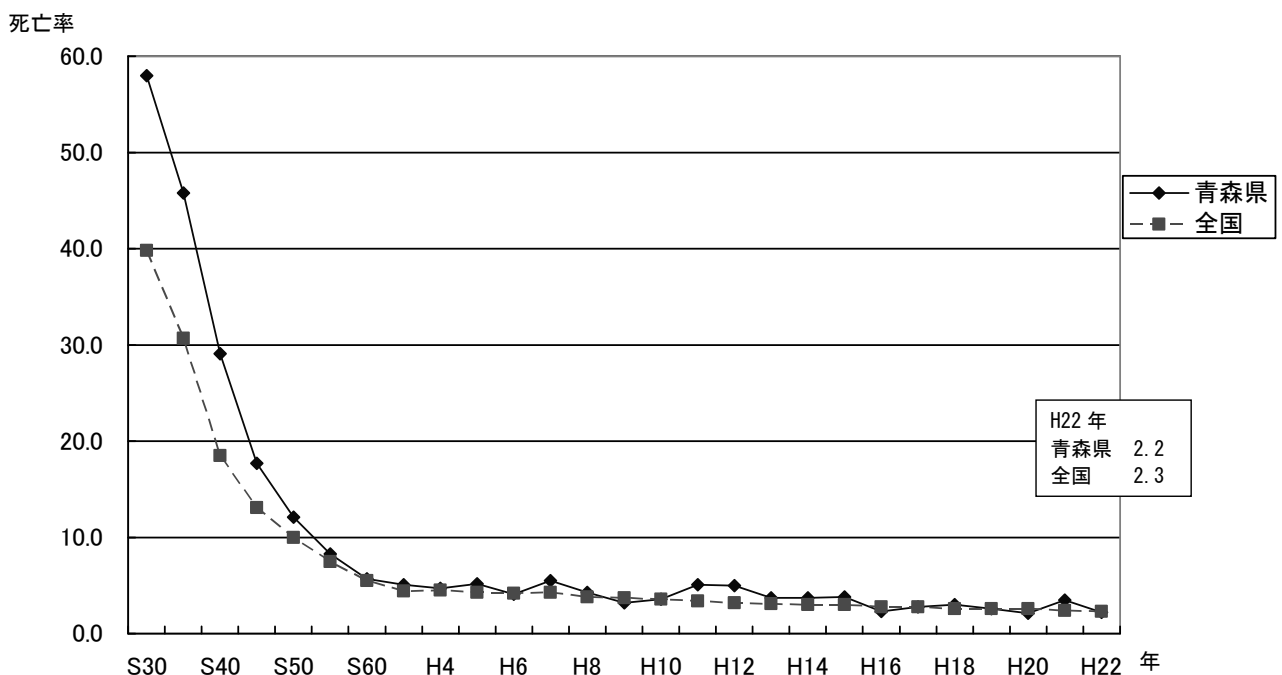
4 母子保健関係指標

本県における乳児死亡率（1年間の出生 1000 に対する生後 1 年未満の死亡の割合）は、昭和 30 年は 58.0 であり、全国平均の 39.8 に比べ非常に高率であった。その後の母子保健・医療施策等の推進により、平成 6 年には 4.1 と全国平均の 4.2 を初めて下回ったが、再び上昇し、全国平均より高い状況が続いた。その後、平成 19 年に全国と同率である 2.6 となったが、平成 22 年の乳児死亡率（概数）は 2.2 で、全国平均（2.3）を下回った。平成 22 年の乳児死亡の原因は、「周産期に発生した病態」9 件（42.9%）、「先天奇形、変形及び染色体異常」4 件（19.0%）であった。

新生児死亡率（1年間の出生 1000 に対する生後 4 週未満の死亡の割合）及び周産期死亡率（妊娠満 28 週以降の死産と生後 1 週未満の早期新生児死亡の出産 1000 に対する割合）は、全国平均より高い状態が続いたが、平成 22 年新生児死亡率（概数）は 1.2、周産期死亡率（概数）は 3.9 となっている。

平成 16 年には、本県の周産期医療対策の拠点として、青森県立中央病院に総合周産期母子医療センターが設立されたが、乳児死亡率等を低減するためには、母体の管理や乳幼児の事故防止等、県民一人ひとりの理解と取組及び母子保健及び医療体制の整備の推進、保健と医療の連携強化などの対策を今後も維持していく必要がある。

図 24 乳児死亡率の推移（出生千対）



資料：子どもみらい課

表 57 新生児・乳児・周産期死亡率

	乳児死亡			新生児死亡			周産期死亡		
	青森県		全国率 (出生千対)	青森県		全国率 (出生千対)	青森県		全国率 (出産千対)
	実数 (人)	率 (出生千対)		実数 (人)	率 (出生千対)		実数 (件)	率 (出産千対)	
18年	32	3.0	2.6	22	2.1	1.3	68	6.4	4.7
19年	26	2.6	2.6	17	1.7	1.3	55	5.4	4.5
20年	21	2.1	2.6	11	1.1	1.2	45	4.4	4.3
21年	33	3.5	2.4	17	1.8	1.2	46	4.8	4.2
22年	21	2.2	2.3	12	1.2	1.1	38	3.9	4.2

※22年は概数

資料：厚生労働省「人口動態統計」

表 58 乳児死亡の主要死因別割合

	平成 19 年		平成 20 年		平成 21 年		平成 22 年	
	死亡率 (人)	構成比 (%)	死亡率 (人)	構成比 (%)	死亡率 (人)	構成比 (%)	死亡率 (人)	構成比 (%)
先天奇形、変形及び染色体異常	6	23.1	8	38.1	8	24.2	4	19.0
周産期に発生した病態	12	46.2	6	28.6	14	42.5	9	42.9
乳幼児突然死症候群	0	0.0	3	14.3	3	9.1	1	4.8
不慮の事故	2	7.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	6	23.0	4	19.0	8	24.2	7	33.3
計	26	100.0	21	100.0	33	100.0	21	100.0

※22年は概数

資料：こどもみらい課

5 人工妊娠中絶、出生数

戦後の人口増加と経済のアンバランスによる窮乏は、人工妊娠中絶の増加を招いたが、その後、受胎調節の普及や家族計画事業の推進により、平成6年までは減少していた。しかし、件数では減少であるが、実施率（15～49歳女子人口1000対）は増加傾向を示していたが、平成14年度の12.1から減少となり、平成21年度は9.2となった。

年齢階層別にみると、最も多いのは25～29歳で、平成21年度は15.3（年齢階級別女子人口1000対）であった。また、20歳未満の人工妊娠中絶は、平成13年が16.4で、それまで増加傾向であったが、その後減少に転じ、平成21年度は8.4であった。

出生数については、昭和35年頃から減少傾向となっており、平成22年（概数）は9,711人であった。

表 59 年齢階級別人工妊娠中絶実施率（15～49 歳女子人口千対）

	総数	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49
17年度	11.1	11.6	21.9	17.2	14.8	11.8	4.5	0.5
18年度	10.5	10.7	21.3	16.3	14.0	11.2	4.2	0.2
19年度	10.2	8.7	20.3	16.9	14.0	10.3	4.5	0.4
20年度	9.6	8.1	16.5	15.9	14.2	11.0	4.0	0.3
21年度	9.2	8.4	15.1	15.3	13.0	10.5	4.4	0.3

（注）衛生行政報告例（年度）による。

資料：こどもみらい課

表 60 出生数の年次推移、母の年齢（5歳階級）別

	総数		20歳未満		20～24		25～29		30～34		35～39		40～44		45歳以上	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
18年	10,556	100.0	183	1.7	1,702	16.1	3,423	32.4	3,541	33.5	1,475	14.0	229	2.2	3	0.10
19年	10,162	100.0	174	1.7	1,601	15.8	3,246	31.9	3,380	33.3	1,529	15.0	230	2.3	2	0.02
20年	10,187	100.0	168	1.6	1,521	14.9	3,244	31.8	3,423	33.6	1,553	15.2	272	2.7	6	0.10
21年	9,523	100.0	149	1.6	1,427	15.0	2,941	30.9	3,093	32.5	1,640	17.2	269	2.8	4	0.04
22年	9,711	100.0	144	1.5	1,344	13.8	3,088	31.8	3,108	32.0	1,736	17.9	285	2.9	8	0.08

※22年は概数

資料：厚生労働省「人口動態統計」

6 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の普及

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は、いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産などを含む、女性の人権の重要な一つである。

※平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性が生涯に渡って、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されることをいう。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で、満足のいく性関係、安全な妊娠、出産、子どもが生まれ育つことなどが含まれる。

第4章 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女が性別にかかわらず、社会の構成員として、その能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図っている。また、人権尊重と男女平等を推進する教育に取り組んでいる。

- 1 市町村基本計画の策定状況は平成23年4月1日現在16市町村（40.0%）で2.5ポイント上昇。
- 2 性別役割分担意識に同感する人の割合は、平成15年14.2%から平成21年14.1%に減少。
- 3 平成22年5月1日現在、県内の教員に占める女性教員の割合は、小学校では63.8%、中学校では44.6%、高等学校（全日制）では29.8%、大学では20.2%と、上位の学校ほど女性が少ない傾向。
- 4 高等学校女子卒業者（平成22年3月末）のうち、31.7%は大学（学部）へ、12.1%は短期大学（本科）へ進学し、大学等への進学率の合計は44.8%であった。
- 5 大学（学部）進学者の学部別比率は、女子が社会科学、保健、人文科学で63.9%となった。また、男子は社会科学、工学で64.5%となった。

第1節 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

1 市町村における条例、基本計画の策定状況

(1) 市町村における条例の策定状況

八戸市が平成13年9月に「八戸市男女共同参画基本条例」を公布（同年10月施行）している。

表61 男女共同参画に関する条例の策定状況

（平成23年4月1日現在）

市町村	条例名称	可決日	公布日	施行日
八戸市	八戸市男女共同参画基本条例	平成13年9月20日	平成13年9月27日	平成13年10月1日

資料：青少年・男女共同参画課

(2) 市町村における基本計画の策定状況

平成23年4月1日現在16市町村において男女共同参画基本計画を策定している。

表62 男女共同参画基本計画の策定状況

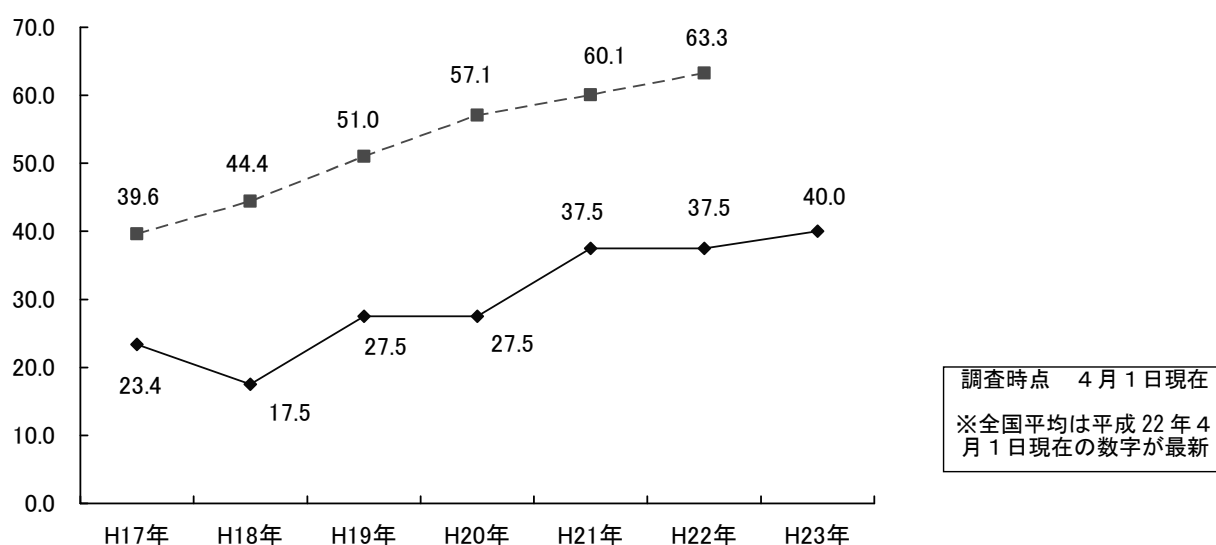
（平成23年4月1日現在、策定順）

市町村名	男女共同参画に関する基本計画等名	策定年月
八戸市	八戸市男女共同参画基本計画 （男女共同参画社会をめざすはちのへプラン2006）	（平成8年12月策定） 平成18年2月改定
平内町	平内町男女共同参画プラン	平成13年4月
三沢市	みさわハーモニープラン	平成14年3月
むつ市	むつ市男女共同参画推進基本計画～むつみあいプラン～	平成14年11月
中泊町	中泊町男女共同参画推進プラン	平成19年3月

五所川原市	五所川原市男女共同参画計画	平成 19 年 3 月
つがる市	つがる市男女共同参画プラン	平成 19 年 3 月
平川市	平川市男女共同参画推進プラン	平成 19 年 3 月
今別町	今別町男女共同参画推進計画	平成 20 年 3 月
東通村	東通村男女共同参画推進計画	平成 20 年 10 月
七戸町	七戸町男女共同参画基本計画 「心と心をつなぐ思いやりのある暮らし」	平成 20 年 11 月
おいらせ町	おいらせ町男女共同参画プラン 「自分らしく一人ひとりが輝くまち 共にささえ 共に暮らす 笑顔あふれるまち」	平成 21 年 2 月
南部町	南部町男女共同参画基本計画 ～人権の尊重と男女共同参画社会を目指して～	平成 21 年 3 月
蓬田村	蓬田村男女共同参画推進計画 「男女がともに参画する地域社会をめざして」	平成 22 年 12 月
六ヶ所村	六ヶ所村男女共同参画社会基本計画 「男女共同で 繋ぐこころ 地域の和」	平成 23 年 3 月
三戸町	三戸町男女共同参画社会基本計画 ～女性が活躍できるステージ さんのへ～	平成 23 年 3 月

資料：青少年・男女共同参画課

図 25 市町村における男女共同参画基本計画策定割合



市町村における男女共同参画に関する基本計画の策定については、各市町村へ直接働きかけているほか、市町村男女共同参画行政担当課長会議を通じ協力要請している。また、基本計画策定等を支援するアドバイザーを派遣している。

2 男女をめぐる意識

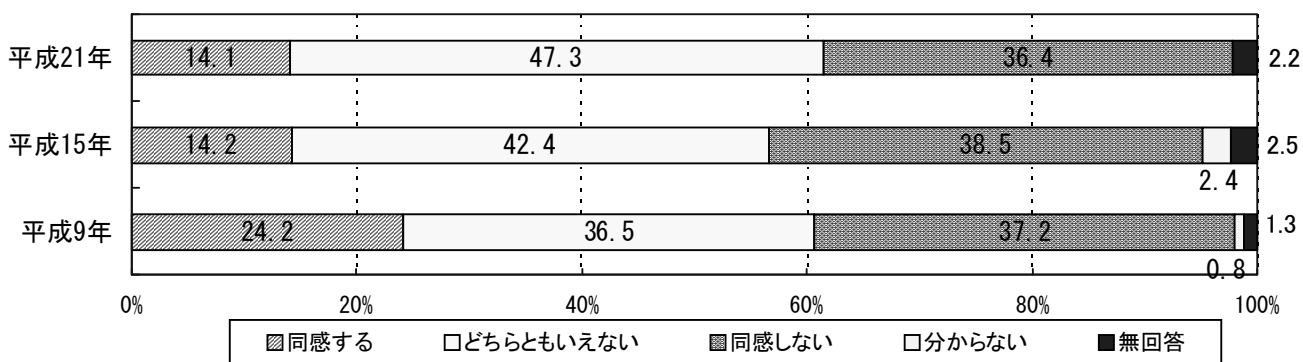
(1) 性別役割分担意識の変化

平成 21 年に県が行った「青森県男女共同参画に関する意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する割合は全体で 14.1%、同感しない割合は全体で 36.4%となっている。

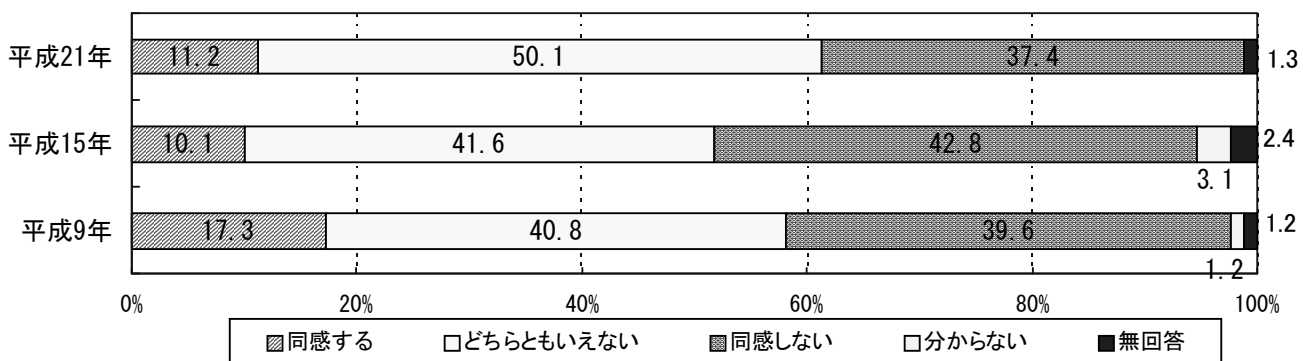
男女別では、女性は「同感する」が 11.2%、「同感しない」が 37.4%、男性では「同感する」が 17.5%、「同感しない」が 35.8%であった。平成 9 年に行った意識調査と比較すると、性別役割分担意識に同感する割合は男女ともに減少している。

図 26 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

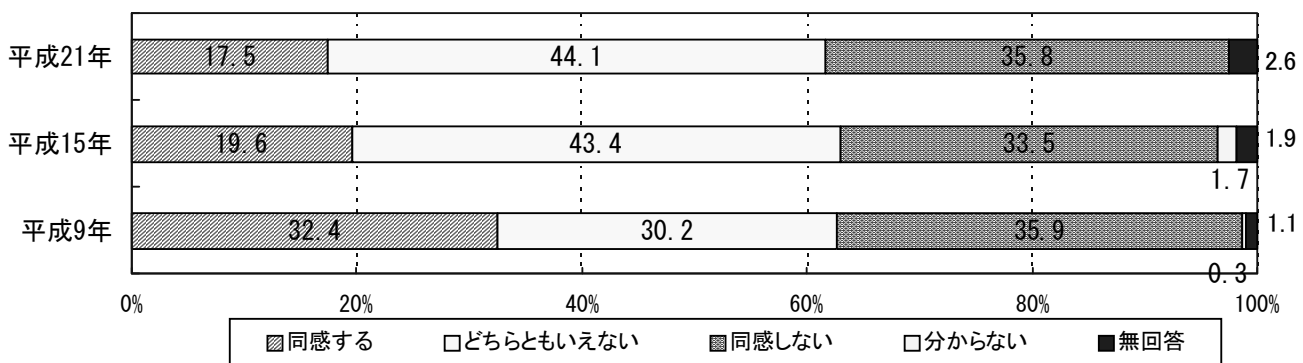
<全体>



<女性>



<男性>



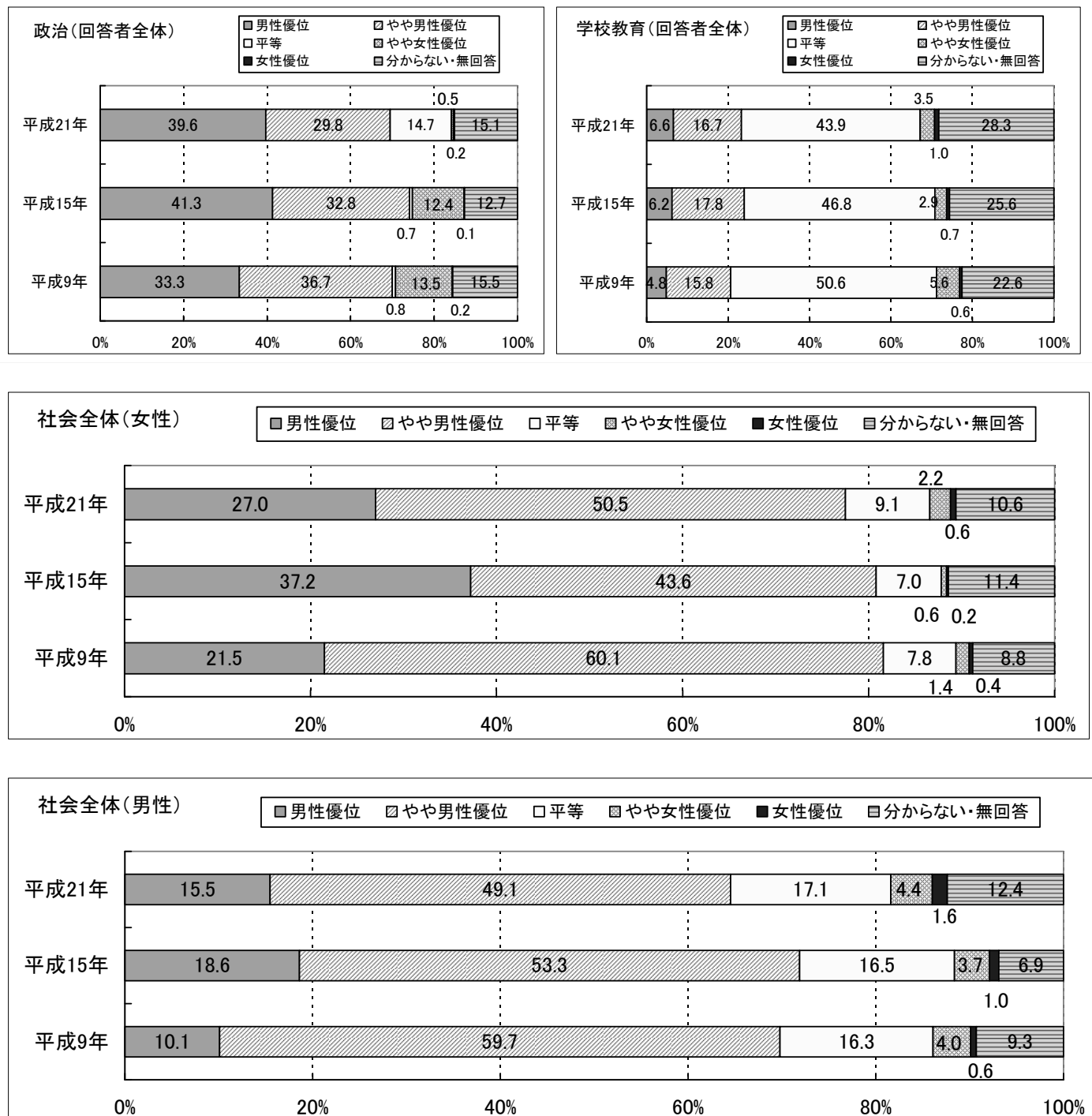
資料：青少年・男女共同参画課

(2) 男女の平等意識

平成 21 年の「青森県男女共同参画に関する意識調査」結果によると、日常生活のあらゆる場面における男女の地位について男性が優位と感じる割合が最も高かったのは政治の場で、「男性優位」又は「やや男性優位」をあわせると 69.4%となった。また、男女が平等と感じる割合が最も高かったのは学校教育の場で 43.9%が平等と感じているという結果となった。

男女別にみると、社会全体における男女の地位について「男性優位」と感じる人が女性で 37.2%（平成 15 年）から 27.0%（平成 21 年）に、男性で 18.6%（平成 15 年）から 15.5%（平成 21 年）に減少している。

図 27 男女の地位に関する意識



資料：青少年・男女共同参画課

3 男女共同参画週間

男女の固定的な性別役割分担意識に根ざした家庭や職場、地域社会など多くの領域に存続している男女間格差の問題を解消していくためには、意識の改革が最も重要である。

県では、男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、男女共同参画社会づくりに対する県民の理解を深めることを目的としたラジオ広報を実施したほか、平成23年度は地元紙において、男女共同参画に関する普及啓発を内容とする新聞広告を実施した。

男女共同参画センターでは、平成23年度は、6月25日に「白熱教室 これからの社会を考えよう 男女共同参画の視点から展望する新しい社会」をテーマにあおもりウイメンズアカデミー公開講座を開催。6月11日には、オープンカレッジとして国際協力について男女共同参画の視点で考える講座、7月17日には女性学について学ぶ講座を開催。また、貸館利用者への啓発リーフレットの配布を実施した。

4 農山漁村女性の日

農林水産省が主唱し、昭和63年度から毎年3月10日を「農山漁村女性の日」として設定している。毎年、「農山漁村女性の日」青森県大会を開催し、農山漁村の男女が対等なパートナーとして、農林漁業経営や地域活動に参画することが日常になるような社会的気運の醸成を図るため、啓発活動を行っている。この記念行事を核に、県内の農山漁村の女性団体が中心となり、各地域でも農山漁村における男女共同参画の推進を図るため、様々な活動を展開している。

※「農山漁村女性の日」は女性が有する「知恵」、「技」、「経験」、この3つをトータル（10）に発揮することを願って3月10日としている。

第2節 多様な選択を可能にする教育・学習の機会の充実

1 学校教育の状況

(1) 校長・副校長・教頭への女性の登用状況

平成22年5月1日現在の幼稚園を除く本県の教員（本務教員数）の状況は、表63のとおりである。

校長についてみると、小学校では347人のうち女性は52人で、その割合は15.0%である。中学校で14人（8.7%）、高等学校（定時制を含む。）で6人（8.0%）、特別支援学校で1人（5.6%）の女性が登用されている。

次いで副校長についてみると、高等学校で10人のうち3人（30.0%）の女性が登用されている。

また、教頭についてみると、小学校では353人のうち女性は97人で、その割合は27.5%である。中学校で7人（4.0%）、高等学校で2人（1.9%）、特別支援学校で5人（19.2%）の女性が登用されている。

表63 校長・副校長・教頭への登用状況

（平成22年5月1日現在）

		校 長				副 校 長				教 頭				総 教 員 数				
		女性	男性	女 性 の割合	%	女性	男性	女 性 の割合	%	女性	男性	女 性 の割合	%	女性	男性	女 性 の割合	%	
小学校	国 立	0	0	0	-	1	0	1	0.0	1	0	1	0.0	32	19	13	59.4	
	公 立	347	52	295	15.0	0	0	0	-	352	97	255	27.6	5,356	3,420	1,936	63.9	
	小 計	347	52	295	15.0	1	0	1	0.0	353	97	256	27.5	5,388	3,439	1,949	63.8	
中学校	国 立	0	0	0	-	1	0	1	0.0	1	0	1	0.0	32	13	19	40.6	
	公 立	161	14	147	8.7	0	0	0	-	173	7	166	4.0	3,322	1,482	1,840	44.6	
	私 立	0	0	0	-	2	0	2	0.0	2	0	2	0.0	28	13	15	46.4	
	小 計	161	14	147	8.7	3	0	3	0.0	176	7	169	4.0	3,382	1,508	1,874	44.6	
高等学校	全日制	県 立	57	1	56	1.8	0	0	0	-	73	1	72	1.4	2,491	766	1,725	30.8
		私 立	16	4	12	25.0	10	3	7	30.0	16	0	16	0.0	702	185	517	26.4
		小 計	73	5	68	6.8	10	3	7	30.0	89	1	88	1.1	3,193	951	2,242	29.8
	定時制	県 立	2	1	1	50.0	0	0	0	-	14	1	13	7.1	159	47	112	29.6
		市町村立	0	0	0	-	0	0	0	-	1	0	1	0.0	7	3	4	42.9
小 計	2	1	1	50.0	0	0	0	-	15	1	14	6.7	166	50	116	30.1		
特別支援学校	国 立	0	0	0	-	1	0	1	0.0	1	0	1	0.0	32	16	16	50.0	
	県 立	18	1	17	5.6	0	0	0	-	25	5	20	20.0	1,018	617	401	60.6	
	小 計	18	1	17	5.6	1	0	1	0.0	26	5	21	19.2	1,050	633	417	60.3	
合 計	601	73	528	12.1	15	3	12	20.0	659	111	548	16.8	13,179	6,581	6,598	49.9		

※「総教員数」欄は、校長、副校長及び教頭を含めた教員数

資料：青森県教育委員会「学校一覧」を参考とし算出

(2) 大学・短期大学の教員数の推移

大学・短期大学の女性の教員数の推移をみると、大学では、平成22年度は前年度より7人増え242人となっている。また、短期大学においては、平成22年度は前年度より15人増え110人となっている。

女性の教員の割合については、大学では平成22年度は20.2%であり、前年度より0.5ポイント増加した。短期大学については61.8%であり、前年度より6.9ポイント増加した。

表 64 大学・短期大学の教員数の推移

(平成 22 年 5 月 1 日現在)

区 分		年 度		17	18	19	20	21	22
		17	18						
大 学	学 校 数			10	10	10	10	11	11
	教 員 数			1,181	1,180	1,182	1,171	1,191	1,199
		女 性		198	202	212	211	235	242
		男 性		983	978	970	960	956	957
		女性 の 割合		16.8	17.1	17.9	18.0	19.7	20.2
短 期 大 学	学 校 数			6	6	6	6	6	6
	教 員 数			142	148	148	152	173	178
		女 性		71	76	82	88	95	110
		男 性		71	72	66	64	78	68
		女性 の 割合		50.0	51.4	55.4	57.9	54.9	61.8

資料：青森県教育委員会「学校一覧」

(3) 高等学校の生徒在籍及び進学等状況

平成 22 年 5 月 1 日現在の高等学校数は本校 85 校、分校 10 校、計 95 校で全日制課程 83 校、定時制課程 12 校となっているが、女子のみが在籍する学校数は 3 校（私立 3 校）である。

生徒数は 41,380 人、うち女子が 20,312 人（49.1%）、男子が 21,068 人（50.9%）で、学科別在籍数をみると、女子は普通科在籍者が最も多く、次いで商業科、総合学科、男子は普通科、工業科、総合科の順になっている。

表 65 高等学校の生徒の学科別在籍状況

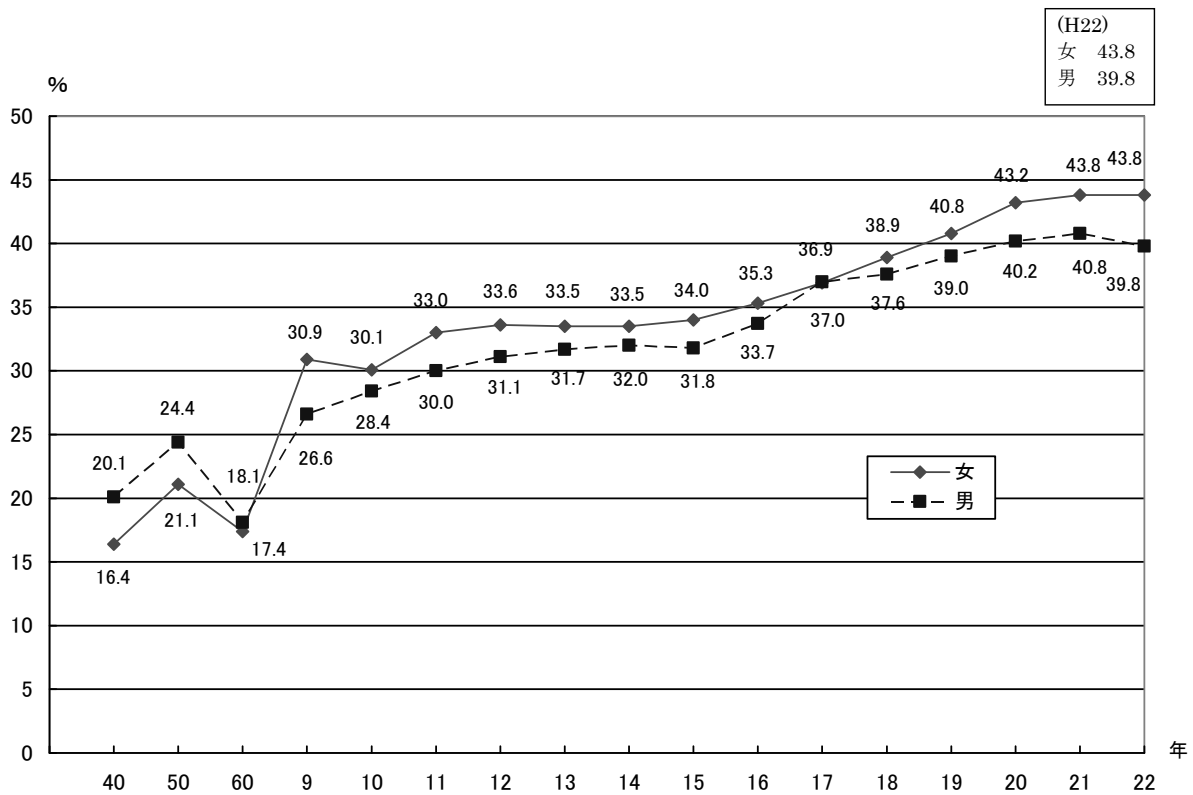
(平成 22 年 5 月 1 日現在)

	女			男			合計 人 (%)
	全日制	定時制	計 人 (%)	全日制	定時制	計 人 (%)	
普 通	11,705	575	12,280(60.5)	10,325	497	10,822(51.4)	23,102(55.8)
農 業	865	0	865(4.3)	1,257	0	1,257(6.0)	2,122(5.1)
工 業	652	20	672(3.3)	5,092	150	5,242(24.9)	5,914(14.3)
商 業	2,299	0	2,299(11.3)	1,313	0	1,313(6.2)	3,612(8.7)
水 産	141	0	141(0.7)	269	0	269(1.3)	410(1.0)
家 庭	1,048	0	1,048(5.2)	203	0	203(1.0)	1,251(3.0)
看 護	223	0	223(1.1)	7	0	7(0.0)	230(0.6)
情 報	39	0	39(0.2)	56	0	56(0.3)	95(0.2)
福 祉	154	0	154(0.8)	52	0	52(0.2)	206(0.5)
その他	867	0	867(4.3)	525	0	525(2.5)	1,392(3.4)
総 合	1,724	0	1,724(8.5)	1,322	0	1,322(6.3)	3,046(7.4)
計	19,717	595	20,312	20,421	647	21,068	41,380

資料：青森県教育委員会「学校一覧」を参考とし算出

高等学校卒業者の大学・短期大学等への女子の進学率の推移をみると、平成12年度以降はほぼ横ばいとなっていたが、平成15年度以降は上昇傾向にある。

図28 大学・短期大学等への進学率



平成22年度の進学者数を学校種別にみると、大学（学部）への進学者数は4,816人で、うち女子は2,157人で44.8%を占めている。また、短期大学（本科）への進学者数は928人で、うち女子が820人で88.4%を占め、短期大学（本科）については女子の進学者が圧倒的に多くなっている。

学部学科別にみた女子の比率は、大学（学部）では社会科学、保健、人文科学への進学者で63.9%を占め、短期大学（本科）では教育、家政、保健で83.0%を占めている。

表 66 高等学校卒業者の進学状況

(平成 22 年 5 月 1 日現在)

区分	平成 22 年 3 月 高等学校 卒業 者 数	進学者数		左 の 学 校 種 類 別 進 学 者 数					
				大学 (学部)		短期大学 (本科)		その他	
		人	%	人	%	人	%	人	%
女	6,804	3,050	(51.9)	2,157	(44.8)	820	(88.4)	73	(54.1)
			44.8		31.7		12.1		1.1
男	6,956	2,829	(48.1)	2,659	(55.2)	108	(11.6)	62	(45.9)
			40.7		38.2		1.6		0.9
計	13,760	5,879	(100.0)	4,816	(100.0)	928	(100.0)	135	(100.0)
			42.7		35.0		6.7		1.0

資料：教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」を参考とし算出

表 67 進学者の学部学科別比率

(平成 22 年 5 月 1 日現在)

大 学 (学 部)				短 期 大 学 (本 科)			
女 (%)		男 (%)		女 (%)		男 (%)	
社会科学	23.9	社会科学	34.7	教 育	37.0	社会科学	44.4
保 健	21.0	工 学	29.7	家 政	27.4	教 育	21.3
人文科学	19.0	保 健	9.7	保 健	18.7	保 健	10.2
教 育	13.1	教 育	7.5	社会科学	8.7	工 学	2.8
家 政	7.3	人文科学	7.7	人文科学	4.3	家 政	10.2
工 学	5.8	理 学	4.7	芸 術	2.4	農 学	4.6
農 学	3.5	農 学	3.3	工 学	0.4	芸 術	1.9
芸 術	2.6	芸 術	0.6	農 学	0.5	人文科学	1.9
そ の 他	1.8	そ の 他	1.1	そ の 他	0.8	そ の 他	2.8

資料：教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」を参考とし算出

(4) 学校教育における男女共同参画の推進

学校（園）では、教育活動全体を通して、幼児児童生徒が互いにその人格を尊重し、思いやりの気持ちをもって協力し合うとともに、その個性と能力を十分に発揮することができるよう発達段階に応じた指導に努めている。

学校生活における慣習や慣例の中に、無意識のうちに性別による役割分担がないかどうか見つめ直し、個々の適性や能力を尊重した教育を進めるよう配慮している。

(5) 大学・短期大学の在学状況

県内の大学数は国立 1 校、公立 2 校、私立 8 校、短期大学数は私立 6 校で、このうち、女子校は大学・短期大学で各 1 校となっている。

学生数は、大学が 15,228 人で、女子 6,532 人 (42.9%)、男子 8,696 人 (57.1%)、短期大学が 1,824 人で、女子 1,551 人 (85.0%)、男子 273 人 (15.0%) となっており、女子は大学では 4 割、短期大学では 8 割超となっている。

区分別にみると、国立大学では女子 44.4%、男子 55.6%、公立大学では女子 59.4%、男子 40.6%、私立大学では女子 36.4%、男子 63.6%、また、短期大学（私立）では女子 85.0%、男子 15.0%の在学状況となっている。

表 68 大学・短期大学の設置者別在学状況

(平成 22 年 5 月 1 日現在)

区分	女 子				男 子				合 計
	国立	公立	私立	小計	国立	公立	私立	小計	
大学	2,692 (41.2)	1,302 (19.9)	2,538 (38.9)	6,532	3,370 (38.8)	890 (10.2)	4,436 (51.0)	8,696	15,228
短期 大学	-	-	1,551 (100.0)	1,551	-	-	273 (100.0)	273	1,824

資料：青森県教育委員会「学校一覧」

2 家庭教育

近年の都市化や核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で、子育てに悩みや不安を抱える親が増えており、父親の家庭教育への参加や社会全体で子育てを支援する必要性が認識されるようになってきた。

このため、子育て中の親が、家庭教育のあり方や親の役割について学ぶ学習機会の充実を図るほか、父親の家庭教育参加を促進する集いを提供している。また、家庭教育相談員や家庭教育支援者により、子育てに悩みや不安を持つ親の相談に応じるとともに、家庭教育支援者の養成をしている。

家庭教育と子育ては密接不可分な関係にあり、教育分野だけでなく、保健、福祉、労働、男女共同参画など子育て支援に関係する分野が連携して支援をしていく必要がある。

3 学校支援ボランティア

地域とのつながりが希薄化することにより、子どもたちは、多様な人の交わりの中で様々な経験をする機会が減少している。また、それとともに、地域の教育力も低下している。

このため、地域の大人が学校を支援する活動を通じて、地域の連帯感を形成するとともに、地域全体で子どもを育成する社会づくりを推進している。

表 69 学校支援ボランティアを導入している小・中学校の割合

年 度	割 合
平成 20 年度	78.0%
平成 21 年度	80.6%
平成 22 年度	80.3%

資料：生涯学習課

第5章 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

政治・経済・文化など社会のあらゆる分野で地球規模化（グローバル化）が進む中で、国内・県内の男女共同参画社会の実現に向けた取組は一層緊密に関連し、共通の基盤を有するようになってきている。

世界の動向を踏まえ国際的な視野に立った男女共同参画社会の形成を目指す。

また、男女共同参画社会にふさわしいライフスタイルや、消費・生産への転換により、近年、地球規模で進むオゾン層の破壊、地球温暖化などの環境問題解決に寄与する。

第1節 国際交流・国際協力の推進

1 国際交流

(1) 国際交流ボランティア

青森県国際交流協会における通訳やホームステイ等のボランティア活動を行う。

表70 国際交流ボランティア登録者数

区 分	登録者数	女 性	男 性
平成18年度	156 人	115 人	41 人
平成19年度	243 人	187 人	56 人
平成20年度	319 人	237 人	82 人
平成21年度	354 人	264 人	90 人
平成22年度	385 人	289 人	96 人

資料：青森県国際交流協会

(2) 外国青年招致事業

国際時代に対応した行政施策の推進、語学指導等を行うため、県、県教育委員会、市町村等に国際交流員（C I R）、外国語指導助手（A L T）を配置した。この事業を通じ、指導する側もされる側もお互いに国際的視野を広げ、男女共同参画にも寄与すると考えられる。

表71 外国青年招致人数

区 分	招致人数	女 性	男 性
平成18年度	120人	57人	63人
平成19年度	121人	56人	65人
平成20年度	115人	54人	61人
平成21年度	117人	60人	57人
平成22年度	121人	62人	59人

資料：国際経済課

2 国際協力

○ 青年海外協力活動促進事業

開発途上国からの技術養成により国際協力機構(JICA)が実施する青年海外協力隊等の派遣事業に対し、県が啓発・募集等について協力している。

表 72 青年海外協力隊員等派遣人数等

区 分	募集回数	説明会	派遣人数	女性	男性
平成 18 年度	年 2 回	年 2 回	14 人	7 人	7 人
平成 19 年度	年 2 回	年 2 回	15 人	7 人	8 人
平成 20 年度	年 2 回	年 2 回	14 人	8 人	6 人
平成 21 年度	年 2 回	年 2 回	14 人	6 人	8 人
平成 22 年度	年 2 回	年 2 回	25 人	17 人	8 人

資料：国際経済課

第 2 節 地球環境保全活動の推進

(P149～151 第 2 部第 2 章 基本目標 V 「重点目標 14 地球環境保全活動の推進」参照)

<資料> 青森県の人口

1 人口の推移

平成22年10月1日現在の推計(青森県人口移動統計調査)による本県の総人口は、1,371,265人である。女性は727,470人(53.1%)、男性は643,795人(46.9%)で、平成21年に比べて女性が5,358人、男性が5,894人減少した。

なお、平成22年青森県人口移動統計調査(年齢別)における女性の人口を年齢別階級別にみると年少人口(0～14歳)が85,253人、生産年齢人口(15～64歳)が429,212人、老年人口(65歳以上)は212,937人で、その割合は女性全体のそれぞれ11.7%、59.0%、29.3%となっており、老年人口の割合は男性21.8%(140,218人)に比べて7.5ポイントも高くなっている。

表73 青森県の人口の推移

(毎年10月1日現在)

年次	世帯数	人口			前年に対する 総数の増減	女100人に 対する男
		総数	女性	男性		
昭和50年	387,587	1,468,646	761,414	707,232	29,996	92.9
55年	428,557	1,523,907	788,463	735,444	12,610	93.3
60年	443,995	1,524,448	793,009	731,439	△2,915	92.2
平成2年	455,304	1,482,873	778,115	704,758	△17,879	90.6
7年	482,731	1,481,663	777,474	704,189	10,667	90.6
12年	506,540	1,475,728	773,155	702,573	650	90.9
13年		1,472,672	772,192	700,480	△3,056	90.7
14年		1,467,925	769,881	698,044	△4,747	90.7
15年		1,460,050	766,613	693,437	△7,875	90.5
16年		1,450,947	762,738	688,209	△9,103	90.2
17年	510,779	1,436,657	757,580	679,077	△14,290	89.6
18年		1,423,412	751,761	671,651	△13,245	89.3
19年		1,408,589	745,129	663,460	△14,823	89.0
20年		1,394,806	738,949	655,857	△13,783	88.8
21年		1,382,517	732,828	649,689	△12,289	88.7
22年	513,311	1,371,265	727,470	643,795	△11,252	88.5

※世帯数については、国勢調査(確定値)による。

資料：統計分析課

図29 青森県の人口の推移

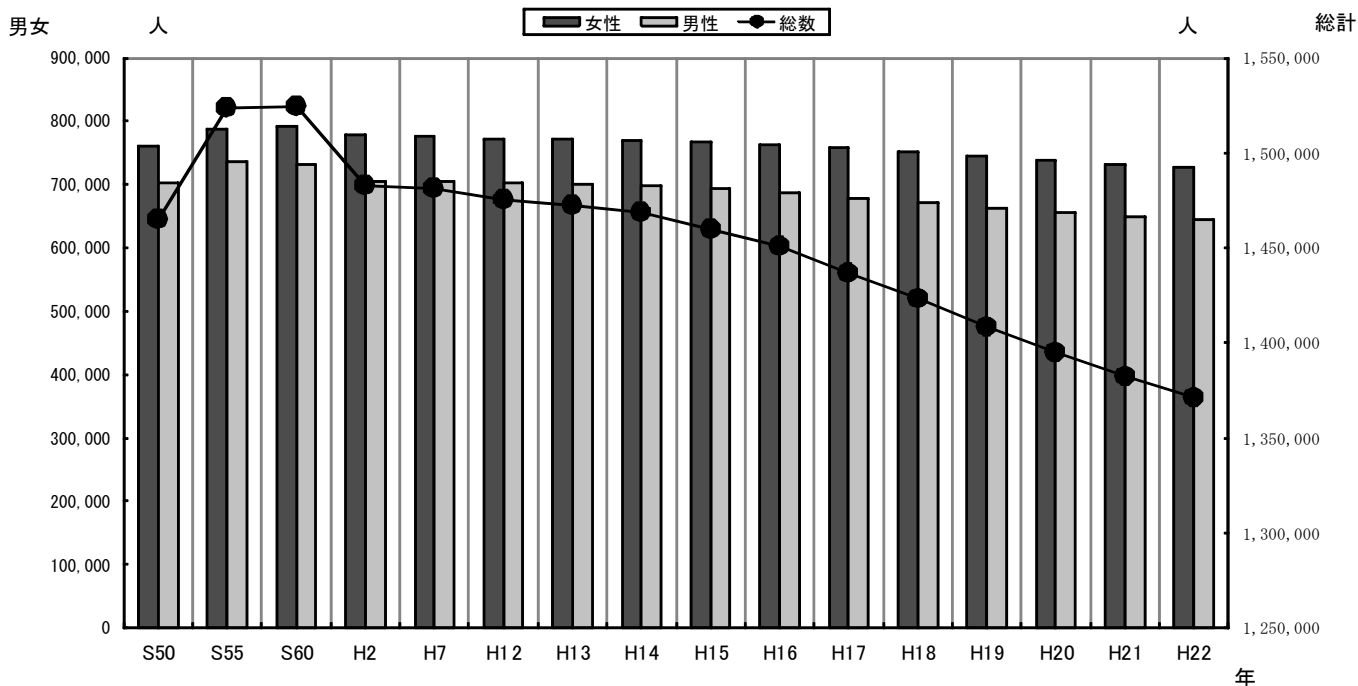


表74 年齢（5歳階級）、男女別人口

	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
	青森県			市部			郡部		
総数	1,371,265	727,470	643,795	1,053,591	560,496	493,095	317,818	166,965	150,853
0～4	50,238	24,661	25,577	39,891	19,656	20,235	10,329	4,996	5,333
5～9	57,585	28,280	29,305	45,355	22,191	23,164	12,229	6,080	6,149
10～14	66,174	32,312	33,862	51,483	25,145	26,338	14,704	7,174	7,530
15～19	69,583	34,328	35,255	53,814	26,663	27,151	15,758	7,663	8,095
20～24	59,532	29,140	30,392	47,761	23,491	24,270	11,663	5,606	6,057
25～29	62,874	30,946	31,928	50,199	25,129	25,070	12,666	5,814	6,852
30～34	76,717	38,253	38,464	61,466	31,087	30,379	15,317	7,191	8,126
35～39	87,633	44,189	43,444	70,100	35,592	34,508	17,575	8,621	8,954
40～44	84,761	43,487	41,274	67,077	34,623	32,454	17,703	8,871	8,832
45～49	88,500	45,372	43,128	68,968	35,722	33,246	19,569	9,665	9,904
50～54	94,281	48,854	45,427	71,774	37,449	34,325	22,537	11,411	11,126
55～59	107,599	55,729	51,870	80,699	42,142	38,557	26,946	13,583	13,363
60～64	112,353	58,914	53,439	85,766	45,453	40,313	26,624	13,463	13,161
65～69	87,965	48,565	39,400	66,922	37,013	29,909	21,051	11,548	9,503
70～74	84,423	47,834	36,589	62,466	35,268	27,198	21,962	12,567	9,395
75～79	79,268	47,062	32,206	57,464	34,209	23,255	21,801	12,846	8,955
80～84	55,834	35,577	20,257	39,811	25,426	14,385	16,018	10,141	5,877
85～89	29,997	21,486	8,511	21,262	15,292	5,970	8,731	6,188	2,543
90歳以上	15,668	12,413	3,255	11,168	8,880	2,288	4,500	3,534	966
年齢不詳	280	68	212	145	65	80	135	3	132
15歳未満	173,997	85,253	88,744	136,729	66,992	69,737	37,262	18,250	19,012
15～64歳	843,833	429,212	414,621	657,624	337,351	320,273	186,358	91,888	94,470
65歳以上	353,155	212,937	140,218	259,093	156,088	103,005	94,063	56,824	37,239

資料：青森県人口移動統計調査（平成22年10月1日現在）

2 出生・死亡の状況

(1) 出生

本県の平成22年の出生数(概数)は9,711人で、平成21年に比べて188人増加しており、出生率(人口千対)は7.1で前年を0.2ポイント上回った。なお、男性を100とした女性の出生比率は96.2である。

表75 出生数の推移

年次	出生数(人)			割合(%)	
	女性	男性	総数	出生率(人口千対)	女性出生比率(女性/男性)
昭和60年	9,288	9,807	19,095	12.6	94.7
平成2年	7,057	7,578	14,635	9.9	93.1
7年	6,964	7,008	13,972	9.4	99.4
12年	6,326	6,594	12,920	8.7	95.9
16年	5,669	5,885	11,554	8.0	96.3
17年	5,144	5,380	10,524	7.3	95.6
18年	5,255	5,301	10,556	7.4	99.1
19年	4,997	5,165	10,162	7.2	96.7
20年	4,920	5,267	10,187	7.3	93.4
21年	4,650	4,873	9,523	6.9	95.4
22年	4,762	4,949	9,711	7.1	96.2

資料：健康福祉政策課「青森県人口動態統計」

(2) 死亡

本県の平成22年の死亡数(概数)は16,031人で、平成21年に比べて694人増加しており、死亡率(人口千対)は11.7で前年より0.5ポイント上回った。なお、男性を100とした女性の死亡比率は87.4である。

表76 死亡数の推移

年次	死亡数(人)			割合(%)	
	女性	男性	総数	死亡率(人口千対)	女性死亡比率(女性/男性)
昭和60年	4,703	5,844	10,547	6.9	80.5
平成2年	4,757	6,055	10,812	7.3	78.6
7年	5,576	6,920	12,496	8.4	80.6
12年	5,809	7,338	13,147	8.9	79.2
16年	6,417	7,955	14,372	9.9	80.7
17年	6,671	8,211	14,882	10.4	81.2
18年	6,778	7,955	14,732	10.4	85.2
19年	6,861	8,107	14,968	10.7	84.6
20年	7,127	8,273	15,400	11.1	86.1
21年	7,075	8,312	15,387	11.2	85.1
22年	7,478	8,553	16,031	11.7	87.4

資料：健康福祉政策課「青森県人口動態統計」

3 婚姻と離婚の状況

(1) 婚姻

本県の平成22年の婚姻件数（概数）は5,924組で、平成21年に比べて143組減少した。婚姻率（人口千対）は4.3で、全国順位は45位となっている。

(2) 離婚

本県の平成22年の離婚件数（概数）は2,679組で、平成21年に比べて89組減少した。離婚率（人口千対）は1.96で、全国順位は17位となっている。

表77 婚姻、離婚件数・率の推移

年次	婚姻		離婚	
	件数	率(人口千対)	件数	率(人口千対)
昭和60年	9,175	6.0	2,512	1.65
平成2年	7,892	5.3	2,001	1.53
7年	8,306	5.6	2,429	1.64
12年	8,138	5.5	3,092	2.10
16年	6,924	4.8	3,429	2.37
17年	6,584	4.6	3,281	2.29
18年	6,642	4.7	3,044	2.15
19年	6,405	4.6	3,014	2.15
20年	6,401	4.6	2,828	2.04
21年	6,067	4.4	2,768	2.01
22年	5,924	4.3	2,679	1.96

資料：健康福祉政策課「青森県人口動態統計」

第 2 部

平成 22 年度推進状況及び
平成 23 年度推進計画

第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

第1節 県の推進体制の充実

1 青森県男女共同参画推進条例

平成13年7月4日、男女共同参画の推進について基本理念を定め、県の施策の基本となる事項を示すとともに、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、それぞれの連携、協力した取組を促すため、「青森県男女共同参画推進条例」を公布・施行した。

条例では、男女共同参画を推進するための5つの基本理念と、県、事業者、県民それぞれの責務、男女共同参画の推進に関する基本的な施策等が定められている。

2 青森県男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、施策の立案から事業の実施まで、男女共同参画の視点に立った全庁的な取組を推進する必要があることから、庁内推進体制を強化し、施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成15年10月2日、知事を本部長とする「青森県男女共同参画推進本部」を設置した。

平成22年度は、平成22年8月3日に「青森県男女共同参画推進本部会議」を開催し、新あおもり男女共同参画プラン21に関連する指標の進行状況について報告した。

3 新あおもり男女共同参画プラン21

県では、平成12年1月に、男女共同参画に係る基本計画として「あおもり男女共同参画プラン21」を策定したが、計画期間が平成18年度までとなっていたこと、その後の社会状況の変化へ対応するため、平成19年3月5日に「新あおもり男女共同参画プラン21」を策定した。

「新あおもり男女共同参画プラン21」では、男女共同参画社会の実現を目指して、5つの基本目標と14の重点目標を掲げ、平成23年度までの男女共同参画の課題と施策の方向を明らかにしている。

「新あおもり男女共同参画プラン21」は平成23年度で終了するため、平成24年度からの基本計画については、平成22年12月に策定された国の第3次男女共同参画基本計画を勘案しながら、平成23年度中に策定することとしている。

4 配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画

平成16年12月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」において、配偶者からの暴力を防止し被害者の保護と自立支援のための施策に関する基本計画の策定が全ての都道府県に義務づけられたことから、本県においても平成17年12月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定した。

平成19年7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、配偶者暴力相談支援センターの設置と基本計画の策定が市町村の努力義務となったことに伴い、平成21年1月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を改定した。

5 青森県男女共同参画センター

青森県男女共同参画センターは、男女共同参画を推進する活動拠点施設として、平成13年6月に開設した。平成18年4月から指定管理者に管理・運営を委託しているが、引き続き情報提供、各種講座の開催、相談など県民の男女共同参画の取組を支援している。

6 青森県男女共同参画審議会

青森県男女共同参画審議会を知事の附属機関として平成13年11月に設置した。審議会では基本計画の策定や変更、男女共同参画に関する重要事項を審議することとされている。

当審議会では、平成14年度は、「あおもり男女共同参画プラン21」（平成12年1月策定）を法定計画として位置付けるための調査審議を行い、平成14年2月に答申した。

平成17年度は、苦情処理体制の基本的な考え方を答申し、「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」への意見聴取を行った。

平成18年度は、「新あおもり男女共同参画プラン21」の策定に係る基本的な考え方について、専門部会を設置して調査審議を行い、平成18年12月に答申した。

平成23年度は、平成24年度からの基本計画策定等について、審議を予定している。

7 青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理体制

青森県男女共同参画推進条例第11条の規定に基づき、平成17年12月に「青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等の苦情・意見の申出に係る処理要綱」を定め、平成18年4月から苦情処理制度がスタートした。苦情等の申し出があった場合は男女共同参画審議会苦情等部会において調査審議を行い、申し出の状況については、毎年「青森県の男女共同参画の現状と施策」において公表することとしている。

平成22年度までの申し出件数は0件である。

第2節 市町村との連携強化

男女共同参画社会の実現のためには、住民にとって最も身近な市町村の果たすべき役割が重要であることから、市町村と連携し、地域の実情を踏まえた市町村の取組を支援する。

平成22年度は、「市町村担当課長会議及び担当者研修会」の開催や、基本計画策定等を支援するアドバイザー派遣事業に1回（1村）、アドバイザーを派遣した。

平成23年度は、基本計画未策定の市町村に、より一層、計画策定を働きかけるとともに、アドバイザー派遣事業等により引き続き支援していく。

第3節 関係機関等との連携

男女共同参画社会を実現するためには、行政のみならず、県民一人ひとりが男女共同参画社会づくりへの理解を深め、行動していくことが必要であることから、関係機関（男女共同参画社会の実現を目指して活動する県民運動の推進母体である「青森県男女共同参画推進協議会」等の団体等）と連携し、男女共同参画社会づくりに向けた地域における取組を促進する。

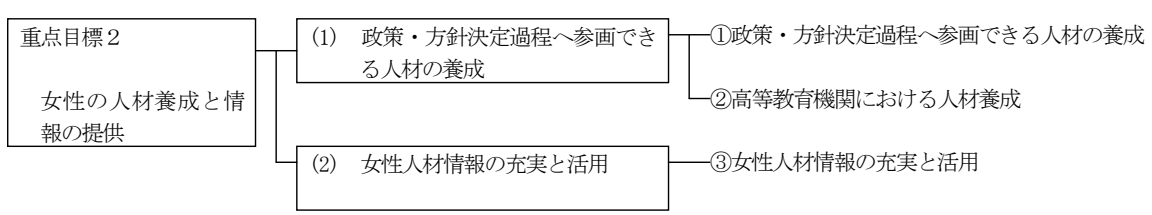
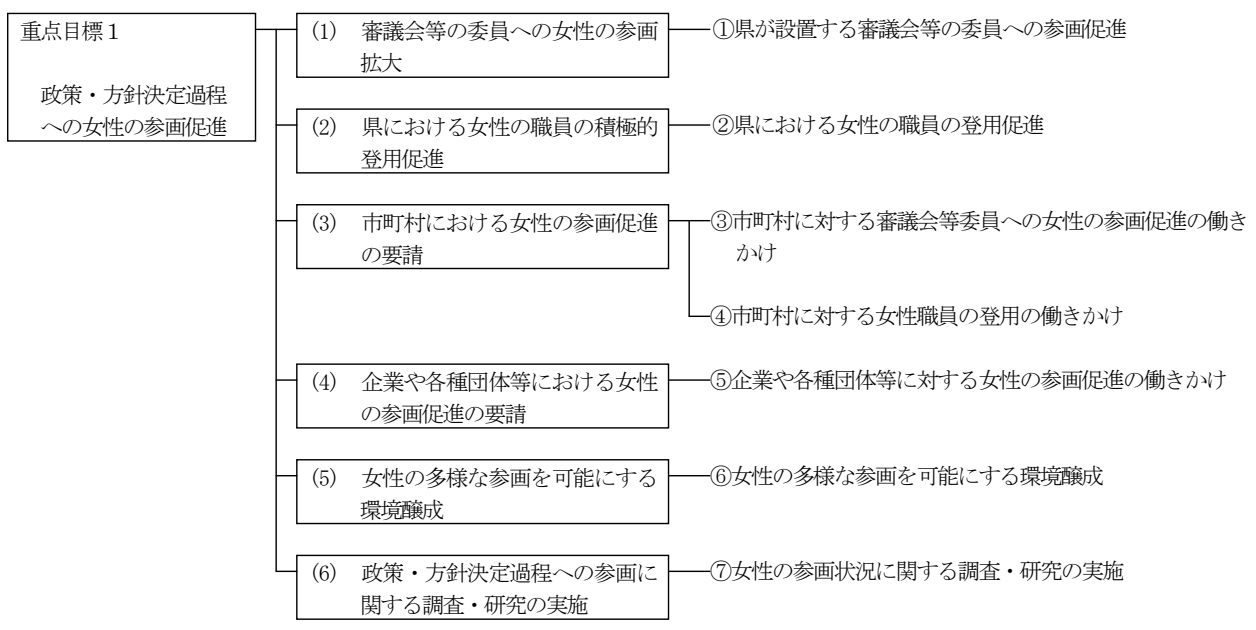
(1) 新あおもり男女共同参画プラン21の体系図

平成19年3月策定

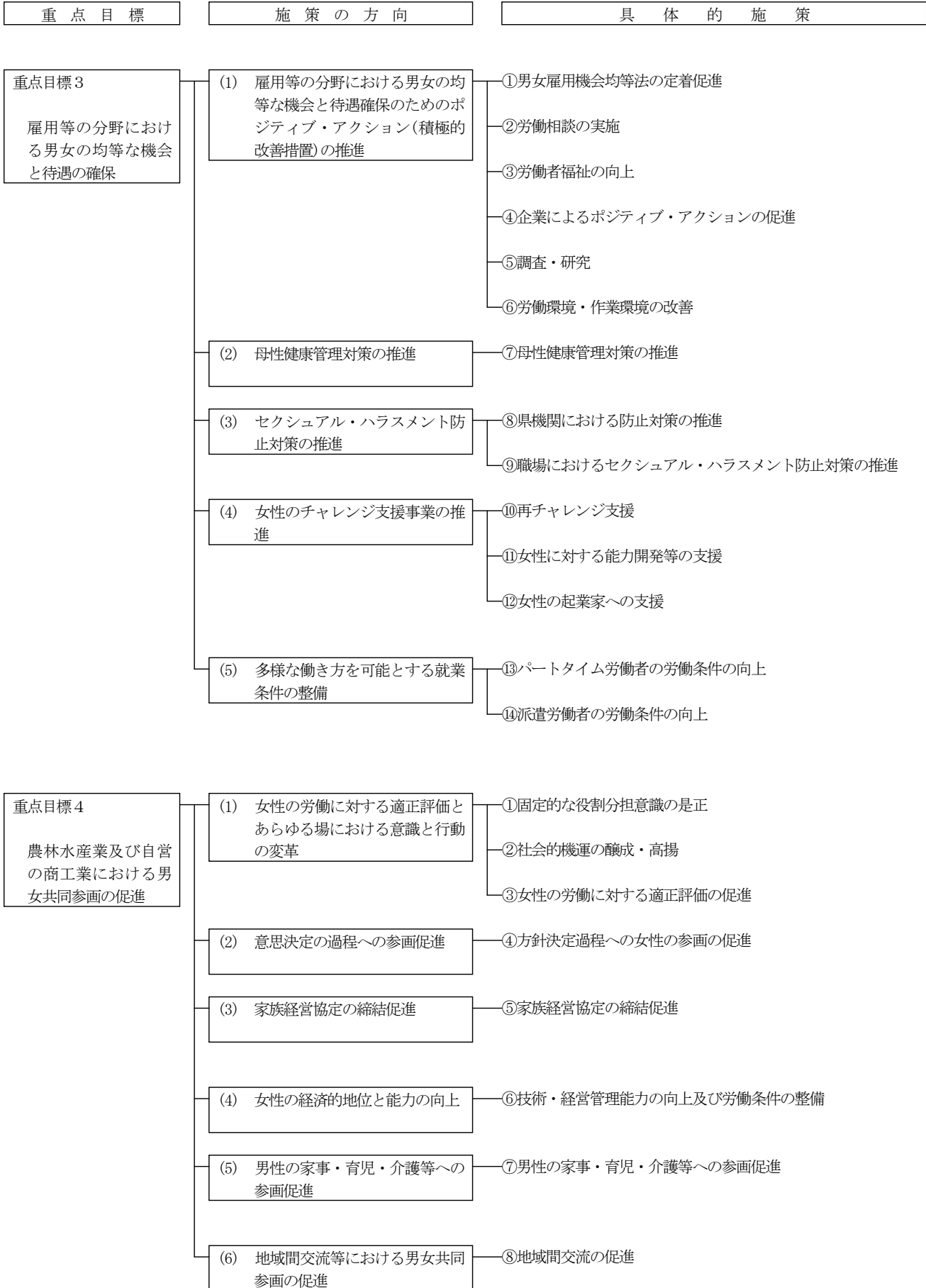


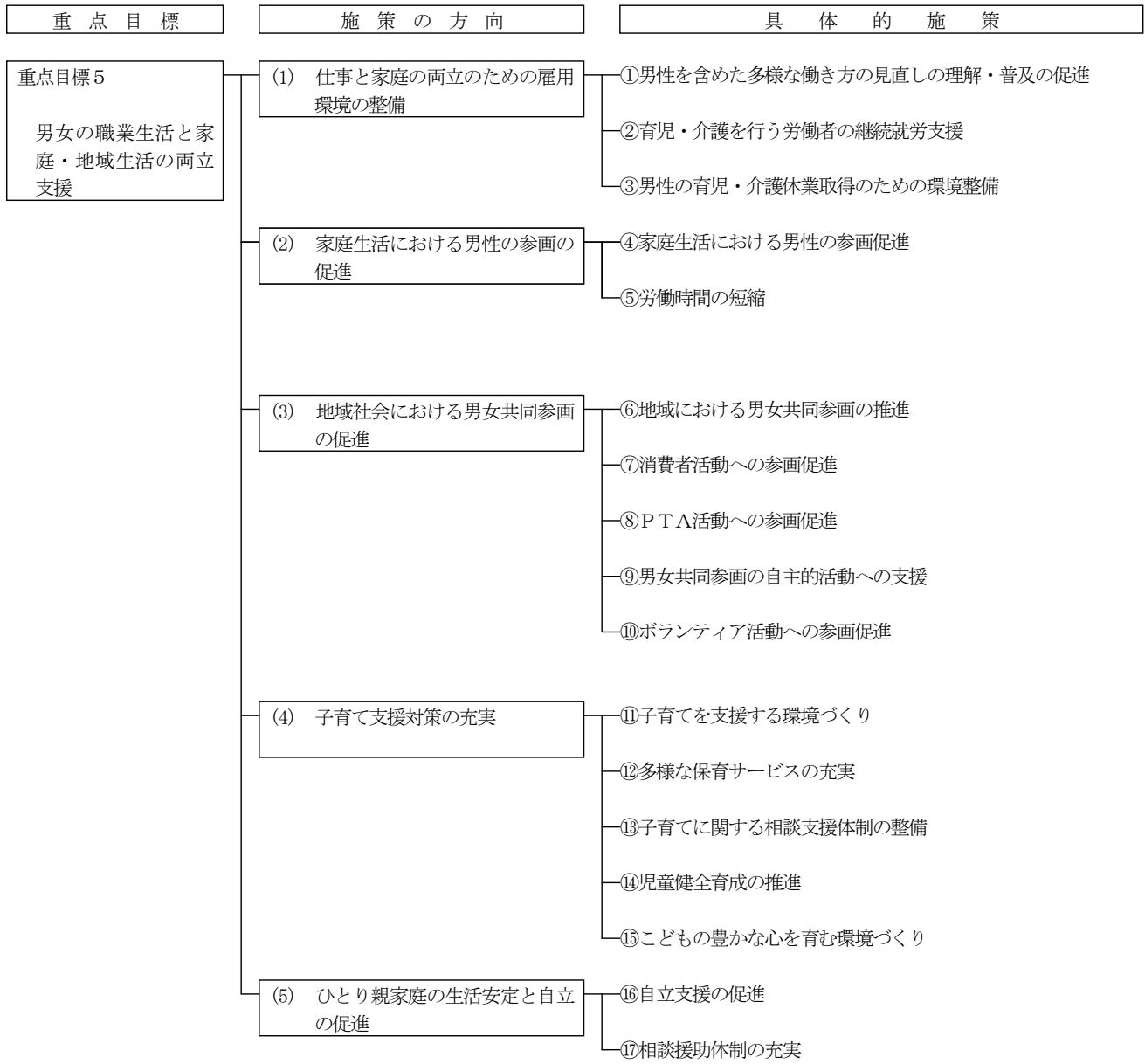
基本目標 I 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

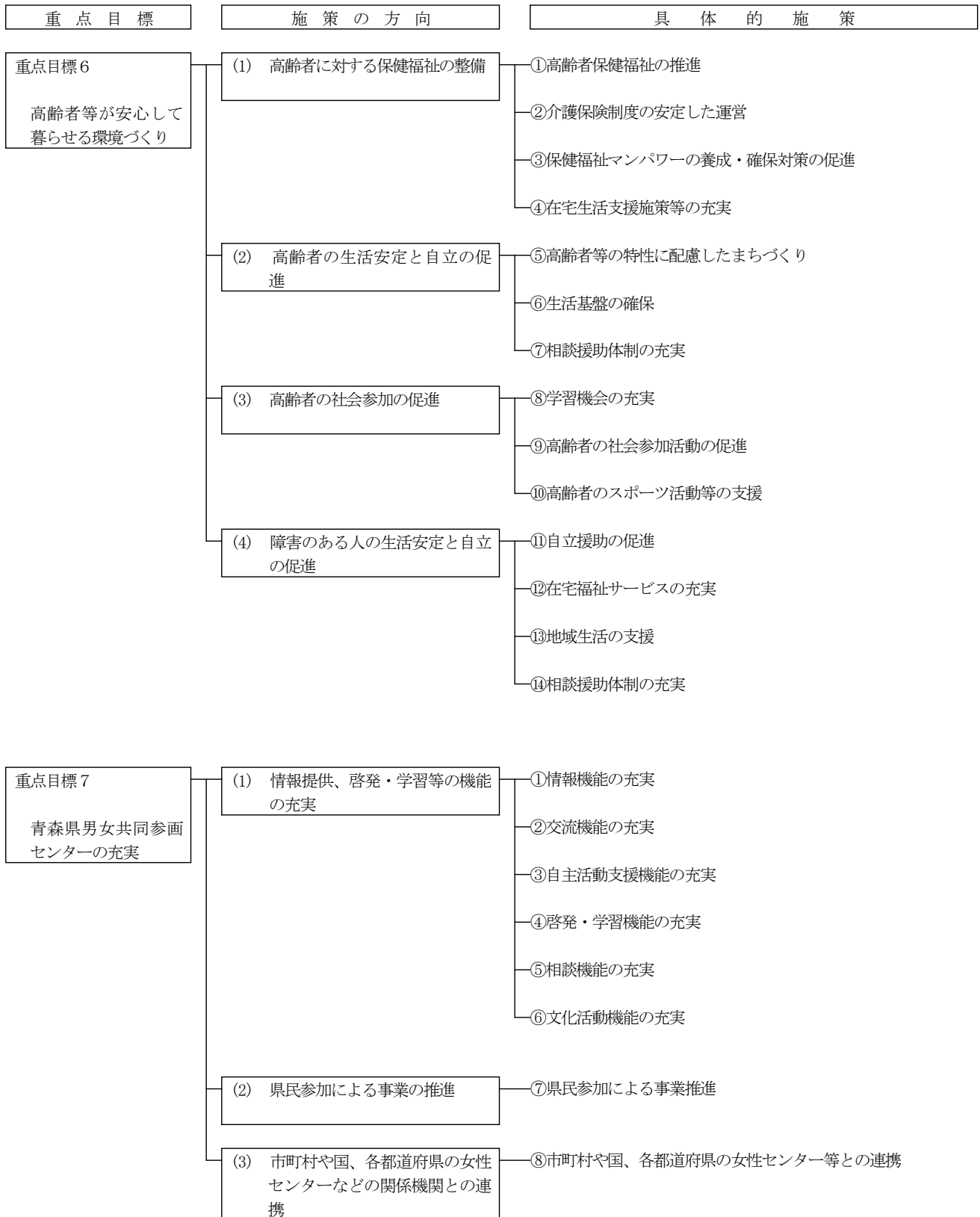
重点目標	施策の方向	具体的施策
------	-------	-------



基本目標Ⅱ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

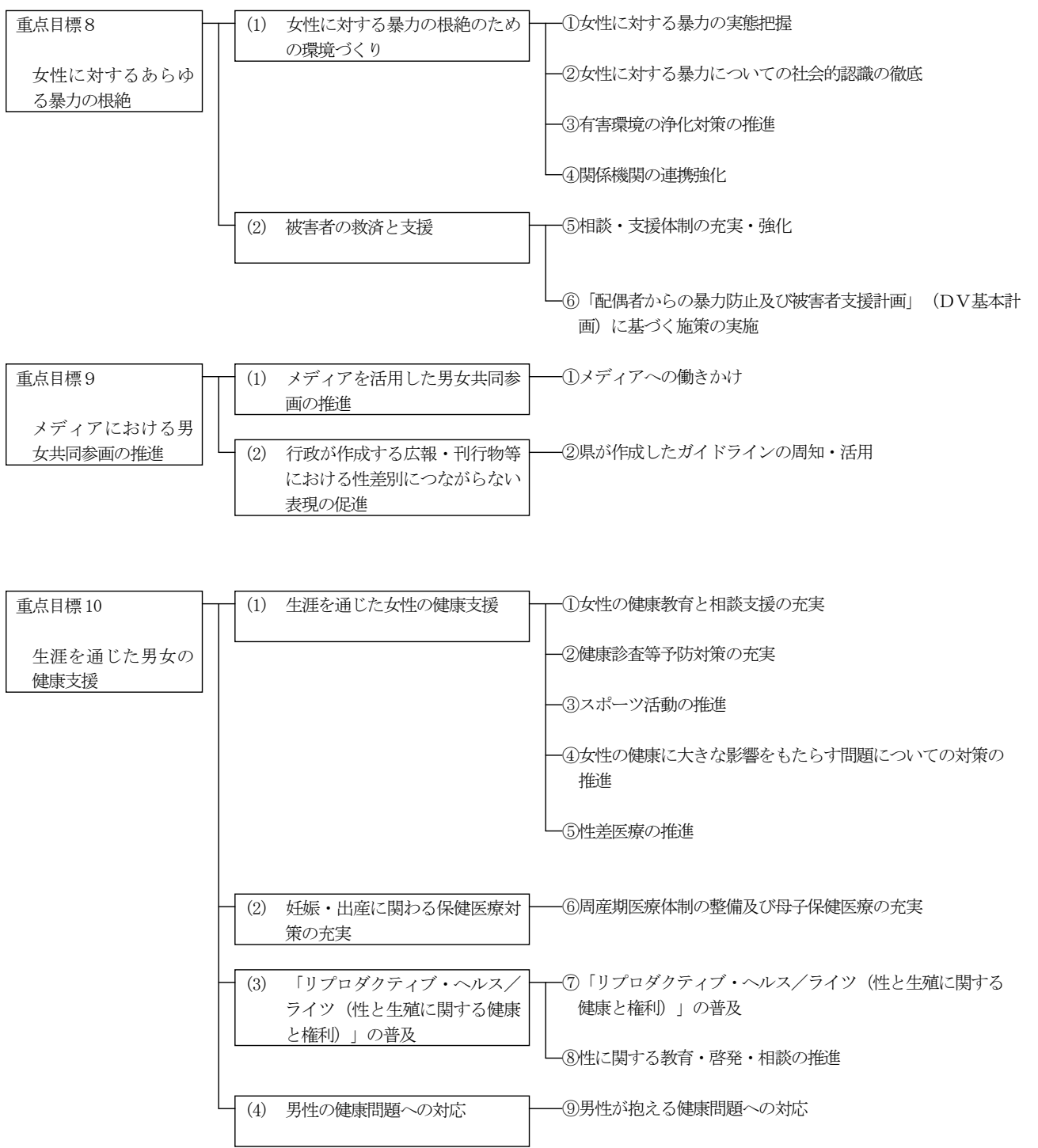




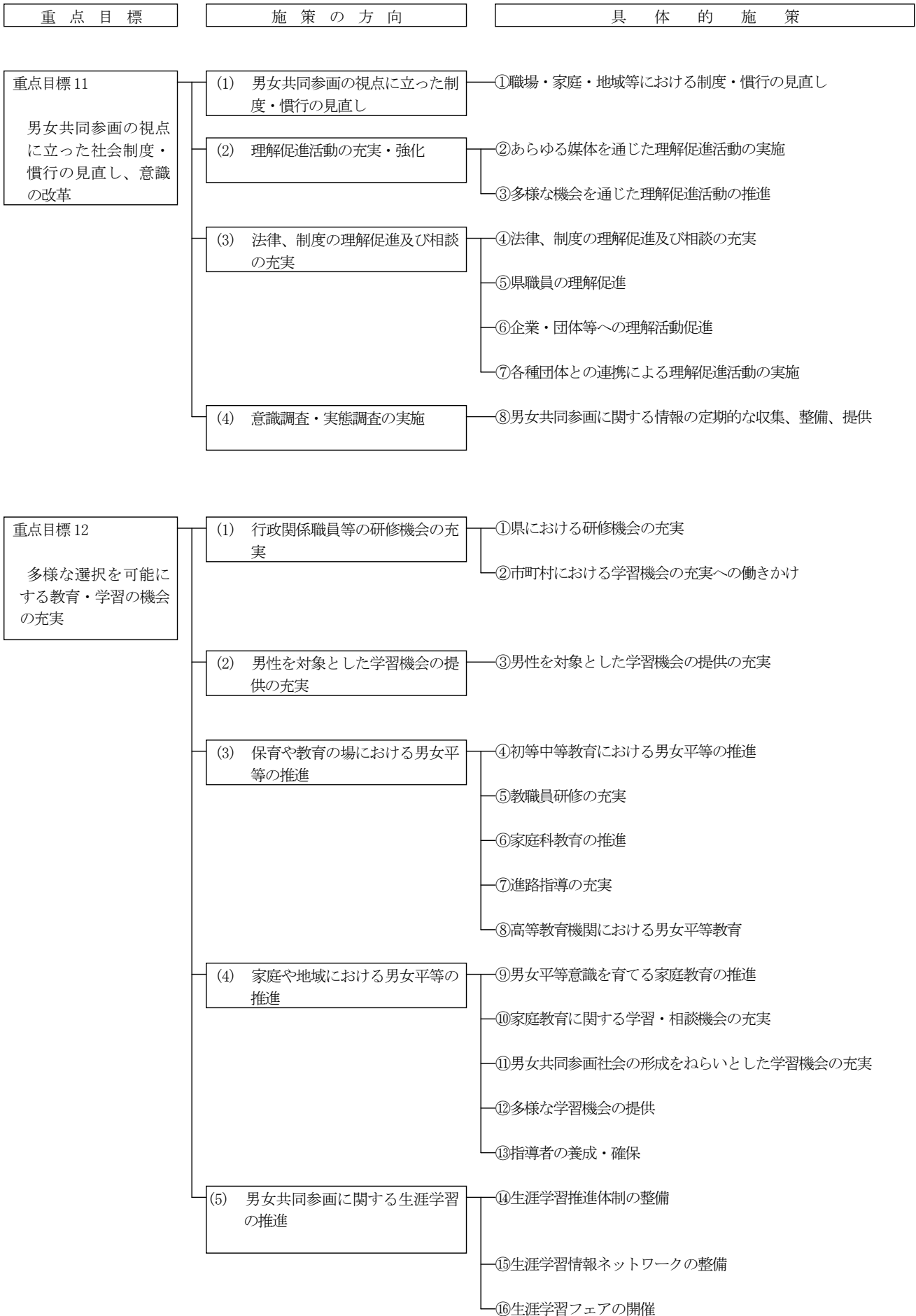


基本目標Ⅲ 男女の人権が推進・擁護される社会の形成

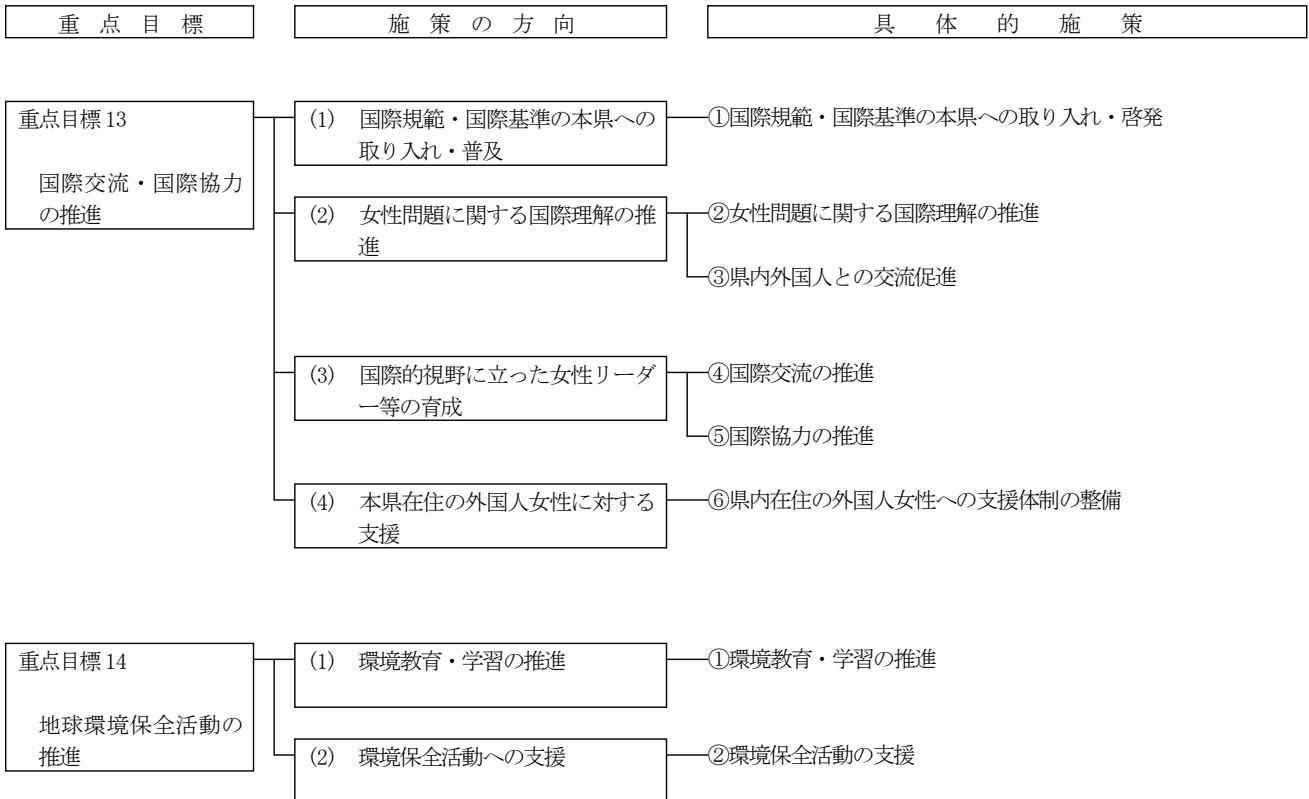
重点目標	施策の方向	具体的施策
------	-------	-------



基本目標Ⅳ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革



基本目標 V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進



(2) 新あおもり男女共同参画プラン21に関連する指標

「新あおもり男女共同参画プラン21」の着実な推進を図るため、次のとおり指標を設定した。その進行状況は次のとおりとなっている。

基本目標	No	指標項目	基準値	現状値	目標値	内 容	現状及び今後の方策等について	担当課
基本目標Ⅰ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1	県審議会等の女性委員比率	18年4月 40.4%	23年4月 40.0%	23年度 50.0%	県の附属機関の審議会等に占める女性委員の比率である。 政策・方針決定過程への女性の参画を促進するものであるが、目標値は生活創造推進プランに掲げた値を引き続き設定している。	基準値を若干下回っている。今後も女性人材バンクを整備するほか、審議会委員として活躍できる女性人材の育成を図るとともに、職務指定に対する柔軟な対応などにより、女性の積極的な登用を働きかけていく。	青少年・男女共同参画課
	2	女性人材バンク登録者数	18年3月 213人	23年3月 280人	23年度 275人	政策・方針決定過程等への女性の参画促進を目的に整備された女性人材バンクの登録者数である。 目標値は、平成21年3月の達成状況を踏まえ、年10人の増加を見込んで設定している。	基準値と比較して67名増加し、目標値を達成した。今後も市町村等関係機関への働きかけにより、現状値以上となるよう引き続き登録者の増加を目指す。	青少年・男女共同参画課
基本目標Ⅱ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現	3	育児休業取得率	20年度 女性 76.7% 男性 0%	22年度 女性 81.1% 男性 0.8%	23年度 女性 90.6% 男性 1.23%	男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置及び仕事と育児の両立に関する事項として、青森県中小企業等労働条件実態調査において、本県中小企業における男女の育児休業取得率を調査した数値を設定したものである。 目標値は、平成20年度の全国の取得率である。	女性、男性ともに本県が全国に比べて低い状況にあることから、県で実施している「青森県勤労女性講座」及び「青森県労働講座」を受講する労使関係者及び一般県民に対し、仕事と育児に関する普及・啓蒙を図ることにより、育児休業の取得を積極的に働きかけていく。	労政・能力開発課
	4	家族経営協定締結農家数	18年3月 520戸	23年3月 886戸	23年度 940戸	農業経営における役割や労働条件等を家族間で取り決める「家族経営協定」を締結する農家数である。 青森県農山漁村男女共同参画目標で掲げている平成24年度目標値の1,000戸を基に、平成23年度の目標値を設定している。	家族経営協定締結数は、基準値と比較して366戸(70%)増加した。今後も農業経営における男女共同参画推進に効果的な取組である家族経営協定締結数の拡大を積極的に働きかけていく。	農林水産政策課
	5	放課後児童クラブ等設置率	18年度 59.2%	22年度 80.9%	23年度 75.0%	放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施されている「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」のうち放課後児童クラブと同等の開設日数(年間200日以上)を有する教室の県内総小学校数における設置率である。 目標値は、県内総小学校数の75%としている。	基準値と比較して21.7ポイント上昇した。今後も適切な遊び場及び生活の場が確保され、児童の健全育成が図られるよう、市町村への支援を行うほか、放課後子ども教室と放課後児童クラブの効果的な運営のために研修会を継続して実施する。	こどもみらい課 生涯学習課
基本目標Ⅲ 男女の人権が推進・擁護される社会の形成	6	DV予防啓発セミナーにおける理解度	20年度 96.7%	22年度 98.7%	23年度 96.7%以上	県内中学生を対象としたDV予防啓発セミナーのアンケート結果に基づく生徒の理解度である。 目標値は、基準値以上として設定している。	配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画に掲げるDV予防対策としてセミナーを開催しており、22年度は目標値を達成した。 引き続き、基準値以上となるよう今後も青少年に対する予防啓発活動を推進する。	こどもみらい課
	7	乳児死亡率(出生千対)	21年 (16~20年平均) 2.5	23年6月 (18~22年平均) 2.7	23年 (18~22年平均) 減少 (概数)	1月~12月の間の出生千人あたりの乳児死亡率である。現状値は前年までの5年平均としている。 女性が安心して妊娠・出産の時期を過ぎるよう母子保健医療対策の促進を図るためのもので、現状値より減少していくことを目標として設定している。	5カ年平均値は増加となったが、引き続き、青森県周産期医療システムの円滑な運用や母子保健事業等を通じて、妊娠・出産期の女性が安心して過ごすことができるための環境整備を継続する。	こどもみらい課
基本目標Ⅳ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	8	男女共同参画基本計画策定市町村割合	18年4月 17.5%	23年4月 42.5%	23年度 60.0%	全市町村数に対する男女共同参画基本計画を策定した市町村の割合である。 目標値は、全国平均並みを目指して設定している。	基準値と比較して25ポイント上昇した。今後も市町村支援のためのアドバイザーを派遣するなど、積極的に働きかけていく。	青少年・男女共同参画課
	9	男女共同参画センターホームページアクセス数	18年度 13,470件	22年度 21,286件	23年度 23,000件	青森県男女共同参画センターのホームページに対するアクセス数である。 目標値は、平成20年度の達成状況を踏まえ、年間約1,000件の増加を見込んで設定している。	基準値と比較して7,816件増加した。今後も見やすいページ作りとこまめな更新により、アクセス件数の増加を目指す。	青少年・男女共同参画課
基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	10	国際交流ボランティア登録者数	18年度 156人	22年度 385人	23年度 370人	青森県国際交流協会における通訳、ガイド、翻訳等のボランティアの登録者数である。 目標値は、基準値及び登録実績を踏まえて設定している。	基準値と比較して229人増加し、目標値を達成した。引き続き県民が国際交流活動に直接参加できる機会を提供し、国際交流ボランティアとして活動する県民の増加を図る。	国際経済課

(3) 新あおもり男女共同参画プラン21に係る関連事業一覧表

基本目標Ⅰ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策の方向	具体的施策	22年度主な事業等	23年度主な事業等	主な担当課
(1) 審議会等の委員への女性の参画拡大	①県が設置する審議会等の委員への参画促進	・審議会等委員への女性登用の促進 ・(再掲) あおもりウィメンズアカデミー	・審議会等委員への女性登用の促進 ・(再掲) あおもりウィメンズアカデミー	全部局 男女共同参画センター
(2) 県における女性の職員の積極的登用促進	②県における女性の職員の登用促進	・女性職員の管理職への登用促進	・女性職員の管理職への登用促進	人事課
(3) 市町村における女性の参画促進の要請	③市町村に対する審議会等委員への女性の参画促進の働きかけ	・(再掲) 女性人材バンク整備事業	・(再掲) 女性人材バンク整備事業	青少年・男女共同参画課
	④市町村に対する女性職員の登用の働きかけ	・市町村の現状調査及び情報提供	・市町村の現状調査及び情報提供	青少年・男女共同参画課
(4) 企業や各種団体等における女性の参画促進の要請	⑤企業や各種団体等に対する女性の参画促進の働きかけ	・(再掲) 勤労女性講座の開催 ・(再掲) 企業啓発事業	・(再掲) 勤労女性講座の開催	労政・能力開発課 男女共同参画センター
(5) 女性の多様な参画を可能にする環境醸成	⑥女性の多様な参画を可能にする環境醸成	・(再掲) パートナーセッションの開催 ・(再掲) ボランティアリーダー活動支援事業 ・「攻めの普及活動」グレードアップ推進事業 農山漁村女性リーダー育成事業	・(再掲) パートナーセッションの開催 ・(再掲) ボランティアリーダー活動支援事業 ・「攻めの普及活動」グレードアップ推進事業 農山漁村女性リーダー育成事業	男女共同参画センター 青少年・男女共同参画課 農林水産政策課
(6) 政策・方針決定過程への参画に関する調査・研究の実施	⑦女性の参画状況に関する調査・研究の実施	・女性の参画状況に関する調査の実施	・女性の参画状況に関する調査の実施	青少年・男女共同参画課

重点目標2 女性の人材養成と情報の提供

施策の方向	具体的施策	22年度主な事業等	23年度主な事業等	主な担当課
(1) 政策・方針決定過程へ参画できる人材の養成	①政策・方針決定過程へ参画できる人材の養成	・(再掲) あおもりウィメンズアカデミー ・(再掲) 「攻めの普及活動」グレードアップ推進事業 農山漁村女性リーダー育成事業	・(再掲) あおもりウィメンズアカデミー ・(再掲) 「攻めの普及活動」グレードアップ推進事業 農山漁村女性リーダー育成事業 ・新ステージの漁村を担う人材啓発事業	男女共同参画センター 農林水産政策課 水産振興課
	②高等教育機関における人材養成	・(再掲) 大学生の将来設計プロジェクト	・(再掲) アピオあおもり“しごと”プログラム	男女共同参画センター
(2) 女性人材情報の充実と活用	③女性人材情報の充実と活用	・女性人材バンク整備事業 ・(再掲) 「攻めの普及活動」グレードアップ推進事業 農山漁村女性リーダー育成事業	・女性人材バンク整備事業 ・(再掲) 「攻めの普及活動」グレードアップ推進事業 農山漁村女性リーダー育成事業	青少年・男女共同参画課 農林水産政策課

基本目標Ⅱ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

重点目標3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向	具体的施策	22年度主な事業等	23年度主な事業等	主な担当課
(1) 雇用等の分野における男女の均等な機会	①男女雇用機会均等法の定着促進	・勤労女性講座の開催	・勤労女性講座の開催	労政・能力開発課

と待遇確保のための ポジティブ・アクション (積極的改善措置)の推進	②労働相談の実施	・青森県労働講座の開催	・青森県労働講座の開催	労政・能力開発課
	③労働者福祉の向上	・(再掲) 青森県労働講座の開催	・(再掲) 青森県労働講座の開催	労政・能力開発課
	④企業によるポジティブ・アクションの促進	・(再掲) 勤労女性講座の開催	・(再掲) 勤労女性講座の開催	労政・能力開発課
	⑤調査・研究	・青森県中小企業等労働条件実態調査	・青森県中小企業等労働条件実態調査	労政・能力開発課
	⑥労働環境・作業環境の改善	・(再掲) 青森県労働講座の開催	・(再掲) 青森県労働講座の開催	労政・能力開発課
(2) 母性健康管理対策の推進	⑦母性健康管理対策の推進	・労働基準法及び男女雇用機会均等法の妊娠中及び出産後の健康管理の規定周知	・労働基準法及び男女雇用機会均等法の妊娠中及び出産後の健康管理の規定周知	労政・能力開発課
(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	⑧県機関における防止対策の推進	(県の相談体制の充実)	(県の相談体制の充実)	(人事課)
	⑨職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	・(再掲) 勤労女性講座の開催	・(再掲) 勤労女性講座の開催	労政・能力開発課
(4) 女性のチャレンジ支援事業の推進	⑩再チャレンジ支援	・(再掲) 経済的に困難な状況にある女性のためのパソコン講座 ・(再掲) 母親・父親のための就労応援プログラム ・キャリア形成支援事業	・(再掲) 経済的に困難な女性のための就労応援フェア ・(再掲) 子育て男女自立支援事業 ・キャリア形成支援事業	男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター
	⑪女性に対する能力開発等の支援	・(再掲) スキルアップセミナー ・母子家庭の母等の職業的自立促進事業 ・委託訓練活用型デュアルシステム	・(再掲) ステップアップセミナー ・母子家庭の母等の職業的自立促進事業 ・委託訓練活用型デュアルシステム ・(再掲) キラリと光る女性ステップアップ事業	男女共同参画センター 労政・能力開発課 労政・能力開発課 中南地域県民局地域連携部
	⑫女性の起業家への支援	・青森県未来への挑戦資金特別保証融資制度 ・農商工連携による農林漁業若手女性支援事業 ・農山漁村ウーマン・プレジデント育成事業	・青森県未来への挑戦資金特別保証融資制度 ・農山漁村ウーマン・プレジデント育成事業 ・キラリと光る女性ステップアップ事業	商工政策課 農林水産政策課 農林水産政策課 中南地域県民局地域連携部
(5) 多様な働き方を可能とする就業条件の整備	⑬パートタイム労働者の労働条件の向上	・(再掲) 勤労女性講座の開催	・(再掲) 勤労女性講座の開催	労政・能力開発課
	⑭派遣労働者の労働条件の向上	・(再掲) 青森県労働講座の開催	・(再掲) 青森県労働講座の開催	労政・能力開発課

重点目標 4 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進

施策の方向	具体的施策	22年度主な事業等	23年度主な事業等	主な担当課
(1) 女性の労働に対する適正評価とあらゆる場における意識と行動の変革	①固定的な役割分担意識の是正 ②社会的機運の醸成・高揚 ③女性の労働に対する適正評価の促進	・(再掲)「攻めの普及活動」グレードアップ推進事業 農山漁村女性リーダー育成事業	・(再掲)「攻めの普及活動」グレードアップ推進事業 農山漁村女性リーダー育成事業 ・(再掲) 新ステージの漁村を担う人材啓発事業	農林水産政策課 水産振興課
(2) 意思決定の過程への参画促進	④方針決定過程への女性の参画の促進	・(再掲)「攻めの普及活動」グレードアップ推進事業 農山漁村女性リーダー育成事業	・(再掲)「攻めの普及活動」グレードアップ推進事業 農山漁村女性リーダー育成事業	農林水産政策課

			・(再掲)新ステージの漁村を担う人財啓発事業	水産振興課
(3) 家族経営協定の締結促進	⑤家族経営協定の締結促進	・(再掲)「攻めの普及活動」グレードアップ推進事業 農山漁村女性リーダー育成事業	・(再掲)「攻めの普及活動」グレードアップ推進事業 農山漁村女性リーダー育成事業	農林水産政策課
(4) 女性の経済的地位と能力の向上	⑥技術・経営管理能力の向上及び労働条件の整備	・若手後継者等育成事業 ・青森りんご「人」と「技」の強化支援事業 ・林業女性・高齢者支援事業 ・水産物加工に係る技術指導 ・(再掲)農商工連携による農林漁業若手女性支援事業	・若手後継者等育成事業 ・青森りんご「人」と「技」の強化支援事業 ・林業女性・高齢者支援事業 ・(再掲)新ステージの漁村を担う人財啓発事業	商工政策課 りんご果樹課 林政課 水産振興課 農林水産政策課 水産振興課
(5) 男性の家事・育児・介護等への参画促進	⑦男性の家事・育児・介護等への参画促進			(農林水産政策課)
(6) 地域間交流等における男女共同参画の促進	⑧地域間交流の促進	・(再掲)「攻めの普及活動」グレードアップ推進事業 農山漁村女性リーダー育成事業	・(再掲)「攻めの普及活動」グレードアップ推進事業 農山漁村女性リーダー育成事業 ・(再掲)新ステージの漁村を担う人財啓発事業	農林水産政策課 水産振興課

重点目標5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

施策の方向	具体的施策	22年度主な事業等	23年度主な事業等	主な担当課
(1) 仕事と家庭の両立のための雇用環境の整備	①男性を含めた多様な働き方の見直しの理解・普及の促進	・いきいき男女共同参画社会づくり事業(テキスト) ・男性育児休業取得促進事業(体験記) ・持続可能な仕事と生活の調和推進事業	・いきいき男女共同参画社会づくり事業(テキスト) ・持続可能な仕事と生活の調和推進事業	青少年・男女共同参画課 青少年・男女共同参画課 青少年・男女共同参画課
	②育児・介護を行う労働者の継続就労支援	・育児・介護休業者生活安定資金融資制度	・育児・介護休業者生活安定資金融資制度	労政・能力開発課
	③男性の育児・介護休業取得のための環境整備	・(再掲)勤労女性講座の開催 ・男性育児休業取得促進事業(出前講座) ・(再掲)持続可能な仕事と生活の調和推進事業	・(再掲)勤労女性講座の開催 ・(再掲)持続可能な仕事と生活の調和推進事業	労政・能力開発課 青少年・男女共同参画課 青少年・男女共同参画課
(2) 家庭生活における男性の参画の促進	④家庭生活における男性の参画促進	・(再掲)オープンカレッジ ・(再掲)男性育児休業取得促進事業 ・(再掲)持続可能な仕事と生活の調和推進事業 ・男の介護ビギナー応援事業	・(再掲)オープンカレッジ ・(再掲)持続可能な仕事と生活の調和推進事業 ・男の介護ビギナー応援事業	男女共同参画センター 青少年・男女共同参画課 青少年・男女共同参画課 青少年・男女共同参画課
	⑤労働時間の短縮	・(再掲)青森県中小企業等労働条件実態調査 ・(再掲)勤労女性講座の開催 ・(再掲)持続可能な仕事と生活の調和推進事業	・(再掲)青森県中小企業等労働条件実態調査 ・(再掲)勤労女性講座の開催 ・(再掲)持続可能な仕事と生活の調和推進事業	労政・能力開発課 労政・能力開発課 青少年・男女共同参画課
(3) 地域社会における男女共同参画の促進	⑥地域における男女共同参画の推進	・(再掲)持続可能な仕事と生活の調和推進事業 ・ボランティアリーダー活動支援事業 ・ほのぼのコミュニティ21推進事業 ・(再掲)オープンカレッジ ・パワフル AOMORI! 創造セミナー	・(再掲)持続可能な仕事と生活の調和推進事業 ・ボランティアリーダー活動支援事業 ・ほのぼのコミュニティ21推進事業 ・(再掲)オープンカレッジ ・パワフル AOMORI! 創造セミナー	青少年・男女共同参画課 青少年・男女共同参画課 健康福祉政策課 男女共同参画センター 生涯学習課

	⑦消費者活動への参画促進	・消費者啓発等事業	・消費者啓発等事業	県民生活文化課
	⑧PTA活動への参画促進			(生涯学習課)
	⑨男女共同参画の自主的活動への支援	・青森県地域婦人団体連合会補助事業 ・(再掲) ボランティアリーダー活動支援事業 ・(再掲) スキルアップセミナー ・(再掲) オープンカレッジ ・(再掲) 活動支援事業	・青森県地域婦人団体連合会補助事業 ・(再掲) ボランティアリーダー活動支援事業 ・(再掲) ステップアップセミナー ・(再掲) オープンカレッジ ・(再掲) 活動支援事業	生涯学習課 青少年・男女共同参画課 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター
	⑩ボランティア活動への参画促進	・ボランティア活動情報提供事業 ・あおり NPO 協働推進事業 ・(再掲) スキルアップセミナー ・学校支援地域本部事業	・NPO 法人活動情報提供事業 ・あおり新しい公共支援事業 ・あおり NPO 協働推進事業 ・(再掲) ステップアップセミナー ・地域の教育力による学校支援活動推進事業	県民生活文化課 県民生活文化課 県民生活文化課 男女共同参画センター 生涯学習課
(4) 子育て支援対策の充実	⑪子育てを支援する環境づくり	・子どもへの虐待防止対策事業 ・あおり子育て応援わくわく店事業(店舗等による子育て支援サービス) ・あおり子育て支援力レベルアップ事業 ①ファミリーサポートセンター設置促進事業 ②子育て支援ネットワークづくり支援事業 ③青い森のほほえみプロジェクト活動支援事業 ・地域で取り組む子育て世代応援事業 ・(再掲) 子育て男女再就職支援委託事業 ・子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業 ・青森県子ども家庭支援センターの運営 ①情報提供事業 ②活動支援事業 ③学習・体験事業 ④普及啓発事業 ⑤調査・研究事業 ⑥その他(あおり子育て応援わくわく店事務局業務)	・子どもへの虐待防止対策事業 ・あおり子育て応援わくわく店事業(店舗等による子育て支援サービス) ・みんなで支えるパパ育・ママ育応援事業 ・(再掲) 子育て男女自立支援委託事業 ・(再掲) しあわせ 未来予想図 ・子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業 ・青森県子ども家庭支援センターの運営 ①情報提供事業 ②活動支援事業 ③学習・体験事業 ④普及啓発事業 ⑤調査・研究事業 ⑥その他(あおり子育て応援わくわく店事務局業務) ・親子に優しい街づくり推進事業	こどもみらい課 こどもみらい課 こどもみらい課 青少年・男女共同参画課 青少年・男女共同参画課 男女共同参画センター こどもみらい課 こどもみらい課 子ども家庭支援センター 子ども家庭支援センター 子ども家庭支援センター 子ども家庭支援センター 子ども家庭支援センター こどもみらい課
	⑫多様な保育サービスの充実	・特色教育支援経費補助(預かり保育等) ・保育対策等促進事業等 ・保育所職員の資質の向上 ・保育料軽減事業費補助 ・認可外保育施設児童対策事業 ・保育所緊急整備事業	・特色教育支援経費補助(預かり保育等) ・保育対策等促進事業等 ・保育所職員の資質の向上 ・保育料軽減事業費補助 ・認可外保育施設児童対策事業 ・保育所緊急整備事業	総務学事課 こどもみらい課 こどもみらい課 こどもみらい課 こどもみらい課 こどもみらい課
	⑬子育てに関する相談支援体制の整備	・児童相談所の運営 ・地域子育て支援拠点関係者研修 ・総合相談事業 ・主任児童委員研修費 ・相談に当たる職員の資質向上 ・家庭教育相談事業(ふれあいテレホン)	・児童相談所の運営 ・地域子育て支援拠点関係者研修 ・総合相談事業 ・主任児童委員研修費 ・相談に当たる職員の資質向上 ・家庭教育相談事業(ふれあいテレホン)	こどもみらい課 子ども家庭支援センター 子ども家庭支援センター こどもみらい課 こどもみらい課 生涯学習課

		<ul style="list-style-type: none"> 働く女性医師等のための意欲の湧く環境整備事業 ①保育等相談窓口事業 ②女性医師勤務サポートシステム構築事業 ③ネットワーク構築事業 	<ul style="list-style-type: none"> 医師の働きやすい環境づくり支援事業 ①医師相談窓口事業 ②勤務サポートシステムフォローアップ事業 ③医師の働きやすい環境づくりシンポジウム事業 ④臨床研修医セミナー等における育児関連制度説明 	<p>医療業務課</p> <p>医療業務課</p>
	⑭児童健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> 児童館・児童センターの計画的な整備 母親クラブ活動費補助 放課後児童健全育成事業費補助 放課後子ども教室推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> 児童館・児童センターの計画的な整備 母親クラブ活動費補助 放課後児童健全育成事業費補助 放課後子ども教室推進事業 	<p>こどもみらい課</p> <p>こどもみらい課</p> <p>こどもみらい課</p> <p>生涯学習課</p>
	⑮こどもの豊かな心を育む環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 命を大切にすることを育む県民運動推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> 命を大切にすることを育む県民運動推進事業 	<p>青少年・男女共同参画課</p>
(5) ひとり親家庭の生活安定と自立の促進	⑯自立支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等就業・自立支援センターの活用 母子家庭・寡婦及び父子家庭介護人派遣事業 ひとり親家庭等医療費助成事業 母子寡婦福祉資金貸付 児童扶養手当の支給 (再掲) 母子家庭の母等に対する職業的自立促進事業 子育て男女再就職支援委託事業 (再掲) 経済的に困難な状況にある女性のためのパソコン講座 	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等就業・自立支援センターの活用 母子家庭・寡婦及び父子家庭介護人派遣事業 ひとり親家庭等医療費助成事業 母子寡婦福祉資金貸付 児童扶養手当の支給 (再掲) 母子家庭の母等に対する職業的自立促進事業 子育て男女自立支援委託事業 (再掲) 経済的に困難な女性のための就労応援フェア 	<p>こどもみらい課</p> <p>こどもみらい課</p> <p>こどもみらい課</p> <p>こどもみらい課</p> <p>こどもみらい課</p> <p>労政・能力開発課</p> <p>青少年・男女共同参画課</p> <p>男女共同参画センター</p>
	⑰相談援助体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 母子自立支援員による相談の実施 母子自立支援プログラム策定事業 	<ul style="list-style-type: none"> 母子自立支援員による相談の実施 母子自立支援プログラム策定事業 	<p>こどもみらい課</p> <p>こどもみらい課</p>

重点目標6 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

施策の方向	具体的施策	22年度主な事業等	23年度主な事業等	主な担当課
(1) 高齢者に対する保健福祉の整備	①高齢者保健福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村老人福祉計画推進の支援 高齢者サービス総合調整推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村老人福祉計画推進の支援 県老人福祉計画の推進等 	<p>高齢福祉保険課</p> <p>高齢福祉保険課</p> <p>高齢福祉保険課</p>
	②介護保険制度の安定した運営	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業支援計画の周知、市町村の体制整備の支援 介護保険事業支援計画の推進 介護保険事業適正化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 第5期介護保険事業支援計画の策定 介護保険事業支援計画の周知、市町村の体制整備の支援 介護保険事業支援計画の推進 介護保険事業適正化の推進 	<p>高齢福祉保険課</p> <p>高齢福祉保険課</p> <p>高齢福祉保険課</p> <p>高齢福祉保険課</p>
	③保健福祉マンパワーの養成・確保対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> 青森県福祉人材センターの運営 社会福祉関係職員の研修 	<ul style="list-style-type: none"> 青森県福祉人材センターの運営 社会福祉関係職員の研修 	<p>健康福祉政策課</p> <p>健康福祉政策課</p>
	④在宅生活支援施策等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 青森県介護実習・普及センター運営事業 	<ul style="list-style-type: none"> 青森県介護実習・普及センター運営事業 	<p>高齢福祉保険課</p>

(2) 高齢者の生活安定と自立の促進	⑤高齢者等の特性に配慮したまちづくり	・バリアフリーマップ運用管理事業	・バリアフリーマップ運用管理事業	障害福祉課
	⑥生活基盤の確保	・シルバー人材センター育成援助事業	・シルバー人材センター育成援助事業	労政・能力開発課
	⑦相談援助体制の充実	・地域包括支援センターへの支援 ・老人クラブリーダーの養成	・地域包括支援センターへの支援 ・老人クラブリーダーの養成	高齢福祉保険課 高齢福祉保険課
(3) 高齢者の社会参加の促進	⑧学習機会の充実			(高齢福祉保険課)
	⑨高齢者の社会参加活動の促進	・生涯現役社会づくり推進事業 ・青森県長寿社会振興センター運営事業	・青森県長寿社会振興センター運営事業	高齢福祉保険課 高齢福祉保険課
	⑩高齢者のスポーツ活動等の支援			(高齢福祉保険課)
(4) 障害のある人の生活安定と自立の促進	⑪自立支援の促進	・障害者雇用の促進 ・(再掲) 障害者社会参加・就業支援セミナー	・障害者雇用の促進 ・(再掲) 障害者社会参加・就業支援セミナー	労政・能力開発課 生涯学習課
	⑫在宅福祉サービスの充実	・盲女性家庭生活訓練事業の推進 ・障害者社会参加・就業支援セミナー	・盲女性家庭生活訓練事業の推進 ・障害者社会参加・就業支援セミナー	障害福祉課 生涯学習課
	⑬地域生活の支援	・障害者社会参加推進センター運営事業	・障害者社会参加推進センター運営事業	障害福祉課
	⑭相談援助体制の充実	・相談支援従事者研修事業	・相談支援従事者研修事業	障害福祉課

重点目標 7 青森県男女共同参画センターの充実

施策の方向	具体的施策	22年度主な事業等	23年度主な事業等	主な担当課
(1) 情報提供、啓発・学習等の機能の充実	①情報機能の充実	・情報事業 ・情報ライブラリーツアー ・情報ライブラリーニュース発行 ・図書出前貸出 ・展示パネルの作成と貸出 ・ホームページの運営 ・メールマガジンの発行 ・情報誌発行事業	・情報事業 ・情報ライブラリーツアー ・情報ライブラリーニュース発行 ・図書出前貸出 ・展示パネルの作成と貸出 ・ホームページの運営 ・メールマガジンの発行 ・情報誌発行事業	男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター
	②交流機能の充実	・パートナーセッションの開催 ・活動団体パネル展示	・パートナーセッションの開催 ・活動団体パネル展示	男女共同参画センター 男女共同参画センター
	③自主活動支援機能の充実	・活動支援事業 ・チャレンジアップ事業 ・スキルアップセミナー ・eラーニング講座	・活動支援事業 ・チャレンジアップ事業 ・ステップアップセミナー ・eラーニング講座	男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター
	④啓発・学習機能の充実	・オープンカレッジ ・あおもりウィメンズアカデミー ・経済的に困難な状況にある女性のためのパソコン講座 ・母親・父親のための就労応援プログラム ・大学生の将来設計プロジェクト ・乳がん検診啓発事業	・オープンカレッジ ・あおもりウィメンズアカデミー ・経済的に困難な女性のための就労応援フェア ・子育て男女自立支援事業 ・アピオあおもり“しごと”プログラム ・しあわせ 未来予想図 ・出前啓発事業	男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター

	⑤相談機能の充実	・相談事業 ・相談室ミニ講座 ・DV被害者支援担当者講座	・相談事業 ・相談室ミニ講座 ・DV被害者支援担当者講座	男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター
	⑥文化活動機能の充実	・ビデオ上映会	・ビデオ上映会	男女共同参画センター
(2) 県民参加による事業の推進	⑦県民参加による事業推進	・(再掲) パートナーセッションの開催	・(再掲) パートナーセッションの開催	男女共同参画センター
(3) 市町村や国、各都道府県の女性センターなどの関係機関との連携	⑧市町村や国、各都道府県の女性センター等との連携	・市町村男女共同参画情報ネット事業 ・(再掲) 女性のための再チャレンジ支援事業 ・市町村担当者情報交換会 ・(再掲) DV被害者支援担当者講座 ・アピオあおもり見学会 ・市町村出前講座	・市町村男女共同参画情報ネット事業 ・(再掲) 女性のための再チャレンジ支援事業 ・市町村担当者情報交換会 ・(再掲) DV被害者支援担当者講座 ・アピオあおもり見学会 ・市町村出前講座 ・女性就業促進・健康保持支援バックアップ事業	男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター

基本目標III 男女の人権が推進・擁護される社会の形成

重点目標8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向	具体的施策	22年度主な事業等	23年度主な事業等	主な担当課
(1) 女性に対する暴力の根絶のための環境づくり	①女性に対する暴力の実態把握	・(再掲) 女性相談所などでの緊急一時保護体制の整備 ・(再掲) 相談等に携わる職員の研修 ・(再掲) 配偶者暴力相談支援センターの運営	・(再掲) 女性相談所などでの緊急一時保護体制の整備 ・(再掲) 相談等に携わる職員の研修 ・(再掲) 配偶者暴力相談支援センターの運営	こどもみらい課 こどもみらい課 こどもみらい課
	②女性に対する暴力についての社会的認識の徹底	・ハートフル・コミュニケーション推進事業 ・DV防止広報事業	・ハートフル・コミュニケーション推進事業 ・DV防止広報事業 ・DV予防啓発事業	こどもみらい課 こどもみらい課 こどもみらい課
	③有害環境の浄化対策の推進	・有害図書等点検・立入調査事業	・有害図書等点検・立入調査事業	青少年・男女共同参画課
	④関係機関の連携強化	・高齢者虐待防止対策事業	・高齢者虐待防止対策事業	高齢福祉保険課
(2) 被害者の救済と支援	⑤相談・支援体制の充実・強化	・女性相談所などでの緊急一時保護体制の整備 ・相談等に携わる職員の研修 ・犯罪被害者支援事業 ・ストーカー対策事業 ・配偶者暴力相談支援センターの運営 ・DV被害者支援事業	・女性相談所などでの緊急一時保護体制の整備 ・相談等に携わる職員の研修 ・犯罪被害者支援事業 ・ストーカー対策事業 ・配偶者暴力相談支援センターの運営 ・DV被害者支援事業 ・DV被害者自立支援強化事業	こどもみらい課 こどもみらい課 こどもみらい課 生活安全企画課 こどもみらい課 こどもみらい課 こどもみらい課
	⑥「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」(DV基本計画)に基づく施策の実施			(こどもみらい課)

重点目標9 メディアにおける男女共同参画の推進

施策の方向	具体的施策	22年度主な事業等	23年度主な事業等	主な担当課
(1) メディアを活用した男女共同参画の推進	①メディアへの働きかけ	・男女共同参画週間ラジオ広報 ・いきいき男女共同参画社会づくり事業(新聞企画広告)	・男女共同参画週間ラジオ広報 ・いきいき男女共同参画社会づくり事業(新聞企画広告)	青少年・男女共同参画課 青少年・男女共同参画課
(2) 行政が作成する広報・刊行物等における性差別につながらない表現の促進	②県が作成したガイドラインの周知・活用	・公的広報表現ガイドライン	・公的広報表現ガイドライン	青少年・男女共同参画課

重点目標 1 0 生涯を通じた男女の健康支援

施策の方向	具体的施策	22年度主な事業等	23年度主な事業等	主な担当課
(1) 生涯を通じた女性の健康支援	①女性の健康教育と相談支援の充実	・(再掲) 相談事業	・(再掲) 相談事業	男女共同参画センター
	②健康診査等予防対策の充実	・生活習慣病対策の推進 ・特定健診・特定保健指導の推進 ・定期健康診断等の実施	・生活習慣病対策の推進 ・特定健診・特定保健指導の推進 ・定期健康診断等の実施	がん・生活習慣病対策課 高齢福祉保険課 スポーツ健康課
	③スポーツ活動の推進	・スポーツ活動の機会の充実 ・スポーツ指導者の資質の向上	・スポーツ活動の機会の充実 ・スポーツ指導者の資質の向上	スポーツ健康課 スポーツ健康課
	④女性の健康に大きな影響をもたらす問題についての対策の推進	・エイズに関する教職員研修の実施 ・薬物乱用防止に関する教職員研修の実施	・エイズに関する教職員研修の実施 ・薬物乱用防止に関する教職員研修の実施	スポーツ健康課 スポーツ健康課
	⑤性差医療の推進			(医療業務課)
(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実	⑥周産期医療体制の整備及び母子保健医療の充実	・親子の喫煙対策推進事業 ・妊産婦の健康支援 ・妊娠・出産への理解の啓発 ・母子の保健指導及び相談事業 ・特定不妊治療費助成事業 ・乳幼児はつらつ育成事業 ・妊婦健康診査公費負担拡充への助成 ・母子保健地域力向上支援事業	・妊産婦の健康支援 ・妊娠・出産への理解の啓発 ・母子の保健指導及び相談事業 ・特定不妊治療費助成事業 ・乳幼児はつらつ育成事業 ・妊婦健康診査公費負担拡充への助成 ・妊産婦情報共有システム構築事業	がん・生活習慣病対策課 こどもみらい課 こどもみらい課 こどもみらい課 こどもみらい課 こどもみらい課 こどもみらい課
(3) 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の普及	⑦「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の普及	・(再掲) 情報事業 ・不妊専門相談センター事業	・(再掲) 情報事業 ・不妊専門相談センター事業	男女共同参画センター こどもみらい課
	⑧性に関する教育・啓発・相談の推進	・性に関する指導 ・性に関するセミナーの実施 ・性に関する教育普及推進事業	・性に関する指導 ・性に関するセミナーの実施 ・性に関する教育普及推進事業	スポーツ健康課 スポーツ健康課 スポーツ健康課
(4) 男性の健康問題への対応	⑨男性が抱える健康問題への対応	・喫煙対策推進事業 ・地域自殺対策力強化事業 ・自殺対策緊急強化事業	・喫煙対策推進事業 ・自殺対策緊急強化事業	がん・生活習慣病対策課 障害福祉課 障害福祉課

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

重点目標 1 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の方向	具体的施策	22年度主な事業等	23年度主な事業等	主な担当課
(1) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	①職場・家庭・地域等における制度・慣行の見直し	・青森県男女共同参画推進本部による全庁的取組の推進 ・青森県男女共同参画審議会の適切な運営 ・苦情処理制度 ・国及び都道府県等関係機関との連携強化	・青森県男女共同参画推進本部による全庁的取組の推進 ・青森県男女共同参画審議会の適切な運営 ・苦情処理制度 ・国及び都道府県等関係機関との連携強化	青少年・男女共同参画課 青少年・男女共同参画課 青少年・男女共同参画課 青少年・男女共同参画課
(2) 理解促進活動の充実・強化	②あらゆる媒体を通じた理解促進活動の実施	・(再掲) 情報事業 ・(再掲) 情報誌発行事業	・(再掲) 情報事業 ・(再掲) 情報誌発行事業	男女共同参画センター 男女共同参画センター

	③多様な機会を通じた理解促進活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) パートナーセッションの開催 ・いきいき男女共同参画社会づくり事業(知事表彰) ・男性育児休業促進事業(知事表彰) ・(再掲) ボランティアリーダー活動支援事業 ・男女共同参画週間啓発事業 ・女性に対する暴力をなくす運動 ・(再掲) 「攻めの普及活動」グレードアップ推進事業 農山漁村女性リーダー育成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) パートナーセッションの開催 ・いきいき男女共同参画社会づくり事業(知事表彰) ・(再掲) ボランティアリーダー活動支援事業 ・男女共同参画週間啓発事業 ・女性に対する暴力をなくす運動 ・(再掲) 「攻めの普及活動」グレードアップ推進事業 農山漁村女性リーダー育成事業 ・(再掲) 出前啓発事業 	男女共同参画センター 青少年・男女共同参画課 青少年・男女共同参画課 青少年・男女共同参画課 男女共同参画センター 男女共同参画センター 農林水産政策課 男女共同参画センター
(3) 法律、制度の理解促進及び相談の充実	④法律、制度の理解促進及び相談の充実	・年次報告書「青森県の男女共同参画の現状と施策」の作成・配布	・年次報告書「青森県の男女共同参画の現状と施策」の作成・配布	青少年・男女共同参画課
	⑤県職員の理解促進	・(再掲) 男女共同参画職員研修会開催	・(再掲) 男女共同参画職員研修会開催	青少年・男女共同参画課
	⑥企業・団体等への理解活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 勤労女性講座の開催 ・(再掲) いきいき男女共同参画社会づくり事業(知事表彰) ・(再掲) 男性育児休業取得促進事業(知事表彰) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 勤労女性講座の開催 ・(再掲) いきいき男女共同参画社会づくり事業(知事表彰) 	労政・能力開発課 青少年・男女共同参画課 青少年・男女共同参画課
	⑦各種団体との連携による理解促進活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) パートナーセッションの開催 ・(再掲) オープンカレッジ 	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) パートナーセッションの開催 ・(再掲) オープンカレッジ 	男女共同参画センター 男女共同参画センター
(4) 意識調査・実態調査の実施	⑧男女共同参画に関する情報の定期的な収集、整備、提供	・学生のライフプランニング支援に関する調査	・学生のライフプランニング支援に関する調査報告	男女共同参画センター

重点目標12 多様な選択を可能にする教育・学習の機会の充実

施策の方向	具体的施策	22年度主な事業等	23年度主な事業等	主な担当課
(1) 行政関係職員等の研修機会の充実	①県における研修機会の充実	・男女共同参画職員研修会開催	・男女共同参画職員研修会開催	青少年・男女共同参画課
	②市町村における学習機会の充実への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県男女共同参画アドバイザー派遣事業 ・(再掲) 市町村出前講座 ・(再掲) 市町村担当者情報交換会 ・(再掲) DV被害者支援担当者講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県男女共同参画アドバイザー派遣事業 ・(再掲) 市町村出前講座 ・(再掲) 市町村担当者情報交換会 ・(再掲) DV被害者支援担当者講座 	青少年・男女共同参画課 男女共同参画センター 男女共同参画センター 男女共同参画センター
(2) 男性を対象とした学習機会の提供の充実	③男性を対象とした学習機会の提供の充実	・(再掲) パートナーセッションの開催	・(再掲) パートナーセッションの開催	男女共同参画センター
(3) 保育や教育場における男女平等の推進	④初等中等教育における男女平等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育活動を通じた児童生徒への啓発 ・ユニバーサルデザイン出前教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育活動を通じた児童生徒への啓発 	学校教育課 県民生活文化課
	⑤教職員研修の充実	・教職員研修の充実	・教職員研修の充実	学校教育課
	⑥家庭科教育の推進	・家庭科教育の推進	・家庭科教育の推進	学校教育課
	⑦進路指導の充実	・進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導の充実 ・キャリア教育の推進 	学校教育課 学校教育課
	⑧高等教育機関における男女平等教育	・(再掲) 大学生の将来設計プロジェクト	・(再掲) アピオあおもり“しごと”プログラム	男女共同参画センター

(4) 家庭や地域における男女平等の推進	⑨男女平等意識を育てる家庭教育の推進	・(再掲) いきいき男女共同参画社会づくり事業(テキスト) ・(再掲) 地域で取り組む子育て世代応援事業	・(再掲) いきいき男女共同参画社会づくり事業(テキスト) ・(再掲) みんなで支えるパパ育・ママ育応援事業	青少年・男女共同参画課 青少年・男女共同参画課
	⑩家庭教育に関する学習・相談機会の充実	・家庭教育支援基盤形成事業 ・地域における子育て支援の仕組みづくり事業	・つながりあい支えあい家庭教育応援事業 ・家庭教育支援充実事業	生涯学習課 生涯学習課
(5) 男女共同参画に関する生涯学習の推進	⑪男女共同参画社会の形成をねらいとした学習機会の充実	・(再掲) オープンカレッジ	・(再掲) オープンカレッジ	男女共同参画センター
	⑫多様な学習機会の提供	・あおもり県民カレッジ学習支援総合事業 ・あすなるマスターカレッジ 開設事業 ・ユニバーサルデザイン出前講座	・あおもり県民カレッジ学習支援総合事業 ・あすなるマスターカレッジ 開設事業	生涯学習課 生涯学習課 県民生活文化課
	⑬指導者の養成・確保	・社会教育主事有資格者育成派遣事業 ・家庭教育次世代応援セミナー	・社会教育主事有資格者育成派遣事業 ・家庭教育次世代応援セミナー	生涯学習課 生涯学習課
(5) 男女共同参画に関する生涯学習の推進	⑭生涯学習推進体制の整備	・生涯学習推進基盤整備事業	・生涯学習推進基盤整備事業	生涯学習課
	⑮生涯学習情報ネットワークの整備	・学習情報提供事業	・学習情報提供事業	生涯学習課
	⑯生涯学習フェアの開催	・(再掲) あおもり県民カレッジ学習支援総合事業	・(再掲) あおもり県民カレッジ学習支援総合事業	生涯学習課

基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

重点目標13 国際交流・国際協力の推進

施策の方向	具体的施策	22年度主な事業等	23年度主な事業等	主な担当課
(1) 国際規範・国際基準の本県への取り入れ・普及	①国際規範・国際基準の本県への取り入れ・啓発			(青少年・男女共同参画課)
(2) 女性問題に関する国際理解の推進	②女性問題に関する国際理解の推進	・(再掲) 情報事業	・(再掲) 情報事業 ・オープンカレッジ	男女共同参画センター 男女共同参画センター
	③県内外国人との交流促進	・国際交流ラウンジの管理運営事業	・国際交流ラウンジの管理運営事業	国際経済課
(3) 国際的視野に立った女性リーダー等の育成	④国際交流の推進	・外国青年招致事業	・外国青年招致事業	国際経済課
	⑤国際協力の推進	・青年海外協力活動促進事業	・青年海外協力活動促進事業	国際経済課
(4) 本県在住の外国人女性に対する支援	⑥県内在住の外国人女性への支援体制の整備	・県民と進める多文化共生推進事業		国際経済課

重点目標14 地球環境保全活動の推進

施策の方向	具体的施策	22年度主な事業等	23年度主な事業等	主な担当課
(1) 環境教育・学習の推進	①環境教育・学習の推進	・こどもエコクラブ活動促進事業 ・北東北三県環境副読本共同作成事業 ・あおもり地域環境力向上事業 ・「青森宣言」を未来につなぐ環境・エネルギー教育推進事業 ・環境教育の推進	・こどもエコクラブ活動促進事業 ・北東北三県環境副読本共同作成事業 ・あおもり地域環境力向上事業 ・地域の人財による環境教育推進事業 ・環境教育の推進	環境政策課 環境政策課 環境政策課 環境政策課 学校教育課

<p>(2) 環境保全活動への支援</p>	<p>②環境保全活動の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) こどもエコクラブ活動促進事業 ・(再掲) 北東北三県環境副読本共同作成事業 ・(再掲) あおもり地域環境力向上事業 ・(再掲) 「青森宣言」を未来につなぐ環境・エネルギー教育推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) こどもエコクラブ活動促進事業 ・(再掲) 北東北三県環境副読本共同作成事業 ・(再掲) あおもり地域環境力向上事業 ・(再掲) 地域の人財による環境教育推進事業 	<p>環境政策課 環境政策課 環境政策課 環境政策課</p>
-----------------------	-------------------	--	---	--

第2章 施策の内容

基本目標Ⅰ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

(P10～16 第1部第1章「第1節 政策・方針決定過程への女性の参画促進」参照)

重点目標2 女性の人材養成と情報の提供

1 政策・方針決定過程へ参画できる人材の養成

○ 農山漁村女性リーダー育成事業（農林水産政策課）

農林漁業経営や地域社会活動に女性の意見等を反映させるため、各種学習会や関係機関・団体長等との懇談会の開催等により、農山漁村女性の能力向上と活用場の拡大、次世代女性リーダーの育成等を支援した。

平成23年度も各種学習会や懇談会、先進事例研修等を開催し、方針決定の場へ参画できる女性の育成・支援を行うこととしている。

○ 新ステージの漁村を担う人財啓発事業（水産振興課）

元気のある新たな漁村づくりのため、近い将来に漁業や漁協経営及び浜の生活の主體的役割を担う女性も含めた中堅の漁業者、漁協職員を対象として、浜のマネージャー候補を公募し、「現場力」「経営改善」等をキーワードとした巡回研修及び集合研修等を集中的に実施することとしている。

2 女性人材情報の充実と活用

(1) 女性人材バンク整備事業（青少年・男女共同参画課）

県では、県・市町村の審議会等における女性委員の登用を積極的に進めるため、女性人材情報を収集・管理し、情報提供している。平成23年4月末現在の登録者は280人となっている。

(2) 農山漁村女性リーダー育成事業（農林水産政策課）

農山漁村女性の能力と社会的評価の向上を図り、農林水産業の振興や農山漁村の活性化の推進役を担ってもらうため、県では、市町村長からの推薦を受けて、特色ある農林水産業の推進や住みよい社会づくりに取り組み、優れた地域活動の実績を持つ農山漁村女性リーダーを「VIC・ウーマン」として認定している。

平成22年度は、新たに20人が認定される一方、任期満了者が11人あったことから、平成23年4月には409人になった。

平成23年度も引き続き、VIC・ウーマンの認定を行い、VIC・ウーマンの能力向上及び地域活動を支援する。

重点目標3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

1 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇確保のためのポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進

(1) 勤労女性講座の開催(労政・能力開発課)

男女雇用機会均等法に基づき厚生労働省が定める「仕事と家庭を考える月間」にちなみ、毎年10月に働く女性の福祉向上を図ることを目的とし、「勤労女性講座」を開催している。

平成22年度は青森市、八戸市の2会場において、青森労働局雇用均等室 室長 本間 玲子氏による「改正 育児・介護休業法について～就業規則等改定の実務ポイント～」と題しての基調講演、社会福祉法人寿栄会 事務長 吉野 洋子氏による「仕事と家庭を両立しやすい企業をめざして」と題しての事例発表、社会福祉法人福祉の里 田中 慎吾氏による「男性の育児休業取得第1号になりました!」と題しての体験発表のほか、財団法人21世紀職業財団青森事務所雇用管理アドバイザーによる「両立支援レベルアップ助成金について」の説明があった。

(2) 青森県労働講座の開催(労政・能力開発課)

県内事業所の労使関係者及び一般県民を対象として、労働問題全般について解説することにより、労使関係の安定化と福祉の向上を図ることを目的とし、「青森県労働講座」を開催している。

平成22年度は青森市、八戸市、弘前市の3会場において、高地税理士・社会保険労務士・行政書士事務所 所長 高地豊人氏による「労使トラブルの具体的事例研究 Part 5 ～あなたの疑問に答えます～」と題しての講演と、青森労働局労働基準部賃金室 賃金指導官 山脇 雅史氏による「事業所における賃金退職制度の問題点」と題しての講演と、中小企業退職金共済事業本部青森地域普及推進員 渡邊 茂氏による「適格退職年金制度の移行状況と中退共制度について」と題しての講演を開催した。

(3) 青森県中小企業等労働条件実態調査(労政・能力開発課)

県内の事業所における基本的な労働条件の実態を把握し、報告書を公表することにより、労働条件改善の促進を図っている。

平成22年度は、県内1,000事業所を対象に調査を行った。回答があったのは434事業所で回収率43.4%であった。

<育児・介護休業制度関係について>

①育児休業制度の有無

育児休業制度の有無については、84.8%の事業所で導入されている。

②育児休業制度の利用状況、利用期間

平成22年1月1日から平成22年12月31日までに出産した(若しくは配偶者が出産した)人と育児休業制度を利用した(している)人について回答を求めた。利用者総数は218人で利用率は女性81.1%に対し、男性は0.8%であった。また、利用後、職場復帰した(する)人は、女性で出産者の41.9%となっている。

利用期間は「10～12ヶ月未満」が最も多く、次いで「3～6ヶ月未満」、「3ヶ月未満」となっている。

③育児のための援助措置

働きながら子育てをする労働者を援助するため、何らかの措置がある事業所は71.9%となっている。措置の内容は「短時間勤務制度」や「所定労働時間を超えて労働させない制度」が多くなっている。

④介護休業制度の有無等

「制度あり」と答えた事業所は77.9%となっている。平成22年1月1日から平成22年12月31日における介護休業の利用者は17人で、利用期間は3ヶ月未満が10人、3～6ヶ月未満が1人、12ヶ月以上が6人となっている。

⑤子の看護休暇制度の有無等

234事業所が導入、利用可能日数は「5日」が195事業所と最も多く、次いで「10日以上」が19事業所となっている。平成22年1月1日から平成22年12月31日における子の看護休暇の利用者は延べ147人、平均利用日数は3.0日となっている。企業規模別にみると、企業規模「30～99人」で165事業所と最も導入が進んでいる。利用人員は「100～299人以上」の事業所で14人と最も多く、平均利用日数は「100～299人」の事業所で3.2日と最も多い。

<労働時間について>

(P27 第1部第2章第1節「6年間総労働時間」参照)

2 母性健康管理対策の推進

- 労働基準法及び男女雇用機会均等法の妊娠中及び出産後の健康管理の規定周知（労政・能力開発課）

労働基準法及び男女雇用機会均等法を所管している青森労働局と連携を図りながら、新聞・ラジオ・県の広報媒体及び各種セミナーでのパンフレット配布などの普及啓発活動を実施し、妊娠中及び出産後の健康管理の規定周知に努めている。

3 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- 勤労女性講座の開催（労政・能力開発課）

(P105 第2部第2章 基本目標Ⅱ 重点目標3 1 「(1) 勤労女性講座の開催」参照)

県における取組（人事課）

平成11年度からセクハラ相談員を設置し、「セクハラ相談室だより」による職員への意識啓発のほか、職員からの相談等に応じている。

4 女性のチャレンジ支援事業の推進

- (1) キャリア形成支援事業（男女共同参画センター）

「キャリア形成支援活動」の大切さと重要性、その影響の大きさをしっかりと認識し、人間力向上の努力を通して、キャリア支援をしていく。働く女性を対象に、「女性のヘルス&キャリアセミナー」の実施と、女性の再チャレンジを支援する「母親のための就職応援講座」を実施する。

(2) 母子家庭の母等の職業的自立促進事業（労政・能力開発課）

母子家庭の母等を対象に再就職に必要な知識・技能を習得することを目的として、経理や事務、介護等の分野について、3ヶ月の職業訓練と3日間の基礎的なビジネスマナー講習を組み合わせ実施している。

平成22年度は県内6地区で実施し、入校者44名、修了者38名、修了者のうち就職した者が18名となっている。

平成23年度は総定員65名で、県内各地で7コースを実施する計画である。

(3) 委託訓練活用型デュアルシステム（労政・能力開発課）

子育て終了後の女性やフリーター等の若者を対象に、ビジネスマナー講習を含む3～4ヶ月の座学と1ヶ月の企業実習を組み合わせた職業訓練を実施している。

平成23年度は総定員260名に拡充し、県内各地で13コースを実施する計画である。

(4) 青森県未来への挑戦資金特別保証融資制度（商工政策課）

県内で中小企業者として創業する者や、県内に事業所を有し、前向きな事業に取り組む中小企業者に対する融資制度として、「未来への挑戦資金」を実施している。

(5) 農商工連携による農林漁業若手女性支援事業（農林水産政策課）

農業・農村の将来を担う若手女性起業家の早期育成を図り、継続的な起業化推進と所得確保を進めるため、農林漁業に携わる若手女性に対して、農商工連携による育成体制の整備、起業を目指す若手女性の発掘、早期起業化に向けたコンサルティング及び農商工連携によるインターンシップ等の起業支援を実施した。

平成22年度は、若手女性74人をリストアップし、起業化プランの策定等により起業活動への参画を推進した。

(6) 農山漁村ウーマン・プレジデント育成事業（農林水産政策課）

農山漁村女性起業家が互いに連携し、経営力の強化を図ることで収益の増加及び農林水産業の6次産業化の促進、新たな「食」産業の創出、働く場の拡大など地域活性化につながることを期待される。これらの取組を加速させ、その中核を担い、本県の農山漁村女性起業を牽引する女性企業の早期育成を図るために必要な経費を支援する。

平成22年度は、2件の女性企業と3件の女性起業がモデル育成事業を実施した。

(7) キラリと光る女性ステップアップ事業（中南地域県民局地域連携部）

自らの夢の実現や創業・起業を志す女性を対象とした創業・起業セミナーの開催、事例研究等に基づくアクションプランの作成支援を実施する。

5 多様な働き方を可能とする就業条件の整備

(P19 第1部第2章「第1節 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」参照)

重点目標4 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進

1 女性の労働に対する適正評価とあらゆる場における意識と行動の変革

○ 農山漁村女性リーダー育成事業（農林水産政策課）

夫婦や家族等を対象としたセミナーや女性のライフステージに合わせた各種研修会を開催し、女性農業者の役割や労働について適正に評価し、女性が意欲と誇りを持って農業に取り組めるよう啓発活動を行った。その結果、農業や生活面の役割分担や就農条件等を明文化する家族経営協定を締結した農家が平成23年3月には886戸に増えた。

また、女性起業活動の活発化により、起業数は平成12年の190件（グループ158、個人32）から平成22年では353件（グループ208、個人145）に増え、女性の経済的自立はもとより、農業振興と地域活性化に対する貢献度が大きいと評価が高まってきた。

平成23年度も引き続き、各種研修会等を実施しながら、農業者や関係機関・団体等の意識改革を図っていく。

2 意思決定の過程への参画促進

○ 農山漁村女性リーダー育成事業（農林水産政策課）

農林漁業経営や地域社会活動に女性の意見等を反映させるため、方針決定過程へ参画できる農村女性の人材を養成した。

平成23年度も引き続き、女性リーダーの方針決定過程への参画を促進する。

3 家族経営協定の締結促進

(P29 第1部第2章第2節「1 農林水産業における女性の経営参画のための条件整備」参照)

4 女性の経済的地位と能力の向上

(1) 若手後継者等育成事業（商工政策課）

商工会、商工会議所の女性部等の活動を支援するとともに、女性部員の資質向上のために研修会等を開催している。

表 78 商工会・商工会議所女性部活動状況

(平成 22 年度)

	研 修 会 名	活 動 状 況
商 工 会	部員研修会	H22. 6. 3～4 「青森県女性の創業地域活性化支援助成金」について H23. 3. 1 「広域連携委託事業報告会」
	東北・北海道ブロック研修会	H22. 7. 8～9「東北六県・北海道商工会女性部主張発表ブロック大会」
	商工会女性部全国大会	H22. 11. 24～25 「主張発表大会」
商工会議所	東北六県商工会議所女性会 連合会総会郡山大会	H22. 7. 16 記念講演「華麗なる共演者たち」
	全国商工会議所女性会宮崎 全国大会	H22. 10. 16 記念講演「鐘が鳴り響く瞬間～ディズニーと共に 30 年～」
	部員研修会	(研修) 3 回

表 79 平成 23 年度計画

	活 動 内 容
商 工 会	○部員研修会 ○ブロック別交流・研修会 ○地域社会に貢献する事業の推進 ○資質向上の推進
商工会議所	○講演会 1 回、部員研修会 3 回、交流会 2 回

(2) 青森りんご「人」と「技」の強化支援事業（りんご果樹課）

- ・新規就農した女性を含む農業者を対象に栽培技術（摘果）などの向上を目的とした現地講習会並びにセミナーを開催する。
- ・りんご産業の活性化を図るため、地域のリーダー的的女性農業者を対象に、研修による生産技術のレベルアップや、りんごの機能性に関する理解を深める。
- ・りんごの消費拡大に向けて県外在住の一般女性を対象に、実際に産地に来て見て味わってもらふことで、消費者の立場からりんごに関する情報発信による波及効果が期待できる人材を養成する。

(3) 林業女性・高齢者支援事業（林政課）

女性林業研究グループの研修、調査活動、展示会出展などの活動を支援している。

平成 22 年度は、産直施設で農産物加工品を販売している貝守やまゆり会と、草木で染めたハンカチーフ等を町内の観光施設で販売している白神レディースの活動支援を行った。

平成 23 年度も山村の林業女性リーダーの育成及び女性林業研究グループの研修、調査活動、展示会出展などの活動を支援していく。

重点目標5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

1 仕事と家庭の両立のための雇用環境の整備

(1) いきいき男女共同参画社会づくり事業（青少年・男女共同参画課）

誰もが多様で柔軟な生き方、働き方が選択できる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現した社会を目指し、職場・家庭・地域における男女共同参画を推進することを目的として、啓発用冊子を作成し、配布する。

(2) 男性育児休業取得促進事業（青少年・男女共同参画課）（※平成22年度終了事業）

男性の育児休業取得を契機とした仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会を形成するため、県内企業における①子育てしやすい社風の形成、②男性従業員の育児に対する意識啓発、③経営者等に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発に取り組み、男女がともに働きやすい職場環境づくりを推進する。

(3) 持続可能な仕事と生活の調和推進事業（青少年・男女共同参画課）

少子高齢化・人口減少時代を迎え、社会全体が持続可能であるためには、これまでの働き方を見直すことが必要である。

県民が育児や介護、自己啓発や地域活動に励むことができるよう、県内企業が導入しやすいあおり型ワーク・ライフ・バランスの基準を策定し、基準を満たした企業について事業所登録制度を実施することにより、県内企業へのワーク・ライフ・バランスの導入を目指す。

(4) 育児・介護休業者生活安定資金融資制度（労政・能力開発課）

育児・介護休業をしている労働者を対象に、生活資金の融資枠を設けることで、育児・介護休業制度の利用促進を図るとともに、育児休業または介護休業をしている労働者の生活の安定を図り、仕事と家庭の両立を支援している。

2 家庭生活における男性の参画の促進

(1) 男の介護ビギナー応援事業（青少年・男女共同参画課）

少子高齢化、核家族化が進行する中で、シニア世代は介護の問題に直面しており、男性による介護も増加しているが、男性は家事・介護のスキルがないという問題があり、悩みを一人で抱え込んでしまう傾向にある。

このため、平成22年度は、本県の家族介護の実情を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、男性の介護に関する理解普及とスキルの向上を目的として、青森市において男性の介護に関する講演会及び実技講習会等を開催した。

平成23年度も引き続き、各種講演会等を県内3ヶ所で開催するほか、新たに、男性介護者の集う会や傾聴ボランティア養成講座を県内4ヶ所で開催し、男性介護者の地域での孤立化を防ぐための支援を行い、男女共同参画を推進する。

(2) 勤労女性講座の開催（労政・能力開発課）

(P105 第2部第2章 基本目標Ⅱ 重点目標3 1 「(1) 勤労女性講座の開催」参照)

3 地域社会における男女共同参画の促進

(1) ボランティアリーダー活動支援事業（青少年・男女共同参画課）

地域でボランティアリーダーとして普及啓発活動に取り組む男女共同参画推進員を支援するため、全体研修会を実施するとともに、市町村との連携を図るため、担当者との合同研修会を実施する。

(2) ほのぼのコミュニティ 21 推進事業（健康福祉政策課）

高齢者や障害者をはじめ、誰もが共に支え合い住み慣れた地域の中で安心して暮らせるような地域福祉社会を構築するため、子どもから高齢者まで住民参加による地域活動を地域の実情に即し総合的に推進する。

児童を含めた地域の住民ボランティアとして、ひとり暮らし高齢者等に対する安否情報・友愛訪問などの見守り活動を行う「ほのぼのコミュニティ 21 推進事業」を平成 22 年度は県内 37 市町村で実施した。

(3) パワフル AOMORI! 創造セミナー（生涯学習課）

フィールドワークによる地域課題・生活課題・社会問題に関する「調査」「解決のための方策」「実践」を通し、新しい地域づくりに取り組む“人間力”のあるリーダーを育成する。

平成 22 年度は、理論学習、先進事例学習、県内の実践者のもとでのインターンシップの成果をもとに、「高校生・大学生・専門学校生パフォーマンスライブ」等を行った。

平成 23 年度は、4 年間の活動実践をケーススタディとして、さらに内容を充実させ、より地域課題に即した取組を展開する。

(4) 消費者啓発等事業（県民生活文化課）

消費者の自立を支援するため、消費生活情報誌発行（年 2 回）、「消費生活大学講座」等各種講座開催、県民福祉プラザ 2 階の「消費生活情報提供コーナー」における情報提供、ホームページによる情報発信等啓発事業を行っている。

(5) 青森県地域婦人団体連合会補助事業（生涯学習課）

女性の自主的活動を促進するため、女性団体への支援を行う。各種研修等の情報提供をするとともに、青森県地域婦人団体連合会が主催する研修会に助成する。

(6) NPO 法人活動情報提供事業（県民生活文化課）

新しい公共の担い手である NPO 法人の活動内容を県民に対し情報提供するため、情報誌を発行する。情報誌の編集は、県民や活動者の視点に立った情報を効果的に提供するため、民間に委託している。

(7) あおもり新しい公共支援事業（県民生活文化課）

地域が抱える課題や住民のニーズが多様化する中、新しい公共の担い手として期待されるNPO等の自立的活動を支援するため、NPO等の活動基盤の整備や多様な主体との協働を推進するため「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」などに取り組む。

(8) あおもりNPO協働推進事業（県民生活文化課）

「新たな公共の担い手」として期待されているNPO法人等が社会で自立した活動主体として発展し、県と県民の自発的な公共活動を行っているNPO等との協働が推進されるシステムを構築するため、ワークショップの開催、協働ルールブックの作成及び県の課題にNPO法人から企画提案を受け協議を行う「出会いの場」の運営などを実施する。

(9) 学校支援地域本部事業（生涯学習課）

学校支援ボランティアによる多様な形態の支援により、教員や地域住民が子どもと向き合う時間を拡充し、地域ぐるみで学校を支援する体制を作り、地域の教育力の向上を図る。

平成22年度は、21市町村、44地域本部を設置した。

(10) 地域の教育力による学校支援活動推進事業（生涯学習課）

学校支援活動の充実を目指し、意識啓発と人材育成、学校を支援する体制づくり等により、地域の教育力の向上を図る。

平成23年度は、14市町村、66カ所の小・中学校に学校支援センターを開設して学校支援ボランティア活動を推進する。

4 子育て支援対策の充実

(1) 子どもへの虐待防止対策事業（こどもみらい課）

子どもへの虐待を未然に防止するために、平成22年度は市町村職員を対象に児童虐待防止対策について研修会を行ったほか、子ども虐待ホットラインカードの作成・配布や人権啓発の路線バス広告（ステッカー）などにより、意識啓発活動を実施した。

平成23年度も引き続き、医療機関、警察、教育機関等により構成する青森県要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の恒常的な連携を深めるとともに、広報誌等を活用した広報により、県民の意識啓発を図ることとしている。

(2) あおもり子育て応援わくわく店事業（こどもみらい課）

地域・社会全体で子育て支援を行う環境づくりの推進を図ることを目的に、店舗等の協力を得て子育て家庭に対し割引等のサービスを行う「あおもり子育て応援わくわく店事業」を平成19年度から実施している。平成22年度末における登録協賛店は1,287店（ここにこ店897店、ほのぼの店498店）となっている。

平成23年度も引き続き、青森県子ども家庭支援センターに事務局を設置し実施する。

(3) あおもり子育て支援力レベルアップ事業（こどもみらい課）

地域社会全体で、子育て家庭を支援できるよう、子育て支援力のレベルアップを図り、安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進することを目的に、あおもり子育て支援力レベルアップ事業として、平成22年度まで次の事業を実施した。

①ファミリーサポートセンター設置促進事業

ファミリーサポートセンター事業の設置を促進するため、市町村担当職員、アドバイザー養成、サービス担い手養成の各研修を実施した。

②子育て支援ネットワークづくり支援事業

子育て支援事業に係る行政・民間協働のネットワークを構築し、子育て家庭に適切なサービスを提供するため、地域ネットワーク会議、地域交流会などを実施した。

③青い森のほほえみプロデュース活動支援事業

青い森のほほえみプロデュース推進協会の活動が円滑に行われ、県民の期待に十分応えることができるよう、専門アドバイザーの派遣、活動支援アドバイザーの派遣等、必要な支援を行った。

(4) 地域で取り組む子育て世代応援事業（青少年・男女共同参画課）

平成21年度に実施した「子育て世代応援事業実態把握調査」から浮き彫りになった子育て世代が抱えている不安解決やニーズ等に対応するために、平成22年度はモデル事業を実施した。モデル事業は、子育て中の親の不安や悩みを取り除き、男女がともに育児に関わり、安心して子育てできる地域社会の支援体制を整備するもので、おやこ広場の開設や父親対象のワークショップ等を、県内5地域7団体で実施した。

(5) みんなで支えるパパ育・ママ育応援事業（青少年・男女共同参画課）

少子化・核家族化の進行や夫婦共働きの増加等の社会環境の変化を背景に、父親の育児参加がますます重要になっていることから、父親が主体的に育児に携わることができるように父親対象の講座やワークショップ等を開催するとともに、人と人とのつながりの希薄化による子育ての孤立化の解消を図るため、地域の子育て支援団体とともに親自身の成長を促す講演会や自己啓発のためのセミナーを実施する。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業（こどもみらい課）

子どもを守る地域ネットワーク（市町村要保護児童対策地域協議会）を、より実効性のあるものにするために、構成員のネットワーク力の強化をはじめ、市町村のリーダーシップの強化、市町村の専門性の向上という3層の取組により、「子どもを守る地域ネットワーク」の強化を図る。

(7) 青森県子ども家庭支援センターの運営（こどもみらい課）

①情報提供事業

子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進のため、子育て支援に関するホームページを運営し、子育て啓発情報誌「あのね」（年2回（7月・1月）各12,000部）を発行している。

②活動支援事業

手作りおもちゃ講習会（年3回）、地域子育て支援拠点事業関係者研修（年2回）をそれぞれ実施している。また、子育てサークル、子育て支援団体の活動を支援するため、子育て団体活動支援事業（講師派遣事業）を実施している。

③学習・体験事業

子育てと健やかな子どもの育ちを支援することを目的に、様々な体験を通じて親子のスキンシップを図るとともに、子育て支援関係者の資質の向上を目的に実技研修会を実施している。

④普及啓発事業

社会全体で子育てを支援することの重要性を学び合い、地域で活動している団体等に、活動内容の展示等による交流の機会を提供し、ネットワーク作りを図ることを目的に子育て広場を実施している。

⑤調査・研究事業

平成22年度は、青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」（後期計画）の進行管理に当たり必要な基礎データを把握するため、ワーク・ライフ・バランス関連調査を実施した。平成23年度は、子育てで孤立しがちな母親のストレス発散や仲間づくりに効果があるといわれている子育てサークルの活動の活発化・普及啓発を図るため、子育てサークルの所在及び活動状況等を調査し、リストを作成して配布する。

⑥その他

あおもり子育て応援わくわく店事業に関する事務局として協賛店舗等の申込受付、「わくわく店通信」の発行（年2回）、ホームページの運営管理、広報活動などを実施している。

(8) 親子に優しい街づくり推進事業（こどもみらい課）

県内外の親子が、県内の子育て支援サービスやあおもり子育て応援わくわく店サービスを利用して、安心して子育てができるよう、親子に優しい街マップ（モバイル版マップ）を作成・提供するとともに、地域の子育て団体やボランティアを対象に親子に優しいサポーターズを養成する。また、あおもり子育て応援わくわく店など親子に優しいお店を集めて周知を図るためのフェアを開催する。

(9) 特色教育支援経費補助（預かり保育等）（総務学事課）

私立学校における特色ある教育の推進を図る事業の一つとして、預かり保育及び子育て支援活動を行う私立幼稚園を有する学校法人に対し、事業に要する経費について補助している。平成22年度は、預かり保育を行う101園及び子育て支援活動を行う77園に対して補助した。

平成23年度においても、当該事業に取り組む学校法人に対し補助を予定している。

(10) 保育対策等促進事業等（こどもみらい課）

働きながら子どもを育てるために多様な保育サービスの充実に努めており、平成22年度は次のとおり事業を実施する市町村（中核市を除く）に補助している。

- ・ 夕方の保育ニーズに対応する延長保育 302カ所
- ・ 一時的な保育ニーズに対応する一時預り事業 109カ所

- ・就労形態の多様化に対応する特定保育2カ所
- ・地域子育て支援拠点事業83カ所
- ・日曜・休日の保育ニーズに対応する休日保育69カ所
- ・子どもが病気の際の保育ニーズに対応する病児・病後児保育9カ所

平成23年度も引き続き、実施する。

(11) 保育所職員の資質の向上（こどもみらい課）

児童の処遇向上を図るため、認可外保育施設、職員に対する研修会を行ったほか、関係団体等が行う保育所職員研修会への支援を行っている。

(12) 保育料軽減事業費補助（こどもみらい課）

育児にかかる負担を軽減し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、保護者等が現に扶養している3人目以降の子（平成19年度から3歳未満児に限る）にかかる保育料を軽減する事業を実施する市町村に対して経費の助成を行っている。平成22年度は40市町村に対して助成した。

平成23年度も引き続き、実施する。

(13) 認可外保育施設児童対策事業（こどもみらい課）

認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上と子育て支援を図るため、入所児童の健康診断料や保育材料に対する助成を行っている。平成22年度は27カ所に助成を行った。

平成23年度も引き続き、実施する。

(14) 保育所緊急整備事業（こどもみらい課）

平成21年度から平成23年度まで、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、子育て支援対策臨時特例基金（安心こども基金）を財源とし、保育所の整備等の事業を実施する市町村に対し、経費の助成を行う。

(15) 児童相談所の運営（こどもみらい課）

子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、児童相談所に寄せられる相談内容は複雑かつ困難なものになってきていること、また、子どもへの虐待に関する相談件数が年々増加を続けていることから、児童相談所は新たな対応を求められる状況となっている。このような状況を踏まえ、相談機能の一層の強化を図り、よりきめ細やかな対応を行うため、平成14年度には6児童相談所体制とし、さらに保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供を図るため、保健所、地方福祉事務所を統合し、地域県民局地域健康福祉部となった。

(16) 地域子育て支援拠点関係者研修（子ども家庭支援センター）

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の基盤づくりの強化を図るため、地域子育て支援拠点関係者の資質向上のための研修及び連携強化のための情報交換を実施する。

(17) 総合相談事業（子ども家庭支援センター）

子どもと家庭に関わる悩み・問題の相談に応じ、早期に適切な援助を行い、家庭・地域における子育てを支援するために、電話相談・面接相談に応じている。平成 22 年度は 280 件の相談件数があった。

(18) 主任児童委員研修（こどもみらい課）

主任児童委員を対象として、児童虐待問題や子育て家庭等を取り巻く現状の理解やその家庭に関わるための視点、手法の習得のための研修を行う。

(19) 相談に当たる職員の資質向上（こどもみらい課）

児童福祉司、児童心理司の資質向上を図るため、経験年数等のレベルに応じた研修を実施している。

また、県外研修により、児童虐待を受けた子どもやその家庭への支援、再統合への取組のための専門知識の向上、より効果的な技術の習得を図っている。

(20) 家庭教育相談事業（ふれあいテレホン）（生涯学習課）

家庭教育について、不安や悩みを持つ親等を対象に電話や面談、メールによる相談を行っている。

平成 22 年度は、497 件の相談があった。

(21) 働く女性医師等のための意欲の湧く環境整備事業（医療業務課）（※平成 22 年度終了事業）

①保育等相談窓口事業（県医師会へ委託）

平成 21 年 7 月から、女性医師の保育に関する相談、託児施設に関する窓口の紹介、その他県内医療機関や育児支援団体と連携した相談窓口紹介等を行い、平成 22 年度は 3 件の相談があった。

②仕事と育児両立支援のためのシンポジウム開催

医療機関の長、医師、医療機関関係者、市町村関係者等を対象に、女性医師等が勤務と出産・育児を両立するための意識啓発のシンポジウムを平成 22 年 3 月に開催した。

③女性医師勤務サポートシステム構築

女性医師が出産・育児しながら継続して勤務できるようなサポートシステム構築のため、平成 21 年度に「女性医師勤務サポートシステム調査検討委員会」を 1 回開催し、短時間正規雇用や勤務交替促進についての検討を行った。平成 22 年度は、その検討結果を基に、次年度に向けてモデル事業に関する調査を行った。

④ネットワーク構築事業（県医師会へ委託）

女性医師間、子育て中の医師間のネットワークを構築するため、平成 21 年度は女性医師・女子医学生等の懇談会を 2 回開催した。（平成 22 年度は、震災の影響で開催中止）

(22) 医師の働きやすい環境づくり支援事業（医療業務課）

医師に占める女性の割合は全国的に年々高まってきており、特に若い世代で割合が高く、29 歳以下の 3 割以上が女性となっている。一方、深刻な医師不足による医師の過重勤務等により、女性医師が出産を機に離職し復職が困難となるケースが多く、女性医師等の就労環境の改善が急務となっている。

出産等で離職した女性医師が復職しやすく、また育児をしながら安心して勤務し続けられる環境を作ること
は、勤務医の増につながり、男性医師や他の同僚医師にとっても勤務しやすい環境づくりにつながることから、
県内自治体病院における医師の就労環境改善を支援し、医師の県内定着を図ることを目的とし、平成23年度
から、以下の事業を実施する。

①医師相談窓口の運営（県医師会へ委託）

平成21年度に開設した「女性医師保育等相談窓口」の継続事業。相談内容を拡大し、保育情報だけでなく、
医師の柔軟な勤務形態に関する相談等についても受け付けるほか、弘前大学や県内各病院等を訪問して、この
窓口の周知活動も行い、相談窓口の積極的な活用を呼びかける。

②勤務サポートシステムフォローアップ事業

女性医師勤務サポートシステム構築事業について、フォローアップを行う。

③医師の働きやすい環境づくりシンポジウムの開催

医療機関の長や事務の長、医師、市町村人事担当者等を対象に、講演、モデル事業の事例発表、フォローア
ップ会議で検討された改善案の報告等をシンポジウム形式で実施することにより、柔軟な勤務形態に対する意
識啓発を図り、自治体病院における育児短時間勤務の積極的な利用や、多様な勤務形態が選択できる職場の雰
囲気づくりにつなげる。年1回の実施を予定。

④臨床研修医セミナー等における育児関連制度説明

県内の臨床研修医が一堂に会するセミナーやワークショップにおいて、育児休業や育児短時間勤務制度等、
妊娠・出産・育児に関わる制度を説明し、制度への理解と将来的な活用を呼びかける。

(23) 周産期医療体制強化特別対策事業（医療薬務課）

弘前大学医学部に委託して、周産期医療従事者増加に係る調査研究を実施し、周産期医療分野への誘導研修
や女性医師のリタイア防止のための代替応援医師派遣コーディネートシステムの構築の研究等を行った。

平成23年度も引き続き、実施する。

(24) 周産期地域医療再生特別対策事業（医療薬務課）

総合周産期母子医療センター等に対し、周産期医療の一層の充実を図るため、本県周産期医療の特徴、改善
策等についての研究委託を実施した。

平成23年度も引き続き、実施する。

(25) 児童館・児童センターの計画的な整備（こどもみらい課）

児童の健全育成の推進を図るため、児童館等の施設整備費について助成を行っている。平成22年度は1カ
所に助成を行った。

平成23年度も引き続き、実施する。

(26) 母親クラブ活動費補助（こどもみらい課）

家庭児童の健全な育成を図るため母親クラブが行う活動に対して、平成22年度は103クラブに助成を行っ

た。

平成 23 年度も引き続き、実施する。

(27) 放課後児童健全育成（こどもみらい課）

昼間保護者が家庭にいない小学生低学年の児童等を対象に、健全な遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブを設置する市町村に対して助成を行っている。平成 22 年度は 29 市町村 209 カ所（中核市を除く。）に助成した。

平成 23 年度も引き続き、実施する。

(28) 放課後子ども教室推進事業（生涯学習課）

すべての小学生を対象に安全・安心な居場所と地域の大人の参画による様々な体験活動を実施する放課後子ども教室を設置する市町村に対して助成を行っている。

平成 22 年度は、26 市町村 93 カ所（中核市を除く。）に助成した。

平成 23 年度は、25 市町村 93 カ所（中核市を除く。）に助成する。

(29) 命を大切にすることを育む環境づくり普及啓発業務（青少年・男女共同参画課）

青森県の次代を担う子どもたちが、命を大切にし、他人への思いやりを持ち、たくましく健やかに生きていけるよう、県民総ぐるみで育てていく環境を整えるため、「ひとつのいのち。みんなのだいじないのち。」をキャッチフレーズに、「命を大切にすることを育む県民運動」を推進している。

5 ひとり親家庭の生活安定と自立の促進

(1) 母子家庭等就業・自立支援センターの活用（こどもみらい課）

母子家庭の就業技能の習得により自立の促進を図るため、平成 22 年度はパソコン、ホームヘルパー 2 級課程、調理師試験準備講習会等を実施し、70 人が受講した。

平成 23 年度も引き続き、実施する。

(2) 母子家庭・寡婦及び父子家庭介護人派遣事業（こどもみらい課）

一時的に介護や保育を必要とする母子家庭や父子家庭等の世帯に対し、介護人を派遣し、必要な介護や保育等を行った。

平成 22 年度の延べ派遣回数は、母子家庭 60 回、父子家庭 0 回、寡婦 0 回であった。

平成 23 年度も引き続き、実施する。

(3) ひとり親家庭等医療費助成事業（こどもみらい課）

母子家庭、父子家庭等の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行った。

平成 22 年度は延べ 49,299 人、354,457 件を対象に支給（市町村負担 1 / 2）されており、対象者数、支給額とも年々増加している。

(4) 母子寡婦福祉資金貸付（こどもみらい課）

母子家庭・寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行っている。

(5) 児童扶養手当の支給（こどもみらい課）

父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進のため、昭和37年から手当が支給されている。

平成14年8月に国の制度改正により、これまで2段階だった手当額が、就労等により収入額が増えた場合、手当を加えた総収入がなだらかに増えていくよう、細やかに決められることとなった。また、平成14年8月から市部については各市が支給することとなった。

平成22年8月から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることとなった。

(6) 子育て男女再就職支援委託事業（青少年・男女共同参画課）（※平成22年度終了事業）

子育て等のために就労に制限のある母子家庭や父子家庭、また子育てのために離職した女性等が、就職のために必要な知識と技能を身につけ、経済的に自立することを目的とした各種就職支援講座及び託児を、委託により実施した。

(7) 子育て男女自立支援委託事業（青少年・男女共同参画課）

子育て等のために就労に制限のある母子家庭や父子家庭、また子育てのために離職した女性等が、就職のために必要な知識と技能を身につけ、経済的に自立することを目的とした各種就職支援講座及び託児を、委託により実施する。

(8) 母子自立支援員による相談の実施（こどもみらい課）

母子・父子家庭及び寡婦を対象に相談・就労指導等を行うため、平成22年度に母子自立支援員が受け付けた相談件数は8,106件に上っている。

(9) 母子自立支援プログラム策定事業（こどもみらい課）

母子家庭の母の就業・自立支援策として、各福祉事務所の母子自立支援員が母子自立支援プログラム策定員の業務を兼務し、自立に意欲のある児童扶養手当受給者の相談に対して、自立支援計画書を作成し、併せて母子家庭等就業・自立支援センター事業等の必要な説明や情報提供、連絡調整を行った。

平成22年度事業を実施した結果、相談受付件数は33件、うち自立支援計画書を作成した者5件、就業に結びついた者は3名となっている。

平成23年度も引き続き、実施する。

重点目標6 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

1 高齢者に対する保健福祉の整備

(1) 各市町村老人福祉計画推進の支援（高齢福祉保険課）

本格的な高齢社会に向けて、高齢者が健康で、経済的にも自立し、社会の一員として地域の中で安心して生活できるような環境を整備するため、各市町村で策定した老人福祉計画（H21～23）の推進を支援していくこととしている。

(2) 高齢者サービス総合調整推進事業（高齢福祉保険課）

高齢者の各種サービスの総合的な推進のための、保健、医療、福祉等の関係団体等との協調関係を樹立し、市町村における高齢者サービス総合調整の推進を支援している。

(3) 県老人福祉計画の推進等（高齢福祉保険課）

平成21年度から平成23年度を計画期間とした「あおり高齢者すこやか自立プラン2009（青森県老人福祉計画・青森県介護保険事業支援計画）」において、「高齢者が生きがいを持って安んじて暮らせる環境づくり」を目指し、生涯現役で活躍できる社会づくりの推進、地域生活支援体制の整備、介護予防の取組、介護サービスの充実と質の確保に取り組んでいる。

(4) 第5期介護保険事業支援計画の策定（高齢福祉保険課）

「あおり高齢者すこやか自立プラン2009（青森県老人福祉計画・青森県介護保険事業支援計画）」は平成21年度から平成23年度までの計画期間となっているため、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とする第5期介護保険事業支援計画を策定し、市町村が策定する介護保険事業計画の推進を支援していくこととしている。

(5) 介護保険事業支援計画の周知、市町村の体制整備の支援（高齢福祉保険課）

介護保険サービスの円滑な利用を図るため、制度の趣旨・理念である在宅重視、自立支援、相互扶助といった制度に対する住民の理解が不可欠であることから、積極的な広報の取組を行うよう各市町村へ依頼し、県としても広報啓発に努め支援している。

(6) 介護保険事業支援計画の推進（高齢福祉保険課）

高齢者が必要なときに適切なサービスを利用できる体制を整備するため、市町村では、平成20年度に、平成21年度から3年間を計画期間とした「老人福祉計画・介護保険事業計画」を、また県では「あおり高齢者すこやか自立プラン2009（青森県老人福祉計画・介護保険事業支援計画）」を策定している。今後とも、健康づくりの推進を通じた介護予防の重視、在宅重視、さらにはサービスの効果的な使い方の追求と、サービス自体の量の拡大から質の向上への転換が必要となっている。

(7) 介護保険事業適正化の推進（高齢福祉保険課）

介護予防サービスの適切な実施を図るため、介護支援専門員の養成及び現任者に対する資質向上専門研修を行うとともに、介護支援専門員に対する助言・指導等を行う、主任介護支援専門員の養成研修等を行っている。また、市町村の介護給付費の適正化及び地域包括支援センター職員の知識・技能習得研修等により適切な運営の支援を行っている。

(8) 青森県福祉人材センターの運営（健康福祉政策課）

福祉人材無料職業紹介事業、社会福祉事業従事者に対する研修事業、福祉人材確保相談事業等を実施し、潜在的マンパワーの掘り起こし、豊かな人間性を備えた資質の高い福祉人材の確保・養成を図っている。平成22年度は463件の職業紹介を行った。

(9) 社会福祉関係職員の研修（健康福祉政策課）

社会環境の変化に伴い、複雑多様化している県民の福祉ニーズに適切に対処するため、「人間性豊かで、専門性と実践力を兼ね備えた社会福祉従事者の育成」に重点を置いた社会福祉研修を県立保健大学で体系的に実施しており、時代の要請に対応できるような職員の育成と資質の向上を図っている。

平成22年度は22種目の研修を実施し、1,650人が受講した。

平成23年度は22種目の研修実施を予定している。

(10) 青森県介護実習・普及センター運営事業（高齢福祉保険課）

県が社会福祉法人青森県社会福祉協議会に事業実施を委託している青森県介護実習・普及センターは、高齢者介護の実習等を通じて、県民への介護知識及び介護技術の普及を図るとともに、「高齢社会は県民全体で支えるもの」という考え方を広く県民に啓発する事業を実施するほか、介護機器（福祉用具）の相談体制を整備し、その普及を図っている。

2 高齢者の生活安定と自立の促進

(1) バリアフリーマップ運用管理事業（障害福祉課）

県内の公共施設、公共交通機関、道路、公園等のバリアフリー化の実態調査した結果をホームページで公開している。

(2) シルバー人材センター育成援助事業（労政・能力開発課）

シルバー人材センター事業の普及啓発及びシルバー人材センターの設置促進、各種講習会、研修会を実施している青森県シルバー人材センター連合会に対し、事業費等を補助している。

なお、シルバー人材センターの設置状況は、平成23年3月末現在で、広域センターを含めて19センター（21市町村）となっており、設置率は52.5%となっている。

(3) 地域包括支援センターへの支援（高齢福祉保険課）

在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族に対して、公正・中立な立場から、①総合的相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントという4つの機能を担う、地域の中核機関として、全市町村に58か所整備されている。

(4) 老人クラブリーダーの養成（高齢福祉保険課）

老人クラブは、老後の生活を健全で豊かなものにするため、教養の向上、健康づくり、レクリエーション及び地域社会との交流を総合的に実施している。平成22年度の県内老人クラブの組織状況は、1,744クラブ、会員数68,766人となっている。

また、青森県老人クラブ連合会では、老連健康福祉大学校を平成22年度に十和田市で開催したほか、高齢者相互支援推進・啓発事業により、老人クラブリーダーである支援協力員に対して研修を行っている。

3 高齢者の社会参加の促進

(1) 生涯現役社会づくり推進事業（高齢福祉保険課）

平成21年度から、今後、急激な高齢化の要因である「団塊・ポスト団塊世代（約12万3千人）」等が生涯にわたり元気で生きがいを持って生活できる社会基盤づくりを進めるため、「生涯現役社会づくりふれあい研修会」の開催等により、県民への普及啓発を図るとともに、地域活動者の養成を図った。

(2) 青森県長寿社会振興センター運営事業（高齢福祉保険課）

青森県が社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団に事業実施を委託している青森県長寿社会振興センターでは、高齢者が長年培った豊かな知識と経験を発揮し、生涯を健康でかつ生きがいを持って社会活動を行っていけるよう各種の事業を実施している。具体的には、高齢者の生きがいと健康づくり事業を中心に、文化・スポーツイベント等の開催による高齢者の地域活動等を推進するための組織づくり事業、高齢者ラジオ放送講座、高齢指導者養成研修会等による高齢者の社会活動振興のための指導者等育成事業、高齢者サークル活動支援事業など仲間づくり支援事業等の諸事業を総合的に実施している。

4 障害のある人の生活安定と自立の促進

(1) 障害者雇用の促進（労政・能力開発課）

障害者の雇用の促進と安定を図るため、啓発、指導及び援助、その他障害者の雇いを円滑に進めるための事業を実施している。

平成22年6月1日現在の青森県における民間の障害者雇用率は、全国平均を上回る1.71%となっているものの、法定雇用率（1.80%）には及ばない状況が続いている。

今後も法定雇用率の達成を目指し、さらなる障害者雇用の促進に努める。

(2) 盲女性家庭生活訓練事業の推進（障害福祉課）

視覚障害者の女性に、家庭内での日常生活上必要とされることについて訓練・指導し生活文化の向上を図るため、県内4カ所で研修会を開催している。

(3) 障害者社会参加・就業支援セミナー（生涯学習課）

社会参加や、就業にチャレンジする障害者の生活力向上を図るため、コミュニケーション能力形成や日常生活課題克服のための学習プログラムと地域におけるボランティア、就業体験活動機会を提供する。

平成22年度は東青地区で実施した。受講者17人、体験活動参加者13人。

平成23年度は三八地区で実施する。

(4) 障害者社会参加推進センター運営事業（障害福祉課）

障害者の社会参加を推進するため、青森県身体障害者福祉センターねむのき会館に障害者社会参加推進センターを設置している。また、青森県障害者社会参加推進協議会の設置・運営や、障害者110番運営事業等を行っている。

(5) 相談支援従事者研修事業（障害福祉課）

地域において相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的として、相談支援従事者研修の開催及び相談支援従事者指導者養成研修への派遣等を行っている。

重点目標7 青森県男女共同参画センターの充実

1 情報提供、啓発・学習等の機能の充実

センターは、情報機能、啓発・学習機能、交流機能、自主活動支援機能、相談機能、文化活動支援の6つの機能に基づいた事業を体系的・総合的に推進している。

(1) 情報事業

①情報ライブラリーの整備・運営

男女共同参画や女性、子育て関連の図書、資料、ビデオ等を整備し、それらの閲覧、貸出及びレファレンスを行う。

【平成22年度実績】

- ・平成22年度末蔵書等：図書19,907冊、ビデオ707本
- ・図書カード登録者数：4,648人
- ・平成22年度の利用者カード登録者数：481人
- ・平成22年度貸出件数：図書11,935冊、ビデオ1,711本
- ・相互貸出数：25冊
- ・レファレンス件数：54件

【平成23年度実施計画】

- ・平成23年度図書購入計画数：400冊

②情報ライブラリーツアー

男女共同参画センター事業の連続講座の受講生が情報ライブラリーを見学することで、情報ライブラリーの周知と利用者アップにつなげる。

③情報ライブラリーニュースの発行

テーマをもった特集及び関連の図書等を紹介するなどの情報を県民、市町村、関係機関等へ提供する。

・年2回 A4版4ページ 3,000部発行

④図書出前貸出

市町村と共催で実施しているオープンカレッジなどの開催場所に出向き、講演の内容に沿った図書を展示し、貸出を行った。なお、図書の返却場所については、借受者の利便性を考慮して開催地の図書館への返却を可能とした。

平成22年度は5回実施。

平成23年度も実施する。

⑤展示パネルの作成と貸出

男女共同参画関連テーマに沿ったパネルを作成し、アピオあおもりで展示するとともに市町村や活動団体に貸し出しをし、男女共同参画の啓発につなげる。

平成22年度は、3種類の展示パネルを新規に作成。貸出件数は9市町村等。

平成23年度も実施する。

⑥ホームページの運営

青森県男女共同参画センターのホームページ「クローバーネット」を作成・更新し、主催事業や図書等の検索ができるようにするとともに、来館者が自由に県内市町村及び各都道府県の情報を検索できるパソコンを設置している。

・平成22年度アクセス件数：21,286件（クローバーネット）

⑦メールマガジンの発行

青森県男女共同参画センターの情報や男女共同参画に関する情報をタイムリーな形で情報提供し、男女共同参画の推進につなげる。また、市町村男女共同参画担当者に対して「メルマガ文庫」を発信し、業務に役立つ図書等の情報提供を図る。

(2) 情報誌発行事業

○啓発・情報誌「クローバーあおもり」発行

県民、関係機関、事業参加者、市町村などを対象に発行する。

【平成22年度事業実施状況】

・年2回、A4版、12ページ、1回あたり7,000部発行

・主な掲載内容

特集「トップインタビュー アピオあおもり10周年特別編 三村申吾青森県知事」

特集「アピオあおもり10周年 国の第3次男女共同参画基本計画」

One's Life、トップインタビュー、男女共同参画トピックス、コラム等

【平成23年度実施計画】

・年2回、A4版、12ページ、1回あたり7,000部発行

(3) パートナーセッションの開催

男女共同参画になじみの少なかった県民を多く呼び込むことにより、一人でも多くの男女が男女共同参画の必要性を実感し、行動に移してもらうことを目的に講演会等を実施する。

平成22年度は11月13日実施。基調講演では「ワーク・ライフ・バランスがつくるこれからの社会～共働きから共育てへ～」をテーマに、国際ジャーナリストの蟹瀬誠一さんからお話いただいた。また、企画委員会を設置し、登録団体によるワークショップや物販、近隣幼稚園児等の「みらいの絵画展」なども実施し、性別年代を問わず多くの県民の方に参加いただいた。

平成23年度は11月5日開催予定。

(4) 活動団体パネル展示

11月実施のパートナーセッションにおいて、アピオあおもり登録団体を中心に、男女共同参画社会の実現を目指して活動している団体が、活動紹介や研究発表することで、団体間のネットワークづくりと県民への啓発へとつなげていく。

(5) 活動支援事業

男女共同参画社会づくりに取り組む団体・グループ等の活性化とリーダー育成を支援する。

表 80 「ステップアップ講座」実施状況

(平成 22 年度)

開催日時	テーマ	講師	参加者
5月28日(金) 14:00～16:00	「お金をかけずに大企業に負けないウェブ広報するための講座」 ～1日1,000アクセスを超えるためのウェブ広報・ホームページ更新施策入門～	畠山 和也(株式会社ポ ーラベア代表取締役)	33人
6月24日(月) 9:30～12:30	実践!コミュニケーション講座 「伝える=伝わる話し方」	藏元 礼子(青森公立大 学 教授)	37人
12月27日(金) 10:00～12:00	「今できないと思っていることができるようになる!」ウェブ広報講座 ～全国からたくさんのファン・お客さまを引き寄せるためのウェブ広報・経営施策フォローアップ～	畠山 和也(株式会社ポ ーラベア代表取締役)	20人

【平成 23 年度実施計画】

・開催回数 2回

(6) 啓発・学習事業

①オープンカレッジ

広く県民を対象に、男女共同参画社会の実現に向けて意識啓発を図る様々な講演会を開催し、学習機会を提供している。

また、センターから遠隔地に居住する県民に対しては、市町村との共催により出前で学習機会を提供している。

表 81 「オープンカレッジ」実施状況

(平成 22 年度)

開催日時	講師	テーマ	共催 市町村	開催場所	参加 人数
6月27日(日) 13:30～15:30	湯浅 誠 NPO法人 自立生活 サポートセンター・ もやい 事務局長	なくそう 貧困・格差社会	—	アピオあおもり イベントホール (青森市)	225人
11月3日(水) 13:00～15:00	林家 花丸 落語家	笑うイエには福来たる ～人生しあわせに 生きるコツ～	つがる市	松の館	160人

12月5日(日) 10:30~12:15	奥山 和広 静岡県立掛川西 高等学校副校長	しあわせ社会を実現する 子育て・親育ち	おいらせ町	みなくる館	90人
12月10日(土) 19:00~20:30	石塚 ゆかり 青森大学 経営学部講師	話が伝わるシステム	黒石市	スポカルイン 黒石	76人
2月12日(土) 13:00~15:00	笑福亭 松枝 落語家	楽しい人生へ ホップ・ ステップ・ジャンプ! ～人生まあるく生きる術～	南部町	剣吉公民館	97人
2月19日(土) 13:00~15:00	滝村 雅晴 パパ料理研究家	集まれ!子育て中のパパ& ママ! パパごはんが 家族を笑顔にする!	むつ市	むつ 来さまい館	61人

合計 709 人

※「平成22年度オープンカレッジ市町村担当者懇談会」の実施

日時：平成23年3月4日(金) 13:30~16:00

目的：今年度のオープンカレッジを振り返り、今後の事業のあり方及び課題を考察する。さらに、参加者同士が情報交換し、親交を深める場を提供することで、当センターを中心とした地域間の更なるネットワーク化を図る。

【平成23年度計画】

- ・開催回数 7回(うち5回は市町への出前講座)
- ・募集人員 各150人

②あおりウィメンズアカデミー

あおりウィメンズアカデミーは、男女共同参画に関する様々な課題の解決に向けて問題意識を持って政策・方針決定の場に参画し、即戦力として活躍できる女性人材の養成を目的としている。

平成22年度は「農林水産業」「自然環境」の分野に重点をおいた講座を実施し、地方自治体の審議会等の委員として活躍できる人材の育成を目指した。

表 82 「あおりウィメンズアカデミー」実施状況

(平成 22 年度)

研 修 目 標	開 催 日 時	講 座 ・ 講 師
男女共同参画意識の涵養 男女共同参画についての視点をもつ	6月8日(火) 10:00~12:00	開講式・オリエンテーション 「男女共同参画のこれから」 青森県立保健大学 教授 佐藤 恵子
実態把握 青森県の施策について学ぶ	6月8日(火) 12:50~15:20	「青森県の農林水産関連施策」 青森県農林水産政策課 総括主幹 船木 一人 「青森県の環境関連施策」 青森県環境政策課 総括主幹 館 栄 「ライブラリーツアー」 情報ライブラリー職員
専門知識の習得 農林水産業について学ぶ	6月25日(金) 13:00~15:00	「農産物の物流・販売戦略」 弘前大学 教授 渋谷 長生
	7月22日(木) 13:00~15:00	「青森県の水産業」 八戸大学 教授 服部 昭
	9月14日(火) 10:00~12:00	「人・もの・環境を最大限に生かす農山村女性の起業活動」 JA八戸 監事 佐野 房
	9月14日(火) 13:00~15:00	「農村社会と女性の参画」 岩手県立大学 教授 吉野 英岐
専門知識の習得 自然環境について学ぶ	6月25日(金) 10:00~12:00	「公開講座 身近なところから考える環境問題 ~お洗濯の基本とエコへの取組~」 ライオン株式会社 生活者行動研究所 工藤 千草、小林 衣子
	7月9日(金) 10:00~12:00	「政策・方針決定の場への参画~環境問題~」 青森大学 准教授 田村 早苗
	7月9日(金) 13:00~15:00	「リサイクル・循環型社会」 NPO法人循環型社会創造ネットワーク 専務理事 福田 昭良
	7月22日(木) 10:00~12:00	「森林保全と地球温暖化防止」 青森大学 准教授 田村 早苗

実態把握 交流	8月27日(金)～ 29日(日)	県外研修 ヌエック研修
課題解決に向けた実践 コミュニケーション能力を高める	10月28日(木) 13:00～16:00	コミュニケーション講座(ディベート) 青森公立大学 教授 藏元 礼子
課題分析 女性の社会活動キャリアについて学び、 ロールモデルを基に求められる人材・必 要な人材を明確にする	12月11日(土) 13:00～16:00	講義・ワークショップ「求められる人材は」 東京女子大学 教授 国広 陽子
課題解決に向けた実践 課題解決に向けた提言能力を身につける	1月29日(土) 10:00～15:00	グループワーク(政策提言) 国立女性教育会館 小林 千枝子
※プレ講座	6月1日(火) 8:30～18:00	エネルギー・健康・農林・食に関する現地研 修ツアー(青森県消費者協会主催) 東北町、六戸町、十和田市方面
※公開講座	11月13日(土) 12:00～15:00	「パートナーセッション2010秋」基調講演
※修了式・ワークショップ	2月18日(金) 13:30～15:30	修了式・ワークショップ

【平成23年度計画】

- ・開催回数 17講座
- ・募集人員 15人

③経済的に困難な状況にある女性のためのパソコン講座

母子家庭の母親やDV被害を受けた女性、経済的に困難な女性を対象に、就業を目的としたパソコン講座を実施し、女性たちが自立への第一歩を踏み出す支援を行った。

- ・平成22年8月23日～9月5日 全5回 アピオあおもり

④経済的に困難な女性のための就労応援フェア

- ・平成23年9月17日(土) アピオあおもり

⑤母親・父親のための就労応援プログラム

就職を希望している母子家庭・父子家庭の親及び子育て等のためにやむなく仕事を辞めた女性を対象に、パソコン技能の習得とマインドアップやヒューマンスキルを身に付ける研修を行い、併せて就職活動中の親を対象に託児サービスを実施した。

・平成23年1月11日～3月18日 アピオあおもり

⑥子育て男女自立支援事業

育児等の理由により就職活動や就労条件に制約がある母子家庭や父子家庭、育児等のためにやむなく仕事を辞めた女性が、就職のために必要な知識と技能を身に付け、経済的な自立を図ることを目的として、パソコン技能の習得とマインドアップやヒューマンスキルを身に付ける研修を実施する。

・平成23年8月～12月 青森市、弘前市、八戸市の3市

⑦アピオあおもり“しごと”プログラム

【平成22年度実施状況】

○大学生の将来設計プロジェクト

大学のキャリア教育及び地域振興教育の一環として、県内の大学と連携し、大学生が社会の現状や多様な価値観を知り、自分の目指す生き方を見出すことを目的とした各講座を実施した。

表 83 「大学生の将来設計プロジェクト」実施状況

(平成22年度)

大学名	講座名／開催日	講 師	参加人数
青森公立大学	第1回目：「仕事もプライベートも大切にできる！あなたが輝く働き方」 平成22年6月5日（土）	竹信 三恵子（朝日新聞社本社 編集委員）	23人
	第2回目：「カラダ情報！知っているだけでいざというときに役立つ～これからのライフイベントを健康でハッピーに迎えるために～」 平成22年6月19日（土）	○パネリスト 平岡 友良（あおもり協立病院副院長） 広瀬 美貴（国土交通省東北地方整備局青森営繕事務所係長） 工藤 倫子（キャリアカウンセラー、CDA養成講座インストラクター） ○コーディネーター 小山内 世喜子（青森県男女共同参画センター副館長）	25人
青森中央学院大学	「就活前に知って得する 労働のリアル」 平成22年7月2日（金）	伊田 広行（立命館大学 非常勤講師）	90人

○カタリバ

女子大生が、様々な仕事で活躍する先輩女性から、仕事内容や会社の様子、家庭生活との両立などの話を聞き、将来の指針を探し出すきっかけを作ることを目的とした講座を実施した。

表 84 「カタリバ」実施状況

(平成 22 年度)

開催日時	講座名	講 師	参加人数
7月10日(土) 10:30~12:30	カタリバ Part 1 「就活の極意と Work&Life」	○パネリスト 前田 明乃 (三井住友海上保険株式会社 青森支店) 小笠原 加奈 (株式会社藤本建設)	5人
7月31日(土) 13:30~15:30	カタリバ Part 2 「ちょこっと相談会&しゃべり場」	○パネリスト 内海 智秋 (みちのく銀行 黒石支店) 長岡 るみ子 (青森県キャリアコンサルティング協会)	7人

○学生のライフプランニング支援に関する調査

長期的な視点に立ったライフプランニングができる人間形成を目指し、現在の大学生のジェンダー意識や自分自身のライフプランについてどのように考え、行動しているかなどの意識調査を行った。

- ・対象者 県内6大学の1~4年生
- ・回収数 426人

【平成23年度実施計画】

○アピオあおもり“しごと”プログラム

- ・平成23年7月22日(金) 青森中央学院大学

○大学生のためのライフプランニングに関する意識調査報告会

- ・平成23年10月 独立行政法人国立女性教育会館

⑧乳がん検診啓発事業

性別役割分担意識から自分の健康を二の次と考えてしまい、定期健診の受診や、具合が悪くても病院に行くことを躊躇してしまいがちな女性に対し、「自分のからだは自分で守ろう」というメッセージを伝えることを目的としたトークショーなど、各種イベントを実施した。

- ・実施時期 平成22年8月7日(土)
- ・トークショーテーマ 「見つめよう 大切な自分の命」～明日が来ることの奇跡～
- ・その他 映画「余命1ヶ月の花嫁」無料特別上映会、ねぶた祭りでの啓発活動等

⑨しあわせ未来予想図

結婚や出産などでライフスタイルが大きく変化することによりモヤモヤしたところを、参加者同士で互いの気持ちを話し合い、自分と周囲との関係を見つめながら自分らしい生き方を探し、自分の可能性を再発見することを目的としたワークショップを開催する。

⑩女性のキャリア支援

平成 23 年度は、「女性のヘルス&キャリア」をテーマとしたセミナーを開催する。

(7) 相談事業

男女共同参画の視点に立って、様々な悩みや問題に応える総合的な相談窓口として、情報提供及び相談者が自らの力で解決できるよう、支援を行う。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づく配偶者暴力相談支援センターとしての業務を行っている。

①相談事業

平成 22 年度の相談受付件数は 1,274 件あり、そのうちセンターの相談員による電話相談・一般相談が 1,224 件、弁護士や医師による専門相談は 50 件であった。

主訴別では、こころの問題が 852 件と多く、次いで夫婦関係の悩みが 161 件と目立っている。年代別では、40 代の相談が 697 件と多い。

また、DV の相談件数は全体の相談件数の中の 117 件となっている。

【平成 22 年度実施状況】

・相談受付状況（H22. 4～H23. 3）

表 85 主訴別受付区分別件数

（平成 22 年度）

主 訴	受 付 区 分				合 計
	電話相談	面接相談		文書相談	
		一般相談	専門相談		
生き方	1				1
こころ	839(8)	13(2)	11(2)	2	852(10)
からだ	7(1)	4	4		11(1)
仕事上の悩み	17	1	1		18
夫婦関係の悩み	95(40)	66(38)	35(22)	31(16)	161(78)
親子・家庭の悩み	49(1)	18(2)	8(1)	10(1)	67(3)
人間関係の悩み	32(2)	10(4)	5(4)	5	42(6)
性・性的被害	1				1
暮らし	11	3	2	1	14
暴力・虐待	3(1)	1	1		4(1)
その他	88(16)	15(2)	14(2)	1	103(18)
合 計	1,143(69)	131(48)	81(31)	50(17)	1,274(117)

※（ ）内はDVケース相談件数

表 86 主訴別年代別件数

(平成 22 年度)

主 訴	5 10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代 5	不 明	計
生き方			1						1
こころ			116	626(9)	27	31		52(1)	852(10)
からだ			2	1	2	1		5(1)	11(1)
仕事上の悩み		3	7			1		7	18
夫婦関係の悩み		10(5)	46(25)	32(14)	19(12)	8(5)	5(3)	41(14)	161(78)
親子・家庭の悩み		1	7	13	12(3)	11	3	20	67(3)
人間関係の悩み		4	9(4)	7(1)	5	2		15(1)	42(6)
性・性的被害					1				1
暮らし			2	3	1	2	1	5	14
暴力・虐待			2(1)	1	1				4(1)
その他		4(3)	8(3)	14(8)	4(1)	3	1	69(3)	103(18)
合 計		22(8)	200(33)	697(32)	72(16)	59(5)	10(3)	214(20)	1,274(117)

※ () 内はDVケース相談件数

表 87 地区別受付件数

(平成 22 年度)

東青	西北五	中弘南黒	上十三	むつ下北	三八	他都道府県	不 明	計
600(81)	15	477(9)	15(6)	2(2)	49(7)	5(1)	111(11)	1,274(117)

※ () 内はDVケース相談件数

【平成 23 年度実施計画】

- ・一般相談 水曜日及び年末年始を除く毎日 9:00～16:00
相談員 3 人 (1 日 2 人勤務)
- ・専門相談
 - 「法律相談」 月 2 回 専門相談員 (弁護士 2 人)
 - 「心の相談」 月 1 回 専門相談員 (臨床心理士 1 人)

②ミニ講座

離婚の相談が多く寄せられる中、正しい法的知識を身につけることで、離婚に際し社会的に弱い立場の女性の自立を支援するため、「知っておきたい『離婚のお金事情』～貧乏にならない為のルールと知識～」をテーマに、講座を実施した。(平成 22 年 9 月 30 日 (木) 講師: 岩谷 直子弁護士)

平成 23 年度も、離婚を考える人に役立つ講座を実施する。

③DV被害者支援担当者講座

市町村のDV被害者支援担当者及び相談員、官民の関係機関等が、共通の認識を基にDV被害者を支援できるよう、関係機関の相互連携やネットワークづくり、スキルアップを目的とした研修会を実施。

【平成 22 年度実績】

○配偶者からの暴力被害者支援職務関係者研修会

- ・平成 22 年 12 月 3 日（金）
- ・講師 川喜田 好恵（大阪府立男女共同参画・青少年センター カウンセラー）
- ・参加者 38 人

○DV被害者支援のための相談員研修会

- ・平成 23 年 2 月 5 日（土）、6 日（日）
- ・講師 ステファニー・カピク（カナダブリティッシュコロンビア州ビクトリア暴力根絶協会理事）
- ・参加者 25 名

(8) 文化・活動支援事業

ビデオ上映会を通して男女共同参画の意識の啓発を図り、また、ワークショップやアンケートを通じて、自分の考えを表現し他者の意見を聞くことで、自らの生き方を考える機会や「気づき」の体験を提供している。

【平成 22 年度実績】

- ・開催回数：年 7 回
- ・参加人数：のべ 420 名

【平成 23 年度実施計画】

- ・開催回数：年 6 回
- ・募集人数：各 50 名

2 市町村や国、各都道府県の女性センターなどの関係機関との連携

(1) 市町村や国、各都道府県の情報

市町村や国、各都道府県の情報をホームページに積極的に取り入れるとともにホームページ、メルマガ等で情報提供している。

(2) 市町村男女共同参画情報ネット事業

男女共同参画センターがコーディネーター役となり、男女共同参画に関する市町村間における情報交換を活性化し、相互協力の可能性を拡大する。

(3) 市町村担当者情報交換会

男女共同参画に関する取組について、各市町村が抱える課題を洗い出し、情報交換する中でその解決策を見出す機会とする。また市町村間及び当センターとのネットワークの構築につなげる。

平成 22 年度は 21 名が参加し、秋田県潟上市職員の飯嶋 弥生氏を講師に迎え、「庁内連携の推進～男女共同参画視点の主流化に向けて～」をテーマに講演いただき、続く情報交換会では「市町村民と行政の協働について」をテーマに話し合った。

平成 23 年度も引き続き、実施する。

(4) アピオあおもり見学会

県内の団体や市町村の推進員等の方を対象に、アピオあおもりに来館していただき、男女共同参画ミニ講座と館内見学等を組み合わせ、アピオあおもりの活用及び男女共同参画・子育て支援の啓発につなげる。

平成 22 年度は 2 団体、23 名が参加した。

平成 23 年度も引き続き、実施する。

(5) 市町村出前講座

青森県男女共同参画センター職員が市町村（年間 3 市町村まで）に赴き、「セクシュアル・ハラスメント」「パワーハラスメント」「行政施策に男女共同参画の視点を」のいずれかのテーマで出前講座を行う。市町村職員に男女共同参画の視点を持っていただき、施策に活かしていただく。

平成 22 年度は東北町役場職員及び町民 50 名を対象に「セクシュアル・ハラスメント／パワーハラスメント」をテーマに実施。

平成 23 年度も引き続き、実施する。

重点目標 8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

1 女性に対する暴力の根絶のための環境づくり

(1) ハートフル・コミュニケーション推進事業（こどもみらい課）

平成 22 年度は、中学生を対象として、県内 6 中学校において暴力予防啓発セミナーを実施し、将来、暴力及び DV の加害者にも被害者にもならない良好なコミュニケーションについて学ぶ機会を提供した。

平成 23 年度は、引き続き中学生を対象として、暴力予防啓発セミナーを実施し、良好なコミュニケーションについて学ぶ機会を提供する。

(2) DV 防止広報事業（こどもみらい課）

DV 防止リーフレット等を平成 22 年度においても引き続き作成・配布し、計画の周知と DV 防止について県民への普及啓発に努めた。

平成 23 年度は、引き続き DV 防止リーフレット等を作成・配布し、DV 防止について県民の正しい理解の普及に努める。

(3) DV 予防啓発事業（こどもみらい課）

DV についての正しい理解の普及を図るため、高校生や大学生を対象として、デート DV 予防の講座を実施するとともに、DV 被害者の早期発見、円滑な支援に結びつけるため、医療機関向け DV 対応マニュアルを作成する。

(4) 有害図書等点検・立入調査事業（青少年・男女共同参画課）

青森県青少年健全育成条例に基づき青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等の指定と自動販売機等に収納されている図書類等の点検を行っている。

(5) 高齢者虐待防止対策事業（高齢福祉保険課）

高齢者虐待の事例を通して、対処方法や防止策等を学ぶ研修会を開催するほか、高齢者虐待の防止について広く県民に普及啓発を図っていく。

2 被害者の救済と支援

(1) 女性相談所などでの緊急一時保護体制の整備（こどもみらい課）

DV 被害者及び家庭環境の破綻など、現に保護・援助を必要とする認められる者について、一時保護・援助を行っている。

(2) 相談等に携わる職員の研修（こどもみらい課）

配偶者暴力相談支援センターにおいて DV 被害者の相談に対応する職員や一時保護職員の資質の向上を図るた

めの研修を実施する。

(3) 犯罪被害者支援事業（教養課）

警察では、関係機関・団体との連携を強化し、社会全体で被害者支援を推進するため、青森県被害者支援連絡協議会及び幹事会を開催し、情報交換や情報共有を図っているとともに、公益社団法人あおもり被害者支援センターと連携した被害者支援活動を展開している。

また、被害者等の精神的・経済的被害を軽減するため、診断書料等の県費負担、女性職員の被害者支援要員による被害者への付き添い、情報提供等を実施しているほか、警察職員である臨床心理士によるカウンセリング、女性警察官が相談に応じる女性被害相談所・性犯罪被害 110 番の設置などで被害者支援体制及び制度の充実を図っている。（相談窓口は P204 参照）

平成 23 年度は、これまでの被害者支援施策を継続するとともに、性犯罪事件等において被害者が捜査員の不適切な言動等により受ける二次被害を防止し、被害者の精神的打撃を緩和するための各種研修会を行うこととしているほか、被害者支援の重要性等について理解を深めるとともに、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上や被害者を支える気運を醸成することを目的として「被害者に優しい街づくり」事業を実施することとしている。

(4) ストーカー対策事業（生活安全企画課）

警察では、平成 12 年の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の施行に伴い、被害者の平穏な生活を害し、多大な不安をもたらすストーカー行為の相談受理体制の充実に努めている。

ストーカー事案は、相手方に不安を覚えさせるだけでなく、次第にその行為がエスカレートし、ひいては殺人、傷害等の凶悪な犯罪に発展するおそれが強いため、初期段階における迅速かつ適切な対応が望まれることから、県警ホームページ、広報紙、県広報タイムなどの活用により積極的な広報活動を実施し、早期相談を呼びかけている。

相談に対しては、被害者の身近な安全を第一に考え、被害者の意思を踏まえた各種法令の適用、個々の事案に即した防犯指導、防犯機材の貸し出し等の援助、被害者に対する継続的な保護対策等を実施している。

また、毎年、ストーカー・DV 担当警察職員を対象とした研修会を開催し、相談対応能力の向上を図るとともに、警察署等に女性アドバイザーを配置して、ストーカー・DV 相談等の女性対象暴力相談に対する体制を整備している。

(5) 配偶者暴力相談支援センターの運営（こどもみらい課）

女性相談所、6カ所の地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉こども総室、青森県男女共同参画センターの合計 8カ所で、配偶者暴力相談支援センターの業務として、電話や面接によるDV被害者からの相談に応じ、一時保護、情報提供等必要な支援を行った。また、女性相談所に 24 時間フリーダイヤルで受け付けする「DVホットライン」を設置し、DV被害者を発見した方からの通報や緊急相談を受けた。（相談窓口は P201 参照）

(6) DV被害者支援事業（こどもみらい課）

一時保護を受けているDV被害者や母子生活支援施設入居者等が、施設を退所後の自立を支援するため、退所後身元保証人を確保できない場合、施設長等が被保険者（身元保証人）として契約した損害保険料に対して補助する。（DV被害者等身元保証人対策事業費）

(7) DV被害者自立支援強化事業（こどもみらい課）

DV被害者の保護及び自立支援の強化を図るため、民間団体が設置するシェルターの運営や支援に携わるボランティアの養成等に要する経費に対して補助する。

重点目標9 メディアにおける男女共同参画の推進

1 メディアを活用した男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画週間ラジオ広報（青少年・男女共同参画課）

男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画に対しての県民の関心を高めるため、ラジオ広報を実施する。

(2) いきいき男女共同参画社会づくり事業（新聞企画広告）（青少年・男女共同参画課）

地元紙において、男女共同参画に関する普及啓発を内容とする新聞広告を実施する。

2 行政が作成する広報・刊行物等における性差別につながらない表現の促進

○ 公的広報表現ガイドライン（青少年・男女共同参画課）

(P57 第1部第3章第2節 「2 行政の作成する広報・刊行物等における性にとらわれない表現の促進」参照)

重点目標10 生涯を通じた男女の健康支援

1 生涯を通じた女性の健康支援

(1) 生活習慣病対策の推進（がん・生活習慣病対策課）

生活習慣病の予防のため、喫煙防止や肥満予防などの対策を実施している。特に、子どものために意識変容する親が多いことから、親子をターゲットに母親の再喫煙防止や歩育等、親子で実施できる運動プログラムの普及を図っている。

(2) 特定健診・特定保健指導の推進（高齢福祉保険課）

平成20年度から、生活習慣病を予防するための新しい健診制度である特定健康診査・特定保健指導を行っている。市町村に対し、特定健康診査等に要する費用の一部を負担するとともに、取組が効率的かつ効果的に実施されるよう支援している。

(3) 定期健康診断等の実施（スポーツ健康課）

健康診断は児童生徒及び職員の健康の保持増進、学校教育の円滑な実施及びその成果を確保することを目的として実施している。

健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図るという教育の目標を踏まえ、子どもの教育を円滑に行うための保健管理を行うとともに、子どもが一連の健康診断行事を通して、自分の成長を知り、生涯にわたる健康の保持増進のために必要な実践力を育成できるよう努めていく。

(4) スポーツ活動の機会の充実（スポーツ健康課）

（P61 第1部第3章第3節3「(1) スポーツ活動の機会充実」参照）

(5) スポーツ指導者の資質の向上（スポーツ健康課）

（P61～62 第1部第3章第3節3「(2) スポーツ指導者の資質の向上」参照）

(6) エイズに関する教職員研修の実施（スポーツ健康課）

人間尊重の精神を基盤として、児童生徒の発達段階に応じて性に関する科学的知識を理解させるとともに、児童生徒が健全な異性感を持ち、これに基づいた望ましい行動が取れるようにすること、エイズを含めた性感染症に関する正しい知識を与え、その予防方法を理解させるとともに、エイズによる偏見・差別を払拭することを目的とする性教育・エイズ教育の一層の充実を図るため、保健・安全教育研修講座に、性教育・エイズ教育の内容の講義を入れ、指導者の資質向上に努めた。

平成23年度においても、保健・安全教育研修講座を実施し、指導者の資質の向上に努める。

表 88 保健・安全研修講座

（平成22年度）

事業名	全体参加者数（人）	女性参加者数（人）	男性参加者数（人）
保健・安全教育研修講座	36人	26人（72.2%）	10人（27.8%）

資料：スポーツ健康課

(7) 薬物乱用防止に関する教職員研修の実施（スポーツ健康課）

近年、青少年の薬物乱用が大きな社会問題となっていることから、学校教育における薬物乱用防止教育の一層の充実を図るため、学校の教員等を対象に薬物乱用防止教育研修会を実施し、指導者の資質の向上に努めた。

平成23年度においても小学校・中学校及び高等学校の教職員、学校薬剤師を対象とした薬物乱用防止教育研修会を実施し、指導者の資質の向上に努める。

表 89 薬物乱用防止教育研修会

（平成22年度）

事業名	全体参加者数（人）	女性参加者数（人）	男性参加者数（人）
薬物乱用防止教育研修会	313人	126人（40.3%）	187人（59.7%）

資料：スポーツ健康課

2 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

(1) 親子の喫煙対策推進事業（がん・生活習慣病対策課）

妊娠・出産のため禁煙した親が再び喫煙しないよう、研修会の開催やリーフレット等を作成・配布し、新生児訪問を通じた適切な指導をする体制を整備している。

(2) 妊産婦の健康支援（こどもみらい課）

青森県医師会の協力を得て作成した「妊婦連絡票」により、妊婦に対し妊娠初期に保健指導を行っている。また、ハイリスク妊産婦については、「要訪問指導妊産婦連絡票」が医療機関から提出され、保健と医療の連携により、妊産婦に対する支援を行っている。

(3) 妊娠・出産への理解の啓発（こどもみらい課）

若年からの健康づくりの重要性や、妊娠・出産への啓発のためのリーフレット・パンフレットを作成し、県内産科医療機関や学校等を通じて妊婦・若年者へ情報提供を行っている。また、ホームページにおいて、妊娠、出産、子育てに関する情報提供を行っている。

(4) 母子の保健指導及び相談事業（こどもみらい課）

女性が安心して子どもを産み、育てるための保健指導として、未熟児訪問指導、療育相談、長期療養児療育相談指導などを実施している。

(5) 特定不妊治療費助成事業（こどもみらい課）

平成 17 年度から特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成する青森県特定不妊治療費助成事業を実施している。

なお、平成 19 年度からは、1 回の治療につき 10 万円まで、1 年度当たり 2 回までを限度に助成している。

平成 21 年度は助成額を 1 回の治療につき 15 万円までに拡充し、実施している。

また、平成 23 年度からは、1 年目は年 3 回まで対象回数を拡大した。

表 90 特定不妊治療費助成事業実施状況

	助成件数	体外受精	顕微授精	凍結胚移植
平成 20 年度	370 件	135 件	106 件	81 件
平成 21 年度	432 件	153 件	116 件	108 件
平成 22 年度	464 件	166 件	125 件	90 件

資料：こどもみらい課

(6) 乳幼児はつらつ育成事業（こどもみらい課）

乳幼児に対し、速やかな診療、治療の機会を与えること等を目的に、市町村が実施する乳幼児医療費給付事業に対し、補助を行っている。平成 21 年度の給付件数は、680,768 件であった。

- ・対象年齢 0 歳児～小学校未就学児童
- ・一部負担 入院一日当たり 500 円（4 歳～小学校未就学児童）
通院一日当たり 1,500 円（同上）

なお、平成 20 年 10 月診療分からは、通院の対象年齢を 3 歳までから小学校未就学までに拡充した。

(7) 妊婦健康診査公費負担拡充分への助成（こどもみらい課）

国の平成20年度第2次補正予算により、市町村が実施する妊婦健康診査の公費負担回数を14回に拡充することとし、市町村が公費負担により実施する妊婦健康診査に要する経費に対して助成している。

平成21年4月1日からは、全市町村で14回の公費負担を実施している。

○対象 対象者1人ごとの妊婦健康診査に要する経費のうち定めた回の健診9回分の経費

(8) 妊産婦情報共有システム構築事業（こどもみらい課）

望まない妊娠対策、高リスク妊婦対策として、保健医療の情報共有の充実を念頭においた妊産婦情報共有システムの再構築を図る。

3 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の普及

(1) 不妊専門相談センター事業（こどもみらい課）

不妊に悩む男女に不妊治療等の正しい情報や最新の治療方法を紹介し、安全な妊娠、出産を支援するため、専門機関による不妊治療等の相談窓口を開設している。

- ・対象者 不妊に悩む夫婦等
- ・開設場所 弘前大学医学部附属病院
- ・開設回数 月3回
- ・相談件数 平成22年度:28件（面接相談13件、メール相談15件）

(2) 性に関する指導（スポーツ健康課）

県内6地区に学校医として産婦人科医を配置し、生徒・教職員及び保護者等に対し各校の実態にあわせて性に関する指導等の推進を図っている。

生徒に対して、人間尊重、男女平等の精神の徹底を図るとともに、人間の性に関する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、人間関係や現在及び将来の生活において直面する性に関する諸問題に対して、適切な意志決定や行動選択ができるように指導の充実を図っている。

平成22年度は県立学校延べ73校に対して「思春期のこころとからだ」などの内容で指導を実施した。

(3) 性に関するセミナーの実施（スポーツ健康課）

児童生徒に対し、性に関する正しい判断力と適切に判断する能力を身につけさせ、性を人間としての在り方、生き方として捉えるなど、幅広い視野にたった指導が必要なことから、性（命をはぐくむ）教育の指導の中心的立場にある教員等を対象とした研修会を開催し、指導者の資質の向上に努めた。

平成23年度においても小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員、保護者、関係機関職員及び学校医等を対象とした性に関するセミナーを実施し、指導者の資質の向上に努める。

表 91 性に関するセミナー参加状況

(平成 22 年度)

全体参加者数	女性参加者数	男性参加者数
132 人	119 人 (90.2%)	13 人 (9.8%)

資料：スポーツ健康課

(4) 性に関する教育普及推進事業 (スポーツ健康課)

児童生徒の発達段階を踏まえない性教育が実施されている学校があることが指摘されており、学校における性教育、特に一斉指導する場合の基本的な考え方が十分に理解されていない状況にあることから、小・中・高等学校の全教職員等を対象とした性に関する教育の基本的な考え方、指導上の留意点等に関する研修会を行っている。

平成 22 年度は 52 名（うち女性 35 名 (67.3%)）が参加した。

また、性に関する教育普及推進委員会を設置し、発達段階に応じた学校における性に関する教育の考え方、進め方について協議・検討している。

4 男性の健康問題への対応**(1) 喫煙対策推進事業 (がん・生活習慣病対策課)**

喫煙は、肺がんや虚血性心疾患など多くの疾患の危険因子であり、また、喫煙者だけでなく、周囲の非喫煙者にも健康被害を及ぼすことから、喫煙対策は生活習慣病を予防する上で重要な対策となっている。

そこで、未成年者、事業所等を対象とした防煙教室や禁煙教室、地域住民、学校保健関係者等を対象とした研修会等を開催し、喫煙に関する知識の普及啓発を図っている。

(2) 地域自殺対策力強化事業 (旧自殺対策のための地域力支援事業) (障害福祉課)

- ・ ボランティア・民間団体活動交流会 県本庁等
- ・ ゲートキーパー育成事業 青森県医師会、青森県介護支援専門員協会委託
- ・ ボランティア・民間団体活動支援事業 6 保健所で実施
- ・ 自殺対策ネットワーク構築事業 6 保健所で実施

(3) 自殺対策緊急強化事業 (障害福祉課)

地域における自殺対策力の強化を図るために「地域自殺対策緊急強化基金」(内閣府)を造成し、地域における自殺対策力の強化を図る事業を実施する。

表 92 自殺対策緊急強化事業名一覧

メニュー	22年度事業	23年度事業	実施機関
対面型相談	弁護士・司法書士による法律相談	弁護士・司法書士による法律相談	県本庁
	相談窓口担当者会議	相談窓口担当者会議	県本庁
	ハローワークにおける対面型相談支援事業	—	県本庁
電話相談	民間団体による電話相談事業の支援	民間団体による電話相談事業の支援	県本庁
人材育成	「地域特性を踏まえた自殺対策力」強化事業	「地域特性を踏まえた自殺対策力」強化事業	保健所 精神保健福祉センター
	ゲートキーパー育成事業	—	県本庁
	自殺対策研修	—	精神保健福祉センター
	北東北民間団体交流会事業費補助	—	県本庁
	—	市町村自殺対策担当課長のための自殺対策塾	県本庁
	—	自殺対策ネットワーク強化事業	保健所
普及啓発	世界自殺予防デーフォーラム	世界自殺予防デーフォーラム	県本庁
強化事業	自殺防止演劇キャラバン	自殺防止演劇キャラバン	県本庁
	うつ病以外の精神疾患等対策事業	うつ病以外の精神疾患等対策事業	県本庁、保健所
	心の健康関連研修会	心の健康関連研修会	県本庁
	—	自殺防止対策取組検証事業	県本庁
市町村補助	33 市町村に補助	35 市町村に補助	県本庁
うつ病に対する医療等支援体制強化事業	医療関係者への研修会	医療関係者への研修会	県本庁
	—	精神科医と一般かかりつけ医の連携強化のための連絡会	保健所

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

重点目標 11 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

(P82～83 第2部第1章「第1節 県の推進体制の充実」参照)

○ 国及び都道府県等関係機関との連携強化（青少年・男女共同参画課）

国主催の全国担当課長会議やブロック会議、国との共催で各都道府県が開催しているフォーラムや男女共同参画宣言都市サミットへの参加など最新情報を得ながら、本県施策に反映させている。

また、新あおもり男女共同参画プラン21には、特に北東北3県との情報交換や連携について盛り込まれている。

2 理解促進活動の充実・強化

(1) いきいき男女共同参画社会づくり事業（知事表彰）（青少年・男女共同参画課）

男女共同参画社会づくりに対する県民の一層の関心を高めることを目的とし、男女共同参画社会の実現に向けて、顕著な功績のあった個人、団体及び企業を表彰し、その功績を称える。

表 93 青森県いきいき男女共同参画社会づくり表彰受賞者一覧

表彰の種類 年度	功 勞 賞	奨 励 賞	
		女性のチャレンジ部門	企業の職場づくり部門
平成 19 年度	佐野 房 氏 (田子町)	<ul style="list-style-type: none"> ・一二三 ゆう子 氏 (八戸市) ・なみおか「豆や」(青森市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 蓬田紳装 (蓬田村) ・株式会社 トヨタレンタリース青森 (青森市)
平成 20 年度	成田 宏子 氏 (青森市)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人ウィメンズネット青森 (青森市) ・J A 木造町女性部加工部会 (つがる市) ・はちのへ女性まちづくり塾生の会 (八戸市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 寿栄会 (八戸市) ・東和電材株式会社 (青森市)
平成 21 年度		<ul style="list-style-type: none"> ・カマラードの家 (五戸町) ・蓬田村漁協女性部 (蓬田村) 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 中三 (青森市) ・大和リース株式会社青森営業所 (青森市)
平成 22 年度		<ul style="list-style-type: none"> ・長谷川 洋子 氏 (鱒ヶ沢町) ・一條 敦子 氏 (弘前市) ・白神地産地消の会 (深浦町) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 福祉の里 (十和田市) ・医療法人社団クロス・トゥ・ユー E S T クリニック (弘前市) ・株式会社 野月会館 (八戸市)

(2) 男女共同参画週間啓発事業（男女共同参画センター）

平成22年度は、「なくそう貧困・格差社会」をテーマにオープンカレッジを開催したほか、環境講座やコミュニケーション講座を開催し、新規来館者に対して男女共同参画の啓発を行った。また、併せて「男女共同参画週間お知らせチラシ」を作成し、来館者に配布した。

平成23年度は、あおもりウィメンズアカデミー公開講座として「白熱教室 これからの社会を考えよう 男女共同参画の視点から展望する新しい社会」をテーマに開催したほか、「人身売買」をテーマとしたパネル展示やコミュニケーション講座等の開催、「男女共同参画週間お知らせチラシ」の配布等を行った。

(3) 女性に対する暴力をなくす運動（男女共同参画センター）

DV被害者支援担当者会議を開催し、DV被害者の支援体制づくりを図る。

3 法律、制度の理解促進及び相談の充実

○ 年次報告書の作成・配布（青少年・男女共同参画課）

青森県男女共同参画推進条例に基づく年次報告書「青森県の男女共同参画の現状と施策」を平成14年度から刊行している。男女共同参画審議会委員、県庁各課、教育庁、警察本部、県関係機関をはじめ、市町村、商工会議所、内閣府、地方裁判所、地方法務局、県医師会、県弁護士会、図書館等に配布している。

4 意識調査・実態調査の実施

○ 青森県男女共同参画に関する意識調査（青少年・男女共同参画課）

少子高齢化や現下の経済情勢における県民の意識やニーズを把握し、男女共同参画に関する新たな施策の展開を図るため、平成21年度に県内在住20歳以上の男女3,000人を対象に男女共同参画に関する意識調査を実施した。

重点目標12 多様な選択を可能にする教育・学習の機会の充実

1 行政関係職員等の研修機会の充実

(1) 男女共同参画職員研修会の開催（青少年・男女共同参画課）

平成22年12月24日県庁西棟8階大会議室にて、青森公立大学准教授の大矢奈美氏を迎え、庁内職員約80名に「男女共同参画職員研修会」を実施した。

平成23年度においても、同様の研修会を実施し、職員の意識啓発に向けて積極的に取り組むこととしている。

(2) 青森県男女共同参画アドバイザー派遣事業（青少年・男女共同参画課）

市町村が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定する事業等について、市町村の要請により、男女共同参画アドバイザーを派遣し、男女共同参画社会の形成の促進を支援している。平成22年度は、1村へ1回派遣し、平成23年度においても当該事業の積極的な活用を市町村に働きかけていく。

(P65～66 第1部第4章第1節「表 62 男女共同参画基本計画の策定状況」、P158 第3部 1「(3) 市町村における男女共同参画の取組状況」参照)

表 94 男女共同参画アドバイザー派遣状況

(平成 22 年度)

派遣先	年月日	事業内容	アドバイザー氏名	参加者数
六ヶ所村	H22. 9. 27	六ヶ所村男女共同参画社会基本計画策定に係る勉強会	小山内 世喜子	30 人 (うち男性 8 人)

2 保育や教育の場における男女平等の推進

(1) 学校教育活動を通じた児童生徒への啓発（学校教育課）

学校の教育活動全体を通して、一人一人が相手の人格を尊重し、思いやりの気持ちをもって協力し合う態度を育成するとともに、個性と能力を十分に発揮し、自分らしさを伸ばそうという態度を育成することができるよう、発達段階に応じた指導に努めている。

(2) ユニバーサルデザイン出前教室（県民生活文化課）

小中学校に対して出前教室を行うことにより、ユニバーサルデザインの普及啓発を図る。平成22年度は県内35校で実施した。

(3) 教職員研修の充実（学校教育課）

各学校においては、各教科等をはじめ、教育課程全般で男女平等教育に関する事項について取り上げている。県教育委員会では、教員の指導の充実に資するため、教育課程説明会等を開催するとともに、青森県総合学校教育センターにおいては、すべての校種を対象に各種研修講座を行っている。

(4) 家庭科教育の推進（学校教育課）

家庭科教育を通して、男女や家族が協力して互いに支え合い、自分自身も家族の一員としての自覚をもち、生活をよりよくしようとする実践的態度の育成を図っている。

(5) 進路指導の充実（学校教育課）

児童生徒一人一人が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、体験的な学習活動を適切に行い、望ましい勤労観・職業観を育成するため、ガイダンス機能の充実を図るとともに、学校の教育活動全体で、進路指導の充実が図られるよう、計画的、組織的、継続的な指導に努めている。

(6) キャリア教育の推進（学校教育課）

一人一人の児童生徒が、自らの生き方を考え、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる能力や態度の育成に努めている。

3 家庭や地域における男女平等の推進

(1) 家庭教育支援基盤形成事業（生涯学習課）

身近な地域における家庭教育支援を広く実施するため、持続可能な支援を行うための地域人材を養成し、多くの親が集まる様々な機会を活用して、学習機会を提供する。

平成22年度は、保護者を対象とした子育て・親育ち講座を県内10市町村において実施した。

(2) つながりあい支えあい家庭教育応援事業（生涯学習課）

社会全体で家庭教育を支えていくことを推進するため、家庭教育を支える気運を高めるキャンペーンを行うほか、家庭と地域のつながり合い支え合う関係を構築しつつ、学習機会の提供や地域住民による家庭教育を応援する地域づくりの取組を実施する。

(3) 地域における子育て支援の仕組みづくり事業（生涯学習課）

地域の子育て支援者や専門家の連携による、きめ細かな子育て支援の取組を定着させるため、「子育て支援コーディネーター」による行政、地域、子育て支援者の連携を強化し、親等の多様なニーズに対応できる持続可能な子育て支援の仕組みを作った。

平成22年度は県内11市町村において事業を実施した。

(4) 家庭教育支援充実事業（生涯学習課）

身近な地域における家庭教育支援の体制づくりを推進するため、地域の関係機関との連携を促進しながら、支援策の企画・実施等を行う子育て支援コーディネーターを配置する。

平成23年度は9市町村14地区において事業を実施する。

(5) あおもり県民カレッジ学習支援総合事業（生涯学習課）

多様化、高度化する県民の学習ニーズに応え県民の学習機会の充実を図り、県民一人ひとりが生きがいのある充実した生活を送るため、県民の興味・関心の高いテーマについて、体系的、継続的に学習し、その学習成果が社会から適切に評価され、学習成果を生かして社会参加できるよう総合的に支援するサービスを提供している。男女共同参画の視点から行われている学級、講座も開設されている。

平成22年度においては、県、市町村、民間教育事業者等が連携して情報を提供し、各種講座の提供をはじめ、生涯学習フェア、大学ー地域連携セミナー、あおもり学特別講座等を開催した。

平成23年度においても、県民の学習機会の充実を図るほか、学習の成果を生かした社会参加活動を支援していく。

(6) あすなろマスターカレッジ開設事業（生涯学習課）

県民の高度な学習要求に応えるとともに、学習者の社会参加活動を促進し、地域のリーダーとして活動できる人材を育成するため、大学や博物館、体育施設、青少年教育施設等との連携により専門的・実務的能力の向上に資する学習講座を2年課程（1年次：基礎課程、2年次：専門課程）として、平成23年度まで実施する。

平成 22 年度は、県内 3 地区において、第 5 期基礎課程【人文科学コース（八戸校）、自然科学コース（青森校）】及び第 5 期専門課程【人文科学コース（弘前校）】を実施した。

平成 23 年度は、県内 1 地区において、第 5 期（自然科学コース）（弘前校）を実施する。

(7) ユニバーサルデザイン出前講座（県民生活文化課）

一般企業や団体に対して出前講座を行うことにより、ユニバーサルデザインの普及啓発を図る。平成 22 年度は 2 団体に対して実施した。

(8) 社会教育主事有資格者育成派遣事業（生涯学習課）

社会教育指導体制を充実させるため、指導主事や学校教員等を社会教育主事講習に派遣し、社会教育主事の有資格者を計画的に養成している。講習には男女共同参画に関する講義が組み立てられており、講習修了者が男女共同参画の視点に立った施策を推進することが期待される。

平成 22 年度は 3 名を派遣し、平成 23 年度も 4 名を派遣する。

(9) 家庭教育次世代応援セミナー（生涯学習課）

家庭教育支援を行っている方や各関係機関の担当者等を対象に、次世代育成支援に必要な専門的研修やプログラム企画、インターンシップ活動実践を通して、地域全体で活動のできる支援者やリーダー、コーディネーターを育成し、子育て力の向上とそれを支え合うまちづくりを目指した家庭教育支援活動の充実を図る。

平成 22 年度は、東青・下北地区に在住の方を対象に、16 日間の研修を行い、59 名を育成した。

平成 23 年度は、県民一般を対象に、13 日間の研修を行う。

4 男女共同参画に関する生涯学習の推進

(1) 生涯学習推進基盤整備事業（生涯学習課）

生涯学習振興法の趣旨を踏まえ、本県の生涯学習推進体制を整備していくため、生涯学習推進本部等を運営する。また、生涯学習推進に資する施策の重要事項について、総合的に調査、審議するため生涯学習審議会を運営する。審議事項には男女共同参画の視点も含まれる。

(2) 学習情報提供事業（生涯学習課）

青森県総合社会教育センターにおいて、県民の学習活動を支援するため、学習機会、指導者人材、視聴覚教材等に関する情報の収集及び提供を行う。

また、インターネットによる情報提供をしており、同センターのホームページから男女共同参画に関する情報や団体・グループの検索ができる。

平成 22 年度、データ件数は学習機会、指導者人材、学習施設等 24,736 件で、年間検索件数は、21,862 件であった。

平成 23 年度も情報の収集及び提供を行うとともに、人材活用事業を併せて実施し、社会教育団体等の求めに応じて講師派遣を行うほか、生涯学習相談事業も引き続き実施する。

重点目標 13 国際交流・国際協力の推進

1 女性問題に関する国際理解の推進

○ 国際交流ラウンジの管理運営事業（国際経済課）

県民の国際交流・国際理解の促進を図るとともに、県民と県内在住外国人等との交流の場を提供するため、(財)青森県国際交流協会に対し、各種相談窓口、資料閲覧コーナー等の機能を備えた国際交流ラウンジの管理運営を委託している。

2 国際的視野に立った女性リーダー等の育成

(P75～76 第1部第5章「第1節 国際交流・国際協力の推進」参照)

3 本県在住の外国人女性に対する支援

○ 県民と進める多文化共生推進事業（国際経済課）

日本語を教えるボランティアの育成・活用により、在住外国人のコミュニケーション能力の向上を図るため、(財)青森県国際交流協会に必要な経費を助成し、ボランティアの日本語教授技術の向上、在住外国人における日本語習得の促進等に係る事業を実施している。

平成20年度は、日本語の教授法等を内容とする研修会を8回開催し、190名のボランティアが参加した。

平成21年度は、在住外国人を対象とし、ボランティアを講師とする「日本語教室」を開催した。

平成22年度は引き続き、在住外国人を対象として、ボランティアを講師とする「日本語教室」を開催している。

重点目標 14 地球環境保全活動の推進

環境教育・学習の推進

(1) こどもエコクラブ活動促進事業（環境政策課）

こどもエコクラブは、各地域の子どもたちが自主的に環境学習や実践活動を行うものであり、県ではこれらクラブの活動の実施に資する情報の提供、他のクラブとの交流の促進等の支援を行っている。

○ 平成22年度の実績

こどもエコクラブサポーター・コーディネーター研修会の開催

(クラブ数：69クラブ、会員数：3,498人)

○ 平成23年度の計画

こどもエコクラブサポーター・コーディネーター研修会の開催

(2) 北東北三県環境副読本共同作成事業（環境政策課）

環境教育の推進の一環として、三県共同で小学校5年生を対象とした環境副読本及び教師用手引書を作

成・配布している。

○ 平成 22 年度の実績

環境副読本 13,500 部、教師用手引書 1,000 部を作成・配布

○ 平成 23 年度の計画

環境副読本約 13,000 部、教師用手引書約 950 部を作成・配布

(3) あおもり地域環境力向上事業（環境政策課）

環境問題に関心を持ち、自ら環境に配慮した行動を実践する人財を育成し、地域全体で環境保全に取り組む「地域環境力」を高めるため、メールマガジンの発行や環境保全活動等の交流会などを通じて、タイムリーで多様な情報の提供を行っている。

○ 平成 22 年度の実績

・環境関連情報を掲載した「あおもり地球クラブメールマガジン」の配信・・・<月 1 回>

・環境活動意欲を促進するための表彰・発表・交流会の開催

○ 平成 23 年度の計画

・環境関連情報を掲載した「あおもり地球クラブメールマガジン」の配信・・・<月 1 回>

・環境活動意欲を促進するための表彰・発表・交流会の開催

(4) 「青森宣言」を未来につなぐ環境・エネルギー教育推進事業（環境政策課）

○ 平成 22 年度の実績

『青森宣言』の精神を踏まえた「省エネルギー型社会」を実現するため、地域の人財によって、子どもを中心とした県民に対する継続的な環境教育の実施が可能となるシステムの構築を目指す。

① 環境出前講座の総合受付・相談窓口の設置

環境出前講座の受付やサポーターの紹介、ツールの貸出など、様々な相談にタイムリーに対応するため、県に窓口を設置。

② 省エネを主体とした環境出前講座の実施

県が作成したプログラムを活用し、児童館等、学校以外にも幅広く対応した環境出前講座を環境 N P O 法人への委託により実施。（実施箇所数：98 箇所、プログラム実施回数：190 回、受講者数：5,780 名）

※「青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金」（国の交付金で造成）を活用

③ 「環境教育サポーター」の育成

環境出前講座のサポート役として募集した「環境教育サポーター」について、環境出前講座の見学等、認定研修会の受講により 17 名を認定した。

(5) 地域の人財による環境教育推進事業（環境政策課）

① 環境出前講座の総合受付・相談窓口の設置

環境出前講座の受付やサポーターの紹介、ツールの貸出など、様々な相談にタイムリーに対応するた

め、県に相談窓口を設置する。

② 省エネを主体とした環境出前講座の実施

県が作成したプログラムを活用し、児童館等、学校以外にも幅広く対応した環境出前講座を環境NPO法人への委託により実施する。

※「青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金」（国の交付金で造成）を活用

③ 「環境教育サポーター」及び「環境教育専門員」の育成

平成22年度に引き続き、新たな「環境教育サポーター」を育成するとともに、「環境教育サポーター」を環境出前講座への参画等、認定研修会の受講及び認定実技試験により、将来の環境出前講座の担い手となる「環境教育専門員」へ認定する。

④ 大人向け環境教育プログラム・ツールの整備

今後は子どものみならず、大人に対する環境教育の機会の提供を目指し、大人向けの環境教育プログラム・ツールの整備を環境NPO法人への委託により実施する。

(6) 環境教育の推進（学校教育課）

一人一人の児童生徒が、環境や人間とのかかわりについて関心や理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努めている。環境教育の推進を図るため、青森県総合学校教育センターにおいては、小学校環境教育講座、中・高等学校環境教育講座を開設し担当教員の指導力の向上を図っている。

<資料>

平成23年度 青森県男女共同参画推進関係予算額の概要

(単位：千円)

主要事業	所管	平成22年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	比較 増減額
1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	小計	2,644	2,476	△168
(1) 審議会等の委員への女性の参画拡大	全部局	0	0	0
(2) 県における女性の職員の積極的登用促進	総務部	302	303	1
(3) 市町村における女性の参画促進の要請	環境生活部	(再掲)		
(4) 企業や各種団体等における女性の参画促進の要請	環境生活部	(再掲)		
	商工労働部	(再掲)		
(5) 女性の多様な参画を可能にする環境醸成	環境生活部	(再掲)		
	農林水産部	2,342	2,173	△169
(6) 政策・方針決定過程への参画に関する調査・研究の実施	環境生活部	0	0	0
2 女性の人材養成と情報の提供	小計	121	2,281	2,160
(1) 政策・方針決定過程へ参画できる人材の養成	環境生活部	(再掲)		
	農林水産部	0	2,160	2,160
(2) 女性人材情報の充実と活用	環境生活部	121	121	0
	農林水産部	(再掲)		
3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	小計	5,129,085	10,238,872	5,109,787
(1) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇確保のための ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進	商工労働部	1,043	808	△235
(2) 母性健康管理対策の推進	商工労働部	0	0	0
(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	総務部	0	0	0
	商工労働部	(再掲)		
(4) 女性のチャレンジ支援事業の推進	環境生活部	0	0	0
	商工労働部	5,119,957	10,231,869	5,111,912
	農林水産部	8,085	5,112	△2,973
	中南地域県民局	0	1,083	1,083
(5) 多様な働き方を可能とする就業条件の整備	商工労働部	(再掲)		
4 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進	小計	24,538	21,349	△3,189
(1) 女性の労働に対する適正評価とあらゆる場における意識と行動の変革	農林水産部	(再掲)		
(2) 意思決定の過程への参画促進	農林水産部	(再掲)		
(3) 家族経営協定の締結促進	農林水産部	(再掲)		
(4) 女性の経済的地位と能力の向上	商工労働部	21,976	20,108	△1,868
	農林水産部	2,562	1,241	△1,321
(5) 男性の家事・育児・介護等への参画促進	農林水産部	0	0	0
(6) 地域間交流等における男女共同参画の促進	農林水産部	(再掲)		
5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援	小計	6,096,898	6,563,506	466,608
(1) 仕事と家庭の両立のための雇用環境の整備	環境生活部	4,794	4,170	△624
	商工労働部	1,649	1,635	△14
(2) 家庭生活における男性の参画の促進	環境生活部	4,121	4,548	427
	商工労働部	(再掲)		
(3) 地域社会における男女共同参画の促進	環境生活部	10,226	87,049	76,823
	健康福祉部	42,172	40,284	△1,888
	教育庁	91,471	17,489	△73,982
(4) 子育て支援対策の充実	総務部	142,671	141,983	△688
	環境生活部	19,037	11,321	△7,716
	健康福祉部	3,350,719	3,653,914	303,195
	教育庁	68,377	69,145	768
(5) ひとり親家庭の生活安定と自立の促進	環境生活部	3,947	9,874	5,927
	健康福祉部	2,357,714	2,522,094	164,380
	商工労働部	(再掲)		

主要事業	所管	平成22年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	比較 増減額
6 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり	小計	245,258	295,963	50,705
(1) 高齢者に対する保健福祉の整備	健康福祉部	66,808	69,322	2,514
(2) 高齢者の生活安定と自立の促進	健康福祉部	67,262	65,416	△1,846
	商工労働部	9,517	9,329	△188
(3) 高齢者の社会参加の促進	健康福祉部	57,941	51,710	△6,231
(4) 障害のある人の生活安定と自立の促進	健康福祉部	2,294	2,175	△119
	商工労働部	40,270	96,843	56,573
	教育庁	1,166	1,168	2
7 青森県男女共同参画センターの充実	小計	9,179	18,985	9,806
(1) 情報提供、啓発・学習等の機能の充実	環境生活部	9,179	18,985	9,806
(2) 県民参加による事業の推進	環境生活部 (再掲)			
(3) 市町村や国、各都道府県の女性センターなどの関係機関との連携	環境生活部	0	0	0
8 女性に対するあらゆる暴力の根絶	小計	16,636	26,948	10,312
(1) 女性に対する暴力の根絶のための環境づくり	環境生活部	1,348	1,348	0
	健康福祉部	1,483	7,520	6,037
(2) 被害者の救済と支援	健康福祉部	4,078	8,633	4,555
	警察本部	9,727	9,447	△280
9 メディアにおける男女共同参画の推進	小計	0	0	0
(1) メディアを活用した男女共同参画の推進	環境生活部	0	0	0
(2) 行政が作成する広報・刊行物等における性差別につながらない表現の促進	環境生活部	0	0	0
10 生涯を通じた男女の健康支援	小計	1,455,129	1,374,400	△80,729
(1) 生涯を通じた女性の健康支援	環境生活部 (再掲)			
	健康福祉部	331,302	264,261	△67,041
	教育庁	100,380	99,723	△657
(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実	健康福祉部	945,796	936,273	△9,523
(3) 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の普及	環境生活部 (再掲)			
	健康福祉部	1,160	1,160	0
	教育庁	2,196	2,226	30
(4) 男性の健康問題への対応	健康福祉部	74,295	70,757	△3,538
11 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	小計	1,038	1,443	405
(1) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	環境生活部	599	1,002	403
(2) 理解促進活動の充実・強化	環境生活部	0	0	0
	農林水産部 (再掲)			
(3) 法律、制度の理解促進及び相談の充実	環境生活部	439	441	2
	商工労働部 (再掲)			
(4) 意識調査・実態調査の実施	環境生活部	0	0	0
12 多様な選択を可能にする教育・学習の機会の充実	小計	58,986	51,724	△7,262
(1) 行政関係職員等の研修機会の充実	環境生活部	299	305	6
(2) 男性を対象とした学習機会の提供の充実	環境生活部 (再掲)			
(3) 保育や教育の場における男女平等の推進	環境生活部	378	0	△378
	教育庁	649	5,237	4,588
(4) 家庭や地域における男女平等の推進	環境生活部	0	0	0
	教育庁	46,846	35,135	△11,711
(5) 男女共同参画に関する生涯学習の推進	教育庁	10,814	11,047	233

主 要 事 業	所 管	平成22年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	比 較 増 減 額
13 国際交流・国際協力の推進	小 計	12,933	11,026	△1,907
(1) 国際規範・国際基準の本県への取り入れ・普及	環境生活部	0	0	0
(2) 女性問題に関する国際理解の推進	商工労働部	7,281	6,930	△351
(3) 国際的視野に立った女性リーダー等の育成	商工労働部	4,635	4,096	△539
(4) 本県在住の外国人女性に対する支援	商工労働部	1,017	0	△1,017
14 地球環境保全活動の推進	小 計	9,243	9,449	206
(1) 環境教育・学習の推進	環境生活部	9,081	9,293	212
	教 育 庁	162	156	△6
(2) 環境保全活動への支援	環境生活部 (再掲)			
	合 計	13,061,688	18,618,422	5,556,734

第 3 部

資 料 編

1 市町村における男女共同参画の状況

(1) 市町村議会議員の状況

(P11～12 第1部第1章第1節2(1)参照)

表 95 市町村議会議員の状況

(平成23年4月1日現在)

市町村名		議 員			市町村名		議 員		
		総数	女性数 (割合%)	男性数 (割合%)			総数	女性数 (割合%)	男性数 (割合%)
市部 (10)	青森市	41	6(14.6)	35(85.4)	上北郡 (7)	野辺地町	14	0(0.0)	14(100.0)
	弘前市	31	3(9.7)	28(90.3)		七戸町	17	1(5.9)	16(94.1)
	八戸市	36	3(8.3)	33(91.7)		六戸町	11	0(0.0)	11(100.0)
	黒石市	16	2(12.5)	14(87.5)		横浜町	10	0(0.0)	10(100.0)
	五所川原市	26	1(3.8)	25(96.2)		東北町	16	1(6.3)	15(93.8)
	十和田市	22	0(0.0)	22(100.0)		六ヶ所村	20	0(0.0)	20(100.0)
	三沢市	19	2(10.5)	17(89.5)		おいらせ町	13	1(7.7)	12(92.3)
	むつ市	28	1(3.6)	27(96.4)	下北郡 (4)	大間町	10	0(0.0)	10(100.0)
	つがる市	24	2(8.3)	22(91.7)		東通村	16	0(0.0)	16(100.0)
	平川市	24	4(16.7)	20(83.3)		風間浦村	8	0(0.0)	8(100.0)
				佐井村		8	0(0.0)	8(100.0)	
東津 軽郡 (4)	平内町	14	1(7.1)	13(92.9)	三戸郡 (6)	三戸町	15	1(6.7)	14(93.3)
	今別町	7	0(0.0)	7(100.0)		五戸町	22	2(9.1)	20(90.9)
	蓬田村	7	0(0.0)	7(100.0)		田子町	9	0(0.0)	9(100.0)
外ヶ浜町	14	0(0.0)	14(100.0)	南部町		20	2(10.0)	18(90.0)	
西津 軽郡 (2)	鯨ヶ沢町	11	1(9.1)	10(90.9)		階上町	14	0(0.0)	14(100.0)
	深浦町	20	0(0.0)	20(100.0)		新郷村	8	1(12.5)	7(87.5)
中津 軽郡 (1)	西目屋村	7	1(14.3)	6(85.7)	市 議 会 計	267	24(9.0)	243(91.0)	
南津 軽郡 (3)	藤崎町	13	0(0.0)	13(100.0)	町 村 議 会 計	383	15(3.9)	368(96.1)	
	大鰐町	12	1(8.3)	11(91.7)	市 町 村 合 計	650	39(6.0)	611(94.0)	
	田舎館村	10	0(0.0)	10(100.0)					
北津 軽郡 (3)	板柳町	11	1(9.1)	10(90.9)					
	鶴田町	11	0(0.0)	11(100.0)					
	中泊町	15	1(6.7)	14(93.3)					

(2) 市町村行政委員会の登用状況

(P12 第1部第1章第1節2(2)参照)

表 96 市町村行政委員会の登用状況

(平成23年4月1日現在)

市町村名		総数	女性を含む委員会数	委員数	女性数	市町村名		総数	女性を含む委員会数	委員数	女性数
市部 (10)	青森市	5	4	55	5	上北郡 (7)	野辺地町	5	2	23	3
	弘前市	5	1	63	2		七戸町	5	2	35	2
	八戸市	6	4	56	4		六戸町	5	3	30	3
	黒石市	5	2	31	2		横浜町	5	0	25	0
	五所川原市	5	1	51	1		東北町	5	2	34	3
	十和田市	5	3	47	4		六ヶ所村	5	1	28	1
	三沢市	5	4	33	6		おいらせ町	5	3	33	5
	むつ市	5	2	44	2	下北郡 (4)	大間町	5	1	22	1
	つがる市	5	0	51	0		東通村	5	0	28	0
	平川市	5	1	36	2		風間浦村	5	2	21	3
					佐井村		5	3	21	4	
東津軽郡 (4)	平内町	5	3	27	3	三戸郡 (6)	三戸町	5	2	33	2
	今別町	5	1	21	1		五戸町	5	1	36	1
	蓬田村	5	1	27	1		田子町	5	2	27	3
外ヶ浜町	5	1	31	1	南部町		5	2	37	2	
西津軽郡 (2)	鯨ヶ沢町	5	2	30	2		階上町	5	2	27	2
	深浦町	5	0	31	0		新郷村	5	0	23	0
中津軽郡(1)	西目屋村	5	2	23	2						
南津軽郡 (3)	藤崎町	5	2	38	3	市 委 員 会 計	51	22	467	28	
	大鰐町	5	0	28	0	町 村 委 員 会 計	150	43	858	51	
	田舎館村	5	2	29	2	市 町 村 合 計	201	65	1,325	79	
北津軽郡 (3)	板柳町	5	0	30	0						
	鶴田町	5	0	32	0						
	中泊町	5	1	28	1						

(3) 市町村における男女共同参画の取組状況

表 97 庁内推進体制整備状況

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

市町村	庁内連絡会議	設置年月
八戸市	八戸市男女共同参画推進会議及び幹事会 八戸市男女共同参画推進庁内委員会	平成 4 年 4 月 平成 11 年 10 月
黒石市	黒石市男女共同参画推進本部	平成 14 年 5 月
三沢市	みさわハーモニープラン推進会議	平成 14 年 11 月
むつ市	むつ市男女共同参画推進検討委員会	平成 13 年 5 月
平川市	平川市男女共同参画検討会議	平成 18 年 11 月
野辺地町	野辺地町女性行政連絡協議会	平成 11 年 11 月
東北町	東北町男女共同参画推進会議	平成 18 年 5 月

表 98 諮問機関設置状況

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

市町村	庁内連絡会議	設置年月
八戸市	八戸市男女共同参画審議会	平成 13 年 10 月
黒石市	黒石市男女共同参画審議会	平成 14 年 6 月
五所川原市	五所川原市男女共同参画推進委員会	平成 18 年 3 月
むつ市	むつ市男女共同参画推進懇話会	平成 14 年 7 月
つがる市	つがる市男女共同参画推進委員会	平成 17 年 12 月
平川市	平川市男女共同参画推進会議	平成 19 年 1 月
東北町	東北町男女共同参画懇話会	平成 18 年 3 月

表 99 男女共同参画・女性のための総合的な施設

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

市町村	庁内連絡会議	設置年月日	運営主体
青森市	青森市男女共同参画プラザ（カダール）	平成 13 年 1 月 26 日	青森市
弘前市	弘前市民参画センター	平成 12 年 10 月 29 日	弘前市

(4) 市町村男女共同参画行政担当窓口の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在の男女共同参画行政担当窓口は、全市町村に設置されているが、課（室）の名称に「男女」を用いているのは市のみとなっている。

表 100 市町村男女共同参画行政担当窓口

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

市町村名	担当課	電話番号	郵便番号	所在地
青森市	市民協働推進課男女共同参画室	017-734-2296	030-8555	中央 1-22-5
弘前市	市民生活課弘前市民参画センター	0172-31-2500	036-8355	元寺町 1-13
八戸市	市民連携推進課	0178-43-9217	031-8686	内丸 1-1-1
黒石市	企画課	0172-52-2111（内 238）	036-0396	市ノ町 11-1
五所川原市	企画課男女共同参画室	0173-35-2111	037-8686	岩木町 12
十和田市	総務課	0176-51-6702	034-8615	西十二番町 6-1
三沢市	広報広聴課	0176-53-5111	033-8666	桜町 1-1-38
むつ市	企画調整課	0175-22-1111	035-8686	中央 1-8-1
つがる市	企画課	0173-42-2372	038-3192	木造若緑 61-1
平川市	総務課	0172-44-1111	036-0104	柏木町藤山 25-6

市町村名	担当課	電話番号	郵便番号	所在地
平内町	総務課	017-755-2111	039-3393	小湊字小湊 63
今別町	町民福祉課	0174-35-3004	030-1502	今別字今別 167
蓬田村	総務課	0174-27-2111	030-1211	蓬田字汐越 1-3
外ヶ浜町	総務課	0174-31-1111	030-1393	蟹田高銅屋 44-2
鱒ヶ沢町	政策推進課	0173-72-2111	038-2792	本町 209-2
深浦町	企画財政課	0173-74-2111 (内 236)	038-2324	深浦字苗代沢 84-2
西目屋村	住民課	0172-85-2803	036-1492	田代字稲元 144
藤崎町	教育委員会生涯学習課	0172-75-3311	038-3803	西豊田 1-1
大鱒町	総務課	0172-48-2111	038-0292	大鱒字羽黒館 5-3
田舎館村	総務課	0172-58-2111	038-1113	田舎館字中辻 123-1
板柳町	教育委員会生涯学習課	0172-72-1800	038-3672	灰沼字岩井 61
鶴田町	教育委員会社会教育班	0173-22-2111 (内 211)	038-3595	鶴田字早瀬 200-1
中泊町	総務課	0173-57-2111	037-0392	中里字亀山 434-1
野辺地町	企画財政課	0175-64-2111 (内 267)	039-3131	野辺地 123-1
七戸町	企画財政課	0176-68-2940	039-2792	字森ノ上 131-4
六戸町	総務課	0176-55-3111	039-2392	犬落瀬字前谷地 60
横浜町	総務課	0175-78-2111	039-4145	字寺下 35
東北町	企画課	0176-56-3111	039-2492	上北南 4-32-484
六ヶ所村	教育委員会社会教育課	0175-72-2111 (内 520)	039-3212	尾鮫字野附 478-2
おいらせ町	企画課	0178-56-4701	039-2192	中下田 135-2
大間町	総務課	0175-37-2111	039-4601	大間字大間 104
東通村	教育委員会教育支援グループ	0175-27-2111 (内 334)	039-4292	砂子又字沢内 5-34
風間浦村	総務課	0175-35-2111	039-4502	易国間字大川目 28-5
佐井村	総務課	0175-38-2111	039-4711	佐井字糠森 20
三戸町	総務課	0179-20-1111 (内 2216)	039-0198	在府小路町 43
五戸町	企画振興課	0178-62-2111	039-1513	古館 21-1
田子町	総務課	0179-32-3111	039-0292	田子字天神堂平 81
南部町	住民生活課	0179-34-2111	039-0195	沖田面字沖中 46
階上町	総務課	0178-88-2112	039-1201	道仏字天当平 1-87
新郷村	総務課	0178-78-2111 (内 156)	039-1801	戸来字風呂前 10

区分	市	町	村	計	比率
首長部局	10	19	6	35	87.5%
教育部局	0	3	2	5	12.5%
計	10	22	8	40	100.0%

2 参 考 資 料

(1) 青森県男女共同参画推進条例

青森県条例第50号
平成13年7月4日公布

私たちが目指す21世紀の社会は、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県においても、国際社会や国の動向を踏まえつつ、男女平等の実現を目指して着実に取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く存在し、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展等急速に変化する経済・社会環境の下で、本県の未来に明るい展望を拓き、先人たちが築き上げた^{いにしえ}古からの文化や歴史と、世界に誇り得る豊かな自然を享受しながら、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ心豊かに^{はぐく}育まれ、将来にわたって活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女が共に、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画を進めていくことが重要である。

このような認識に立ち、ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、事業者及び県民の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、並びに当該機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること、夫婦・男女間の暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の理解の下に、子どもを健やかに養育すること、家族を介護することその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを基本として行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴を理解し合うことにより、生涯にわたる健康と権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画の状況等の公表)

第7条 知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 男女共同参画の推進に関する施策の大綱に関する事項
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施についての総合調整に関する事項
- 三 その他男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

2 県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第10条 県は、事業者及び県民の男女共同参画についての理解を深めるため、教育及び学習の振興、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の防止等)

第12条 県は、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・男女間の暴力等の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査・研究)

第13条 県は、事業者及び県民による男女共同参画への取組に関する調査・研究その他の男女共同参画の推進に関する調査・研究を行うものとする。

(支援)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 青森県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県における男女共同参画に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、青森県男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の円滑かつ効果的な推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画に関する施策に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者に本部の会議への出席を求めることができる。

(推進会議)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に推進会議を置く。

- 2 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。
- 3 議長は環境生活部長をもって充て、副議長は青少年・男女共同参画課に係る事務を整理する環境生活部次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 議長は、推進会議を総括する。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 推進会議は、議長が必要に応じて招集し、議長がこれを主宰する。
- 8 議長は、必要に応じて関係者に推進会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、青少年・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

- 附 則
この要綱は、平成17年4月11日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成17年12月20日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成18年4月7日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成19年4月11日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成19年7月2日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成19年8月9日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成20年4月11日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成21年4月17日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成22年4月7日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成23年4月8日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長
行政改革・危機管理監
企画政策部長
環境生活部長
健康福祉部長
商工労働部長
農林水産部長
県土整備部長
観光国際戦略局長
エネルギー総合対策局長
出納局長
東青地域県民局長
中南地域県民局長
三八地域県民局長
西北地域県民局長
上北地域県民局長
下北地域県民局長
病院事業管理者
教育長
警察本部長

別表第2（第5条関係）

財政課長

人事課長

行政経営推進室長

企画調整課長

県民生活文化課長

青少年・男女共同参画課長

健康福祉政策課長

こどもみらい課長

商工政策課長

労政・能力開発課長

農林水産政策課長

監理課長

国際経済課長

エネルギー開発振興課長

会計管理課長

東青地域県民局地域連携部長

中南地域県民局地域連携部長

三八地域県民局地域連携部長

西北地域県民局地域連携部長

上北地域県民局地域連携部長

下北地域県民局地域連携部長

病院局運営部長

教育庁教育政策課長

教育庁生涯学習課長

警察本部総務事務推進課長

(3) 青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例

青森県条例第1号

平成13年3月26日公布

2

参考資料

(設置)

第1条 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成（以下「男女共同参画社会の形成」という。）の促進を図るとともに、健やかに子どもを生み育てる環境づくりを推進することにより、将来の社会を担う子どもの人権が尊重されることを旨として、家庭及び地域社会がそれぞれの役割を果たし、連携して子育てを支援していく社会の形成（以下「子育て支援社会の形成」という。）の促進を図るため、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターを設置する。

2 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県男女共同参画センター	青 森 市
青森県子ども家庭支援センター	青 森 市

(業務)

第2条 青森県男女共同参画センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 男女共同参画社会の形成に関する総合相談に関すること。
- 二 男女共同参画社会の形成に関する学習のために必要な助言及び指導に関すること。
- 三 男女共同参画社会の形成についての基本理念の普及啓発に関すること。
- 四 男女共同参画社会の形成の促進に関する活動の支援に関すること。
- 五 男女共同参画社会の形成の促進に関する調査研究に関すること。
- 六 男女共同参画社会の形成の促進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 七 その他男女共同参画社会の形成の促進に関し必要な業務

2 青森県子ども家庭支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 子育て及び家庭に関する総合相談に関すること。
- 二 子育て及び家庭に関する学習のために必要な助言及び指導に関すること。
- 三 子育て支援社会の形成についての基本理念の普及啓発に関すること。
- 四 子育て支援社会の形成の促進に関する活動の支援に関すること。
- 五 子育て支援社会の形成の促進に関する調査研究に関すること。

六 子育て支援社会の形成の促進に関する情報の収集及び提供に関すること。

七 その他子育て支援社会の形成の促進に関し必要な業務

(使用の承認)

第3条 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの別表に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第4条 前条の規定により使用の承認を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 知事は、特別な理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用の制限等)

第5条 知事は、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者の男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。

二 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。

三 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの管理運営上支障があると認めるときは、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの使用を制限することができる。

(委任)

第6条 この条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年3月青森県条例第6号）に定めるもののほか、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第6号）抄

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項から附則第16項までの規定は、規則で定める日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

1 イベントホール

区 分		金額（1時間につき）	
		特定活動のために使用する 場合	特定活動以外のために使 用する場合
入場料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合		1,300円	2,600円
入場料その他 これに類する 料金を徴収し て使用する場 合	最高額が1,000円未満のとき	1,690円	3,380円
	最高額が1,000円以上2,000円未満のとき	1,950円	3,900円
	最高額が2,000円以上3,000円未満のとき	2,340円	4,680円
	最高額が3,000円以上のとき	2,600円	5,200円

2 研修室等

区 分	金額（1時間につき）	
	特定活動のために使用する 場合	特定活動以外のために使用する 場合
大研修室1	500円	1,000円
大研修室2	500円	1,000円
小研修室1	185円	370円
小研修室2	185円	370円
小研修室3	165円	330円
和式研修室	115円	230円
保健指導室	380円	760円
調理実習室	275円	550円
工 作 室	245円	490円
講 師 控 室	125円	250円

備考 この表において「特定活動」とは、男女共同参画社会の形成又は子育て支援社会の形成の促進を図ることを目的として行う活動で知事が認めるものをいう。

(4) 青森県附属機関に関する条例（抜粋）

昭和36年1月5日
青森県条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する知事の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等及び法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている知事の附属機関の組織、会議の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(条例で設置する附属機関の組織等)

第2条 県に別表第1に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(法令で設置された附属機関の組織等)

第3条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めることとされている附属機関（次項に規定するものを除く。）の名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第2の当該各欄に掲げるとおりとする。

(第2項省略)

(会長等)

第4条 会長、委員長又は本部長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、別表第1及び別表第2の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関に代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等が2人置かれる附属機関においては、副会長等の行なう前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。

5 法令に別に定めのあるものを除くほか、会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

(委員の任命等)

第5条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員等は、別表第1及び別表第2の委員等の構成欄に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 委員又は本部員に欠員を生じた場合の補欠の委員又は本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 法令に別に定めのあるものを除くほか、附属機関の会議は、必要に応じて知事が招集する。ただし、青森県地方独立行政法人評価委員会、青森県公益認定等審議会、青森県生活衛生適正化審議会、青森県社会福祉審議会（以下「社会福祉審議会」という。）、青森県介護保険審査会、青森県土地利用審査会（以下「土地利用審査会」という。）、青森県都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）、青森県開発審査会及び青森県建築審査会の会議は、必要に応じて会長（青森県地方独立行政法人評価委員会及び社会福祉審議会にあつては、委員長）が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 法令に別に定めのあるもの並びに青森県防災会議（以下「防災会議」という。）及び青森県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の会議を除くほか、会議は、委員等（青森県地方独立行政法人評価委員会の会議の場合は委員及び議事に関する専門委員、青森県交通安全対策会議（以下「交通安全対策会議」という。）の会議の場合は委員及び議事に関する特別委員、青森県消費生活審議会（以下「消費生活審議会」という。）、社会福祉審議会、青森県国土利用計画審議会（以下「国土利用計画審議会」という。）及び都市計画審議会の会議の場合は、委員及び議事に関する臨時委員。次項において同じ。）の半数以上

の出席がなければ開くことができない。

4 会議（防災会議及び防災本部の会議を除く。）の議決は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、土地利用審査会の会議のうち、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第12条第6項及び第13項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定による規制区域の指定及び指定の解除並びにその区域の減少に係る確認に関する会議の議決は、総委員の過半数をもって決する。

5 前項ただし書の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができる。

（消費生活審議会の部会）

第7条（省略）

（青森県男女共同参画審議会の部会）

第8条 青森県男女共同参画審議会に、青森県男女共同参画推進条例（平成13年7月青森県条例第50号）第11条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項を調査審議するため、苦情等部会を置く。

2 苦情等部会に属すべき委員は、会長が指名するものとし、その数は、3人とする。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、1人とする。

3 苦情等部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 前項の部会長は、苦情等部会の事務を掌理する。

5 第3項の部会長に事故があるときは、苦情等部会に属する委員のうちから同項の部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 苦情等部会の議決は、これをもって青森県男女共同参画審議会の議決とする。

第9条～第26条（省略）

（部会等）

第27条 法令に別に定めのあるもの及び第7条から前条までに定めのあるものを除くほか、知事は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

（施行事項）

第28条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

別表第1

名称	担当する事務	組織	委員等の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
青森県男女共同参画審議会	青森県男女共同参画推進条例第8条第3項の規定によりその権限に属させられた事項、同条例第11条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。	会長 委員	学識経験を有する者	15人以内。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であつてはならない。	2年	委員の互選

(5) 青森県男女共同参画審議会委員

任期：2年(平成22年2月22日～平成24年2月21日)

氏名	役職等	備考
きとう けいこ 佐藤 恵子	青森県立保健大学教授	会長
うちうみ たかし 内海 隆	青森公立大学教授	会長代理 苦情等部会会長
ひかげ やよい 日影 弥生	弘前大学教授	苦情等部会委員
ますき ひとみ 益城 妃富	社会福祉法人青森社会福祉振興団 地域福祉部長	
きたむら まゆみ 北村 真夕美	青森県男女共同参画推進協議会会長	
えちぜん やすお 越前 靖夫	青森県町村会長	
やまや きよと 山谷 清人	社団法人 青森県経営者協会専務理事	苦情等部会委員
すずき ちかこ 鈴木 千賀子	青森労働局雇用均等室長	
いしだ いっせい 石田 一成	青森県高等学校長協会人権委員会委員長 (青森県立むつ工業高等学校長)	
きとう じゅん 佐藤 淳	日本放送協会青森放送局長	
さいとう ひさこ 斉藤 久子	青森県 ViC・ウーマンの会理事	
きむら あき 木村 亜希	青森県行政書士会青森支部理事	
ひがしで るりこ 東出 るり子	日本労働組合総連合会青森県連合会女性委員会事務局長	
まつもと ふみはる 松本 史晴	弁護士	
とみやま つきこ 富山 月子	青森県医師会常任理事	

※委員数 15 名

(6) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年法律第 78 号

平成 11 年 6 月 23 日公布

改正：平成 11 年法律第 102 号

平成 11 年法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、

かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画

社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

(7) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）

昭和 47 年法律第 113 号

施行：昭和 47 年 7 月 1 日

主要改正：昭和 60 年法律第 45 号

平成 9 年法律第 92 号

平成 12 年法律第 60 号

平成 18 年法律第 82 号

平成 20 年法律第 26 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法 の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第 2 条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第 3 条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第 4 条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほ

か、都道府県知事の意見を求めるものとする。

- 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
- 6 前2項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第1節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第8条 前3条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第10条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで及び前条第1項から第3項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第2節 事業主の講ずべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第12条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第3節 事業主に対する国の援助

第14条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

五 前各号の措置の実施状況の開示

第3章 紛争の解決

第1節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第15条 事業主は、第6条、第7条、第9条、第12条及び第13条第1項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第16条 第5条から第7条まで、第9条、第11条第1項、第12条及び第13条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第4条、第5条及び第12条から第19条までの規定は適用せず、次条から第27条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第17条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第2節 調停

(調停の委任)

第18条 都道府県労働局長は、第16条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第19条 前条第1項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、3人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第20条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第11条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、

かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第21条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第22条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第23条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第24条 前条第1項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第2項の通知を受けた日から30日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第25条 第18条第1項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。
- 二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。
- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- 3 第1項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第1項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第26条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第27条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第4章 雑則

(調査等)

第28条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができ

る。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第29条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第30条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで、第9条第1項から第3項まで、第11条第1項、第12条及び第13条第1項の規定に違反している事業主に対し、前条第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第31条 (省略)

(適用除外)

第32条 第2章第1節及び第3節、前章、第29条並びに第30条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第2章第2節の規定は、一般職の国家公務員(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第4号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和22年法律第85号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和29年法律第百65号)第2条第5項に規定する隊員に關しては適用しない。

第5章 罰則

第33条 第29条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 (平成20年5月2日法律第26号)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。

(以下略)

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年法律第31号

改正：平成16年法律第64号

平成19年法律第113号

2

参考資料

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この

項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心^{しゅう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、

第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるとき

は、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(9) 次世代育成支援対策推進法（抄）

平成 15 年法律第 120 号
公布：平成 15 年 7 月 16 日
最終改正：平成 22 年法律第 71 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第 3 条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第 7 条第 1 項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第 5 条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第 2 章 行動計画

第 1 節 行動計画策定指針

第 7 条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第 1 項の市町村行動計画及び第 9 条第 1 項の都道府県行動計画並びに第 12 条 1 項の一般事業主行動

計画及び第 19 条第 1 項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
 - 三 次条第 1 項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 4 項に規定する保育の実施の事業、同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第 2 項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準
 - 四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の市町村行動計画及び第 9 条第 1 項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条及び第 22 条第 1 項の規定は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から（略）施行する。

（この法律の失効）

第 2 条 この法律は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2～3 項（略）

（検討）

第 3 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(10) 少子化社会対策基本法（抄）

平成 15 年法律第 133 号

公布：平成 15 年 7 月 30 日

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が 21 世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立つて的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（施策の基本理念）

第 2 条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分留意し、長期的な展望に立つて講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

（国の責務）

第 3 条 国は、前条の施策の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 5 条～第 9 条 （略）

第 2 章 基本的施策

（雇用環境の整備）

第 10 条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなっている雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

（保育サービス等の充実）

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促

進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(地域社会における子育て支援体制の整備)

第 12 条 国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み、育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

第 13 条 国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保険指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療（助産を含む。）が提供される体制の整備等安心して子どもを生み、育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

(ゆとりのある教育の推進等)

第 14 条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第 15 条 国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを生み、育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第 16 条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税法上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

第 17 条 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(11) 男女共同参画の推進に関する年表

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
1975(昭50)	「国際婦人年」 (目標：平等、開発、平和) 「国際婦人年世界会議」開催 (於：メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	総理府に婦人問題企画推進本部を設置 総理府婦人問題担当室が業務開始	
1976～1985	国連婦人の十年 (目標：平等、発展、平和)		
1977(昭52)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館オープン	4月 婦人行政の窓口を生活福祉部児童家庭課に設置
1979(昭54)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択 (第34回総会)	「国内行動計画前期重点目標」策定	5月 「青森県婦人問題対策推進委員会」設置
1980(昭55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(於：コペンハーゲン) 「国際婦人の十年後半期行動プログラム」採択 「女子差別撤廃条約」に日本を含む65カ国署名、4カ国批准 「女子差別撤廃条約」発効		4月 婦人行政の総合調整窓口として企画部に青少年婦人室を設置 5月 「青森県婦人行動計画」策定 6月 「青森県婦人問題行政連絡会議」設置 11月 「青森県女性団体連絡会」設立
1981(昭56)		「国内行動計画後期重点目標」策定	4月 青少年婦人室が企画部から生活福祉部に移管 6月 「青森県婦人行動計画推進計画」策定
1985(昭60)	「国連婦人の十年」世界会議開催(於：ナイロビ) 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」(通称「ナイロビ将来戦略」)採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布(昭61.4.1施行) 「女子差別撤廃条約」批准	7月 「国連婦人の十年」世界会議NGOフォーラムに県内の女性2名を派遣
1986(昭61)		婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大し、任務も拡充	3月 青森県婦人問題対策推進委員会が「青森県の婦人対策に関する提言」を知事に提出 12月 「青森県長期総合プラン」に重点施策として婦人政策が位置付けられる。
1987(昭62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1989(平元)		学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必履修等)	7月 「新青森県婦人行動計画」策定
1990(平2)	国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991(平3)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 「育児休業法」公布	

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
1993(平5)		第4回世界婦人会議日本国内委員会設置	4月 青少年婦人室から青少年女性課へ改組
1994(平6)	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議開催(於:ジャカルタ) 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 国際人口・開発会議「カイロ宣言」採択(リプロダクティブ・ヘルス/ライツを提起)	男女共同参画室、男女共同参画審議会設置、 男女共同参画推進本部設置(婦人問題企画推進本部を改組)	
1995(平7)	「第4回世界女性会議」開催(於:北京、目標:平等、開発、平和のための行動) 「北京宣言及び行動綱領」採択(190カ国、約17000人参加)	「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) ILO156号条約(家庭的責任条約)批准	9月 第4回世界女性会議NGOフォーラムに県内女性10名を派遣
1996(平8)	北京行動要綱実施のための女性の地位向上のためのナショナル・マシーナリー強化に関する地域会議(於:ソウル)	男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	4月 青少年女性課から女性政策課へ改組 「青森県婦人問題行政連絡会議」を「女性行政推進連絡会議」に改正 7月 「青森県婦人問題対策推進委員会」を「女性政策懇話会」に改正
1997(平9)		男女共同参画審議会設置法公布 「男女雇用機会均等法、労働基本法、育児・介護休業法の一部を改正する法律」公布 「介護保険法」公布	2月 「新青森県長期総合プラン」策定。男女共同参画社会推進が戦略プロジェクトとして位置付けられる。 9月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施
1998(平10)		男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり—」答申	
1999(平11)		改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法、改正育児・介護休業法施行、「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行(女性の参画の促進を規定) 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	
2000(平12)	国連特別総会「女性2000年会議」開催(於:ニューヨーク)	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定	1月 「あおり男女共同参画プラン21」策定 4月 女性政策課から男女共同参画課へ改組 「男女共同参画懇話会」に改正 「青森県女性行政推進連絡会議」を「男女共同参画推進連絡会議」に改正
2001(平13)		「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 「男女共同参画会議」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、一部施行	6月 「青森県男女共同参画センター」開館 7月 「青森県男女共同参画推進条例」公布、施行 9月 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」設立 11月 「青森県男女共同参画審議会」設置

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
2002(平14)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行	4月 男女共同参画課から青少年・男女共同参画課（男女共同参画グループ）へ改組 6月 「あおり男女共同参画プラン 21 改訂版」を策定
2003(平15)	国連女子差別撤廃委員会第 29 会期において日本の第 4・5 回実施状況報告を審議	「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行 「少子化社会対策基本法」公布	8月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施 10月 「青森県男女共同参画推進本部」設置
2004(平16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法公布・施行	12月 県の基本計画「生活創造推進プラン」策定、男女共同参画の推進が「5つの社会を実現するための仕組みづくり」に位置付けられる。
2005(平17)	第 49 回国際婦人の地位委員会、通称「北京+10」を開催（於：ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定	12月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」策定
2006(平18)	東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催（東京）	「男女雇用機会均等法、労働基準法」改正法公布	4月 青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理制度開始 4月 「青森県男女共同参画センター」に指定管理者制度導入 6月 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」が「青森県男女共同参画推進協議会」に名称変更
2007(平19)	第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催（インド）	「男女雇用機会均等法、労働基準法」改正法施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法公布 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	3月 「あおり男女共同参画プラン 21」を「新あおり男女共同参画プラン 21」に改定 4月 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する事務を健康福祉部へ移管
2008(平20)	女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法施行	12月 「青森県基本計画未来への挑戦」策定、男女共同参画の推進が 4 つの分野にまたがる重要な視点として位置付けられる。 1月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」改定
2009(平21)	国連女子差別撤廃委員会第 44 会期において日本の第 6 回実施状況報告を審議	「育児・介護休業法」改正法施行	7月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施
2010(平22)	第 54 回国際婦人の地位委員会、通称「北京+15」記念会合開催（於：ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第 3 次）」閣議決定 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	
2011(平23)	UN Women 正式発足		

(12) 男女共同参画関連相談窓口一覧表

実施機関名	名称	受付日	時間	電話番号	備考
青森県男女共同参画センター	配偶者暴力相談支援センター	毎日	9:00～16:00	017-732-1022	水曜日・年末年始は除く
	一般相談(電話・面接)				
	専門相談(法律)	第2・4火曜日	14:00～16:00		
	専門相談(こころ)	第3金曜日	13:00～15:00		
青森県女性相談所	配偶者暴力相談支援センター	月～金曜日 土・日・祝日	8:30～20:00 9:00～18:00	017-781-2000	
	DVホットライン	毎日	24時間	0120-87-3081	通報、緊急相談用
東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室	配偶者暴力相談支援センター	月～金曜日	8:30～17:15	017-734-9951	祝祭日・年末年始は除く
中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室	配偶者暴力相談支援センター	月～金曜日	8:30～17:15	0172-33-3211	祝祭日・年末年始は除く
三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室	配偶者暴力相談支援センター	月～金曜日	8:30～17:15	0178-27-4435	祝祭日・年末年始は除く
西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室	配偶者暴力相談支援センター	月～金曜日	8:30～17:15	0173-35-2156	祝祭日・年末年始は除く
上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室	配偶者暴力相談支援センター	月～金曜日	8:30～17:15	0176-62-2145	祝祭日・年末年始は除く
下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室	配偶者暴力相談支援センター	月～金曜日	8:30～17:15	0175-22-2296	祝祭日・年末年始は除く
青森県立精神保健福祉センター	こころの電話	月～金曜日	9:00～16:00	017-787-3957 017-787-3958	祝祭日・年末年始は除く
青森地方法務局	女性の人権ホットライン	月～金曜日	8:30～17:15	0570-070-810	祝祭日・年末年始は除く
青森労働局雇用均等室	職場における男女の均等な処遇、セクシュアル・ハラスメント、妊娠中・出産後の健康管理に関する相談	月～金曜日	8:30～17:15	017-734-4211	祝祭日・年末年始は除く
青森市男女共同参画プラザ	悩み事相談(電話相談)	月曜日・木曜日	10:00～16:00	017-776-8850	祝祭日・年末年始は除く
	悩み事相談(面接相談)	予約(月～金曜日)	予約(9:00～16:00)	017-776-8858	

実施機関名	名 称	受付日	時 間	電話番号	備 考
県警察本部子ども・女性安全推進室	子ども・女性安全推進室	月～金曜日	8:30～17:15	017-723-4211	祝祭日・年末年始は除く
県警察本部警察安全相談室	警察安全相談室	毎日	終日	017-735-9110 #9110(短縮)	夜間・休日は当直職員対応
鉄道警察隊(青森)	女性被害相談所	月～金曜日	8:30～17:00	017-722-4746	左記以外の時間帯は、 所轄警察署員又は当直職員対応
青森警察署 中央交番		毎月第1水曜日、 第3日曜日	15:00～19:00	017-777-3743	
つくだ交番				017-742-4320	
八戸警察署 中央交番				0178-24-3011	
弘前警察署 駅前交番				0172-32-1019	
中央交番	0172-32-3925				
県警察本部捜査第一課	性犯罪被害110番	毎日	終日	0120-89-7834	夜間・休日は当直職員対応

平成 23 年度版
青森県の男女共同参画の現状と施策

平成 23 年 10 月

編集・発行 青森県環境生活部青少年・男女共同参画課

住 所 〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1

電 話 017-734-9228

F A X 017-734-8050

E-mail seishonen@pref.aomori.lg.jp

